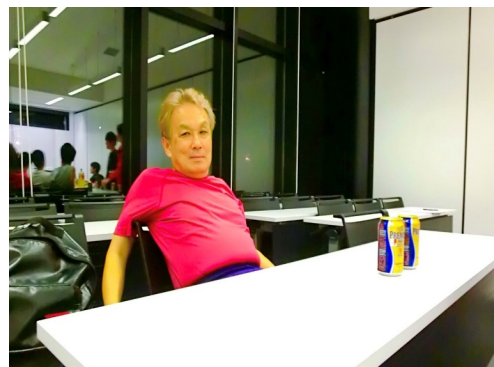


**2018年度
春学期活動記録**



2018 年 6 月 30 日～ 7 月 2 日

**早稲田大学 文化構想学部 社会構築論系
共生社会論 現代共生理論 森ゼミナール**

目次

まえがき

春学期 授業予定

夏合宿予定

第1部 夏合宿報告書

第1章 天皇制の将来について	1
はじめに	1
I 本章の流れ	1
II 天皇制と共同幻想論	1
II-i 天皇制の存続に関する議論	3
III 天皇制とジェンダー	5
IV 参考文献	7
The future of symbolic emperor system	9
第2章 アベノミクスと黒田日銀について	15
はじめに	15
I 本章の流れ	15
II アベノミクス	15
II-i アベノミクスの全体像	15
II-ii 第1の政策「3本の矢」	16
II-iii 第2の政策「新3本の矢」	17
III 日本銀行と黒田日銀総裁	17
III-i 日本銀行とは何か	17
III-ii 黒田東彦総裁の政策の特徴	18
III-iii 白川前総裁と黒田総裁の相違点	20

III-iv	黒田日銀の問題点	20
III-v	現在の黒田日銀	21
III-vi	まとめ	21
IV	最新の動向	21
V	今後の展開についての考察	22
V-i	金融政策の成果が出始めたケース	22
V-ii	成果は見られないが継続するケース	22
V-iii	金融政策の成果が見込まれないため中止にするケース	22
V-iv	現在の金融政策を続けるためには	22
VI	参考文献	23
	Abenomics and Kuroda Bank of Japan Governor	24
第3章 失業、ベースアップ、働き方改革を中心に		29
	はじめに	29
I	本章の流れ	29
II	失業	29
III	ベースアップ	32
III-i	賃金上昇率について	32
III-ii	ベースアップについて	32
IV	働き方改革	34
IV-i	「働き方改革」の基本的な考え方	34
IV-ii	「働き方改革」のこれまでの経緯	34
IV-iii	「働き方改革」の背景	36
V	まとめ	40
VI	参考文献	40
	Unemployment, Increases in Basic Pay, “Work—Style” Reforms	42
第4章 憲法改正について		47
	はじめに	47
I	本章の流れ	47
II	自衛隊	47
II-ii	緊急事態	51
II-iii	合区解消	52
II-iv	教育充実	54
II-v	憲法改定にかかる時間と費用	56

Ⅲ 考察	57
Ⅳ 参考文献	57
Regarding Constitutional Changes; Self – Defense Forces, Emergency Articles, Integration of constituencies and Local Public Bodies, Education	59

第2部 Practice Reading

・「INEQUALITY」 What Can Be Done?

By Anthony B. Atkinson

I When Has Inequality Fallen In The Past?	66
II Changing Inequality from 1914 to 1945 and the Role of War (1)	67
III Changing Inequality from 1914 to 1945 and the Role of War (2)	68
IV Changing Inequality from 1914 to 1945 and the Role of War (3)	69
V Changing Inequality from 1914 to 1945 and the Role of War (4)	70
VI After the Second World War in the US (1)	71
VII After the Second World War in the US (2)	72
VIII After the Second World War in the US (3)	73
IX After the Second World War in the US (4)	74
X After the Second World War in the US (5)	75
XI After the Second World War in the US (6)	76

第3部 2018年度春学期 議事録集

I 媒体「法」と「権力」	81
II-i 貨幣と市場を定義する	87
II-ii 憲法をめぐる法学概念と社会学概念	94
III-i 媒体「愛」の構造、『太陽の季節』は恋愛小説か	103
III-ii 仮想通貨と取引所をめぐる問題	108
IV-i 真理諸説詳論	116
IV-ii 「恋愛」と「不倫」の相違 ―事例から	124
V-i 言語行為論詳説	137
V-ii 科学における真理と報道の客観性 ―True と Real の区別とその意味	145
VI-i 社会的世界論詳説	155

VI- ii	大統領トランプの言語行為分析	165
VII	帰属論詳説	174
VIII	霊的世界論詳説	187
IX- i	音楽論	192
IX- ii	経験的・分析的社會研究 乗用車の高齢運転者による事故と AI 進化 —自己責任の帰属	201
X- i	絵画論の試み	211
X- ii	象徴天皇制における「象徴」とは何か？	218
XI- i	1 班夏合宿議事録	226
XI- ii	2 班夏合宿議事録	230
XI- iii	3 班夏合宿議事録	234
XI- iv	4 班夏合宿議事録	238

まえがき

本誌は、森ゼミ生が 2018 年度春学期中に活動した成果をまとめたものである。私たちは社会および社会事象を様々な視点から観察、分析することで、変貌する現在と未来を自らの力で捉える訓練を行ってきた。

全体は三部に分けられる。第一部は、夏合宿にて行われた各班の報告内容をまとめたレポートである。報告では、アベノミクス、働き方改革、憲法改革、天皇制の将来という 4 つの視点から安倍政権の総括を試みた。

第二部は、Anthony B. Atkinson 著、*INEQUALITY What Can Be Done?*（日本語訳『21 世紀の不平等』）をゼミ活動中に精読し、新たな知見を獲得した成果を載せる。世界の最富裕層の 1% が富の 80% を所有しているとも言われている中、アトキンソンは世界全体的な不平等の歴史を振り返り、昨今の政府がどのような政策をとっているかを分析している。ゼミにおける議論では、ジニ係数や貧困率といったキーワードを抽出することで現在の私たちの暮らしとどのような関係があるのか、内容を精査する作業を行った。

第三部は、森元孝著『理論社会学-社会構築のための媒体と論理』を元に行ったゼミでの報告と議論内容の議事録をまとめた。「社会とは何か」という視点を元に、貨幣や経済から恋愛といった身近な社会現象まで幅広く取り扱ったことで、真面目なもの一辺倒ではなく、様々な社会現象を紐解く手がかりを随所に見ることができる内容にまとまっている。

最後に、このプロシーディングスは森ゼミ生の努力と成長の結晶である。全ての読者にとって、本誌が社会や社会事象を読み解く手がかりとなれば幸いである。

2018 年 7 月 24 日

伊藤友紀

春学期 授業予定

社会構築論系 共生社会論プログラム 現代共生理論ゼミ Can We Live Together? (定員 1 学年13名)						
SS:						
月	日	課題1 言葉を増やす	課題2 理論的・論理的思考を養う			
4	6		社会科学による分析	①基本理論の確認	②経験的・分析的社會研究	
	13	Atkinson, Inequality	法と権力	媒体「法」と「権力」	懇親会	
	20	Atkinson, Inequality	市場と貨幣	貨幣と市場を定義する	憲法をめぐる法学概念と社会学概念	
	27	Atkinson, Inequality	恋愛と人類愛	媒体「愛」の構造、『太陽の季節』は恋愛小説か?	仮想通貨と取引所をめぐる問題	
5	11	Atkinson, Inequality	科学と真理	真理諸説詳論	「恋愛」と「不倫」の相違 一事例から	
	18	Atkinson, Inequality	言語と世界	言語行為論詳説	科学における真理と報道の客観性 TrueとReal の区別とその意味	
	25	Atkinson, Inequality	社会	社会的世界論詳説	大統領トランプの言語行為分析	
6	1	Atkinson, Inequality	人間と人	帰属論詳説	先輩講演と質疑応答: 論者 武類雅典 (日本経済新聞企業報道部長・元ニューヨーク特派員・1990年森ゼミ)	
	8	Atkinson, Inequality	宗教	霊的世界論詳説	先輩講演と質疑応答: 論者 川越慶太 (野村総合研究所コンサルティング人材開発室長・1989年森ゼミ)	
	15	Atkinson, Inequality	芸術	音楽論	乗用車の高齢運転手による事故とAI進化 ー自己責任の帰属	
	22	Atkinson, Inequality	(補論)	家徽天皇制における「象徴」とは何か?	絵画論の試み	
	29	Atkinson, Inequality	合宿の準備作業			
夏合宿 6月30日(土)～2日(月) 軽井沢セミナーハウス						
7	報告会課題	課題1 安倍政権総括 (1) ーアベノミクスと黒田日銀を中心に 報告と議論				45分×1+30分
		課題2 安倍政権総括 (2) ー失業、ベースアップ、働き方改革を中心に 報告と議論				45分×1+30分
		課題3 安倍政権総括 (3) ー憲法改正について 報告と議論				45分×1+30分
		課題4 安倍政権総括 (4) ー天皇制の将来について 報告と議論				45分×1+30分
		課題6 映画鑑賞会				120
	6	プロシーディングス制作				
	13	プロシーディングス制作				
	20	プロシーディングス制作				

夏合宿予定

2018年度 森ゼミ夏合宿 タイムテーブル					
6/30(土)		7/1(日)		7/2(月)	
		7:30 ～8:30	朝食	7:30 ～9:30	朝食 荷造り
		9:00 ～10:15	3班報告(報告45分 /議論30分)	9:30 ～12:00	映画鑑賞『海賊とよ ばれた男』 上映時間 145分
9:45	学生会館周辺集合	10:15 ～10:30	休憩		
10:00	早稲田発	10:30 ～11:45	4班報告(報告45分 /議論30分)		
		11:45 ～13:00	撤収→昼食	12:00 ～13:00	昼食
		13:00 ～17:00	自由時間 (レク)	13:00	軽井沢発
				15:30 ～16:00	早稲田着・解散
14:40 ～15:55	1班報告(報告45分 /議論30分)				
15:55 ～16:10	休憩(15分)				
16:10 ～17:25	2班報告(報告45分 /議論30分)				
17:25 ～17:40	片付け・撤収				
18:00 ～19:00	夕食	17:00 ～19:30	夕食(BBQ)		
	自由時間				
20:00～	コンパ		自由時間		
		21:00～	コンパ		

* 入浴は
 16時から20時
 20時以降入浴不可
 シャワー室は
 12時から20時
 21時から朝8時半まで

第1部

夏合宿報告書

6月30日～7月2日

早稲田大学軽井沢セミナーハウスにて実施

第一章 天皇制の将来

安東寛崇、伊藤友紀、豊泉風花

はじめに

日本国憲法では天皇は象徴としての存在であると明記されている。本章では、日本の立憲君主制の頂点に位置づけられる天皇という存在に焦点を当て、象徴天皇制における象徴という言葉の有する重要な意味を可能な限り透徹して掘みだし、象徴天皇制の将来について考察していく。

I. 本章の流れ

本章は、大まかに3つの項目から構成されている。まず「II. 天皇制と共同幻想論」では、「象徴」という言葉に対する言語的側面からのアプローチを試みる。次に「III. 天皇制の存続に関する議論」にて、天皇制のメリット・デメリットを提示したうえで廃止する場合に生じるリスクについて触れる。最後に「IV. 天皇制とジェンダー」において、今後の存続を考えたとき、将来避けては通れないであろうジェンダーの問題へと議論を敷衍して本章を締めくくりたいと思う。

II. 天皇制と共同幻想論

共同幻想論の由来は「国家は幻想の共同体だ」というマルクスの主張にある。彼の主張する国家は概念としての国家であり、つまり人間の精神の動き方、あるいは指導性、統治性を指す、いわゆる国家を治めるという意味であった。後続するレーニンらが国家を政治的なものと捉えたのに対して、マルクスは国家を自然哲学として捉えているのである。

そして概念としての人間の集合体の一つが国家であるという意味で、国家を「概念の集合体」と呼ぶ。そして日本では「概念」を「幻想」と訳している。つまり「国家は幻想の共同体である」ということになる。

ところで、国家に対する認識において西洋、東洋、日本とでは大きな違いがある。西洋では、人間の観念の集合体が「政府」であり、同時に「政府」のことを「国家」と呼ぶ。一方、東洋や日本では、「国家」とは日本列島の土地、そこに住んでいる人、行われている風俗・習慣や言語、それら全てを包括して「国家」と捉えている。特に、戦時中において、国家とは国民全てを足元まで包み込んでいるようなもので外に出ることが許されないと考えられてきた。

つまり、西洋では「社会」の中に「国家」が存在することに対し、日本では「国家」の中に「社会」が位置付けられているのである。

日本という「国家」の頂点には天皇という存在がいる。「天皇の国事行為」の神髄に

対する人々の認識には次第に差異が生じることとなった。戦後、知識人は西洋的な考えに理解を示したことに對し、そうではない人は以前と変わらない意識が根付いたままであったのだ。具体的には、知識人以外の人々は、天皇に国事行為として権限があり、国事行為とは国家を治める政治行為であると理解していたのである。

また、保守的な政府による印象の操作も相まっていた。政府は日本的な国家概念を利用して、天皇の国事行為とは「憲法改正、法律、政令及び条約を公布」したり、「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証」（憲法7条）するといい、知識人以外の人に国家を治める行為であると誤解させようと画策したのである。天皇の役割をはっきりさせる必要があり、そのためには「国家の儀礼的行為」とか「祭式的な行為」と称するのがよいと吉本隆明は述べる。

さて、共同幻想の骨格はどのようなものであろうか。共同幻想を細分化すると、個々人の夢、理念、想念などが問題とされる領域を意味する「個人幻想」や、家族という概念をつくる犠牲になる「対幻想」、国家はもちろんのこと、社会的集団や複数の人間が集まり何事か一つのことを成し遂げようと考えた場合に出てくる「共同幻想」の以上三つの位相が現れる。

従来の、集団生活を成立させる機能として国家を形成したという社会契約説や、ブルジョワジーが自分の既得権益を守るために作った暴力装置であるというレーニンの国家論、すなわち、国家とはルール体系であり、機能性を重視したシステムであるという国家論に對し、吉本隆明によって著された『共同幻想論』で定義された国家論では国家とは共同の幻想であると定義されている。それはつまり、人間が詩や文学を創るように、国家というフィクションを空想し、想像したということである。人間は自分の作り出したフィクションである共同幻想に對し、時に敬意を、親和を、恐怖を覚える。

個人主義の発達した現代では自己幻想は愛国心やナショナリズムという形で、共同幻想に侵食されている。そして共同幻想の解体、自己幻想の共同幻想からの自立は、現在でもラジカルな本質的課題であると吉本は指摘する。

それでは、天皇制における「象徴」とは何か。天皇制の発祥は農耕社会であり、ものとの関係、生産がだんだん見えなくなり、その確認が難しい。つまり、住んでいながらその土地に関する本当の実存が希薄になっていると言える。吉本は自身の著書で、憲法の抱える一番の問題は「言葉の問題」であり、「象徴」とは、立憲君主制でもなく、大統領制でもなく絶対主義でもない、どれにも当てはまらないことを理由に、創られた便利な概念であると述べている。そして象徴の無効化とは、皇居周辺に聳え立つ高層ビルなどからわかるように、見えざるものが見えてきていることにより、神格化が不可能になってきているということである。

以上を踏まえて考察を加えると、共同幻想という概念において、「象徴」という言葉の持つ意味や共通概念が曖昧にされることが多く、現在「象徴」と表される天皇は農耕社会とともに無効化されていくだろう。

Ⅱ．天皇制の存続に関する議論

本項目の主題に入る前に、象徴天皇制という制度についてその概要を確認しておく。象徴天皇制において天皇の立場は主権者である国民を統合する象徴であり、国の統治についての権限はなく、憲法に定められた国事行為だけを、内閣の助言と承認に基づいて行う存在である。つまり、形だけ、「象徴」としての国家元首（対外的代表権を有する君主）である。

では、形骸化した君主である天皇という存在は今後存続し続けるのだろうか。あるいは廃止した方がよいのだろうか。その存続すべきか否かということ巡り、天皇制のメリット・デメリットは具体的にどのようなものがあるか、そして廃止した場合の社会にもたらす影響はどのようなものかの二点を軸に考察していく。

まずは天皇制のメリットである。「象徴」としていながら、その実、様々な役割を果たしていることが見て取れるだろう。具体的には以下の通りである。

①ナショナルアイデンティティの象徴である。

代表的なメリットとしては、やはり「国の顔」という点が挙げられるだろう。天照大神にまで繋がる万世一系の血筋というのを何の疑いもなく信じる人は少ないとはいえ、それでもなお直径の元首が現在も途絶えることなく続いているということは、日本という国家に強力な正当性をもたらす。

②日本の対外関係の円満化

世界最古の王室・皇室として、日本の伝統を支える天皇に対する海外からの尊敬の念を集めることで、日本の外交に天皇は大きく寄与貢献している。

③日本の伝統文化の保護

日本の文化の特徴として、伝統文化と神道の宗教行事とが一体化してしまい、ほとんどの日本人は特段自分が神道の信者であるという意識を持つことのないままに様々な伝統行事に参加しているということが挙げられる。(Ex. 七五三、夏祭り) 天皇にまつわる式典の荘厳さから、日本の伝統が保存されているのは天皇のおかげだという考察もある。

④平和的な国家統制を可能とする

より直感的に理解しやすいメリットとして、「国民統合の象徴」存在が平和的な国家統制に大きく寄与貢献しているということが挙げられる。天皇はその権限を憲法によって大きく制限され、形だけの元首にすぎないとしても、戦後の日本の政治システムは天皇を頂点にして形成されている。

システム上、天皇がいなければ首相も最高裁の長官も任命されず、国会が開会されることもなく、衆院も解散されることもない。天皇がいなければ行政、司法、立法の三権力の全てが機能不全に陥るといえる。

それは政治の形式の話に過ぎないが、国家統制の形式は憲法によって定められており、たかが形式といって蔑ろにできるようなものではない。仮にこの形式を度外視して国家が運営されるような事態が生じたとしたら、その時は対外的な国の権威に大きな傷がつくことになる。

続いてデメリットとしては、以下のものが考えられる。

①憲法の掲げる平等の理念に反する存在として、憲法に矛盾を内包させてしまう。

日本国憲法では、全ての国民は法の下に平等であると明確に定められているにも関わらず、国家の頂点に君臨する君主がその理念と真っ向から対立する存在となってしまうている。

②皇室の運営や維持に多額の税金が投入されている。

形だけの国家元首と言いつつ、天皇が執り行う儀式は多数存在し、また被災地の巡礼などその公務は多岐に渡っており、皇室及び宮内庁の運営には莫大な税金が充てられている。

③政治腐敗の誘発

政治家が政治のシステムの頂点にいないため、政治家の無責任体質が生じやすい一因になっているとも考えられる。事実、決してクーデターなどが勃発したわけでもなく、総理大臣という行政のトップが頻繁に入れ替わるという事態は、海外ではあまり例を見ないことである。

以上、メリット・デメリットを列挙したが、それらを踏まえると、天皇はいわば国家の安全装置ともいえる現状が浮かび上がってくるのではないか。どういうことかという、本当の日本（領域や国民や文化などを総合的に内包した共通概念）というものがあつたとして、それを縁取る茫漠な枠線に蓋をして日本というイメージを一つにまとめる存在だということである。

天皇は、君主でありながら「象徴」という便利な定義付けがなされることで、権力を

ほとんど有さないが強力な権威を持つ存在としての立ち位置を獲得することができた。そうした存在は、平常時にはその存在意義が膿気であるが、その喪失は日本という概念の外枠に深刻なゆらぎをもたらし、様々な潜在的な問題が噴出する可能性がある。その意味で天皇は安全装置といえるのである。

そこで、天皇制があることの功罪を一度度外視し、仮にその安全装置を廃止した場合にどのような事態になるのかについて考察してみる。一番重要な論点としては、もし実際に天皇を廃止するとなると、形式的なまとめ役がいなくなるので、その代替をいかにするかの議論が避けられないという点であろう。

日本も大統領制を採用するかもしれない。そうすると、大統領の権限の範囲をどうするかという問題は極めて重要な論点になってくる。下手をしたら独裁者のような存在が生じるリスクもある。共和制を目指すとしても、単一国家的な気質を維持するのか、連邦制に移行していくのかなど、そのビジョンの構築は慎重に行う必要がある。そうした変化は社会に混乱をもたらし、混乱は不安を人々に生じさせ、不安定さは治安を悪化させる一因ともなり得る。その後の明確なビジョンが無いままに廃止を決行すれば、アラブの春と同じような轍を踏む可能性があるのである。それだけの大きなリスクが天皇制の廃止には伴うのである。

最後にここまでの議論をまとめると、結論としては、現状、天皇制を廃止したとしても、それによって得られるメリットよりデメリットの方が上回ると考えられるため、積極的に廃止する必要性は無いと言えるだろう。

Ⅲ. 天皇制とジェンダー

日本は男子主義の伝統が古来より非常に強く根付いており、天皇も男子が世襲するのが慣習となっている。しかし、人の生は偶然性に満ちており、必ずしも男子を身ごもるとは限らない。天皇制の存続を望むのであれば、昨今の男女平等意識の高まりもあり、天皇制とジェンダーを巡る問題は真摯に向き合う必要があるだろう。以下、本項では女性天皇について検討していきたい。

そもそもジェンダーとは、生物学的な性ではなく社会的・文化的につくられる性別を指す。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のことであり、例えば「料理は女性がやるもの」といった認識に代表される分業意識は社会的・文化的につくられた男女の違いを表している。なぜなら、本来料理とは特別女性だけがやるものとは限らず、男性も料理をするものであるからだ。性別の違いで役割を決めつけるということは典型的なジェンダー差別の一例である。

性別による役割分業が恣意的なものなのだとしたら、女性は天皇になれないというの

は非常に問題である。しかし、どうして女性は天皇になれないのだろうか。

天皇制とジェンダーを巡る議論として、約 100 年前の新聞にて、女性の天皇を認めるか否かの論争が巻き起こっている。当時の記事からは、肯定派と否定派がそれぞれの意見を活発に述べている様子がうかがえる。これは、現代では女性天皇という議論自体が希薄であることを鑑みると、非常に先進的なものであると言える。以下、その要約を抜粋

嚶鳴社『東京横浜毎日新聞』（1882 年 3 月 14 日～4 月 4 日）

議題：女帝を立てるの可非

島田：女帝否定。女帝が誕生した場合、臣民と結婚することにより、天皇の権威が損なわれる。「万世一系」の天皇の権威が衰退する恐れがある。

草間：女帝を認めるべき。女帝の夫は影で政治を動かす恐れがあるという意見は、否定される。憲法に女帝の夫の政治介入を禁止する条項を入れれば良い。

女性天皇を認めるか否かの議論は戦後も行われた。肯定派は憲法や男女同権の普及に言及するなど、現代においても重要な示唆を含む主張をしている。一方で否定派は男子主義を日本固有の伝統と主張するなど、過去に固執した主張をしていることが見て取れる。以下、肯定派と否定派の意見を抜粋。

○肯定派

- ・ 憲法 14 条「法の下での平等」の趣旨を生かすべき。
- ・ 率先女帝を認めることにより、一般に男女同権の普及に資すべき。
- ・ 女帝を認めることにより、天皇制の存続を促す。

○否定派

- ・ 男子主義は我が国古来の伝統。
- ・ 先例はあるが、例外である。
- ・ 女帝の配偶者の取り扱いが難しい。

では現在における女性天皇を巡る状況はどのようになっているだろうか。毎日新聞の調査（2017 年 5 月 24 日）によると、女性天皇賛成は約 70%に及び、天皇制存続の危機に陥ると賛成率が上がることがわかる。以下新聞要約

「女性・女系天皇については、小泉政権下の 2005 年に政府の有識者会議が容認する報告書を提出している。05 年 12 月の毎日新聞の全国世論調査では女性天皇に賛成する意見が 85%だった。秋篠宮ご夫妻に長男悠仁さまが誕生した直後に実施した 06 年 9 月の調査では 72%に減少したが、女性天皇への賛成論は根強い。」

出典 <https://mainichi.jp/articles/20170525/k00/00m/010/021000c>

ここで海外の事例に目を向けてみると、イギリスのエリザベス 2 世や、オランダのベアトリクス前女王など海外では女性が即位できる環境が整っている国が多数見受けられる。しかし、これらの国々が女性に即位権を与えたのは比較的最近である。オランダは 1983 年から王位継承権は長子優先とされた。イギリスでは長子優先ではなく、王の直系の男子とその子孫が優先され、その次に王の長女とその子孫が王位継承権を与えられる。

天皇家の高齢化に加え、女性皇族が結婚とともに数を減らすということは天皇制存続の大きな障害となりうる。その解決のためには、女性が天皇になる権利を認め、かつ女性皇族が結婚後も皇室に残れるような制度を作る必要があるだろう。繰り返しになるが、日本では女性が天皇になることの議論自体、活発にされているとは言い難い。しかし、近い将来、時代の要請によって女性の天皇が誕生するということは大いに考えられる。

IV. 参考文献

- ・茶谷誠一著『象徴天皇制の成立—昭和天皇と宮中の「葛藤」』（NHK 出版 2017 年）
- ・中村正則著『象徴天皇制への道—米国大使グルーとその周辺』（岩波書店 1989 年）
- ・北康利著『白洲次郎 占領を背負った男』（講談社 2005 年）
- ・「そろそろ天皇制が無くなった日本を考えなければならない」(現代ビジネス 2017 年、06 月 16 日)
<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/52013?page=2>
- ・日本国憲法全文（法学館憲法研究所 HP より）
http://www.jicl.jp/kenpou_all/kenpou.html
- ・「『象徴』の意味を考える」（日本政策研究センターHP より）
<http://www.seisaku-center.net/node/120>
- ・「天皇をどうする」（日本共産党 HP より）
http://www.jcp.or.jp/jcp/22th-7chuso/word/key/01_50tenno.html
- ・「天皇制廃止派の反対の意見や理由！天皇制の必要性とは？」(みんなのお金ドットコ

ム 2018 年 01 月 21 日)

<https://minnkane.com/news/5948>

・加納 実紀代著『天皇制とジェンダー』（インパクト出版会 2002 年）

・毎日新聞調査『女性天皇賛成 68%』

<https://mainichi.jp/articles/20170525/k00/00m/010/021000c>

The future of the symbolic emperor system

Hiroshi ANDO, Yuki ITO, FukaTOYOIZUMI

Symbolic imperial system in “fantasy community”

“Co-fantasy theory” which word Takaaki Yoshida says, captures the state as a collection of concepts that human aggregates is only state. In Japan, translating concepts as fantasies, “the state is a community of fantasies”. In the West, it is thought that society exists in the state, while in Japan, the existence of a state in society. Although postwar intellectuals showed an understanding of the idea of the West, Takaaki Yoshida regarded the difference as occurring in the understanding of the authority of the Emperor as an example “constitutional functions” of the Emperor. Based on the above, in the concept of “co-fantasy”, the meaning and common concept of the word “symbol” is often ambiguous and the Emperor represented as a symbol now will be invalidated.

Argument about continuation of an Imperial system

Should an Imperial system be continued? The merit of having an Imperial system is as follows. (1) It symbolizes national identity and justifies the state called Japan. (2) Japanese Imperial family collects senses of respect from foreign countries as the oldest Royal household in the world and contributes to Japanese diplomacy. (3) It contributes to peaceful state control as the top of a Japanese political system. (4) It prevents the possibility of a dictator's appearance.

Conversely, the following is enumerated by some demerits. (1) It's inconsistent with an idea of a constitution. (2) A large amount of tax is used in the operation. (3) There is a possibility of politicians to commit irresponsible acts.

When it's based on the above, We are seeing an Imperial system achieving the function of promoting state safety. In other words, its importance is usually difficult to see, but if the system is abolished, its demerits substantially exceed the merits of abolishing the existing system.

Gender

The word **gender** is used as a term of cultural and social sex, which is different from biological ones. When it comes to imperial system, we cannot see any gender equality in the paternal-line imperial system. However, the issue of female emperor has been discussed and there are main opinions in both sides. Supporters of female emperor say that we should protect Constitution article 14 “equality under the law” and accelerate the equal rights among men and women. On the other hand, opponents say that the paternal-line imperial system is a tradition and there are precedent, but they are exceptions.

It is hardly surprising that female emperor would be born in the near future. According to the Asahi newspaper, almost 70% of Japanese people agree to Female emperor. There are many countries which have a system for women to be queen. The current administration should start debating how to continue the imperial system especially the issue of female emperor.

天皇制の将来

— 著：豊田・安部・伊藤 —

共同幻想論と天皇制

共同幻想論の由来

- マルクス：『国家は幻想の共同体だ』
→ 観念としての国家…人間の精神の動き方あるいは指導性、統治性を表す（国家を治めるという意味）



レーニンが政治的であるのに対して、マルクスは自然哲学として考えている

「観念の集合体」

- 観念としての人間の集合体の一つが国家であるという意味で、国家のことをそう呼ぶ。
→ 日本では「観念」を「幻想」と訳している



つまり、『国家は幻想の共同体である』ということになる

西洋と東洋、日本の違い

- 西洋…人間の観念の集合体が「政府」であり、同時に「政府」のことを「国家」と呼ぶ
- 東洋、日本…「国家」とは日本列島の土地、そこに住んでいる人、行われている風俗・習慣や言語、それらを包摂して「国家」と捉えている
→ 特に戦時中において「国家とは国家すべてを足元まで飲み込んである器のようなもので外に出ることが許されないと考えられてきた。

- 日本

国家 > 社会



- 西洋

国家 < 社会



「天皇の国事行為」の神髄

- 戦後、知識人は西洋的な考えに理解を示したのに対して、そうではない人は以前と変わらない意識が根付いていた
Ex.
知識人：「天皇の国事行為」は、
そうでない人：天皇には国事行為として権限があり、国事行為とは国家を治める政治行為であると理解している。
→ 『日本国』についての捉え方が西歐人と同じになるのか、それとも日本的、アジア的のまま残るのかここに問題がある

政府による国家観念の費用

- 保守的な政府は日本的な国家観念を利用して、天皇の国事行為とは「憲法改正、法律、政令及び条約を公布し、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証」（憲法7条）する」といい、知識人以外の人に「国家を治める行為であると誤解させようとしている」
→ はっきりさせる必要がある



「国家の儀礼的行為」とか「形式的な行為」と言えば良いだろう

共同幻想の骨格

- 共同幻想を細分化すると三つの位相が見える
- ◆ 個人幻想：個々人の夢とか理想、理念などが問題とされる領域
- ◆ 対幻想：家族という概念をつくる根源になる
- ◆ 共同幻想：国家はもちろん、社会的集団や複数の人間が集まって何事か一つのことを成し遂げようと考えた場合に出てくる問題

共同幻想論とは

- 吉本隆明によって著された『共同幻想論』で定義された国家論
→ 集団生活を成立させる機能として国家を形成したという社会契約論や、ブルジョワジーが自分の階級権益を守るために作った暴力装置であるというレーニンの国家論



つまり
国家とはルール体系であり、機能性を重視したシステム
に対して

吉本隆明の国家論

- 国家とは共同の幻想であると定義する
- 人間が詩や文学を創るように、国家というフィクションを妄想し、想像した



人間は自分の作り出したフィクションである共同幻想に対し、時に敬意を、親和を、恐怖を感じる。

自己幻想と共同幻想

- 個人主義の発達した現代では自己幻想は愛国心やナショナリズムという形で、共同幻想に侵食されている。
- 共同幻想の解体、自己幻想の共同幻想からの自立は、現在でもラジカルな本質的課題であると指摘

天皇制における「象徴」

- 天皇制の弊害は農耕社会であり、物との関係、生産がだんだん見えなくなり、確認が難しい
- 住んでいて、その土地に対する本当の関心が希薄になっている。

Ex. 都市生活者で高度な技術開発をしている人の帰属感日本国ではなく、はたして、技術、テクノロジーだろう。

→ 意識の変化が天皇制に権威に侵食している。

「象徴」の無効化

- 憲法で一番大きな問題点は、**皇室の世襲**
- 「象徴」：立憲君主制でもなく、大統領制でもなく、絶対主義でもない、どれにも当てはまらないから創った便利な概念

- 象徴の無効化
- 見えざる物が見えてきている**→ 神格化ができなくなる**
- Ex. 皇居周辺にそびえたつ高層ビル、皇太子の弟の結婚（皇位継承の問題）

日本における農業の衰退と天皇制の無化

- 日本における農業、水田耕作と少なくとも一瞬に入ってきた民族であると考え
- 農業の衰退と共に天皇制も衰退していくだろう
- 「象徴」となっているが、解放される日もそう遠くない

最後の天皇

- 昭和天皇は最後の天皇
- 戦争中の神聖にして侵すべからずという天皇制から自分は人間であると宣言し、一人で両方を体現した。

憲法改正に伴う変化

- 近代天皇制では「神聖なる」、「神聖にして侵すべからず」みたいな風に見られていた天皇制とか、あるいは天皇が統帥権を所持していたのは憲法改正に伴う変化。

考察

- 共同幻想において「象徴」という言葉の持つ意味や共通概念が意味にされることが問題であり、現在「**象徴**」と表される**天皇**は無効化されていくだろう

天皇制の存続に関する議論

象徴天皇制のおさらい

- 天皇の立場は主権者である国民全統合の**象徴**である。
- 天皇には、国の政治についての権限はなく、憲法に定められた国事行為だけを、内閣の助言と承認を受けておこなう存在である。
- 形だけ=象徴としての国家元首（対外的代表権を有する君主）

天皇制存続に関する議論

形骸化した君主である天皇の存在は、今後どのようなものになっていくだろうか。

1. 天皇制のメリット・デメリット
 2. 廃止したら、どのような状況が生まれるのか
- 以上2点を軸として考察していく。

天皇制のメリット 1

- ・ナショナルアイデンティティの象徴
✓天皇という存在によって、日本の歴史的な連続性と、それによって統治の正当性が保証される。
- ・世界最古の王冠・皇座として、日本の伝統を支える天皇に対する海外からの尊敬の意。

天皇制のメリット 2

- ・「国民統合の象徴」として平和的な国家統制に大きく寄与。
✓日本の政治システムは、形式上あくまで天皇を頂点としている。
- ・「権力」を有していないため専制君主のような存在になることはないが、強力な「権威」を有しているため、独裁者のような存在の登場を防ぐことが出来る。

天皇制のデメリット

- ・憲法の掲げる平等の理念と反する存在として、憲法に矛盾を内包させてしまう。
- ・多額の税金が支払われている。
- ・政治家が政治システムの頂点にいないために、政治家の無責任体質が生じやすい面もある。

ここまでのまとめ

天皇制は
安全装置



天皇制の廃止

形式的な主とめ役の存在の消失は、新たな主とめ役をどうするか
の議論になる。

- ・日本も大統領制でいくのか？
- ・ひょっとしたら連邦制になるかも？
- ・アナーキズムの台頭？
- ・日本は内乱、内戦の時代に突入？

天皇制を廃止することで得られるメリットより、
それによる混乱の方が大きなリスクである。

天皇制とジェンダー

ジェンダーとは

ジェンダーとは、生物学的な性ではなく**社会的・文化的につくられる性別**のこと。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のことです。

例：
「料理は女がやるもの」って考えていること。料理＝女のシゴト。
でも男で料理上手もいるのに？この性別がジェンダーです。

天皇制とジェンダー

ジェンダー論を通して見た天皇制の問題点

なぜ？

女性は天皇になれない！

100年前の女帝論争

喫煙社『東京横浜毎日新聞』（1882年3月14日～4月4日）
議題：女帝を立てるの可否

島田：女帝論争。女帝が誕生した場合、臣民と触接することにより、天皇の権威が損なわれる。「万世一系」の天皇の権威が崩壊する恐れがある。

厚田：女帝を認めるべき。女帝の夫は影で政治を動かす恐れがあるという意見は、否定される。憲法に女帝の夫の政治介入を禁止する条項を入れれば良い。

戦後の女帝論争 肯定派

女帝皇帝派

- 憲法14条「法の下に平等」の趣旨を生かすべき
- 率先女帝を認めることにより、一般に男女同様の普及に資すべき
- 女帝を認めることにより、皇統が絶えることに備える

戦後の女帝論争 否定派

反対論

- 男子主義は我が国古来の伝統
- 先例はあるが、例外である
- 女帝の配偶者の取り扱いが難しい

女性天皇の現在

毎日新聞の調査 (2017年5月24日)
女性天皇賛成 68%

「女性・女系天皇については、小泉政権下の2005年に政府の有識者会議が賛成する報告書を出している。05年12月の毎日新聞の全国世論調査では女性天皇に賛成する意見が85%だった。秋篠宮ご夫妻に長男悠仁さまが誕生した直後に実施した06年9月の調査では72%に減少したが、女性天皇への賛成論は根強い。」

海外の事例

海外の王室では、女王は珍しくない

女性が即位できる制度が整っている

イギリスのエリザベス女王 (写真上)
オランダのベアトリクス女王 (写真下) など



天皇制の将来



宮内庁HPより

現在、皇室に在籍しているのは19人。

将来、皇室の人数減少により、維持できなくなる恐れ

天皇制の将来の存続のためには

ジェンダーで役割を分けることをやめ、女性天皇の議論を進めることが必要です！

課題

- 天皇制は存続すべきか否か。
- 存続させるとしたら、女性天皇を創設することには賛成か、反対か。
- 廃止させるとしたら、その先にどのような社会が待っているだろうか。

第2章 アベノミクスと黒田日銀を中心に

乾 晴美 織田 桃果 小沼 和己

はじめに

2008 年、リーマン・ショックを発端にして起こった世界的な恐慌である「世界経済危機」により、日本は経済的・社会的に大きな打撃を被った。それ以降、日本の経済は低迷期に入る。

そのような状況下で 2012 年、第二次安倍内閣が発足し「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」という 3 本の矢を中心としたアベノミクスという経済政策を発表した。そして、アベノミクスの中の金融政策の重要な担い手となったのが、2013 年に黒田東彦氏が総裁となった日本銀行であった。

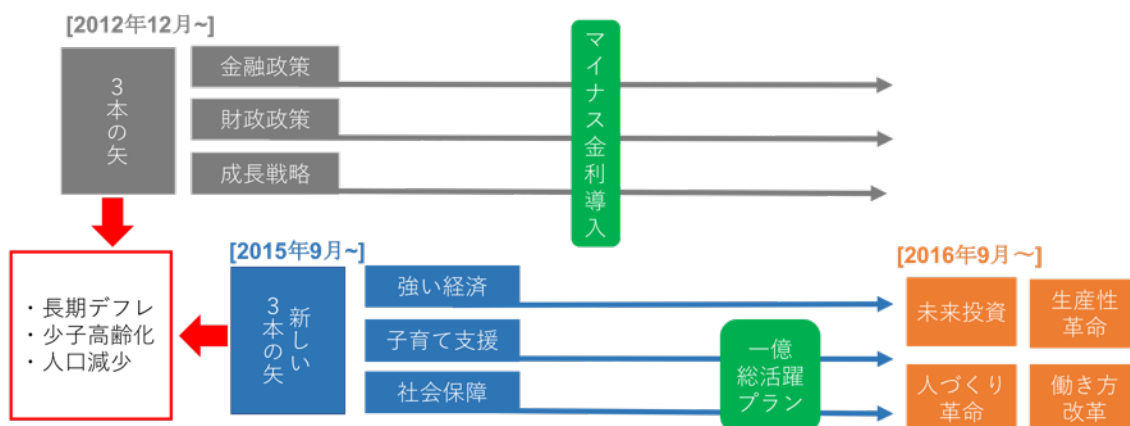
本章では、アベノミクスと黒田総裁を中心とした日本銀行の政策が、それぞれ現在までにどのような変遷をたどり、またそれが日本の経済状況にどのような影響を与えたか、そしてその結果として、今後日本の経済状況はどのように変化していくかについて、理論社会学の観点から考察していく。

I 本章の流れ

以下では 3 つの項に分けてアベノミクスと黒田日銀にせまる。第 1 にアベノミクスの概要を知るために、アベノミクスのしくみと三本の矢を解説し、金融政策の立ち位置を明らかにする。第 2 に黒田総裁と日本銀行のしくみについて掘り下げる。そこから日本銀行の政策の特徴・欠点を明らかにする。第 3 に以上を踏まえて、アベノミクスと黒田日銀の両方に密接な関わりがある金融政策について考察を進めていく。

II アベノミクス

II-i アベノミクスの全体像



アベノミクスは、デフレを脱却し、緩やかで安定的なインフレを目指すことが当初の目的であった。上記の図はアベノミクスの全体像を表したものである。アベノミクスは、大きく2つの段階に分けて考えることができる。第1段階として「3本の矢」の政策が掲げられた。そして、長期デフレや少子高齢化、人口減少の問題を踏まえた第2段階の政策として、2015年秋から「新3本の矢」が始まった。そこからさらに、一億総活躍プランや働き方改革などの政策に発展していく。これが現在に至るまでのアベノミクスの大まかな流れである。

Ⅱ－ⅱ 第1の政策「3本の矢」

3本の矢とは、大胆な金融政策・機動的な財政政策・民間投資を喚起する成長戦略の3つの事を指す。

大胆な金融政策の具体策として、①今まで日銀が「1%を目途」としていた物価上昇率を「2%の物価上昇」を目標にすること、②円高の是正、③無制限の金融緩和が挙げられる。

これらの金融政策で、アベノミクスはどのようにしてデフレ脱却を目指すのか。それはこのような仕組みである。まず、無制限の金融緩和を行う(③)、すなわち、円が大量に供給され、お金の価値が下がることで、「これから物価や株価が上昇しそうだ。円安になって景気が良くなる」という期待(=インフレ期待)を人々に抱かせる。この期待から、人々が円を売り・株を買うことで、実際に円安・株高になる(②)。円安になると、輸出関連の事業が儲かり、さらに安い輸入品に価格で負けていた商品も、輸入品の価格が上がるために国内で売れるようになる。株が上がると、企業の財政状況が良くなるために設備投資がしやすくなり、家計においても消費しやすくなる、という仕組みである(①)。

機動的な財政政策には、増減税なども含まれるが、アベノミクスがここで大きく重視していたのは、公共工事を増やすことである。それによって、建設業界等に需要を生じさせることが狙いであった。

民間投資を喚起する成長戦略には、3つの軸がある。1つは、民間投資を促し、日本

産業の再興を狙うものである(日本産業の再興)。2 つは、農林水産業などの、従来は規制のために抑えられていた産業を成長させようとする事(=戦略市場創造)。3 つは、は、TPP などの連携協定の批准・合意を進めることである(=国際展開戦略)。

II-iii 第2の政策「新3本の矢」

「新3本の矢」は、強い経済・子育て支援・社会保障の3つのことを指す。

強い経済と掲げた政策は、旧3本の矢(大胆な金融政策・機動的な財政政策・民間投資を喚起する成長戦略)の集約である。名目GDP600兆円を目標に掲げ、IoTやビッグデータ、人工知能による産業・就業構造の変化を目指している。

残りの2本の矢である子育て支援・社会保障は、少子高齢化や人口減少の問題を踏まえ、旧3本の矢の政策段階でアベノミクスの恩恵を受けていなかった国民層に対する政策である。具体的には、希望出生率1.8%、介護離職ゼロを目指している。

そしてこの「新3本の矢」から、働き方改革、人づくり革命、未来投資、生産性革命等の諸戦略へと繋がっていく。

日本銀行は、このアベノミクスの主軸とも呼べる金融政策と非常に深い関わりを持っている。

III 日本銀行と黒田日銀総裁

III-i 日本銀行とは何か

日本銀行の基本的な情報として、日本銀行の概要、日本銀行が掲げる理念と目的、日本銀行の役員組織と最高意思決定機関、そして日本銀行の資金の仕組みについて紹介していく。

初めは、日本銀行の概要についてだ。日本銀行は、当時起きていた西南戦争による戦費膨張などによるインフレを取集する為に明治15年に設立された我が国唯一の中央銀行である。また日本銀行は日本銀行法によりその在り方が定められている認可法人であり、政府機関や株式会社ではない。

日本銀行が掲げる理念と目的についてだが、日本銀行の理念は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することであり、日本銀行の目的としては、日本の中央銀行として銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと、そして銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、信用秩序の維持に資することが挙げられている。

日本銀行の組織についてだが、日本銀行の役員としては、総裁、副総裁(2人)、審議委員(6人)、監事(3人)、理事(6人以内)、参与(若干人)がおり、現在行員は5千人弱存在している。また日本銀行の最高意思決定機関は、政策委員会であり、総裁、副

総裁、審議委員により構成されている。

最後に日本銀行の資金の仕組みについてだ。資本金は日本銀行法の規定により一億円となっており、その内訳は 55,088 千円が政府の出資、残りは民間等の出資によって構成されている。この内訳は日本銀行法により、日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない、とされていることに由来している。

Ⅲ－ⅱ 黒田東彦総裁の政策の特徴

黒田東彦日本銀行総裁の政策の特徴について説明する。その前に、日本銀行総裁について簡潔に紹介する。総裁の主な業務としては日本銀行の業務を総理することであり、初代は当時の大蔵少輔で現在の財務次官的ポジションにあった吉原重俊が務めた。そして現在の黒田総裁は第 31 代の総裁である。

黒田東彦氏について紹介しておく。彼は昭和 19 年 10 月 25 日に福岡県に生まれ、その後、東京大学法学部を卒業し当時の大蔵省に入省した。そしてその後、大蔵省国際局長や財務官、内閣官房参与、アジア開発銀行総裁などを歴任した後、2013 年 3 月に日本銀行総裁に就任した。

これらの情報を踏まえた上で、黒田総裁の政策の特徴について見ていく。黒田総裁が 2013 年に就任した当初の主な特徴としては、異次元な「量的緩和政策」である。2012 年就任した安倍首相のアベノミクス政策に伴い「量的緩和政策」を推進していき、2%の物価上昇率を 2 年程度の期間を念頭に置き、その目標を出来るだけ早期に実現する為、量的緩和政策の導入を決定した。そしてそれに伴い、「資産買入等の基金」を廃止し、また保有長期国債残高の上限を銀行券発行残高とする「銀行券ルール」の一時停止等を行った。

彼の就任当初の政策内容は、主に 4 つに分類できる。1 つ目は、操作目標をコール・レートから量的金融指標のマネタリーベースに変え、これを 2 年間で 2 倍に拡大し年間約 60~70 兆円増加させるというものだ。2 つ目は、長期国債の保有残高が年間約 50 兆円相当のペースで増加するように買い入れる、というものだ。3 つ目は、ETF と J-REIT の保有残高がそれぞれ年間約 1 兆円、年間約 300 億円のペースで増加するように買い入れるというものだ。最後に 4 つ目は、量的・質的金融緩和は 2%の物価上昇率が安定的に持続するまで継続するという、時間軸政策である。次にこれら 4 つの政策内容についてそれぞれ具体的に見ていく。

1 つ目は、操作目標をコール・レートから量的金融指標のマネタリーベースに変え、これを 2 年間で 2 倍に拡大し年間約 60~70 兆円増加させるというものである。コール・レートとは資金を貸し借りする市場の金利のことで、マネタリーベースとは日本銀行が発行するお金のことを指す。つまりこの政策は、発行するお金の量を倍増させるという

意図を持った政策である。

2 つ目は、長期国債の保有残高が年間約 50 兆円相当のペースで増加するように買い入れる、というものだ。これは、買取国債の平均残存期間を現状の 3 年弱から国債発行残高の平均並みの 7 年程度に延長するというものである。つまりこの政策は、銀行などが使えるお金を増やすことで、お金の回りを良くするといった意図を持った政策である。

3 つ目は、ETF と J-REIT の保有残高がそれぞれ年間約 1 兆円、年間約 300 億円のペースで増加するように買い入れるというものだ。ETF とは株券、債券等の金融商品の 1 つで「証券取引所で取引される投資信託」の事を指し、そして値動きが「指数に連動する」運用を目指している。また J-REIT とは多くの投資家から集めた資金で複数の不動産を購入し、その賃貸収入や売買益を投資家に分配する商品のことである。値動きが「指数に連動する」運用を目指すとはどういうことかについてだが、指数に組み入れられている銘柄を同じ割合で保有することで、わざわざ何かしなくても指数と同じ値動きをしてくれる、という仕組みによって成り立っているものである。

日本銀行は、元々のルールにより市場から直接株を買う事を禁止されているが、この政策により、日銀が ETF を購入し、ETF のプロバイダ（設定会社）が現物の株を購入し相場押し上げる、というサイクルが成立する。これにより、日銀は間接的に現物株を購入し、企業を支えることが出来るのである。また ETF は下落相場でも利益を出すことができるのが大きな特徴の 1 つとなっており、比較的堅実な金融商品となっている。つまりこの政策は、堅実な金融商品を買うと共に、間接的に現物株を購入し、企業を支えるという意図を持った政策である。

最後に 4 つ目は、量的・質的金融緩和は 2% の物価上昇率が安定的に持続するまで継続するという、時間軸政策である。これは、プラスの物価上昇率を長期間維持することで物価を安定させると共に、金利引き下げ余地を確保し、景気悪化への金融政策の対応力を高める、という意図を持った政策である。

次に上で具体的に見てきた黒田総裁が就任時に発表した 4 つの主な政策とは別に、2016 年に黒田総裁が発表した長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策について見ていく。日本銀行は、2016 年 9 月の金融政策決定会合において、イールドカーブ・コントロール、オーバーシュート型・コミットメントという 2 つの新たな枠組みを提示した。

イールドカーブ・コントロールとは、2016 年 1 月のマイナス金利導入以降の経験に有効性が明らかになった、日本銀行当座預金へのマイナス金利適用と長期国債の買入れの組み合わせに加えて、長短金利操作を円滑に行うための新しいオペレーション手段（指値オペ）を導入することで実質金利低下の効果を長短金利の操作により追求する、というものである。

オーバーシュート型・コミットメントとは、消費者物価指数の前年比上昇率の実績値が安定的に 2% を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続し、2% の「物価安定

の目標」の実現に対する人々の信認を高めることを狙いとしたものである。

この様に黒田総裁は 2012 年に発表した量的金融緩和政策を年々拡大していったのである。

Ⅲ－ⅲ 白川前総裁と黒田総裁の相違点

黒田現総裁と白川前総裁の量的緩和政策の相違点について見ていく。黒田総裁も白川前総裁も共に量的緩和政策を行ったが、その内容にはかなりの相違点が存在する

白川前総裁の政策についてだが、彼の政策は各種のリスクの縮小を促し、少しでも投資態度を刺激することを目的としており、「資産買入等の基金」を設立し、2011 年から約 2 年間で 8 回の各種資産の買入規模の拡大していき、最終的には 101 兆円にまで拡大していった。この様に段階的に拡大したことで、また拡大するのではないかという期待感を世間に抱かせた。そして研究開発など 18 の使途で成長基盤強化に資する金融機関の投資・融資を低金利で日本銀行がリファイナンスするという政策も試行するなどした。しかし、東日本大震災、米国で大胆な量的緩和政策の進行、EU で周辺諸国の債務危機の深刻化の影響などを受けて、結果的に景気回復には至らなかった。

黒田総裁の政策についてだが、彼の政策は異次元金融緩和を行い、景気回復させ物価の上昇・安定を図ることを目的としており、段階的ではなく、一挙に金融緩和を行い、実際に 2 年間で約 130 兆円の金融緩和を行った。また、白川案よりも長期の国債を買い上げることで、長期金利引き下げの効果拡大を図った。

最後にこれらを踏まえて、黒田総裁と白川前総裁の量的緩和の相違点について考える。上から分かるように白川前総裁は、少ないリスクの中で少しでも投資態度を刺激することで購買意欲を高め物価上昇率を高めようとしたのに対して、黒田総裁は、リスクについてはあまり重視せず、一挙に金融緩和を行うことで、日本の経済を活性化させ物価上昇率を高めようと考えた。この白川前総裁の金融緩和の「段階的」な点と、黒田総裁の金融緩和の「一挙」な点が 2 人の大きな相違点であると言える。

Ⅲ－ⅳ 黒田日銀の問題点

黒田日銀の政策の問題点について説明する。現在、黒田日銀は主に 3 つの問題を抱えていると言われている。1 つ目は、新発国債の大半を日本銀行が買い上げる為、長期国債市場の流動性が低下し、機能が時折、不円滑になる、というものだ。2 つ目は、一挙の金融緩和、大規模な資産買入、買入国債の期間長期化などの黒田総裁の政策の特色は、保有国債の期間長期化と大規模化による金利リスクと動性リスクの上昇、ETF、J-REIT の増加による信用リスクに上昇などによる日銀資産の劣化と、長期国債の大規模なマネタイゼーションによる財政赤字のファイナンスを伴うというものだ。最後に 3 つ目は、

インフレの行き過ぎを防ぐ為などによって現在行っている量的緩和を抑えた際に、どのような問題が起こるかが不透明である、というものだ。アメリカの量的緩和の縮小時に起きたことを参考にすると、日銀が現在保有する巨額の国債を全額満期まで保有できない場合に、長期金利の上昇し日銀が損失を伴う可能性があり、これも問題点であると言える。この様に黒田総裁の現在の政策は様々な問題点を抱えている。

Ⅲ－v 現在の黒田日銀

これらを踏まえて、ここでは現在の黒田日銀について書く。2018 年 3 月に黒田総裁が再任したことで、彼の任期は 2023 年まで伸びた。しかし 2017 年の消費者物価指数は 0.8%となっており黒田日銀の金融政策はあまり実を結んでいるとは言い難い。その理由として彼は、失業率が下がっても低賃金の労働者が多く、全体として賃金が上がりにくいこと、新興国の台頭で安価な労働や製品が行き来しやすくなったこと、ネット通販の普及で安価な商品を買やすくなったこと、という 3 つを主なものとして挙げている。

Ⅲ－vi まとめ

上で見てきたように、2012 年に安倍内閣が発足して以降、アベノミクスという経済政策に伴って黒田日銀は、次々と量的緩和政策を施行した。しかし現在その効果が期待通りに発揮されているとは言い難い。

現在のアベノミクスの金融政策が、日本銀行の量的金融緩和政策に基づいて行われていることから、日本経済の動向に日本銀行が大きな影響を与えるのは必然だと考える。今後もこの傾向が続くのか、それとも日本経済は実質的に回復に向かうのか。今後の日本経済の動向について考察していく為に、2023 年まで任期がある黒田総裁がどのような政策を行っていくかに注目していくことはとても重要なことだと自分は考える。

Ⅳ 最新の動向

金融政策について 6 月 25 日、日本銀行は 6 月の金融政策決定会合で出た主な意見を公表した。日本銀行によると、現在物価上昇率が伸び悩んでいるため、今後原因と解決策を探っていくという。この報道について、各社の反応に違いはあるものの、先行きが予測できない不安からか、全肯定のメディアは現れなかった。

比較的肯定的なメディアとして読売新聞、日本経済新聞が挙げられる。見解として、政策を続けるべきではあるが、①企業や家庭に訴えかけていくべき②安心して消費がで

きるよう、環境を整えるべき③副作用への配慮もすべき、という意見が挙げられた。

一方否定的なメディアとして朝日新聞、毎日新聞が挙げられる。見解としては、金融政策の落ち度が顕著になっていることを深刻にとらえている。その具体例として、①無理に物価を上げる政策を長期間続けると、日銀財務へのリスクは高まる②金融機関の収益悪化③大規模な国債や上場投資信託の買い入れによる市場機能悪化を挙げている。

全体的にネガティブな意見が交わされている物価上昇率についてだが、今後の先行きは依然不透明である。

V 今後の展開についての考察

ここまでアベノミクスと黒田日銀総裁について掘り下げてきたため、ここからは金融政策における両者の今後の展開について考察していく。

まず金融政策を実施し、①成果が出始めるケース②成果は見られないが継続するケース③見通しがたたないため中止にするケースに分類する。

V－i 金融政策の成果が出始めたケース

まずは企業や家庭の先行き不透明感を払しょくする。払しょくすることで企業や家庭の先行き期待が高まっている状態へと近づける。その後景気が良いうちに、副作用に注意しながら少しずつ金融緩和を見直す。ここでの副作用は、量的緩和を抑えた際に起こる問題点を指す。

V－ii 成果は見られないが継続するケース

現時点での最も可能性が高いケースである。この場合、安倍政権が継続する場合、黒田総裁率いる日本銀行の金融政策も同時に存続する。

V－iii 金融政策の成果が見込まれないため中止にするケース

現在のアベノミクスをはじめとする安倍政権の支持率が下がり、総裁選挙や政権交代が起こる場合を指す。

V－iv 現在の金融政策を続けるためには

現在の金融政策を続けるためには、①政権交代せずに安倍政権が続くこと、②黒田総裁が率いる日本銀行による政策が不可欠であるが、現時点において両者とも継する可能性が非常に高い。今後の金融政策において大きな転換点となる出来事が、2020年の東京オリンピックであるということが出来る。なぜなら東京オリンピック以前と以後では、国内の経済状況が激しく変動すると予想されるからだ。政府は設備やインフラ投資をすすめると考えられるが、オリンピックにより経済は活性化されるのだろうか。オリンピ

ック開催に伴う代表的なメリットとデメリットを挙げていく。

《メリット》

観光客が日本に訪れ、消費活動をすることで経済活性化が見込まれる。

宿泊施設の利用により、宿泊に関する業界が利益を得る。

スポーツ建設業界などが活性化する。

不動産価格が上昇する。

《デメリット》

オリンピック開催に伴う混雑や物価の高騰を避けるために、国民や観光客数が減少するケースも考えられる。

宿泊施設が利益を得たとしても雇われる従業員の数は変わらないため、雇用面における個々人の景気に対する実感は薄くなる。

オリンピック開催終了後の建物維持費の負担が発生する。

不動産価格の急な変動は、地域住民は多大な被害を受ける。

2020 年の東京オリンピックに向けて、安倍政権と黒田総裁率いる日銀が慎重かつ大胆に経済政策を進めることができるのか、今後も注目すべきところだ。

VI 参考文献

- ・日本銀行「日本銀行について」（2018 年 6 月 29 日閲覧）

<http://www.boj.or.jp/>

- ・翁邦雄「日本銀行」筑摩書房、2013 年 7 月 10 日

- ・吉野俊彦「歴代日本銀行総裁論」講談社、2014 年 12 月 10 日

- ・永濱利廣「[図解]90 分でわかる！日本で一番やさしい『アベノミクス』超入門」東洋経済新報社、2013 年 4 月 18 日

- ・みずほ総合研究所「アベノミクス 5 年と今後の政策課題」（2018 年 6 月 30 日最終閲覧）

Abenomics and Kuroda Bank of Japan Governor
Harumi INUI, Momoka ODA, Kazuki KONUMA,

Abenomics

The goal of Abenomics is to get rid of deflation and become stable inflation. Abenomics has two stages. The first stage is called “Three arrows” which means Monetary Stimulus, Fiscal Stimulus and Regulatory Reform. The second stage is called “New three arrows” which means Strong Economy, Dream for Future and Social Security. The Bank of Japan is closely involved with monetary policy (Monetary Stimulus and Strong Economy) of Abenomics

The Bank of Japan and Governor of the Bank of Japan Kuroda

Under the monetary policy of abenomics, from 2013 to the present, Kuroda BOJ governor is conducting quantitative monetary easing policy. But now the price index is sluggish, and his policy has a lot of problems. In the future, we should pay attention to what kind of monetary policy Kuroda BOJ governor will make by his term 2023, which is his term of office.

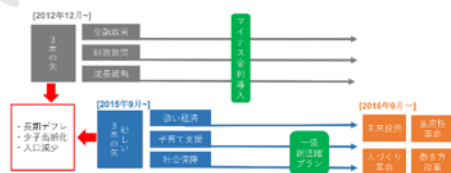
Consideration about future development

According to Bank of Japan, current inflation rate is sluggish as of June 25, 2018. All media say that future outlook is uncertain so far. Since we've been digging about Abenomics and Kuroda BOJ Governor so far, we will consider the future development of both in monetary policy here. In order to continue the current monetary policy, it is essential that the Abe administration will continue without changing the administration and the same as the the Bank of Japan led by Kuroda Governor. At that time, the Tokyo Olympics cannot be ignored. We will continue to pay attention to the economic situation in the 2020 Tokyo Olympic Games.

アベノミクスと 黒田日銀総裁

2班 乾 織田 小沼

アベノミクスの流れ



日本銀行とは

- ・明治15年に設立。
- ・我が国唯一の中央銀行。
- ・日本銀行法によりその在り方が定められている認可法人であり、政府機関や株式会社ではない。

目的

- ・我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うこと。
- ・銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、信用秩序の維持に資すること。

理念

- ・物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること

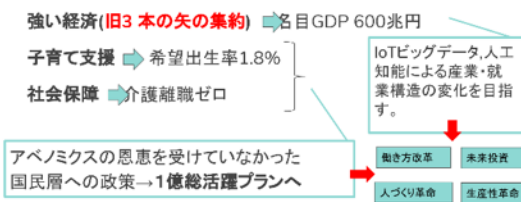
アベノミクス「3本の矢」

- 大胆な金融政策 → ・2%の物価上昇(=インフレ)目標
・円高是正
・無制限の金融緩和
- 機動的な財政政策 → 公共工事を増やす
- 民間投資を喚起する成長戦略 → ・日本産業再興
・戦略市場創造
・国際展開戦略

日本銀行の組織

- ・最高意思決定機関...政策委員会(総裁、副総裁、審議委員により構成)
- ・役員...総裁、副総裁(2人)、審議委員(6人)、監事(3人)、理事(6人以内)、参与(若干人)
- ・資本金...1億円(日本銀行法により規定。55,088千円が政府、残りは民間)
- 日本銀行法により、**日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない**、とされている。

アベノミクス「新3本の矢」



日本銀行の総裁

- 総裁...日本銀行の業務を総理。
- 初代...吉原重俊(当時の大蔵少輔、現在の財務次官のポジション)
- 現在...第31代総裁 黒田東彦

日銀とアベノミクス

- 大胆な金融政策 → 日本銀行と深い関わり
- 機動的な財政政策
- 民間投資を喚起する成長戦略

黒田東彦

- ・生年月日...昭和19年10月25日
- ・出身地...福岡県
- ・出身校...東京大学法学部卒業
- ・大蔵省入省
- ・任期...2013年3月～2023年4月(2018年に再任。)
- 前任の白川総裁が満期を待たず2013年3月に辞任したことにより、総裁に就任。

黒田総裁の政策特徴

・2012年就任した安倍首相のアベノミクス政策に伴い「量的緩和政策」を推進。

・2%の物価上昇率を2年程度の期間を念頭に置き、出来るだけ早期に実現する為に、量的緩和政策の導入を決定。

→政策に伴って「資産買入等の基金」を廃止、「銀行券ルール」(保有長期国債残高の上限を銀行券発行残高とする)の一時停止等が行われた。

長短金利操作付き量的・質的金融緩和

・2016年9月の金融政策決定会合において、2つの新たな枠組みを提示。

・イールドカーブ・コントロール...実質金利低下の効果を長短金利の操作により追求。

・オーバーシュート型・コミットメント...物価上昇率が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続。

→金融緩和政策を拡大化。

政策内容

①操作目標をコール・レートから量的金融指標のマネタリーベースに変え、これを2年間で2倍に拡大する。(年間約60-70兆円増加)

・コール・レート...資金を貸し借りする市場の金利。

・マネタリーベース...日本銀行が発行するお金。

→発行するお金の量を倍増させる。

黒田総裁と白川前総裁の量的緩和の相違点

白川総裁

・各種のリスクの縮小を促し、少しでも投資態度を刺激する。

→「資産買入等の基金」を設立し、2011年から約2年間で8回の各種資産の買入規模の拡大。最終的には101兆円。

→研究開発など18の使途で成長基盤強化に資する金融機関の投資・融資を低金利で日本銀行がリファイナンスする。

→東日本大震災、米国で大胆な量的緩和政策の進行、EUで周辺諸国の債務危機の深刻化の影響で景気回復せず。

②長期国債の保有残高が年間約50兆円相当のペースで増加するように買い入れる。

・買取国債の平均残存期間を現状の3年弱から国債発行残高の平均並みの7年程度に延長。

→銀行などが使えるお金を増やすことで、お金の回りを良くする。

黒田総裁

・異次元金融緩和を行い、景気回復させ物価の上昇・安定を図る。

→段階的ではなく、一挙に金融緩和を行う。2年間で約130兆円。

→白川案よりも長期の国債を買い上げることで、長期金利引き下げの効果拡大を図る。

③ETFとREITの保有残高がそれぞれ年間約1兆円、年間約300億円のペースで増加するように買い入れる。

・ETF...株券、債券等の金融商品の1つで「証券取引所で取引される投資信託」。値動きが「指数に連動する」運用を目指す。

・J-REIT...多くの投資家から集めた資金で複数の不動産を購入し、その賃貸収入や売買益を投資家に分配する商品のこと。

→堅実な金融商品を買うと共に、間接的に現物株を購入し、企業を支えることに繋がる。

黒田総裁の政策の問題点

・新発国債の大半を日本銀行が買い上げる為、長期国債市場の流動性が低下し、機能が時折、不円滑になる。

・大規模な資産買入、買入国債の期間長期化の特色。→日銀資産の劣化

・インフレの行き過ぎを防ぐ為に量的緩和を抑えた際に、どの様な問題が起こるかが不透明。

→長期金利の上昇。=日銀が損失を伴う可能性。

④量的・質的金融緩和は2%の物価上昇率が安定的に持続するまで継続する。(時間軸政策)

→プラスの物価上昇率を長期間維持することで物価を安定させると共に、金利引き下げ余地を確保し、景気悪化への金融政策の対応力を高める。

現在の黒田日銀

・2018年3月に黒田総裁が再任。

・2017年の消費者物価指数...0.8%

・物価の伸びが鈍い理由。

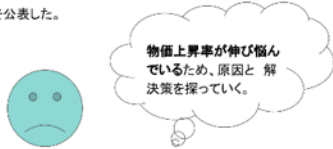
①失業率が下がっても低賃金の労働者が多く、全体として賃金が上がりにくいこと。

②新興国の台頭で安価な労働や製品が行き来しやすくなったこと。

③ネット通販の普及で安価な商品を買いやすくなったこと。

最新の動向

6月25日、日本銀行は6月の金融政策決定会合で出た
主な意見を公表した。

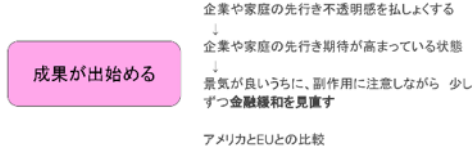


各新聞社の反応

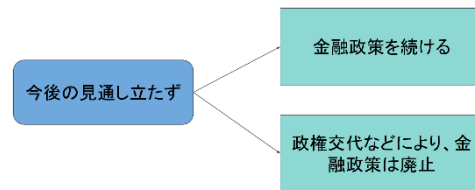


完全肯定のメディアは存在しなかった
→先行きが予測できない不安

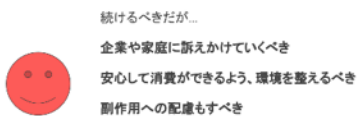
成果が出始めている場合



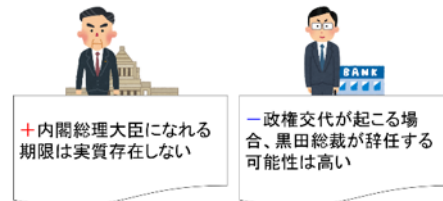
今後の見通しが立たない場合



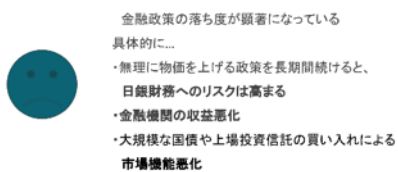
各新聞社の反応



現在の金融政策を続けるには



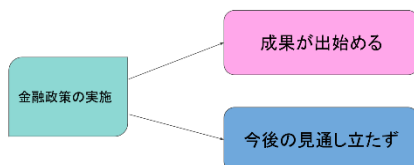
各新聞社の反応



現在の金融政策を続けるには

- ① 政権交代せずに安倍政権が続くこと
 - ② 黒田総裁が率いる日本銀行による政策 が不可欠
- 第一のフェーズとしての2020東京オリンピック前後

金融政策の今後



東京オリンピック時の経済状態

政府は設備/インフラ投資をすすめる
オリンピックにより経済は活性化されるのか



オリンピックがもたらすとされるメリット

観光客が日本に訪れ、消費活動することで経済活性化が見込まれる。

宿泊施設の利用により、宿泊に関する業界が利益を得る。

スポーツ建設業界などが活性化する。

不動産価格が上昇する。

議題

東京オリンピック前後の経済状態はどうなるか。

同時期の金融政策はどうなるか。

・参考文献

・日本銀行「日本銀行について」(2018年6月29日閲覧)

<http://www.boj.or.jp/>

・佐野雄「日本銀行」筑摩書房、2013年7月10日

・吉野俊彦「歴代日本銀行総裁論」講談社、2014年12月10日

・永塚利雄「図解」90分でわかる！日本でもっとやさしい「アベノミクス」超入門」東洋経済新報社、2013年4月18日

・みずほ総合研究所「アベノミクス5年と今後の政策課題」(2018年6月30日最終閲覧)

第3章 失業・ベースアップ・働き方改革

鈴木大輔、本田柊、櫻茜理

はじめに

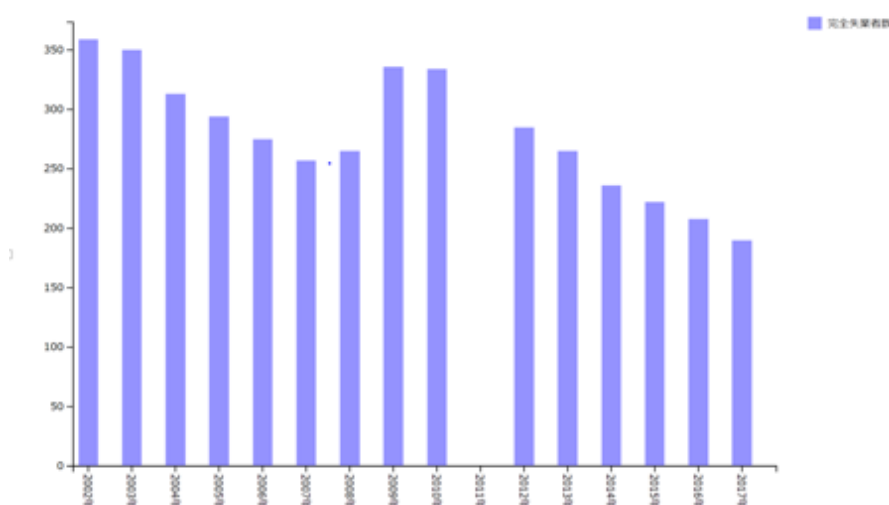
少子高齢化が進む昨今、それに伴って生産年齢人口の減少という問題がある。「労働」をどのように捉えるかというのは、これからの日本社会にとって重要な課題である。失業（第Ⅱ項）、ベースアップ（第Ⅲ項）、働き方改革（第Ⅳ項）が現状どのような影響を与えているのか分析する。

Ⅰ 本章の流れ

以下では、3つの項に分けて現状の「労働」について分析する。「Ⅱ 失業」では、正規雇用と非正規雇用の観点から完全失業者数の減少について説明する。完全失業者数の減少が実際に良い影響をもたらしているのだろうかということを検討したい。「Ⅲ ベースアップ」においては、ベースアップの実態と影響について述べる。格差の是正という観点からもベースアップを考えることは重要である。「Ⅳ 働き方改革」では、現在実施されている働き方改革が十分であるか検討していく。政府主導で行う働き方改革はどんな影響を社会にもたらすのかを検討する。最後に「Ⅴ まとめ」でこれら3つがどのような影響を与えているのかについて考察したい。

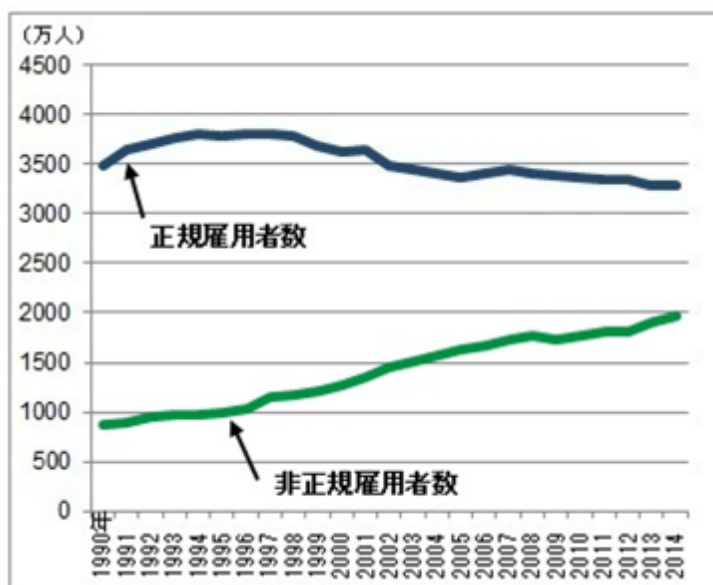
Ⅱ 失業

現在、アベノミクスによる影響のためか「完全失業者」数は減少している傾向にある。



（総務省統計局「労働力調査」より筆者が作成）

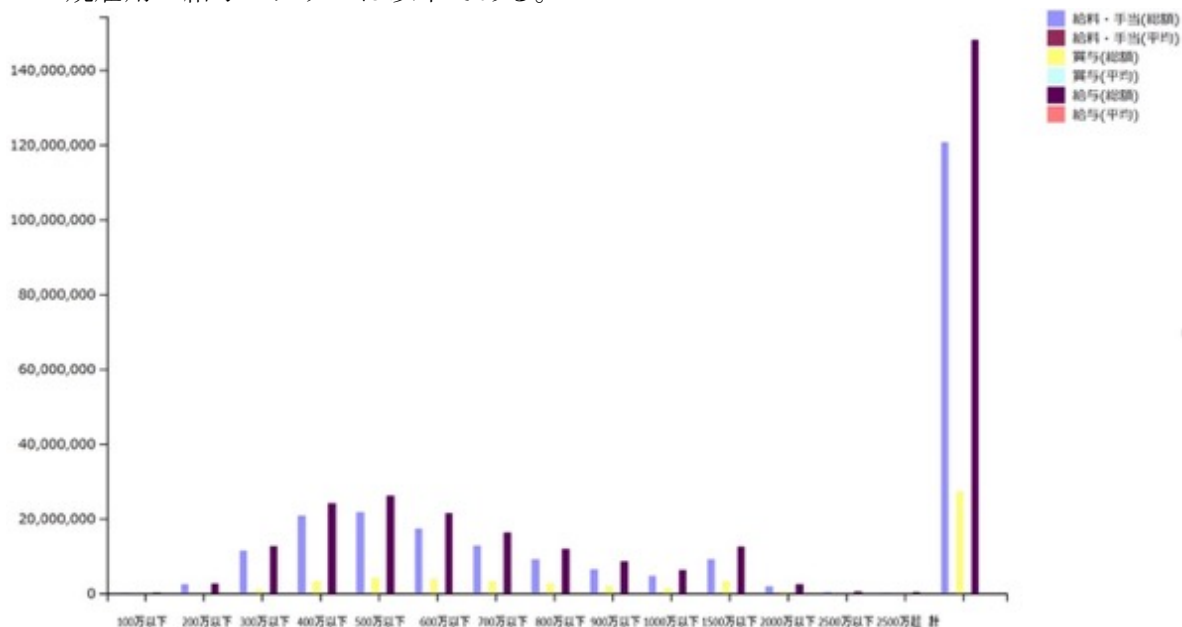
しかしながら、正規雇用者数と非正規雇用者数の推移を考えると、「完全失業者数」は減少する傾向にはあるが、非正規雇用者数は上昇している傾向がある。



(総務省統計局「統計 Today」より)

安倍政権はこの状況を「雇用状態の好転」とみなしているが、本当に好転しているといえるだろうか。正規雇用と非正規雇用の待遇の格差を見ていきたい。

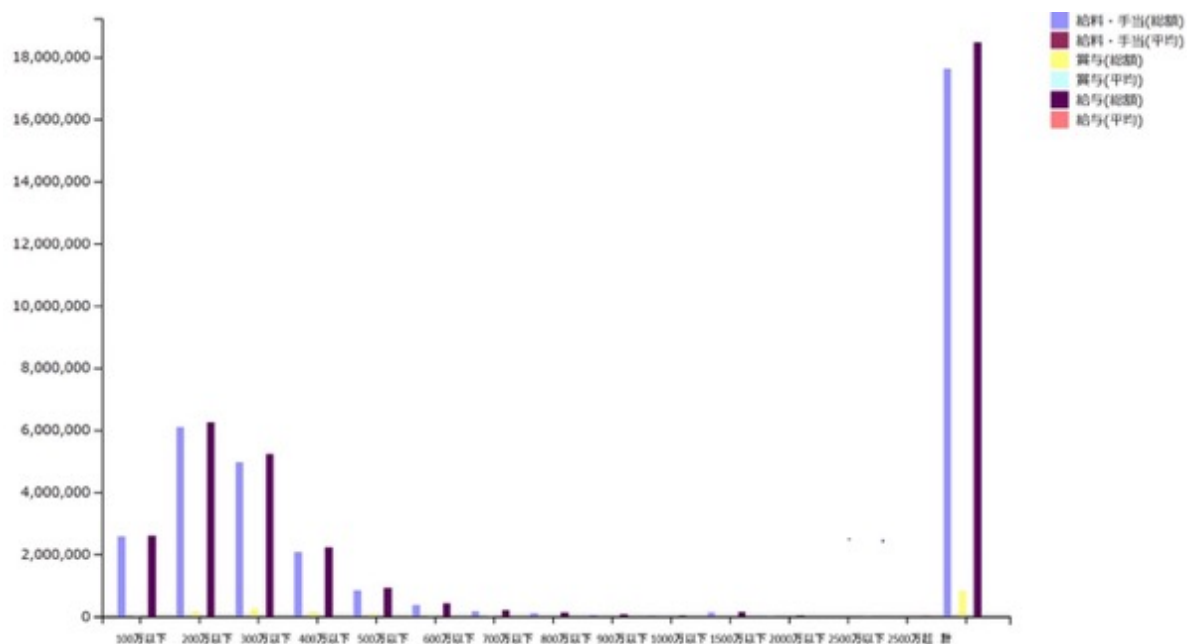
正規雇用の給与のグラフは以下である。



(総務省統計局「賃金構造基本統計調査」より筆者が作成)

正規雇用の賃金の最頻値は「500 万円以下」であることがわかる。グラフの形状としては、正規分布に近い形をしており、正規雇用内の格差は比較的小さい。

それに対して、非正規雇用の給与のグラフを見ていきたい。

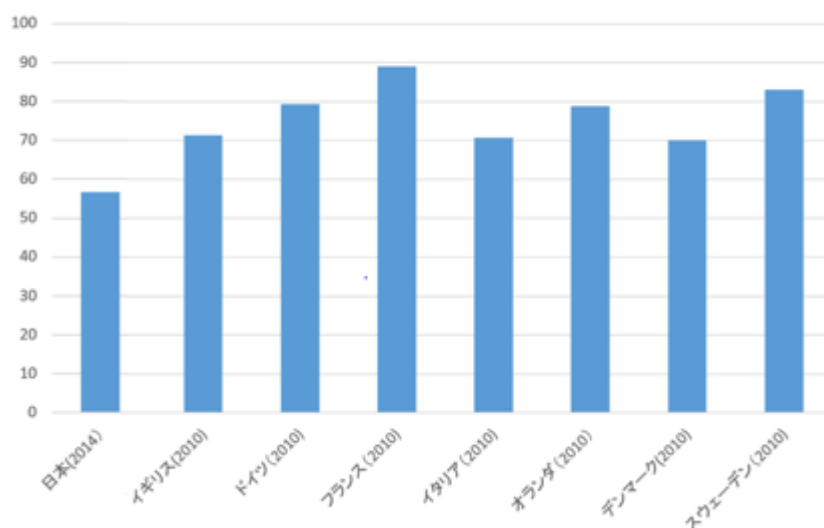


(総務省統計局「賃金構造基本統計調査」より筆者が作成)

グラフから、非正規雇用の賃金の最頻値は「200 万円以下」であることがわかる。グラフの形状は右歪曲分布である。非正規雇用者で正規雇用者の給与水準を上回るサンプルは非常に少ないこと、そして正規雇用の賃金のグラフよりも尖度が正に偏っていることから、正規雇用者との格差が大きいということが推測される。

以下は、諸外国の正規雇用者と非正規雇用者の賃金における格差のグラフである。日本は非正規雇用者と正規雇用者の賃金の格差が、諸外国よりも大きいことがわかる。

フルタイム労働者を100としたときのパートタイム労働者の賃金水準



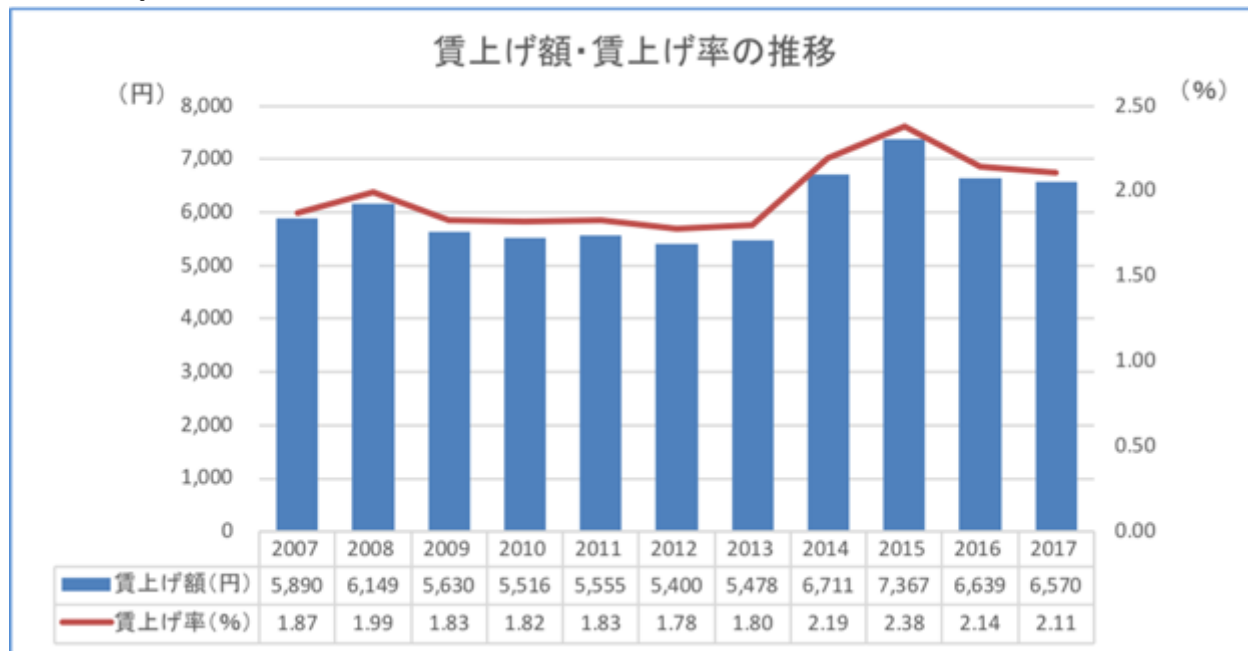
(独立行政法人 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2016」より筆者が作成)

正規雇用者の賃金水準を 100 と置いたときに、非正規雇用者の賃金水準がどの程度であるかを表した上記のグラフより、非正規雇用者の賃金は正規雇用者の賃金に対して、ヨーロッパ諸国では 7~8 割程度であるのに対し、日本は 6 割を下回るほどの低水準であることがわかる。

Ⅲ ベースアップ

(1) 賃金上昇率について

2018 年連合・春闘第一回回答集計レポートによると、大手企業賃金上昇率 2.54%となり、4 年連続の 2% 大の賃上げとなっている。首相要請の「3% 以上」には届かないものの 16 年、17 年を上回り、15 年並みの高い水準となった。中小企業も大手企業に続いている。2017 年度連合・春闘レポートによると 14 年、15 年、16 年の賃金上昇率はそれぞれ 1.8%、1.9%、1.9% となっている。



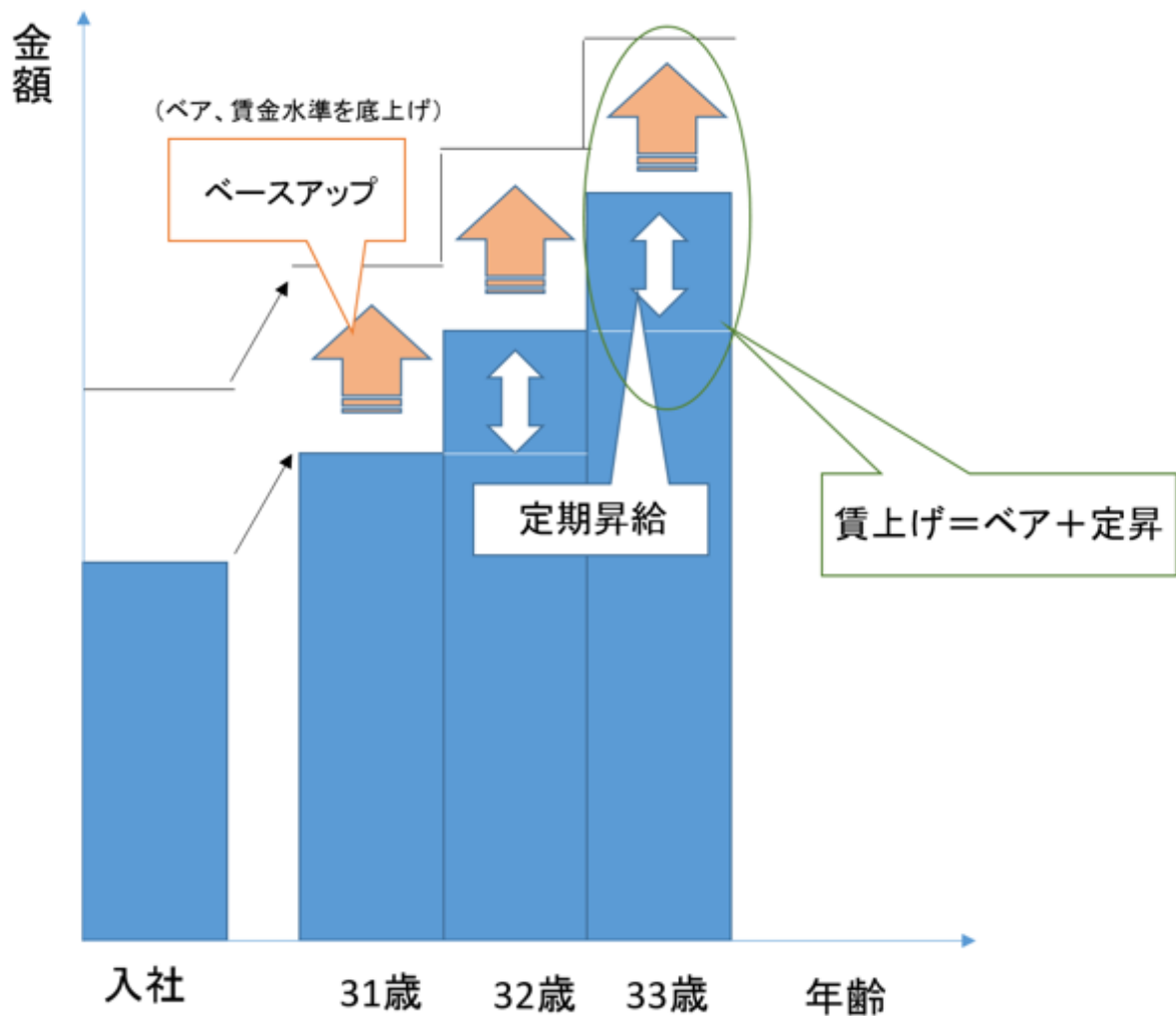
(独立行政法人労働政策研究・研修機構「表 主要企業春季賃上げ率」より筆者が作成)

(2) ベースアップについて

労働連合組合より、ベースアップ率（賃金水準上昇率）は、以下の計算式で求められる。

$$\text{「賃金水準上昇率」} = \text{「定昇込み賃上げ率(賃金上昇率)」} - \text{「1歳1年ピッチ」} + \alpha$$

「定期昇給込みの賃上げ率」は、定期的に上昇する予定の給料を含んだ昨年度の給料に対する総合的な賃金の上昇率である。「1歳1年ピッチ」は、被雇用者 P よりも一年先に入社した被雇用者 Q がもらっている賃金から被雇用者 P が翌年支給される予定の賃金との差額を表している。ここでいう α とは不確定賃金変動要素である。例えば、役職手当や遠隔地手当など本来の賃金上昇とは見なされない要素が含まれている。解説図は以下である。



(筆者が作成)

ベースアップ（賃金水準上昇率）の実態を参照すると、2018 年は 0.77%、昨年度は 0.48% である。（2018 年/2017 年連合・春闘第一回回答レポートに基づく）。ただしこの 2 年間の値には賃金変動要素が含まれているため、正式な値はこの時点では出すことができない。連合・春闘 2017 年度レポートを見てみると、2014 年から 2016 年の賃上げ率はそれぞれ、1.8%、1.9%、1.9%となっており、それに対する賃金水準上昇率はそれぞれ 0.6%、1.2%、0.2%である。

	賃上げ率	賃金水準上昇率
2014 年	1.8%	0.6%
2015 年	1.9%	1.2%
2016 年	1.9%	0.2%

(2017 年連合・春闘レポートより筆者が作成)

2014 年以前の賃金水準上昇率をみると、1997 年から 2013 年までのおよそ 20 年間における賃金水準上昇率はマイナス成長傾向にあったが、2014 年以降プラス成長に転じた。ここ数年はプラス成長を維持している。日本経済連合会のアンケート調査(2017)より、ベースアップ

プを実施した企業は過去4年間連続で半数以上にのぼった。2013年以前に比べてベースアップを実施する企業が増えていることがわかる。2012年に第二次安倍政権が発足して以来、ベースアップは徐々に実施されてきている。

暦年。	昇給・ベア共に実施。
2013 年。	9.5%。
14 年。	53.1%。
15 年。	64.8%。
16 年。	55.4%。
17 年。	58.9% (132 社) 。

(日本経済連合会データより筆者が作成)

IV 働き方改革

(1)「働き方改革」の基本的な考え方

- ・日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは働き方改革。働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの。働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする。
- ・働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される。社会問題であるとともに経済問題。
- ・雇用情勢が好転している今こそ、政労使が3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要。これにより、人々が人生を豊かに生きていく、中間層が厚みを増し、消費を押し、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになる。

首相官邸はこのように「働く人の視点に立った働き方改革の意義（基本的考え方）」を示しているが、働き方改革は「働く人の視点に立って」するのに「労働生産性（GDP）を改善するための最良の手段」と述べることに疑問を感じる。また、非正規雇用者数は上昇しているにもかかわらず「雇用情勢が好転している」と主張する根拠は薄いと考えられる。

(2)「働き方改革」のこれまでの経緯

2012年、第二次安倍政権発足以来、政権は働き方改革と銘打ち、雇用制度改革・人材力強化の観点（多様な働き方の実現/女性の活躍推進/若者・高齢者の活躍推進/外国人材の活用等）に重きを置いた政策に力を注いできた。以下は2013年以降に行われた制度改革の一覧である。

2013年：

待機児童解消加速化プランの推進、有期雇用者に関する特別措置法、高度外国人に特化した在留期間無期限化

2014 年：

労働基準法改正案（働きすぎ防止への取り組み、高度プロフェッショナル制度、裁量労働制、フレックスタイム制）、女性活躍推進法、外国人留学生へのマッチング、外国人技能実習法

2015 年：

働きすぎ防止への取り組み強化、高度プロフェッショナル制度、裁量労働制、フレックスタイム制の見直し、高齢者への雇用保険拡大、介護休業給付率の引き上げ、外国人技能実習生の保護に関する法律

2016 年：

高度外国人材の永住許可申請に要する期間の短縮（5 年→1 年）、65 歳超雇用推進助成金、子育て安心プラン、幅広い分野における外国人材の受け入れ促進、長時間労働是正に向けた企業の取組推進

2017 年：

賃上げに積極的な企業に対しての税負担の軽減（25%程度）、労働支援助成金等を人材のキャリアアップ・キャリアチェンジに重点化への再構築、実効的な IT・データスキルの標準装備等支援（公的職業訓練や教育訓練給付支援）、副業・兼業の促進の検討、入館制度、外国人の生活環境・就労環境の改善

2018 年：

ダイバーシティの促進。生産性を最大限に発揮できる働き方改革の実現・主体的なキャリア形成を支える労働市場インフラの整備

- ・女性活躍のさらなる拡大
- ・高齢者、障害者等の就労促進
- ・長時間労働の是正、健康確保
- ・雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保・最低賃金の底上げ
- ・多様で柔軟なライフスタイルの促進
- ・主体的なキャリア形成の支援
- ・外国人の受け入れ環境の整備

2018 年 6 月 29 日には国会で「働き方改革」関連法案が成立した。具体的内容は大きく分けて 2 つある。

1 つ目は「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等」に関する法案である。①労働時間に関する制度の見直し、②勤務間インターバル制度の創設、③産業医・産業促進保護機能の強化が挙げられる。①労働時間に関する制度の見直しでは、労働時間に上限を儲ける、有給休暇の義務化、高度プロフェッショナル制度の創設、割合賃金率の猶予措置廃止、労働時間の状況の把握の義務化といった内容がある。

2 つ目は、「雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保」である。①不合理な待遇を解消するための規定の整備、②労働者に対する待遇に関する説明の義務化の強化、③行政による履行確保措置および裁判外紛争解決手続の整備、などの内容がある。この「働き方改革」関連法案において、裁量労働制に関する内容も盛り込まれる予定だったが、データ集計のミスの発覚により今回は採決延期となった。

(3)働き方改革の背景

働き方改革に至った背景として以下の三つの背景があげられる。

-政府は電通事件を機に過労死対策を本格化した。

「本当にそうでしょうか。経済界のしがらみが無くなるとは思えない。2014年には過労死防止法が施行されていたのに、結局は何も変わらなかった。」

-働き改革関連法案は罰則付きの残業時間の上限規制を目玉にしている。

「残業時間の上限とした月 80 時間は過労死ラインで、決して少ない数字ではない。繁忙期になると、月 100 時間近く働いてもいいという。労働管理を指導したとしても、企業はごまかすのではないのでしょうか。」

次に過労死ラインが労災認定される基準について、弁護士の論説を引用したい。

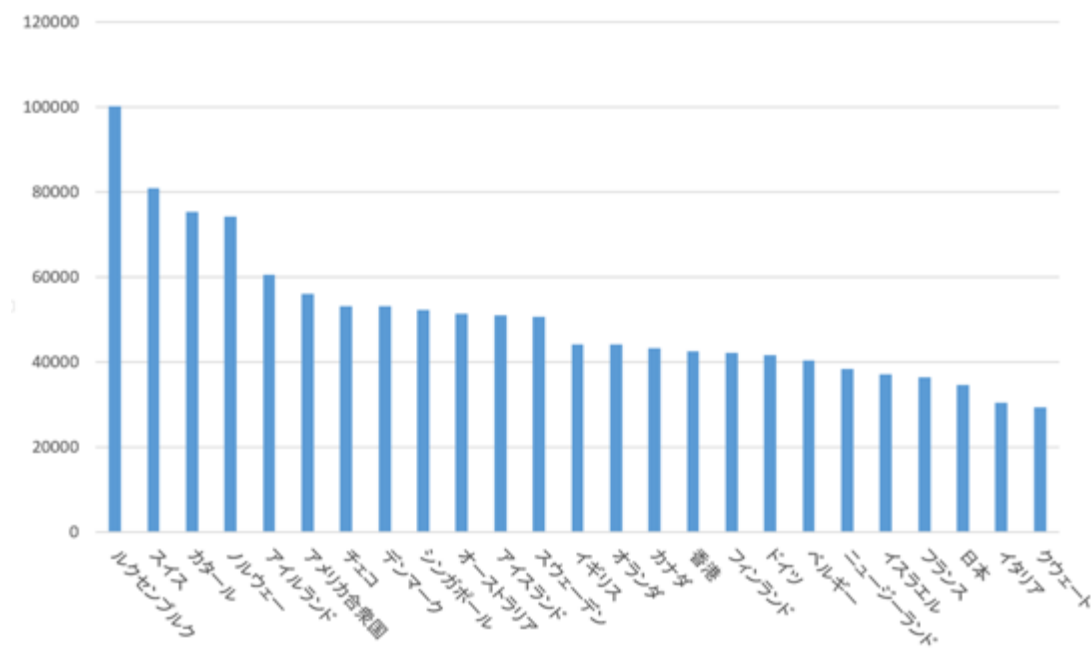
「現在の労働行政では、過労死ラインは 80 時間（月に 20 日出勤すると、1 日あたり 4 時間以上の残業、つまり 1 日 12 時間労働）とされている。健康障害の発症 2~6 ヶ月で平均 80 時間を超える時間外労働をしている場合、健康障害と長時間労働の因果関係をみとめられやすい。鬱病などの精神疾患の場合、発症の 1 ヶ月前に 160 時間、3 週間前に 120 時間の時間外労働があると、労災と認定される可能性が高くなる。また、発症前 2 ヶ月連続で 120 時間、3 ヶ月連続で 100 時間の時間外労働がある場合も、関連性が高くなる。」

今回制定された日本の働き方改革関連法は、残業の上限を「月 45 時間、年 360 時間」としている。しかし、これらは休日労働を含めない場合の上限であり、含めた場合は「月 100 時間未満」としている。これは過労死ラインの水準に達する。上限を超えた企業には罰則が与えられることにはなっているが、先ほど指摘した過労死ラインの基準に対する疑問も含めて考えると、制定された数値にも不完全さを感じる。

③労働生産性の改善について

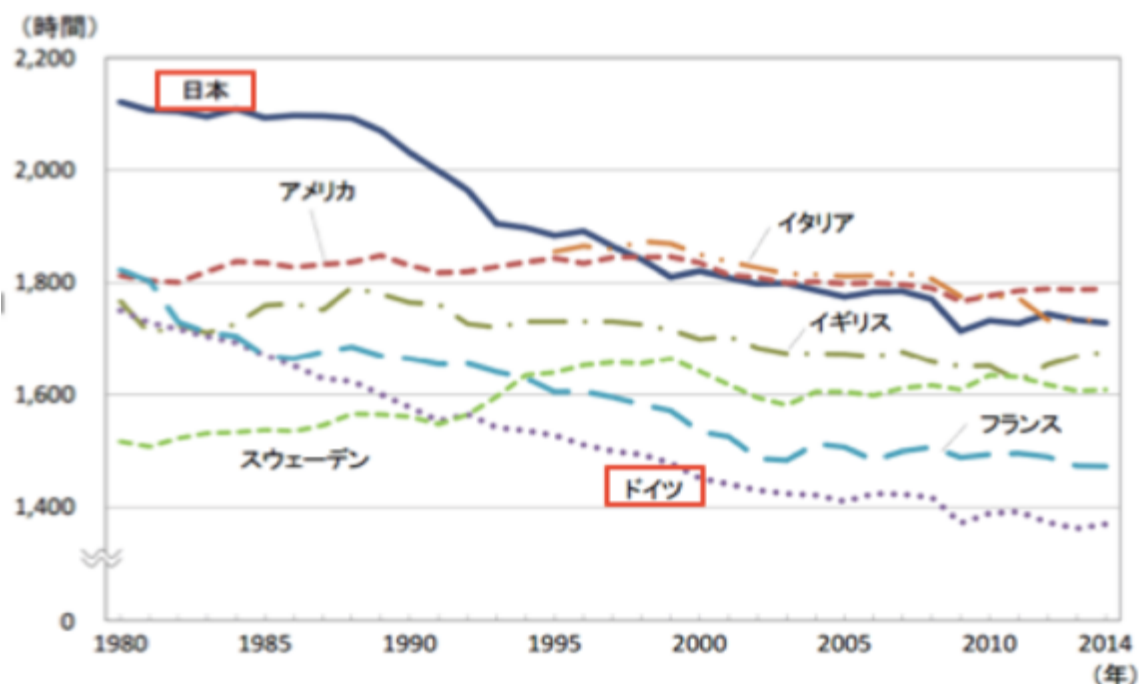
労働生産性(GDP)とは、労働者一人あたりの生み出す成果のことである。下記のグラフより、日本の 1 人あたりの GDP は、1 人当たりの平均年間総実労働時間を考慮に入れると低水準であることが分かる。また、日本のグラフは非正規雇用者を含めたグラフであり、非正規雇用者を含まないグラフであれば、労働時間がより長くなるはずである。日本の労働時間は減少傾向とはいえ、先進国の中では労働時間が長いことが分かる。

一人当たり国内総生産(2015)



(総務省統計局『世界の統計』より筆者が作成)

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



（独立行政法人・労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較」より）

一方でドイツに着目すると、ドイツは日本と逆の傾向にあり、労働生産性が高いことが分かる。ドイツの特徴として、「仕事は仕事、生活は生活」という理念のもと、仕事の効率化への執着が徹底しており、法律でも労働時間が徹底的に規制されている点が挙げられる。ドイツ法では、法定労働時間として平日1日8時間を越えてはならない（休憩を除いた時間）と規定し、法定労働時間を超えて労働させた場合、15,000ユーロ（日本円200万円）以下の罰則など、厳しく取り決められている。また、残業について、労働協約または事業所協定の許可があった上で、週日に1日10時間まで延長することが可能、ただし12ヶ月平均の過労働時間が48時間を越えてはならないと規定されている。このような長時間労働における大胆な規制の例を、日本も参考にしても良いと考える。

日本においても労働時間を短くして生産性を実際に上昇させている企業があるため、労働時間を減少させつつ労働生産性を上昇させることは不可能ではないはずである。例えば、味の素株式会社が挙げられる。

本社は商標登録されたうま味調味料を初めとした食品を扱う大手企業である。「味の素グループ行動規範」では、従業員の人材育成と安全確保を掲げ、多様な労働者の個性や人柄などを大切に能力開発を目指す姿勢を取っている。

労働時間規制に至ったきっかけは、本社取締役代表が「日本と比較すると短い総労働時間内で高い生産性をあげている海外の経営幹部の働き方を見たことで、日本の労働者が残業を重ねて働く姿に懸念を感じ、日本企業に根付く労働環境や価値観を変革しなければならない」と考えたからである。経営陣が率先して改革を進めることで、労働生産性を上げるための取り組みによる成果が出ると判断し、導入に踏み切った。

その取組として、3つの項目が挙げられる。

①一日の所定労働時間を短縮：2015年の時点で労働時間を7時間35分に、そして2017年には労働時間を20分より短縮し、7時間15分へと変更した。

	FY2015 (実績)	FY2016 (実績)	FY2018 (目標)	FY2020 (目指したい姿)
所定労働時間 (1日)	7時間35分	7時間35分	7時間15分	7時間
年間 平均労働時間	1,947時間	1,890時間	1,800時間	1,750時間未 満

(味の素株式会社「働き方改革～味の素流「働き方改革」～」より筆者が作成)

②基本給の引き上げ：管理職を含む社員全体の基本給を1万円引き上げ、残業時間の短縮につなげた。

③ペーパーレス化：経営会議の資料をデータ化し、タブレット端末で参照する仕様に変更。資料の作成時間や議論に入る時間を短縮し、会議時間の削減を目標とした。

前述の取り組みにより、これまで2時間かけていた会議時間が1時間15分ほどで終了するなど、労働時間を短縮し、効率の良い働き方を目指すにあたり一定の成果が生み出された。平成30年には、一日の所定労働時間をより短縮し、7時間勤務にする報告で進めている。加えて、売上高の減少が確認できない点も効果として挙げられる。

決算期	売上高	増減率
2019/03	11,840	+2.9%
2018/03	11,502	+5.4%
2017/03	10,914	-
2016/03	11,841	-
2015/03	10,066	+5.8%
2014/03	9,513	-3.4%
2013/03	9,849	-17.7%
2012/03	11,973	-0.9%
2011/03	12,076	+3.1%

(味の素株式会社「働き方改革～味の素流「働き方改革」～」より筆者が作成)

売上高の変動は様々な要素の影響を受けるため一概にこの改革における総生産へのネガティブな影響がないとは言えないが、上記の表を見る限りネガティブな影響は見られない。

V まとめ

失業に関しては、ある程度完全失業率の減少が見られる。労働人口の推移との関係から見ても失業率の低下が確認できる。しかし、非正規等の雇用率の増加といった完全失業率の影に隠れた問題がある。

ベースアップについて、ここ数年賃金上昇率は安定し、賃金水準上昇率も2014年より伸びていることがわかる。企業に対するベースアップ実施に関するアンケートを見てみても2013年まで過去20年間に上みられなかった傾向がベースアップの実施が確認できる。安倍政権の働きかけによりベースアップも実現し、ある程度の成果が観察できる。

働き方改革は、先日働き方改革に関する法案が可決し、一定の改善が期待される。しかし、裁量労働制や高度プロフェッショナル制度に残業を助長する可能性が残る。法案そのものの

内容は果たして十分と言えるかどうかという点で、懐疑的にならざるを得ない。また、国際比較で考えた時に日本の制度に不足を感じる。

VI 参考文献

- ・首相官邸（2018）「アベノミクス 成長戦略で明るい日本に！」, <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html> (参照 2018-7-1)
- ・総務省統計局（2018）「統計 Today No.97」, <<http://www.stat.go.jp/info/today/097.html#k1>> (参照 2018-7-20)
- ・総務省統計局（2018）「労働力調査（基本集計）平成 30 年（2018 年）5 月分」, <<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>> (参照 2018-7-13)
- ・総務省統計局（2018）「賃金構造基本統計調査 / 平成 29 年賃金構造基本統計調査 一般労働者雇用形態別」, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&tstat=000001011429&cycle=0&tclass1=000001098975&tclass2=000001098977&tclass3=000001098989&stat_infid=000031559774&second2=1> (参照 2018-7-20)
- ・独立行政法人労働政策研究・研修機構（2018）「データブック国際労働比較 2016」, <<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2018/index.html>> (参照 2018-7-20)
- ・独立行政法人労働政策研究・研修機構（2018）「表 主要企業春季賃上げ率」, <<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0402.html>> (参照 2018-7-20)
- ・日本労働組合総連合会（2018）「2018 春季生活闘争 第 1 回回答集計結果について」, <https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/2018/yokyu_kaito/kaito/nol/press_20180316.pdf> (参照 2018-7-13)
- ・日本経済団体連合会（2018）「2017 年 1～6 月実施分 昇給・ベースアップ実施状況調査結果」, <<https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/003.pdf>> (参照 2018-7-9)
- ・厚生労働省（2018）「働き方改革の背景」, <<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000190582.pdf>> (参照 2018-7-13)
- ・日本労働組合総連合会（2017）「連合・賃金レポート 2017」, <https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/2017/wage_report/wage_report.pdf> (参照 2018-7-11)
- ・日本経済再生本部（2018）「未来投資戦略 2018」, <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf> (参照 2018-7-12)
- ・日本経済再生本部（2018）「産業競争力の強化に関する実行計画（2018 年版）」, <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/keikaku_honbun_180206.pdf> (参照 2018-7-10)

・厚生労働省（2018）「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」, <<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-31.pdf>>（参照 2018-7-2）

・首相官邸（2018）「働き方改革の実現」, <<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/hatarakikata.html>>（参照 2018-7-1）

・厚生労働省（2018）「毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査）」, <<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>>（参照 2018-6-30）

・「「過労死無くす改革とは思えない」 電通違法残業事件の高橋まつりさん母に聞く 働き方法案 27 日に審議入り」西日本新聞 2018-4-27

・労働問題弁護士ナビ（2018）「過労死ラインは 80 時間 労働時間の減らし方と労災認定の基準」, <<https://roudou-pro.com/columns/34/>>（参照 2018-7-1）

・総務省統計局（2018）「世界の統計」, <<http://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/2017al.pdf>>（参照 2018-7-19）

・独立行政法人労働政策研究・研修機構（2017）「データブック国際労働比較 6. 労働時間・労働時間制度」, <<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2017/ch6.html>>（参照 2018-6-30）

・公益財団法人・日本生産性本部（2017）「労働生産性の国際比較 2017 年版」, <https://www.jpc-net.jp/intl_comparison/intl_comparison_2017_press.pdf>（参照 2018-6-30）

・独立行政法人労働政策研究・研修機構（2013）「ドイツ 4. 賃金・労働時間・解雇法制」, <http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/germany/2013/deu-4.html>（参照 2018-7-1）

・味の素株式会社「働き方改革～味の素流「働き方改革」～」(2018), <<https://www.ajinomoto.com/jp/activity/csr/pdf/2017/76-77.pdf>>（参照 2018-7-2）

・野口旭（2018）『アベノミクスが変えた日本経済』ちくま書店.

Unemployment, Increases in Basic Pay, “Work-Style” Reforms

Daisuke SUZUKI, Senri SAKURA, Shu HONDA

Looking back what Abe 2nd regime has done in regard with unemployment, increases in basic pay and “work-style” reforms, it helps us to grab where are we now and where are we getting to from here. In 2015, Prime Minister Abe and his regime published a statement in which they put an emphasis on how much they contributed to all three perspectives above. That sounds pretty great at first seen, but if we have an observant look at this point, we would find out that there still has a lot spaces we need to work on.

Unemployment

As having been declared, unemployment rate has been declining over the decades. Japan’s unemployment rate fell to 2.4% in last January, the lowest in over 24 years, offering positive sign for the country’s economy, and job availability remained at high, according to labor ministry date. The employment rate comes as the economy continues to recover moderately while domestic demands remains at low. The government has been encouraging companies to boost wages and spur consumer spending. It, however, seems not work well. If we focus on irregular employment who come to account for 40% of the labor force, we could see it has increased as unemployment rate go down. Decreases in unemployment itself looks a good trend, but by considering more inclusive points of view, we would notice some dark side behind the employment figures.

Increases in Basic Pay

An average pay rise of around 2.0% have been achieved last several years based on latest survey by Japanese Trade Union Confederation in 2017. Likewise, since ever 2014, the pay scale has been raised in accordance with a request made by government. Given continuous negative growth in term of pay scale back in 2013 and before, we can to some extent observe that increases in basic pay has been realized, and that can be considered as because of government spur.

“Work-Style” Reforms

Prime Minister Abe’s latest key policy is work style reform which he says is at top of his agenda. Work style reform legislation passed through the Diet after deliberations. It is featuring the introduction of first-ever legal cap on overtime hours, and rules aimed at establishing “equal work, equal pay” principle that is expected to improve working condition for irregular job statuses. Increased wages for those workers will raise their purchasing power and contribute to consumer spending. The government views this reform as a solution to many of the problems that confront Japan’s economy. It is premature, however, to assume that the legislation alone will make such a scenario real. The work style reform also introduces “highly professional” work system, under which people engaged in certain jobs requiring specialized skills can be out of overtime regulation. Proponent says this makes sense because productivity of white-collar workers can be measured by efficiency, not by time in office. Opponents charge that people could end up working longer hours without extra pay. The legislation might be short on steps to protect workers’ health and long on measures reflecting the interests of employers.

失業 ベースアップ 働き方改革

鈴木大輔 本田裕 櫻吉理

失業者の現状

・失業

働き失ふこと。労働者が労働の能力と意欲を持ちながら、労働の機会を得ることができない状態。

・ベースアップ

賃上げのうち、従業員ではなく従業員全体の平均賃金水準を引き上げることによる賃金上昇。

・働き方改革

働く方の置かれた個々の事情に応じ多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い待遇の環境を持てるようにすること。



失業

失業①

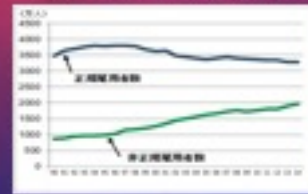
下の図より、「完全失業率」は高くなってきている。
2009年に「完全失業率」が増加したのは、
2009年10月にリーマン・ショックが起きていたためと考えられる。
最近では「完全失業率」は減少傾向にある。



(総務省統計局「労働力調査」より筆者が作成)

失業②

「完全失業率」は減っている一方で、正規雇用者数は減少傾向があり、
非正規雇用者数が増えている傾向がある。



(総務省統計局「労働力調査」より)

賃金について ①正規雇用者

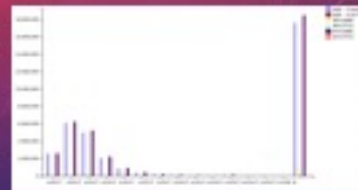
正規雇用の給与の月額額は30万円以上であることがわかる。
減や増は正規分布に近い形で、
正規雇用者の給与の額はそれほど大きく変動しないと考えられる。
これなら生活することも可能。



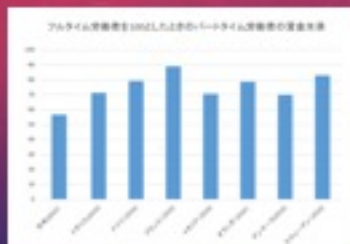
(総務省統計局「賃金調査」より筆者が作成)

賃金について ②非正規雇用者

それに対して、
非正規雇用の月額額は20万円以下である。
分布の形状も正規分布とは異なり、
非正規雇用者で正規雇用者の給与水準を上回るサンプルは非常に少ない。
また、20歳という点においても、
非正規雇用の給与は正規雇用の給与に比べて低いことがわかる。



(総務省統計局「賃金調査」より筆者が作成)



(総務省統計局「賃金調査」より筆者が作成)

ベースアップ

賃金上昇率



(総務省統計局「賃金調査」より筆者が作成)

➢2018年大手企業賃金上昇率 2.54%

➢中小企業もそれにつづく

➢月給の平均値上げ率 2.16%(前年1.98%)

➢首相懇談「3%以上」に届かないものの16年、17年を上回り、15年並の高い水準となった。

➢4年連続2%台の賃上げ

▶大規模な労働力人口の減少に伴い、予備される将来の日本経済の課題
 一新たに潜在的労働力を見つけて出して行く必要性。
 一女性と高齢者、外国人に目を向けられる。

- 例) 2006年 改正高年齢者雇用安定法
- 2015年 女性活躍推進法
- 2018年 外国人労働者受け入れの「大転換」

働き方改革のきっかけ

電通 女性社員過労自殺事件

- ・ 2015年
電通株式会社会員賞
- ・ 2015年
電通の文化、インターネットの国際門開放
- ・ 女性社員
選挙権の行使が困難な人、選挙権が失われる人
- ・ 2016年
2016年に2つの事例 (2016年1月)
- ・ 2016年12月
電通株式会社会員賞
- ・ 2016年12月
電通株式会社会員賞
- ・ 2016年12月
電通株式会社会員賞
- ・ 2016年12月
電通株式会社会員賞



労働時間の推移



(厚生労働省「毎月労働時間調査」労働時間調査結果)

労働時間のインパクト

- 一政府は労働時間を減らす政策を実施した。
「**労働に専らでしようか**」。経済界のしがらみが無くなると思えない。2010年には労働時間の減少が顕著に現れている。結果は明らかになった。
- 一働き方改革推進法は労働時間の上限時間を見直ししている。
「**労働時間の上限とした月80時間の範囲でライン**」で、決して少ない数字ではない。労働時間になると、月100時間の範囲で働いているという。労働時間を削減したとしても、企業はこまめな対応ではないでしょうか。

(日本経済新聞2016年12月21日)

労働時間の上限と労働時間の上限

- ・現在の労働行政では、**週労働時間は40時間(月に20日出勤)とする**と、**1日の労働時間は8時間(月に20日出勤)**とされている。
一健康障害の発生2ヶ月間で平均労働時間を超える時間外労働をしている場合、健康障害と長時間労働の因果関係を認めやすいから
- ・うつ病などの精神疾患の場合、**労働の1ヶ月間に100時間、500時間**に**1000時間の労働時間がある**と、労災と認定される可能性が高くなる。また、**労働1ヶ月間で1000時間、3ヶ月間で1000時間の労働時間がある**場合、関連性が高くなる。

(労働時間調査レポート)

今後は労働時間の上限と労働時間の上限について

残業の上限を「月80時間、年360時間」と決定

- 一しかし、これは休日労働を含めない場合の上限であり、繁忙期を含めた場合は「月100時間未満」としている
一週労働時間の水準を容易に定ずる

上限を超えた企業には罰金が与えられることにはなっているが、
そもそも労働時間の上限も厳格に定められている。

労働生産性の改善

- ・労働生産性：労働者一人あたりの生み出す成果。



(日本経済新聞、日本経済新聞2016年12月21日)



(日本経済新聞、日本経済新聞2016年12月21日)

ドイツの労働時間

- ・法定労働時間について
平日8時間を超えてはならない(休日も働いた時間)
法定労働時間を超えて労働させた場合、1500ユーロ以下の罰金。
法定労働時間を超えて労働させた場合、6ヶ月の自由処分は罰金
- ・残業について
労働協約または事業所協定の許可があった上で、週に10時間を超えて延長することが可能。
ただし12ヶ月平均の週労働時間が40時間を超えてはならない。

ドイツは法定で労働時間の上限が定められている
一日本もこのような労働時間の上限を取り決めるべきではないか。

労働時間の短縮と生産性の向上の両立

味の素株式会社

【きっかけ】

日本と比較すると短い労働時間内で高い生産性をあげている海外の経営幹部の働き方を見たことで、日本企業に欠付く労働環境や価値観を改善しなければならないと考えたから

【取組内容】

- ①一日の所定労働時間を短縮
- ②基本給の引き上げ
- ③ペーパーレス化

【効果】

- ・これまで2割開けていた会議時間が1時間5分ほど短縮という成果
- ・平成20年に7割削減に達する報告で進行中
- ・売り上げ高の減少は確認できない

一売り上げ高の減少は確認できない
一売り上げ高の減少は確認できない
一売り上げ高の減少は確認できない

項目	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
売上高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
経常利益	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
純利益	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
従業員数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
労働時間	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
生産性	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

項目	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
売上高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
経常利益	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
純利益	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
従業員数	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
労働時間	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
生産性	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

味の素株式会社会員賞 (2016年12月21日)

まとめ

・失業

金融政策の働きで、ある程度完全失業率の減少が見られる。労働人口の推移との関係から見ても失業率の低下が確認できる。しかし、非正規等の雇用形態の問題があると考ええる。

・ペースアップ

ここ数年、賃金上昇率は安定し、安倍政権の働きかけによるペースアップも実現し、ある程度の成果が見られる。

働き方改革

先日法案が可決し、一定の改革が期待される。しかし、就業形態や高度プロフェッショナル制度に課題も指摘する可能性が指摘される。法案そのものの内容は果たして十分と言えるだろうか？また、国際比較で考えた時に日本の制度に不足を感じる。

質疑

ドイツのように上からの強い改革を
押し進めると、
どのような影響が見られるだろうか？

また、政府が言う
「働く人の視点に立った働き方改革」
には何が求められるか？

第4章 憲法改正について

村田陸 行谷有加 松島彩砂

はじめに

本章は、日本国憲法の改正問題について総合的に分析し、今後の憲法の在り方を考察することを目的としている。2017年12月20日に、自民党憲法改正推進本部が「憲法改正に関する論点取りまとめ」として掲げた「改憲4項目」についてその内容を確認し、改憲した際の社会の変化やそもそも改憲の必要性はあるのか考察していく。

I 本章の流れ

本章では、4つの項に分けて、「改憲4項目」の①自衛隊、②緊急事態、③合区解消・地方公共団体、④教育充実について改憲案がでた背景やそれぞれのメリットとデメリットを各節で述べていく。

II 自衛隊について

2017年5月3日の安倍首相の「9条1項・2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」という発言を受け、憲法9条改正による自衛隊加権論が大きく動いた。以下が、肝心の日本国憲法第9条だ。

第9条

1. 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。(戦争の放棄)
2. 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。(戦力の不保持と交戦権の否認)

この条文は、戦争の放棄と戦力の不保持という2部構成でできている。

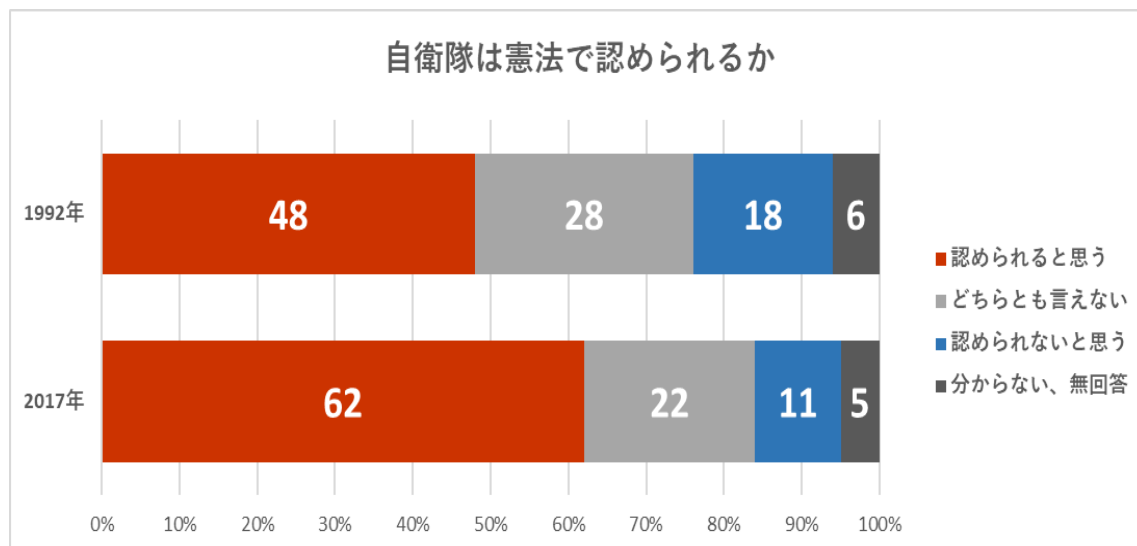
自衛隊がわが国の独立、国に平和と安全、国民の生命と財産を守る上で必要不可欠な存在であるとの見解に異論はなかった。その上で、9条改正の方向性として以下の2通りが述べられた。

1. 9条1項・2項を維持した上で、自衛隊を憲法に明記するにとどめるべき
2. 9条2項を削除し、自衛隊の目的・性格をより明確化する改正を行うべき

1は安倍提案で、2は国防軍創設を掲げた従来の自民党改正案を受け継ぐ石破茂衆議院議員らの主張に沿ったものだ。

これら2つの案を突き詰めて言えば、自民党の議論は2項を維持するか否かが焦点だ。そもそも安倍政権が「自衛隊明記」を進めようとしている前提として、憲法学者の中で「自衛隊は違憲である」とする意見（自衛隊違憲論）が多数を占めているという事実がある。

まず、NHKが2017年に実施した世論調査を見てみると「自衛隊は憲法で認められるか。」という問いに対する答え以下のようにになっている。



1992年の調査と比較すると、認められないと思うが7ポイント減り、認められると思うが14ポイント増えている。世論調査では、自衛隊は憲法で認められると思うという割合が多いことがわかる。

一方、『朝日新聞』の憲法学者アンケートでは、同様の質問に対して、

- ・憲法違反にあたる…50人
- ・憲法違反の可能性はある…27人
- ・憲法違反にはあたらない可能性はある…13人
- ・憲法違反にはあたらない…28人
- ・無回答…4人

という結果で、122人中77人が「憲法違反にあたる」「憲法違反の可能性はある」と回答している。自衛隊を憲法違反（違憲）とする学者の主張は、意外にも非常にシンプルだ。なぜなら、憲法第9条の第2項、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」の「陸海空軍その他の戦力」に自衛隊が該当するから違憲だ、ということだからだ。

このような憲法学者の意見を受けて、安倍政権、自民党の改正プランを解説する。ま

ず、1項と2項からなる憲法9条に、第3項を設け、そこに自衛隊の存在を明記することで、「自衛隊違憲論」を封じようということだ。

つまり、日本のために日々活動してくれている自衛隊が国民からの圧倒的な支持を得ているにもかかわらず、憲法学者から「憲法違反」のレッテルを貼られ続けるような状態は異常である。よって、堂々と自衛隊の存在を憲法に明記することで、そのような不名誉で無責任な状態を解消しようというわけだ。

以下が安倍首相の主張である。

「ただ自衛隊は違憲だという憲法学者を黙らせるためだけに3項に自衛隊の存在を書き込む。自衛隊の運用方法についてはこれまでと何も変わらない。」

この発言に対し、主に憲法改正反対派からは、安倍首相の、一見すると正論のように聞こえなくもないこの主張には裏があって、狙いは他にあるのではないかという、やや穿った意見が出ている。

安倍政権の「狙い」については、反対派は、この「自衛隊明記」の安倍政権の「狙い」について、「9条2項の死文化」にあるのではないかと主張している。つまり3項に自衛隊の存在を明記することで2項が空文化する、ということだ。

安倍の狙いはこれだけではない。いかなる危機にも対応できる国家機能を回復しなければならない。現実問題として北朝鮮の日本への脅威はあるが、その背後には中国の軍事的脅威がある。中国は、核ミサイルの狙いを日本の主要都市に定めている。北朝鮮とは比にならないくらい中国の脅威があり、尖閣諸島を侵略するという危機も高まっている。

法律の世界には「後法優先の原則」という考え方があり、これは、法律同士が矛盾するような場合は後に作られた法が先に作られた方に優先するというものである。つまり、後から3項が加えられれば、この原則に照らし、2項に優先して憲法解釈がされることから、わざと矛盾するような文言をぶつけてくるのではないかという見方がある。

以上、これらの考え方については、3項の条文案が具体的に出ていないので何ともいえないので次は、3項にはどのような条文が予想されるのかをもう少し具体的に見ていく。以下が2017年10月の『毎日新聞』が報じたところによる憲法学者が予想した3項案である。

A案…前項の規定は、自衛隊の存在を妨げるものとして解釈してはならない。

B案…前項の規定は、我が国を防衛するための必要最低限度の実力組織としての自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

C案…前項の規定は、国際法に基づき、我が国の独立と平和並びに国及び国民の安全を確保するために、内閣総理大臣を最高指揮官とする自衛隊の設置を妨げるものではない。

○メリット

①現状と憲法との相違をなくせる

憲法9条を読んでいると、戦力を保持しないと書いてあるが、自衛隊があると気づくだろう。憲法9条で平和を謳いましたが、現実はその甘くない。日本政府は、海外の脅威から日本を守るために自衛隊を作ったわけだが、軍隊ではなく自衛隊なので、憲法9条がいう「戦力」には当たらないと屁理屈をこねた。 だったら、素直に憲法9条を改正して、自衛権を持つことを書こうというのだ。そうやって、変な解釈をできないように、現実に応じた憲法9条にできるのが改正のメリットの1つ目だ。

②自衛隊を苦しめている制限がなくなる。

自衛隊は、PKO（平和維持活動）のために、海外の危険な地域にも派遣されている。カンボジアやイラクなどに派遣されているのが、ニュースになっていたが、当然、近くで戦闘が発生することもある。しかし、自衛隊は軍隊ではないので、武器の使用に関して、かなり制限がある。自衛隊は、正当防衛と緊急避難でしか、武器が使えない。相手が攻めてきて初めて応戦できる。しかも、身を守るための最低限の武器である。よって、最前線で自衛隊は積極的に戦闘できないので、自衛隊は後方支援や道路補修などの人道支援を主に行っていた。一番危険なところに行かないので、他国からも批判されていた。実際に、戦闘に参加するかは置いておくとしても、十分な武器を持てれば、自衛隊の安全も確保できるのが、憲法9条改正のメリット2つ目だ。

③海外での日本人救出ができる

少し前にテロリストに日本人ジャーナリストが拉致された事件があった。こういう時、アメリカの特殊部隊とかだと、救出作戦などが思い浮かぶが、実は今の憲法9条だと自衛隊は救出に行けない。テロ組織が支配している地域で救出のために戦闘することは、憲法9条で禁止している武力の行使にあたるからだ。憲法9条を改正すると、こういう時に自衛隊が救出作戦を結構できるようになる。実際に、実力行使に出るかは別だが、そもそもの選択肢がないのは良くないということだ。

○デメリット

①戦争が可能になる

これは、憲法9条の改正の議論に、必ず出てくる意見だ。現憲法下では、侵略戦争や他国に出向いて、武力行使をすることは禁止されている。しかし国連憲章で、すべての国に認められている自衛戦争については、日本も認めている。これが憲法9条を改正すると、自衛戦争だけでなく、侵略戦争並びに、他国への武力行使ができるようになると言う懸念がある。

②アメリカなどの戦争に巻き込まれる

1つ目のデメリットの延長だが、戦争に参加できるということで、アメリカから戦争に参加するよう言われ、当然、日本は断れないだろう。今まで日本は憲法9条を理由に、戦争の参加はもちろん、紛争地帯での戦闘も避けてきた。憲法9条を改正して戦争することを丸にってしまうと、そういうものを避ける口実もなくなってしまう。戦争をすれば、もちろん、相手の恨みを買うので、欧州諸国もテロの被害を受けているように、日本もテロによる報復を受ける危険性が増すかもしれない。

③徴兵制が復活する

憲法9条を改正して、自衛隊が軍隊になると、徴兵制が復活するという意見もある。憲法9条に守られた自衛隊に比べ、憲法9条改正後の軍隊はより危険が増す。入隊希望者が激減するとも予想されていて、そうすると強制的な徴兵が始まるというわけだ。若者にとっては、自分の身に降りかかるかもしれない一番のデメリットかもしれない。

II-ii 緊急事態

1 緊急事態条項

緊急自他条項に置ける緊急事態には、外部からの武力攻撃、内乱等の社会秩序の混乱、大規模な事前災害の3つが挙げられている。つまり戦争やテロリスト、国内の武力闘争、地震などが具体的に述べられる。一つ留意したいことは、その他の効率で定める緊急事態という項目も含まれており、その内容が不明瞭であるということだ。

この条項の草案は「第9章 緊急事態」という章を設け、第98条1～4、99条1～4の項を追加し、それぞれ「緊急事態の宣言」「緊急事態の宣言の効果」に関する。これらはすべて新設である。

まず緊急事態宣言に関して、宣言には国会の承認が必要で、承認が行われた場合内閣の緊急財政支出、地方自治体への指示、法律と同じ効力を持つ政令を発することなどが可能になる。国民は国や自治体が発する国民を保護するための指示に従わなければならない。その際の基本的な人権は尊重されるが、大きな人権を守るために小さな人権が制限される可能性があることを明記している。さらに衆議院は解散されず、任期や選挙日を決められる。衆議院解散中の緊急事態でも、前議員が復活することはない。

この草案の不十分な点として、効力が発揮される対象が設定されていないこと、手続きの制限がないこと、承認しなかった場合の記載が不明瞭であること、内閣の判断だけで制定が可能であること、結果的に三権分立のバランスが崩れるということが挙げられる。

2 緊急事態条項と法学概念

法学概念における自由法学は「制定法の形式論理的解釈を排除し、社会や文化に沿う」こと、概念法学は「制定法を完全なものと捉え、形式論理的解釈を重視する」ことを指す。緊急事態条項がどちらに当てはまるかを考えた時、この草案が通ることに対して言えば概念法学であるが、いざという時に権力のある人に任せるという日本人の農耕民族としての考えを考慮すると自由法学の側面も持ち合わせているのではないか。

3 過去の緊急事態条項

金森徳次郎は第1次吉田茂内閣の国务大臣、憲法改正を担当した人物。憲法大臣とも呼ばれた。彼は緊急事態条項に関して「緊急事態条項は国民の意思をある期間みしできる制度。」であり、「非常ということを口実に国民の権利が破壊される。」と危険視していることがうかがえる。

4 緊急事態条項の予測

なんらかの事態が発生し、緊急事態を宣言、内閣に権力が集中する。緊急事態条項に含まれる解散、任期延長の権限を発揮し、緊急事態終了の期間を設けず先延ばしを行っていく。そして法律と同じ効力を持つ政令、地方自治体への指示を利用して不必要な政治家の首をどんどんと切っていく安倍総理。そうして安倍独裁国家が誕生するのではないか。という、いきすぎた未来予想図も考えられる。

さらに私たちの班ではこの非常事態条項が発令された未来を示している漫画を紹介した。秋田書店『囚人リク』だ。ある日の夜、隕石が都心に激突し23区が壊滅。それから10年経ち復興が進みつつあったが、隕石クレーター付近は復興から取り残され治安が極端に悪化したスラム街と化した。そのため内閣・警視庁による特例法によりスラムは壁によって隔絶され、外界よりもさらに厳しい治安が維持されていた、というあらすじである。このスラム街では特別な法律が設置されて、地区内の犯罪者と思われるものは裁判を経ずに刑務所へ送られることが可能になっている。

このような人権や三権分立を完全に無視した社会が日本の中に、日本全体に普及する未来も可能性としては無視できないということを考えることができる。

II - iii 合区解消

1 合区について

従来、選挙区は都道府県ごとに人口の比によって設定されていたが、都市部と地方の間で1票の格差が広がったことが問題視されるようになった。そこで、2016年の参院選挙から改正公選法で鳥取県と島根県、徳島県と高知県が合区として、ひとつの選挙区となった。特に鳥取と高知は選挙区から直接選出される参院議員がいなくなる不利益を被り、鳥取に至っては比例代表区でも当選者が出なかったのに対し、他の43都道府県の選挙区は都道府県単位のままという、かえって格差を生む結果になってしまった。

「合区に賛成か」という鳥取県民に対するアンケートでは 10%が賛成、82.4%が反対、7.6%が分からないと回答している。(調査は 2017 年 7 月 10～12 日に実施された。日本海新聞の会員制ホームページ「Net Nihonkai (ネット日本海)」の鳥取県内会員 1 万 9249 人を対象に電子メールでアンケート内容を送信、1497 人から回答を得たもの。)

2 合区解消のために改定される憲法

今回、合区解消のために改定されるのは憲法第 47 条と 92 条である。

【現行の憲法 47 条】

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。

【憲法 47 条の改定案】

両議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるものとする。参議院議員の全部又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれの区域を選挙区とする場合には、改選ごとに各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとするができる。

前項に定めるもののほか、選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

【現行の憲法 92 条】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

【憲法 92 条の改定案】

地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体とすることを基本とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

第 47 条での一番の変更点は各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきと明記した点で、その基盤となる基礎的地方公共団体(市町村)と広域地方公共団体(都道府県)を 92 条に明記している。表向きでは、地元の議員を選出できないのは不公平だということで合区解消を提案している。

合区導入前の参院選では5倍前後あった1票の格差が最高裁判決で「違憲状態」とされてきた。それに対して合区制定により、格差を縮めようとした。しかし参院で合区の対象となった選挙区はいずれも自民党の金城湯池であったのだ。もしも、合区解消の自民案が実現したら、自民党はかなりの確率で議席増が望める。1党支配の復活に向けた党利党略が透けて見える。同じ与党の公明党でさえ、今回の内容を疑問視している。自民党の改憲案は憲法47条の改定によって合区前の格差を合憲と解釈できる「お墨付き」を与えようというものなのではないか。

3 合区解消に関する憲法改定の必要性

2018年5月に合区解消問題は大きな動きを見せた。「自民党は29日、憲法改正による来年夏の参院選での「合区」解消を断念し、公職選挙法改正により比例代表の定数を増やした上で拘束名簿式を一部導入する方針を固めた。『産経ニュース』 デジタル版 2018.5.30)」とあり、自民党は野党の反対を受け、あっさりと合区解消に関する憲法改定を諦めてしまったのだ。合区を制定した時と同様、改正法案によって合区を解消すると述べており、そもそもの憲法改定に対する必要性が疑われる。

II - iv 教育充実

1 教育充実のために改定される憲法

今回、教育充実のために改定されるのは憲法26条と89条である。

【現行の憲法26条】

(第1項) すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

(第2項) すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

【憲法26条の改定案】

(第1項) すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有し、経済的理由によつて教育上差別されない。

(第2項) 現行まま

(第3項) 国は、教育が国民一人一人の人格の完成を目指し、その幸福の追求に欠くことのできないものであり、かつ、国の未来を切り拓く上で極めて重要な役割を担うものであることに鑑み、各個人の経済的理由に

かかわらず教育を受ける機会を確保することを含め、教育環境の整備に努めなければならない。

【現行の憲法 89 条】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

【憲法 89 条の改定案】

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の**監督が及ばない**慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

26 条では教育環境の整備について触れ、89 条では私学への助成について緩和がされている。改憲によって目指されているのは幼児教育から高等教育までの無償化である。

2 改憲の必要性

そもそも憲法 14 条で法の下での平等が謳われているし、現行の 26 条に「法律の定めるところにより」という記載があるので法律で「義務教育」の定義を変えたり、義務教育に準ずる教育は無償という法律を新たに定めたりすれば改憲をする必要がない。実際に 2010 年 4 月に民主党によって行われた公立高校の授業料無償化は「公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度」を制定して行われたもので、憲法改定はしていない。

更に、公立高校の授業料無償化を実施した当時の民主党政権に対して、自民党は財源のバラマキであるとして 2014 年 4 月に「高等学校等就学支援金制度」を制定して授業料補助の対象者を親の所得によって制限をかけたという、現在の主張と矛盾した過去を持つ。

また、公立小中高等学校における 30 人以下学級と授業料・学修費の完全無償化のために必要とされる公費支出の増加額は約 3 兆 3700 億円、私学助成制度の実施のために約 1 兆 2000 億円の公費支出の増加が必要で、財源の確保が不明瞭な実行項目を憲法という国の最高法規で定めることに疑問が残る。

3 教育無償化の必要性

「教育無償化」と言えば聞こえはいいが、果たしてそれは現代日本において教育格差をなくすために本当に必要なことなのだろうか。義務教育とされている小学校・中学校

は国が授業料の補償をしているため、基本的に授業料がかからない、高等学校も効率の学校であれば条件付きで授業料の補助を受けることができる。

今日の教育格差を生み出している元凶は「塾」にあると言えるだろう。経済的に余裕のある家庭に生まれた子は塾に通うことでより難易度の高い学校へ進学することができる。全国民に等しく授業料無料の機会を与えたらどうなるだろうか。恐らく、もともと金銭的に余裕のあった家庭により一層の余裕が生まれ、さらに質の高い教育を受けられるようになるだけだろう。また、安易に無償化を進めることで潜在的需要を刺激し、かえって本当に支援が必要な人もとまで教育が行きわたらなくなってしまう可能性がある。

全ての子どもに等しく教育の機会を与えようとするのならば、平等に金銭的な援助をするのではなく、不足していない人を優先的に援助する、公正な援助を目指すべきだと考えた。

4 見え隠れする政治的意向

「首相は、膨らんだ議席をもとに、早くも『憲法改正』に視線が移っているようだ。もともと教育無償化は、日本維新の会が訴え、私立高校への拡大は公明党が主導してきた政策。発議に必要な衆参 3 分の 2 以上の議席を確保するために、両党は欠かせない。『朝日新聞』2017. 12. 26)」と述べられており、教育充実のための憲法改定が政治利用されているのではないかと考えられる。

Ⅱ - v 憲法改定にかかる時間と費用

憲法改定とはすなわち国の最高法規を改定するのだから、それなりの手間や費用がかかる。

憲法改定原案の提出の段階で賛成者を衆議院から 100 人以上、参議院から 50 人以上集める必要がある。先議で議員総数の 3 分の 2 以上の賛成を受けた上で後議でも可決され、初めて国民に問いかけることができる。国会の発議から 60～180 日以内に国民に向けた広報などをしっかり行い、国民投票が行われる。有効投票数の半分以上が賛成して初めて憲法改定が成立し、交付される。

国民投票にかかる経費は 2007 年、衆院法制局によってなされた試算で約 850 億円とされている。内訳は、投票所・開票所の設営・賃貸料が 493 億円、不在者投票や投票所入場券の郵送費などが 224 億円、公報発行費 66 億円、各政党に割り当てられる無料広

告肩代わり費 18 億 3000 万円、その他 49 億円。国民投票だけでこれだけかかるのだから、それまでの工程にはもっと莫大な費用がかかるだろう。

Ⅲ 考察

国会が改憲案を提示するなら、改憲によって国民が具体的にどんなメリットを手にするのか、そこを明確にしなければ、国民は耳を貸さないだろう。また、憲法改正 4 項目を支える声が少なく、国民全体での議論がなされていない。内閣が単独で話を進めている現状からは熱量の差が見える。

現行憲法で満足しておる国民が多数であり、憲法を改正したところでそれを越えられるような利益を得ることができるかどうかはわからないというのが本音だと考えた。さらに、改正法案で賄える部分も多く、改憲の必要性があるのか不透明である。

Ⅳ 参考文献

- ・『産経ニュース』「憲法改正」（最終閲覧日 2018 年 7 月 23 日）
<https://www.sankei.com/politics/news/180503/pl1805030019-n1.html>
- ・ニッポン放送「憲法 9 条改正案」（最終閲覧日 2018 年 7 月 23 日）
<http://www.1242.com/lf/articles/94294/>
- ・改憲派「前向きに議論を」/護憲派「9 条改正が不安」（日経電子版 2018 年 5 月 4 日朝刊）
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ030122720T00C18A5CC1000/>
- ・安倍政権が目指す憲法改正を徹底解説「改憲 4 項目」ってなんだ（最終閲覧日 2018 年 7 月 23 日）
<https://www.businessinsider.jp/post-159342>
- ・『東京新聞』「教育無償化」/財源に不安/「人づくり」閣議決定（2017 年 12 月 9 日 朝刊）
www.tokyo-np.co.jp/article/economics/list/201712/CK2017120902000132.html
- ・『神戸新聞 NEXT』自民の教育充実/わざわざ改憲しなくても（2018 年 2 月 27 日）
<https://www.kobe-np.co.jp/column/shasetsu/201802/0011021475.shtml>
- ・『西日本新聞』教育の充実 改憲せずとも実現できる（2018 年 03 月 03 日朝刊）

<https://www.nishinippon.co.jp/nnp/syasetu/article/398494/>

- ・『毎日新聞』公明 山口代表 参院「合区」解消の自民検討案を批判（2017 年 7 月 27 日）

mainichi.jp/senkyo/articles/20170728/k00/00m/010/097000c

- ・『朝日新聞』安倍政権 5 年「様々な壁、国民の支持で乗り越えた」（2017 年 12 月 26 日 朝刊）

- ・首相官邸 <http://www.kantei.go.jp/> （最終閲覧 2018 年 7 月 23 日）

- ・自由民主党 『日本国憲法改正草案』2012 年 4 月 27 日

- ・『産経ニュース』「参院自民、拘束式名簿導入「合区」解消案の今国会提出確認」（2018 年 5 月 30 日）<http://www.sankei.com/politics/news/180530/plt1805300037-n1.html>

- ・国立国会図書館 近代日本人の肖像「金森徳次郎」（最終閲覧 2018 年 7 月 23 日）
<http://www.ndl.go.jp/portrait/datas/366.html?cat=95>

- ・HUFFPOST 憲法改正「緊急事態条項」は本当に必要なのか？被災者を支援してきた弁護士が分析（2018 年 5 月 5 日）
https://www.huffingtonpost.jp/2018/05/03/kinkyu-jitai-joukou_a_23426043/

**Regarding Constitutional Changes: Self-Defense Forces, Emergency
Articles, Integration of constituencies and Local Public Bodies, Education
Riku MURATA, Yuka NAMEGAYA, Aasha MATSUSHIMA**

We analyze constitutional changes and consider future ways of constitution. We check “constitutional changes 4 items”, which set as “A summary of issues relating to constitutional changes” by Liberal Democratic Party, and examine the necessity of it and the social change after changing constitution.

Self-Defense Forces

The prime minister Abe said “We describe the SDF while leaving Article 9 paragraph 1 and paragraph 2.” on May 3, 2017. This bill draws various opinions. First of all, it may be possible to participate in war. Self-Defense wars are only possible now, but after the change, invasion wars are also possible. Secondly, the conscription system may revival. The danger of SDF will increase and the number of enlistment applicants will decrease. Then, conscription system will must be invested. Thirdly, it is possible to resolve differences from the current constitution. There is no description of the SDF in current constitution, so describing the SDF, and try not to make strange interpretations. Describing clearly the SDF, there will be no restrictions that the SDF is worried, and also can rescue Japanese people abroad.

Emergency Articles

Emergency articles are newly-established drafts. Conditions of emergency are set, but there are many ambiguous parts. The separation of the three powers will may be unbalanced. In order to quickly resolve domestic confusion, it will be possible for the cabinet to make quick decisions and establish legislation. When something happens, and the emergency is declared, power will concentrate on the cabinet. Cabinet will delay the period of the emergency, and discard politicians who are disadvantageous to Abe by instructions to local governments. Finally, Abe’s authoritarian state could be born.

Integration of constituencies and Local Public Bodies

Recently the disparity in vote values has become a problem. Before integration, the disparity in vote values which is 5 times has been regarded as unconstitutional state. In order to eliminate inequality, Tottori and Shimane, Tokushima and Kochi became one electoral district on 2016 election. However, prefectures without an elected person appeared, rather the disparity widened. In fact, the integrated area was unassailable territories of liberal democratic party. After all, they accepted opposition from the nongovernment parties and gave up the constitutional change concerning the integration of constituencies on May ,2018.

Education

Liberal democratic party has set the goal of improving the educational environment, subsidizing private schools, and freeing up from preschool education to higher education. Freeing has no guarantee that it affects equality of education, it is not enough to change the constitution, and the source of funds is unclear. It can be thought that there is political strategy for the reason to pass such a wasteful bill. In order to secure more than two-thirds of the seats of both houses of the diet, liberal democratic party added policies of other parties to their proposal.

憲法改正について

4組 村田 行啓 松島

自民党が掲げた改憲4項目

- ①自衛隊について
- ②緊急事態について
- ③合区解消・地方公共団体について
- ④教育充実について



【9条改正】自衛隊明記

日本国憲法第9条

- 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。(戦争の放棄)
- 前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。(戦力の不保持と交戦権の否認)

改正の方向性

①9条1項・2項を維持した上で、自衛隊を憲法に明記するにとどめるべき

②9条2項を削除し、自衛隊の目的・性格をより明確化する改正を行うべき

Q自衛隊は憲法で認められるか

2017年 世論調査より



安倍政権の「狙い」は何なのか

・憲法9条(1項・2項)+3項(自衛隊の存在を明記)

→「自衛隊違憲論」を封じる



「自衛隊は憲法に明記するべきであるため、9条に自衛隊の存在を明記します。自衛隊の違憲論についてはいくらでもお話しします。」

憲法学者が予想した3項案

- ・ 1案：前項の規定は、自衛隊の存在を妨げるものとして解釈してはならない。
- ・ 2案：前項の規定は、我が国に対する武力攻撃を排除するための必要最小限度の自衛隊を保持することを妨げるものとして解釈してはならない。
- ・ 3案：前項の規定は、国際法に基づき、我が国の独立と平和並びに国及び国民の安全を確保するために、内閣総理大臣を最高指揮官とする自衛隊の設置を妨げるものではない。

メリット

- ・ ①現状と憲法との相違をなくせる
- ・ ②自衛隊を苦しめている制限がなくなる
- ・ ③海外での日本人救出ができる

デメリット

- ・ ①戦争が可能になる
- ・ ②アメリカなどの戦争に巻き込まれる
- ・ ③徴兵制が復活する

「緊急事態」の定義

①外国からの武力攻撃

②内乱等の社会秩序の混乱

③大規模な自然災害

この表で考えられる「緊急事態」は？

一戦争、テロリスト、国内の武力闘争、地震一

※その他の法律で定める緊急事態とは・・・？

緊急事態草案について

- ・ 「第九節 緊急事態」という章を設ける
- ・ 第九十八条1～4、九十九条1～4の条を追加する
- ・ 前者は「緊急事態の宣言」、後者は「緊急事態の宣言の効果」それぞれとする
- ・ これらの草案はすべて新設

緊急事態の宣言に関して①

- ・ 宣言には国会の承認が必要
- ・ 内閣の緊急の財政支出、地方自治体への指令が可能に
- ・ 国府は国や地方自治体が要する費用を償還するための指令に課せなければならない
- ・ 緊急事態にたいしても基本的人権は最大限尊重する
- ・ 大規模な人権を争うために小さな人権が制限されること

緊急事態の宣言に関して②

- ・ 衆議院は解散されず、任期や選挙日を決められる
- ・ 内閣は法律と同じ効力を持つ政令を発することができる
- ・ 衆議院解散中の緊急事態でも、新議員が復活することはない

緊急事態の草案の不十分な点

- ・ 人権が制限されない
- ・ 三権の分離がない
- ・ 多額な予算の支出に憲法が阻害
- ・ 内閣の権限が「緊急」でなく
- ・ 一党にだけ任せている

緊急事態条項と法学概念

- ・ 法学概念における自由法学と概念法学の違いは
自由法学＝制定法の形式的論理的解釈、社会や文化に因る

概念法学＝制定法を完全なものとして、形式的論理的解釈を重視

緊急事態条項は制定法であり一方で、いざという時に憲法の根幹に属する自由法学のような考え方を打ち立てているのでは。

過去にも同じ動きが

金田嘉三郎(1889～1950)

- ・ 第一次近衛内閣の閣僚大臣、憲法改正を提唱。

・ 別名、憲法大臣

- ・ 「緊急事態条項は国民の意思をある期間無効でできる制度。」
「非常といふことを口実に国民の権利が破壊される。」



将来の行きすぎた(?)予測、、、

なんらかの緊急事態を想定し、内閣の権力が集中
緊急事態終了の期間を設けず解散を主張はし、
いかにい政治家の権きどんどんと増していけるか

安倍独裁国家の誕生、、、?

緊急事態の起きた東京?

漫画「国入りタ」



- ・ 鳥取県民は、緊急事態に備え、いかにい政治家の権きどんどんと増していけるか
- ・ 鳥取県民は、緊急事態に備え、いかにい政治家の権きどんどんと増していけるか

東京で未曾有の災害が起きると このような未来が、、、??



合区解消・地方公共団体

鳥取県民は合区をどう捉えるか



調査は2017年7月10～12日に実施した。日本海新聞の会員制ホームページ「Net Nihonka」(ネット日本風)の鳥取県内版(1万9249人を対象)に電子メールでアンケート内容を送信。1497人から回答を得たもの。



2017年の参議院選挙から
鳥取県と徳島県が合区
・ 徳島と鳥取は参議院から選挙区とされる
・ 参議院議員の半数は参議院議員

憲法第47条

【趣旨】
選挙区、選挙の方法その他議員の選挙の
選挙に関する事項は、法律で定める。

【条文】
国議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基準とし、行政区域、地縁的な一帯性、
地方自治の発展に資する等、選挙区及び選挙の方法について選挙区及び議員の数を定めるものとする。
参議院議員の全数又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれを区域とする選挙とする
場合には、法律において各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとする。この場合、
法律に定めるもののほか、選挙区、選挙の方法その他議員の選挙に関する事項は、法律で
これを定める。

憲法第92条

【趣旨】
地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本義に基いて、法律で
これを定める。

【条文】
地方公共団体は、基礎的な地方公共団体及びこれを包括する広域の地方公共団体
とすることを基準とし、その種類並びに組織及び運営に関する事項は、地方自治の
本義に基いて、法律でこれを定める。

市町村
都道府県

憲法第47条

【趣旨】
選挙区、選挙の方法その他議員の選挙の
選挙に関する事項は、法律で定める。

【条文】
国議院の議員の選挙について、選挙区を設けるときは、人口を基準とし、行政区域、地縁的な一帯性、
地方自治の発展に資する等、選挙区及び選挙の方法について選挙区及び議員の数を定めるものとする。
参議院議員の全数又は一部の選挙について、広域の地方公共団体のそれぞれを区域とする選挙とする
場合には、法律において各選挙区において少なくとも一人を選挙すべきものとする。この場合、
法律に定めるもののほか、選挙区、選挙の方法その他議員の選挙に関する事項は、法律で
これを定める。

都道府県

ポイント

- ・ メリット：各都道府県の代表を選出することができる
自民党は地方票を獲得することができる
- ・ デメリット：(1)票の格差が埋まらない(法の下での平等)
少子高齢化による人口減少でさらに格差が広がる
- ・ 憲法改正の必要性(合区は憲法を改正せずに実施)

第 2 部

Practice Readings

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 54 1. 13~32

2018 年 4 月 13 日発表

過去、いつ不平等が下がったか

この章では、顕著に不平等の減少があった期間からの教訓について探っていきたい。これによって何を言いたいのか。何が不平等の顕著な変化を構成するのか。年々の変化を表すジニ係数のような不平等の概略の指標をご存知だろう。顕著な減少であったというために、我々にとって、どれだけ数字が落ちなければならないのか。人々がこの問いに与える一般的な答えは、標本誤差、もしくは全体の母集団に対して集めたほんの一サンプルで情報を得ることから予想される変動でしかないというものである。例えば、カナダの統計は、35,000 ほどの世帯のサンプルで、ジニ係数の 1% 以上の変化が統計的に有意であるようだ、と示唆している。しかしながら、ここで私が懸念を持ったのは、顕著さをその政策にしていることである。ジニ係数の変化と全体の税率が関連しているという前章と同様の計算をすると、税率を 5% あげるとジニ係数の 3% の減少をもたらし得るということがわかる。5% の税率の上昇は、どの財務省にとっても主要な手段だろう、よってジニ係数の 3% の減少は、顕著さの基準としてふさわしくないと思われる。そしてそれはほんの指標でしかないにもかかわらず、3% の減少が顕著であるという政策が使われている。

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 54 1. 32~pp. 55 1. 34

2018 年 4 月 20 日発表

図 1-3 にあるジニ係数の各国比較に遡及すると、3%の減少なら、英国は、オーストラリアよりも少しばかり不平等ということに、フランスとドイツは、フィンランドよりも少し不平等ということがわかる。

他の不平等の指標はどうだろうか。貧困率について、貧困と社会的排除の撲滅に向けた欧州 2020 という目標は、現在 10 年間にわたり、およそ 6 分の 1 の減少を目指している。貧困予備軍に適用すると（貧困と社会的排除の適用範囲が広い基準よりも）、これもまた約 3%の減少となる。上位高収入者に関して言えば、明確な測定基準は無いが、同じ 3%の数字を用いる。メジアン百分率として表現される、所得の最大 10 分位について言えば、私は 5 %の変動を顕著だと考える。それが意味しているのは、例えば所得中位数の 200%から 190%へ下落が示す変化である。それぞれの事案において、変化はある期間において、指標が明確な方向に進行している時に観測されるが、期間の長さは問題とされない。私は変化の速さではなく、変化の期間を求めたい。

1914 年から 1945 年にかけて変わる不平等と、戦争の役割

『21 世紀の資本論』の中で、トマス・ピケティは自らの母国語フランス語で、次のように語っている。「収入の不平等が凝縮されている一つの目立った期間である、1914 年から 1945 年を見ると印象的だ。大部分は、戦争の混乱期だった。そして、それと付随し 21 世紀の不平等を減らした経済的、政治的衝撃。そこに、より大きな平等に対しての漸進的な、合意に基づいた、争いのない展開は無かった。20 世紀は、調和のとれた民主的、経済的合理性ではなく、過去を消し去った戦争だった」。ピケティがこの期間のフランスのために提示した証拠は、収入の上位者の割合だった。1914 年から 1945 年の間における収入の上位者の割合の証拠がある国はほかに 8 つある。ノルウェイと南アフリカの 2 つの国を除くと、総収入における上位 1 %の占有率は 1945 年まで、1914 年よりも少なくとも 3%低かった。日本では、上位 1 %の占有率は 18.6%から 7.4%に落ちた。この数字はフランスも同様である（フランスは 18.3%から 7.5%に減った）。さらに、この二つの国の 1914 年から 1945 年の間の下落は、20 世紀における全体的な衰退を説明できる。

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 55 1. 34~pp. 56 1. 20

2018 年 4 月 27 日発表

しかしながら、ある面ではフランスと日本の間、そして 1914 年と 1945 年の期間をカバーするデータをもつ他の 7 カ国の間では、差異が現れ始めた。デンマークとオランダ、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、イギリスそしてアメリカは、1945 年の後、高収入者層の割合に顕著な減少があった。不平等の減少は 1914 年から 1945 年の間の期間に限定されなかった。

さらに明確に第一次と第二次の世界大戦の役割を理解するために、私たちは 1914 年から 1945 年の期間に何が起きたかをより詳細に調査する必要がある。第一次世界大戦 (1914 年-1918 年) の初めに、イギリスにおける高収入者層の割合は、海外の財産の喪失などを反映して、戦後更に減少した。つまり、0.1%の高収入者層の割合が 1914 年の 10.7%から 1918 年の 8.7%へ減少したということが分かる。しかし、日本やアメリカのような交戦国には著しい減少はなかった。フランスでは、高収入者上位 1%の持つ資産の割合は 1915 年で 18.3%、1920 年で 17.9%だった。デンマークやオランダのような非交戦国は、第 1 次世界大戦の期間中に高収入者の占める割合は実際に上昇した。1914 年から 100 年の主要な出来事に示されているように、戦争は重大な結果をもたらしたが、富裕層からの主要な再分配を含んでいなかった。戦後のイギリスや他の国々では、「戦争の不当利得を処理するために資本課税の要求があった」と、ジョサイア・スタンプ卿は彼の講義である『戦争の金融余波』でこう述べた。

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 56 1. 20~pp. 57 1. 3

2018 年 5 月 11 日発表

「戦争を通じてなされた資本財増加への無数の人々の非難があった」とジョサイア・スタンプ卿は彼の講義である『戦争の金融余波』でこう述べた。

1920 年から 1939 年の戦間期において私たちは更なる国々のエヴィデンスを持っている。現在ではインドとジンバブエ（当時の南ローデシア）まで拡張した 15 か国の高収入層の割合に関するエヴィデンスである。15 か国のうち 4 つのアングロサクソン諸国（オーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカ）加えてデンマーク、日本、スウェーデンを含む 9 か国は 1920 年から 1939 年の間に高収入層の割合において全体の顕著な変化は見られなかった。その期間の全体に渡って著しい減少が見られたのはフランスやオランダ、ニュージーランド、南アフリカのわずか 4 か国であった。ピケティが彼のフランスでの経験に基づいた議論のなかで強調したのは、戦間期の複雑さとあらゆるパターンの変動に重なる反対運動の存在だ。1 つは 1929 年から 1935 年の間のデフレで、分配政策の結果は 1936 年の人民戦線内閣の選挙によって相殺された。これはその後の税制変更と労働者の権利に関するマティニョン協定を伴った。1929 年に始まった世界恐慌の分配政策の影響については諸国をこえてかなりの違いがあった。

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 57 1. 3~29

2018 年 5 月 18 日発表

第二次世界大戦(1939 年から 1945 年)においては、第一次世界大戦とは反対に不平等は広範囲にわたり下がった。我々が高額収入者割合データを所持している 17 の国うちの 2 つを除いて、1939 年から 1945 年の間に不平等の下落があった(南アフリカ共和国と南ローデシアを除く)。17 の国のうちの 8 つの国では、その下落は顕著だと評価するには十分だった。不平等の下落は、ただ単に占領されたまたは敗戦した国々の中でのことではなかった。時間の経過は、図 2.1 において国々の選択について示されている。数値で示されるように、上位 1% の高額収入者割合はスイスを除くすべての国で類似した程度まで下落した。図 2.1 の実線で示されるジニ係数の形で全体的な不平等に関する証拠を得ることも可能だ。イギリスでは、第二次世界大戦後のジニ係数は 1938 年からちょうど 7% の数値分減少し、アメリカにおいても 1936 年から 1944 年のジニ係数の差はイギリスと類似した大きさになっている。

第二次世界大戦では収入の不平等が全体的に下がっているところに相違がみられる。いくつかの事例では、それは戦争と占領の混乱の産物であり、あるいは戦後の清算によって押し付けられた構造的な破壊である。政府の連続性があった国の中でさえも、あたらしい社会的態度あるいはより大きな意味での社会的連帯として主要な変化が起こった。イギリスでは戦争中から 1944 年の教育法につながっていたように、すでにこれが引き起こされていた。さらに一般的にいうと、リチャード・ティトマスは戦中の社会政策の歴史において、彼はこう描いている。「第二次世界大戦の終わりまでに、政府は 1930 年代の政府の働きとは対照的に、人々の健康と福利のための直接的関与の方法を考え、発展させた。それはほとんど驚異的なものであった。」

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 57 1. 29~pp. 59 1. 6

2018 年 5 月 25 日発表

1945 年に戦後の労働党政権を生み出した選挙を経験して、これは国民保健サービスとウィリアム・ベヴァリッジによって提案された方針に沿った国民健康保険の統一した体系を生み出した。アメリカ合衆国では、クラウディア・ゴールディンとロバート・マーゴの賃金分散の減少を「大いなる圧縮」として特徴付けた 2 人が、国家戦争労働委員会という形での労働市場への介入という役割を強調している。さらに一般的には、ポール・クルーグマンはテネシー川流域の総合開発以外のニューディール政策と、ルーズベルト大統領の第二次世界大戦政策と労働組合の強化などを引き合いに出している。しかし、それはどの位続いたのだろうか、という疑問が生じる。

アメリカ合衆国の第二次世界大戦後

次は何が起きたのだろうか。かなりすぐに、アメリカ合衆国では所得の分配が広がり始めた。私たちが第 1 章で見た様に、アメリカのトップの所得の上昇は、1951 年にまで遡ることが出来る。これは国際化や新しいコンピュータの技術とは何の関係もなかった。その賃金の分配は、商業的パーソナルコンピュータが稼働する前に始まった。その年に最初のコンピュータが導入された。それはアメリカのユニバック 1 によって追随されたイギリスのフェランティーマーク 1 であった。しかし最も印象的なのは、賃金の分配の広がりや世帯収入の不平等の上昇と一致していないことだ。世帯収入の不平等が増え始めたのは、もっと遅く 1980 年代のことであった。私たちはまるで、広範囲の賃金格差が大きな収入の不平等に繋がっているに違いないかの様に話そうとする傾向にあるが、しかしこのアメリカ合衆国が経験した戦後すぐの 10 年間は、私たちにこの繋がりが切れているということを教えてくれる。

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 59 1. 7~22

2018 年 6 月 1 日発表

これはどのように達成されたのだろうか？図 1.5 の世帯収入の指針に遡ることが有用である。このことから、私たちは幾つかの異なる要素が個人の所得における分散の上昇は、すべての収入におけるジニ係数の増加を導いていなかったのを保証するために起こったと見て取れる。最初の段階は、個人の所得からすべての世帯所得への変動である。ここに、戦後の時代に重大な発展を見て取れる。1980 年の『変貌するアメリカ経済』とタイトル付けた全米経済研究所によつての研究は、労働市場における一番重要な変化は特に既婚者で、子ども持ちの女性の労働市場への到来であった。1947 年に、夫と一緒に生活している既婚の女性の 1/5 (22%) は、雇われ労働者であった。30 年後には数値は 1/2 (47%) まで近づいた。世帯収入の構成は、それゆえに変化していた。これはどのように不平等性に影響したのか？世帯所得の総計の配分は、夫と妻の所得がどの程度相関しているかによる。

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 59 1. 22~pp. 60 1. 5

2018 年 6 月 8 日発表

同様に、増大した労働市場への加入の影響は誰が労働力に入ってきたか次第である。不平等は穏健になるか高められ得るかのどちらかだ。戦後直近の時代では、労働市場への参加が増加したことは分配のより低い部分における世帯の所得を高めたように思われる。戦後のアメリカの経験を概略すると、ナン・マクスウェルは「1970 年より前の夫婦家族に関して言えば、平等化のインパクトは低所得男性と結婚した女性の参加率が相対的に高いことに起因する」と述べている。しかしながら、1970 年以降、「参加の増加は主に高所得の男性と結婚する平均以上に所得が増加した女性に起因する。それゆえに、女性の労働力への参加の増加が続いたことで共働き夫婦の不平等が増加したのだろう」と述べている。リン・カロリーとゲーリー・バートレスは男女間の所得の相関が 1959 年は負であったのに対し 1989 年には正となった要因を立証した。夫婦間の所得の強まる相関という形が全体の収入の不平等を上昇させる傾向にある。平等化する力であったものが逆方向に働き始めた。しかしながらこの動向は続かなかった。ジェフ・ラリモアによると、夫婦の所得の相関における諸変化はもはや不平等の増加には作用していない。

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 60 1. 6~24

2018 年 6 月 15 日発表

アメリカの戦後直後において当時、労働者市場が変化し世帯収入の不平等の減少に作用した（他の OECD 諸国でも同じような傾向が働いていた）。世帯収入の手引きにおける次の段階は不労所得の付与で、これは三つの構成要素で成り立っている。資本収入、私的な譲渡、国家の譲渡である。資本収入の場合において、アメリカの富の分配について様々な議論があり、異なった情報源によるものが少なくない。個人に関する幾つかのデータで、例えば不動産に基づいた推定、税単位に関わる情報（投資と収入に基づいた推定）、世帯に関する情報（調査に基づく推定）、そしてより広い家族単位に関する情報（長者番付におけるもの）だ。しかし第二次世界大戦後のアメリカの富は 1920 年代よりも不平等が軽減されていることが明らかに見える。不動産に基づいた評価によれば、1920 年代の上位 1 パーセントの割合は三分の一を超えていた（1920 年代で 36 パーセント）。しかし 1950 年代は四分の一に落ち込んでいる（1950 年代付近で 24 パーセント）。しかし戦後数十年間にわたって、上位の富豪の割合におけるさらなる減少の傾向はほとんど見られず、この程度の資本収入は所得の分散の増加を相殺することに貢献しなかった。

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 60 1.25~pp. 61 1.5

2018 年 6 月 22 日発表

アメリカの戦後直後の数十年間において、何が全体の不平等の上昇を防いだのだろうか。急速に成長した政府譲渡が、大きな役割を果たした。個々人への支払いの連邦支出は、1955 年から 1970 年の間の国民所得の比率にして 2 倍になった。譲渡の成長は、高齢者や戦争遺族、障がい者(1954 年、最後に加えられた)保険のためのニューディール政策(1935 年)の成熟を含みながら、世帯収入における不平等を減少させる働きをした。カロリーとバートレスは、不労所得の異常な成長、主に政府譲渡について言及している。この譲渡の増大は、戦後十数年間の初期における平均収入の強い成長と結びつき、公的な貧困ラインを下回る生活をする人口の比率の謙虚な減少に貢献した。カロリーとバートレスは、しかしながら、こう続ける。1969 年以降、不労所得者の収入の利益は、富裕層に有利に傾いた、と。資本収入と私的年金制度の利益は、貧困層をターゲットとした政府の現金給付よりも早く上昇した。この場合、出来事の経過の変化は、社会的または経済的变化ではなく、政策の選択に帰した。

Anthony B. Atkinson
Inequality -What Can Be Done?

Harvard University Press 2015

pp. 61 1. 6~pp. 62 1. 17

2018 年 7 月 6 日発表

個人所得から世帯可処分所得への過程の最終段階には政府勘定とは別に課税が関係している。戦後数十年間において 1950 年から 1979 年まで税率が高い水準にあり続けた。勤労所得に課されたアメリカの最高税率は平均 75%だった。(一方その後の 30 年、1980 年から 2009 年は平均 39%だった。) 図 1-1 のジニ係数の数値は課税前の収入に関するもので(上位の割合の数値と同様)、それゆえ所得税の高い率の影響を反映していない。それらの影響は当時かなり討論された。ヨーゼフ・シュンペーターによると、課税再配分を通して「ニューディール政策は戦前でさえ上位収入層から奪うことが可能で」、「巨大な転移」に影響した。一方で、アーヴィング・クラビスは彼の統計学発見を「(1929 年より後)課税構造上の累進性の上昇は、収入分配をより平等にする役割をほとんど演じなかった」と言って要約している。中間はリチャード・ゴードのブルッキングス研究所への所得税をめぐるレビューでとりあげられ、所得税が再分配への厳格な措置になるという意見の確証はない上、この均等化効果は筋が通っていないと取り消すことが正当化されもしない。

累進課税の影響を考えると、課税ベースは税率と同程度重要だということを心に留めておくことが重要である。高い税率に限定的な効果がある理由は、ベースが次第に崩壊していったからである。結果として、アメリカにおける当時の実効税率は名目税率ほど累進的ではなかった。(名目税率というのは、税表による、税を支払った総所得の割合であり、実効税率は、公債や地方防衛費などの所得控除を含んだ、収入の拡大した定義の割合としての税率を軽減する所得に関する特定の項目を考慮に入れた、実際に支払われた税を表している。) さらに、その影響はもし所得税が存在していなかったら、定着していたであろう全体の所得を伴う可処分所得と比較することによってしか評価されないということに気付くべきである。この非現実を、確定することは容易ではない、税によって誘導される人々の行動の変化を予想することを必要とするからだ。全体の所得による高い割合の所得税の反対は、トップ層に対する高い割合の税率の欠如が広がることである、そうすると、人々は長時間一生懸命に働くであろう。この問題は後で取り上げる。

この問題の最終結果は、戦争直後数十年間アメリカの十分位数の最上位は中央値と相関して着実に上昇したが、この所得分散の上昇はジニ係数によって測られる全体の収入

の不平等に置き換えることはできなかった。上位 1 % の割合の顕著な下落もあった。労働市場のより不平等な報酬は、より大きな収入の不平等に置き換えることはできなかった。これが起こらなかったのは、一つには社会移転の拡大によるもの、そして一つには平等化に向かって行動する女性の労働市場への参加がある。賃金分散の上昇に対抗するこれらの力は 20 世紀最後の四半世紀には当てはまらなかった。

第 3 部

2018年度春学期

議事録集

2018年4月13日	媒体「法」と「権力」について	発表者 安東 朝原 伊藤 豊泉
------------	----------------	-----------------------------

《報告》

1、権力について

- ・人と人との間には常に力（権力）が生じている。

人は力がないと組織できない。

例)「みんなで決める」の場合の「みんな」もある人であり、発語内的力、発語媒体的効果が働いている。→力（権力）が発生している。

- ・権力の存在意義は、暴力を統御するところにある。

これは力が力によってのみ統御することができることを意味する。

- ・力（暴力）のパラドクスは暴力を媒体として人は人を支配することが可能だが、支配される側を毀損し兼ねない。

文明化された世界では、支配の正統性の担保はもっと精密に組み立てて見えないようにする必要がある。

- ・権力行使というその正統性の根拠の手続きを客観化するために、文書などを用いる。
(具現的公共性)

力（暴力）が力（権力）によってのみ統御されるということから、権力そのものの統御は権力そのものによってしかできない

例としては、権力の偏りを防ぐ三権分立など

- ・力が力を統御するという権力の再帰的關係は、権力の循環でもあり、またそれにより権力が再生産され正当化され続ける。

権力は正統性を伴って人が人に何かさせると言う行為であり、その帰属点に人がいることにより、権力の再生産は、人の人支配の再生産を意味する。

2、法について

- ・法には互酬性がある。互酬性とは時間的経過の中で互に報酬がある双方の関係性。

法の執行が権力行使を表し、権力行使の正統性が法に求められる。

- ・ 互酬的關係は双方に権利と義務がある。

約束や証文で保証（担保）される。

- ・ しかし互酬性は時間過程であり、どちらかがダメになった時の崩壊のリスクと不確実性は常にある。

- ・ 確実性の担保となるものは暴力行使と威嚇により担保される。

つまり、法の確実性・正統性の担保となるものは暴力行使や威嚇などの権力である。これは法と権力が共生関係にあることを示している。

- ・ ある状況がどこに帰属するか、人の行動を類型化することで可視化するのが法。

- ・ 法を解釈するのは人、類型化するのも人というのがポイント

→ 解釈者による権力が生じてしまう。どこに帰属させるかが問題になってくる。

- ・ 結局は帰属点が人につながるが、その人が何を指しているのかしっかり区別する必要がある。

3、考察 権力分立について

- ・ 権力を統御するのは権力という考え方はモンテスキュー以来の権力分立という考え方に端的に表れている。

腐敗しやすい権力という力に対して、別の権力が牽制的な役割を果たすことで暴走を防ぎあうという権力の分立は人類が試行錯誤の末にたどり着いた一つの到達点。

- ・ 権力分立は多くが三権分立の形をとる。

（ア）三権とは司法、立法、行政を指す。

（イ）何故、三権なのか。二権ではだめなのか。

（ウ）政治権力の役割は、司法、立法、行政の三つに区分するのが機能としては最小という考え方がベースになっている。

- ・ それとは別に、例えば先ほどの法と権力とが共生関係にあるという点から二権のデメリットを考えた。

- ・ 共生関係＝片方の崩壊は自らの破壊を意味する

自然とお互いの存在を守るようになるのでは。

- ・ 危惧される事態は 法と権力とが癒着関係

共生関係にある権力が二つだけ存在するというのは危険である。

三権に分けるというのは、リスク分散という点で二権分立よりも優良な仕組み。

- ・ 現在では、民意を便宜的に数字化し報道することで公共性を獲得させる言論機関を第四の巨大な権力とする考え方もある。

言論機関が権力を批判するものであっても、権力は権力によってしか統御できない以上、これもまた権力であると考えることが出来る。

Ex. スノーデンを目の敵にする米政府と彼を保護する米報道機関

- ・そうした議論を踏まえて、日本の権力分立についてどう思うかを議題として挙げる。

現在の日本の政治を見ていると、法と権力との癒着関係が存在しないとは言い切れないのではないだろうか。

- ・森友学園問題

いくつか刑事責任に発展しそうな部分はあるが、現状少なくとも安倍夫妻が刑事責任に問われることは考えづらい。

- ・加計学園問題

法律上は問題ないが、設立に当たってのいくつかの手続きが合理的だったのが争点となっている。

法的責任と政治的責任は別であり、首相は行政という権力機関における力の行使の責任者という立場である以上、政治的責任は免れないのではないのか。

- ・一連の出来事に対して、司法の動きが見えてこない。

二つの巨大権力が問題に関与している以上、司法に問題の処理を委ねるべきなのでは。

- ・また、メディアも権力の一つと考えるなら、その役割は極めて重要なのでは。

日本のメディアは、政策批判を繰り返すかあるいは擁護するかの対立ばかりが目立つ。

総理大臣の「読売新聞を読んでください」発言

日本の第四権力の在り方についても一考の余地あり。

《質疑応答》

議題「現在、日本の巨大な権力は、きちんと分立できていると言えるだろうか。」

戸巻：三権分立をしている国は少ない。行政と立法が近い日本において、三権分立を良い前提とするのは良くない。

森先生：日本は司法と行政も近い。韓国は司法が独立してから、韓国は徹底的。大統領を逮捕するが、日本は首相を逮捕できない。アメリカは、連邦判事の比率は大統領によって決まる。日本の最高裁判官は国民審査を受けるが、実際はやってないも同じ。

西山：「今の日本に特有の状況と考えているか、日本の構造的な問題なのか？」

戸巻：安倍さんだからというよりは、システム的な問題。1993年あたりの小選挙区に変わって、その時に首相に権力が集まることになったことが、問題であり、安倍さんでなくても、いつかこのような政権は出てきたのではないかと思う。

西山：第四権力について。安倍さんなど、メディアにしたたかに近づいているイメージがある。

森先生：アメリカも、トランプとFOXニュースは近い。このように、首相も読売新聞に同じようなポジションを取って欲しかった。しかし、それをやると立場がなくなるから読売新聞もそれは勘弁して欲しかったのだと思う。

発言者不明：「メディアを牽制するものは？」

森先生：メディアの中にいる色なメディアがあること。新聞は、20年したらもっと力を失う。メディアの中の形成は日々変わる。

西山：NHK以外は民営だから潰れるだけ。仮に質の高い情報を提供できたとして、それをどう扱えるかはまた別の問題。

浦野：行政、立法、司法のそれぞれがあるが、司法が力を持ちすぎるのはいけない。司法は憲法のみで規制されるべきで、メディアに影響されてはいけないと思う。

森先生：マスメディアを第四権力という言い方はあるが、司法、行政、立法とは根本的に違う。メディアには中心がない。司法、行政、立法は制度化されていて、中心がある。明治のように新聞条例などとはできない。第四の権力という言い方はアメリカから生まれたが、必ずしもそうとは言い切れないと思う。また、今の人が新聞を読まないのと同じで、テレビを見なくなると思う。日本の構造的な問題というのは、大統領というのは無理。日本は、天皇を置いて大統領を選出するのは大変難しい。今の私が期待したのは、今の天皇が自分から辞めますと言って天皇制を止めてしまうこと。皇族出身者が結婚する時に、4億円税金がかからずもらえるのはおかしい。

戸巻：権力が分立するか、統合するかはどちらが完全にいいか悪いかではなく、トレードオフであり、自分たちで決めなければいけない。中選挙区の時代に、日本は権力が分

立していたけど、あまりにも行き過ぎていた。93年の時点で変わったが、腐敗した時にまた変わっていく。今がターニングポイント。

森先生：今の選挙制度は得票率での差よりも、議席がガッと差がつくような構造になっている。そこが決定的な特徴。

媒体「法」と「権力」

一橋、早稲、京大、伊大、産大

「権力」について 1

- 人としての権利を制限する際に不可避に働く力は、時に「権力」
- 権限のある権限者には力がある
- 制限される側の権限者には、やはり人がある

「権力」について 2

- 人は力の無いと活動することはできない
- ⇒人が人を動かすという関係がある限り、そこには権力が発生している
- 権力の行使理由は暴力を排除する
- ⇒つまり、力の方によってのみ制約されるということ
- 支配された側は当然の権利として、力の行使により権限で制約されて、不可侵な権利がある
- ⇒憲法がその役割

「権力」について 3

- 権力の行使は法門の権限の中を動かす必要があるために権力の行使の必要要件が必要となる
- それは文章などで表される（法的拘束力）
- ⇒「権力」が「法」によってのみ制約されるということ
- 権力そのものの制約は権力そのものによってしかできない
- コストの負担の制約、権力の行使であり、またそれにより権力が行使される必要を生かす

「法」について 1

- 法と権力の区別は厳格である
- ⇒法の根拠が権力行使となり、権力行使の根拠が法にある
- 権限の行使は法に権利と義務がある
- ⇒両者の関係は時間経過があり、約束や宣言によって結ばれる
- 権利義務関係が時間的な法的拘束性を発生し、事実性を決定させる
- しかし、法的性は時間経過であり、約束のリスクと事実性とは隔りがある

「法」について 2

- 憲法性の権限は、法的には暴力行使とその可能性である威嚇により行使される
- ⇒法と権力は表裏一体である
- 法の遵守あるいは違反は、事実性の問題である
- 法の法的拘束は法的であり、法の根拠は法的に人（あるいはその代理人）がある
- ⇒ある結果がそこに現れるのを、人の行動を決定することによって実現すること
- 人の意思決定、法の制定および執行は執行者の意思決定の範囲内となること、
- 選択することもある

「法」について 3

- 法を体系化は、原則と手続によって成る
- 法体系の権利は、法の根拠によってその正当性を発生するから、違憲法なるものを創設することはできない
- その違憲法は結果論、制作者も結局は「人」である
- 権限者としての「人」の行動を要するが、権限は法的に拘束がしっかりと課せられる必要がある

考察 権力分立 1

- 法の制定は力によってのみ行われる
- 権力は法によってのみ制約される
- ⇒制約的に権力のリスク分散を促す制約、平等性を要する

考察 権力分立 2

- 権力とは何かを説明できる
- 二つの「力」は相互作用によって権力関係を築くことが可能



課題 日本の権力分立

- 現状、日本の権力分立は、きちんと機能していると言えるだろうか
→ 権力分立の問題、憲法第95条「財政権限の譲渡」問題

2018 年 4 月 20 日	貨幣と市場を定義する	発表者 乾 織田 小沼
-----------------	------------	----------------------

《報告》

1. 市場について

- ・市場と経済は同じものではない。
→経済は「売る-買う」の行為の連鎖のことを指すのに対して、市場は「高い-安い」の判断の基準となる「価格」を知覚・判断し、「売る-買う」の経済行為と結びつけるメカニズムを可能にする環境のことを指す。
- ・経済は、希少性のある財(商品)と商品を売買するための媒体・貨幣との関係から成り立つ。
- ・経済は、商品の生産・消費の体系として捉えることも可能である。
→1つの商品を生産するには、根源的な財(商品)が加工使用され、更に次に必要な財の使用、という行為が繰り返され、最終消費財となるまでにこの様な多くの段階が踏まれる。
Ex) 小麦の生産の場合、小麦の種を根源的な財として始まり、肥料や労働力といういくつかの段階を経て、最終消費財の小麦になる。
→技術革新に伴いこの段階が増えるほど、段階ごとの需給関係にばらつきが生じる為、価格の知覚と売買の決断のタイミングに差異が生じるために、商品と貨幣の流量も、一様ではなくなります。このことは、生産と消費の計画を難しくさせる。
- ・経済には、生産, 資本, 労働, 消費の分野があり、各分野にもまた市場が存在する。
→各経済の一部と市場が地球経済化した現在は、全てを一様に作動させることはほぼ不可能である。

2. 貨幣について

- ・貨幣とは一般的交換価値を備えた交換手段のことである。
→一般的交換価値になるということは、広く社会に認知され、信用されている状態のことであり、いつでもどこでも必要な財と交換することが出来るということである。
→これが物々交換で必要だった二重の条件依存性という難しい隔たりを取り除いた。
- ・貨幣は、支払うための手段(意思疎通手段)、記録を可能にする手段(価値保蔵手段)、計測単位としての働きもある。
- ・金本位制停止以降に各国が変動相場制になり、各国通貨間の為替市場が形成される。
→流動性選好が高い貨幣が劣る貨幣にとって代わるように、貨幣の世界でも競争が起こるようになる。

→ 国定貨幣以外のものが国定貨幣とってかわる可能性も十分に考えられ、貨幣そのものが競争にさらされている。

- ・ 貨幣は一般的交換性能に加えて計測単位、支払い手段、価値保蔵手段があれば、貨幣としての機能を果たすことが可能であり、必ずしも紙幣や硬貨の形態をとる必要はない。

→ その考えから生まれたのが電子情報化された貨幣である。

Ex) クレジットカード、PASMO、スイカ

- ・ 仮想通貨は直接相手に支払うことが可能であるため、資金移動のスピードが従来の貨幣と比較して速いという利点がある。

→ クレジットカードなどの従来の電子情報化された貨幣は、会社を通して資金移動が行われる。

- ・ 仮想通貨の主な信用元は、これら今までの貨幣に対する有利性と、利用者同士による監視システムである相互認証システムである。

→ クレジットカードなどの従来の電子情報化された貨幣の主な信用元は、会社への信用であり、これもクレジットカードなどの従来の電子情報化された貨幣と仮想通貨の違いである。

- ・ 現在、仮想通貨を取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

→ 人々がこれら仮想通貨の有利性や相互認証システムを信用し、仮想通貨の共同体に参加すると大きな利益獲得が可能であるという認識をこれからも持つと、仮想通貨のテクノロジー開発が進み、これからもテクノロジーが高度化していく可能性がある。

- ・ 地球経済化した社会では、ある国の国民所得が上昇する以前にその上昇を予期した海外資本が流入する。それによりその国の貨幣が買われる為、貨幣の価値が上昇し金利は下落する。

→ その結果として、貨幣の価値が上昇するために輸出が不利になる為、結果として国民所得は減少していく。

→ 従来の古典的な経済政策では、国の経済的な赤字を解消し、国民の所得を上昇させることは困難である。

- ・ アベノミクスでは初めに急激な金融緩和を実施し、経済体系内の貨幣量を増加させることで、結果として金利を低下させる。それにより日本の金利が他国の金利より低くなると外国資本が通貨を売却するために通貨安になる。

→ その結果として、輸出が有利になることで国民所得が上昇する、という仕組みを取る。

3. 考察

- ・ 仮想通貨は金本位制以降に「商品化」している。

→ 仮想通貨は貨幣の商品化の象徴であり、今後ますます高度化していく可能性がある。

- ・ 地球経済化した世界の中では「商品化」された貨幣の中でも、より流動性の高い

貨幣が好まれる傾向がある。

→今後、現存する貨幣に代わり仮想通貨や電車マネーが台頭する可能性がある。

→しかし一方で仮想通貨に対して各国で規制の動きが見られる為、仮想通貨の今後の展開は不透明である。

Ex)・G20 で仮想通貨の規制強化に関する議論が行われた

・2016 年の「改正資金決済法」でビットコインなどの仮想通貨交換業者への規制が盛り込まれた。

《質疑応答》

議題「仮想通貨の未来はどうなっていくのか？」

河野:流動性選好とは、商品へ変わる可能性が高ければ高いほど良いという意味だと捉えていたがそのような意味でいいのか。

乾:そのような意味で大丈夫。

河野:金本位制がなくなったからこそ、商品性が薄れたのではないかと考えていたが、商品化されたとはどういう意味か。

小沼:金本位制が停止したことで、全ての貨幣が一様に金と変えられなくなった。それにより貨幣が、どちらの貨幣がすぐれているかという競争にさらされるようになったと考えて、商品という表現にした。

先生:G20 の規制強化について簡単に説明できるか。元々仮想通貨は、仮想通貨の価値保蔵の部分だけを見ることは考えていなかった。仮想通貨は、使える場所が限られている為、仮想通貨の流動性選好は高くない、もしくは全くない。日本での仮想通貨を交換できる場所が少ない為に、仮想通貨の使われ方は、投企手段しかない。ビットコインを持っている人は、それがドルや円にどれほど変えられるかを価値判断の基準にしている。それは純金を持っていることと同じような問題になっている。そうすると通貨の機能は発揮されていない。

河野:最近ビックカメラでビットコインが使えるようになっている。

先生:そうすることでビックカメラにビットコインがたまる。

河野:これからビットコインが使える店舗が増えてくるのではないか。

先生:そうして流動性選好が高まると、投企の面が薄れて仮想通貨本来の機能が発揮される。このことを考えると、仮想通貨を規制するのは好ましくないとと言える。必要な場面では絶対に使うべきである。イスラム国はビットコインで兵器を買うだろう。北朝鮮は、技術者を養成し仮想通貨をマイニングしている。そうして仮想通貨を獲得し、それをドルに変換して ICBM などの兵器を購入するだろう。それが一番簡単だから。中国政府は仮想通貨を規制すると言いつつも、自分のところでは絶対にやっていると。では規制はどの様に行うか。触っちゃいけない、使っちゃいけないというのは難しい。仮想通貨の流動性選好が高まってくると、わざわざ規制しなくてもいい

だろう、という流れになってくる。仮にロシアやアウクライナで、外国通貨を使うと逮捕する、死刑にするという風にしても、外国通貨を使う動きは更に巧妙になり裏に隠れるが、絶対にはなくなる。通貨とはそういう物である。規制強化をするよりも流通するところで仮想通貨を使えるようにする、例えば日本国の税金はビットコインでも支払い可能にする、という風にすれば、仮想通貨の流動性が高まっていくので、わざわざ投企をするのではなく普通の通貨のようになっていく可能性がある。規制を強化するよりも、仮想通貨を積極的に取り入れていくことにより、逆に仮想通貨をコントロールすることが出来ると考える。

鈴木:例えば仮想通貨を使うことを奨励しつつ、使うときに税金がかかるようにしたら、それは広い意味で規制にあたるのか。

先生:そうすると仮想通貨は使わなくなるだろう。規制したいのか。

西山:そもそも規制する必要があるとは思わない。

先生:規制は本当に出来るのか。

石:現時点で仮想通貨は貨幣として認められず雑所得扱いであるため、利益が20万円以上になると税金がかかってくる。この場合の利益とは、仮想通貨でものを購入した場合も含まれており、これが規制になっているのではないか。

先生:それは他の貨幣の場合も同じである。株を売買して20万円以上の利益を出しても税金がかかる。ドルだけの交換状がないのに、仮想通貨だけの交換場があるのはおかしいとして、規制したとしても裏に出来てしまうだろう。なので、規制するよりもむしろ、仮想通貨が他の貨幣と他の通貨と同じように機能するようにした方が良いのではないか。規制してもなくなり、裏で大きな価値を持つ可能性が大いにあると考える。

石:最近、仮想通貨が使えるお店が徐々に増えてきている。実際、自分も居酒屋でビットコイン払いをしたことがある。

西山:仮想通貨の本来の使用目的はそれである。

先生:仮想通貨にドルや円の様な現物のお金の要素がなく、決済するだけとなってくると、私たちの生活習慣次第ではそちらの方が便利になってくる可能性がある。

高橋:MUFGコインのこれからが気になる。ビットコインはいまいち信用することが出来ず使いにくい、UFJコインは三菱UFJ銀行が出している為、信頼性がある。最近、MUFGコインの実証実験も行われた。

西山:MUFGコインは円と変わらないのに使いたいのはなぜか。

先生:銀行の戦略としては、それを持った人は他のものを持たなくなる、というものがある。また店舗を無くしていこうという考えもある。

亀山:ならデビットカードを電子化した方がいいのではないかな。

先生:デビットカードと MUFG コインはどこが違うのか。確かにデビットカードで送金することは出来ない。

西山:送金できることは、そんなにメリットかな。

河野:送金の手数料として 300 円や 500 円を取られるのは納得できない。

先生:確かに送金手数料が無くなるのは、かなり大きなことである。

西山:それだけで MUFG コインを使おう、と思うだろうか。

河野:まだどちらかというと、B to B の要素が強いと感じる。

西山:しかし先ほどの実証実験の話を知ると、C も意識していると感じる。

河野:しかし送金しかメリットがないのなら、あまり C の要素はないのではないかな。

先生:インターネットバンキングをやっているのとどこが違うのか。

河野:ならばまだ、価値の変動があるビットコインを使う方が楽しいと感じる。

先生:それでは株や債券と同じになってしまう。貨幣は株や証券とは違うが、G20 では仮想通貨を株や証券と同じように位置付けようとしている。しかし元々の発想はそうではないはずである。

亀山:MUFG コインやデビットカードのどれが普及するかは、結局どれほど簡単に使えるか、またどれほど分かりやすいかの違いしかないのではないかな。

先生:どれほど簡単に使えるかも確かにそうだが、どのマーケットに関わっているかも重要である。

戸巻:仮想通貨が今後どのようなようになっていくかについて考えると、仮想通貨に関わるアクターが多いほど安定すると考える。アクターが少ないと 1 人当たりの影響が大きくなってしまふので不安定になる。規制すると有価証券化してしまう。参入の障壁が小さい分、最初に頃に安定していない時期はあると思うが、徐々に流通範囲が大きくなり、安定した仮想通貨が出てくる。よって仮想通貨は、安定した仮想通貨と不安定で有価証券化した仮想通貨の二種類に二極化するのではないかな、と考える。

乾:仮想通貨について年上の人の意見を聞くと、出所が分からず、流通していくとインフレになるのではないかな、信用できないなどの意見をよく聞く。その誤解を解くところから始まるのではないかな、と考える。

林:仮想通貨の流動性を上げるというが、仮想通貨の発行量が決まっている中で、どのようにして流動性を上げていくのか。

先生:仮想通貨の中にも沢山の種類があるのでそれぞれが市場を持ち、それらを併用すれば可能ではないかと考える。

石:個人的には、ビットコインが金の時価総額と同じくらいになれば面白いと考えている。

高井:仮想通貨を国が導入すれば面白いのではないかと。手渡しなどでは中々お金の流れを見ることは難しいが、仮想通貨になればお金の流れがデータとして残るので脱税などを防ぐことが出来る。なので、何故国が規制しようとしているのか不思議である。円の仮想通貨化などはどうか。

亀井:それは電子化と変わらないのではないかと。

鈴木:例えば、コインチェックでお金の流れを追い切れていない問題など、技術的にまだまだ未熟な部分があるかと考える。

先生:それはコンピューターの性能や技術者の手腕の差、特にコンピューターの性能の差が圧倒的だと考える。

鈴木:国レベルで、例えば流出といった問題が起きてしまうと国が崩壊してしまうので、まだ国が仮想通貨を取り入れるのは厳しいと考える。

先生:コインチェックのような商売が沢山出てきたのがとても日本的である。新しい仮想通貨を自分たちで作るのではなく、その交換で儲けようという考え方は、技術的には最新であるが、儲け方としてはある種で古典的であるかと考える。

市場と貨幣
貨幣と市場を定義する 2冊 乾、織田、小沼

「貨幣」の定義1

- 一般的交換価値を備えた交換手段
→物々交換で必要だった二重の条件(保存性という難しい点)を、貨幣にある一般的交換価値が取り除いた
- 価値貯蔵手段/記録手段→未来資金が可能
- 意思疎通手段/支払い手段
- 計測単位としての働き

「貨幣」の定義2

- 金本位制停止以降、各国が変動相場制になる
→各国通貨間の為替市場が形成される
- 貨幣そのものが競争にさらされている
- 固定貨幣以外に取って代わる可能性あり
→地球経済化

「貨幣」の定義3

- 仮想通貨→新しい経済自由主義の運動
- 【貨幣の概念】
計測単位、支払い手段、価値貯蔵手段あれば良い。(信用が獲得できていれば)
→紙幣・硬貨の形態をとる必要なし。
→電子貨幣が貨幣そのものの機能を果たす
Edi カラジックカード、PASMO、Suica

「貨幣」の定義4

- ・【仮想通貨の場合】
購入者は直接相手に支払い可能+クレジットとの違い
↓
地球規模の資金移動において、(銀行間のコンピューターネットワークを介して送金するより)
既存の通貨に比べて有利
→この有利性が仮想通貨の信用元+クレジットは会社自体への信用
- ・仮想通貨の共同体に参加すると大きな利益獲得が可能。
- ・→さらなるテクノロジー投資が進み、高度化していき、

「貨幣」の定義5

- ・【アベノミクスについて】
地球経済化した世界では、国民所得上昇以前にそれを予備した海外資本が流入
↓
通貨の価値が上昇+金利は下落
↓
国民所得減少
→かつての古典的経済政策は困難になった

「貨幣」の定義6

- ・【アベノミクスにおいて】
急激な金融緩和実施
↓
経済体系内の貨幣量が増加+金利低下
↓
外国資本が通貨売却→通貨安になる
↓
輸出有利→国民所得上昇

「市場」の定義1

- ・市場+経済
- ・「高い→安い」の指標である価格を知覚判断し、「売る→買う」という行為連鎖的経済に
結びつけるメカニズムを可能にする環境

「市場」の定義2

- ・経済: 多様なある財(商品)と商品を実質する媒体・貨幣の関係
- ※経済は、商品を生産・消費する体系とも考えられた
→商品の生産・消費過程の段階が増えるほど、計画は困難になる
→生産、資本、労働、消費の経済体系と対応する部分市場を一緒に市場させることはさらに困難
→さらに、経済体系、部分市場のケバヘ化+地球経済化

考察

- ・「貨幣」は金本位制停止以降、「商品」化している。
→仮想通貨は貨幣の商品化の象徴。
今後、仮想通貨はさらに高度になっていく。
- ・商品化された「貨幣」では、流動性が低いものが好まれる(「地球経済化」の傾向が強い現在
は特に)。
→今後既存する貨幣より、電子マネーや仮想通貨がより重要視される時代が来る可能性あり。
→しかし各国で規制の動きあり、今後の展開は不透明。



仮想通貨の今後はどうなっていくのか？

仮想通貨の今後はどうなっていくのか？

- ・近年、各国で仮想通貨に対する規制の動きが活発化してきている。
Es) 1029で仮想通貨の規制強化について議論。
2016年の「改正資金決済法」でビットコインなどの仮想通貨交換業者への規制が盛り込まれた。
- ・仮想通貨は今後どのような展開を見せるのか？

参考文献

- ・仮想通貨通信「仮想通貨業者に規制、国会にて改正法が成立」(2016年5月26日)
<http://3k-economy.com/ut-re-settlement-chase-3876673/> (2018年4月19日閲覧)

2018年4月20日	憲法をめぐる法学概念と社会学概念	発表者 鈴木 櫻
------------	------------------	----------------

《報告》

1、憲法をめぐる法学概念について

法学の中でも二点について取り上げる。

- ・自由法学

制定法の形式論理的解釈を排し、また法源を成文法に限らず社会慣習や文化規範などにも求め社会の実情に合った裁判を行うべきであるとする法理論。

- ・概念法学

制定法（ここでは憲法）を完全なものであると考えその解釈や運用に際しては形式論理に終始する態度のこと。→日本はこちらではないだろうか。

2、概念法学の方法

- ・憲法は最高法規であり、これを担保としてその他法律（民法・刑法）などが成立している。

- ・そこを出発点として様々な慣例や解釈を用いて法律を学ぶ。

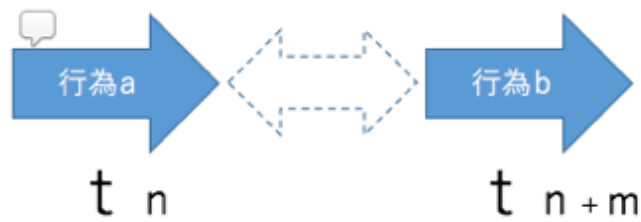
3、憲法前文における解釈の一例

* 前文の法的効力に関する国会での論議(出典:「日本国憲法前文に関する基礎的資料」)

- ・あくまで本来の条文が法規範として…重要な意味を持っている
- ・憲法前文は…憲法の原理などを述べられ
- ・憲法の前文から解釈を広げていこうという国会の姿勢

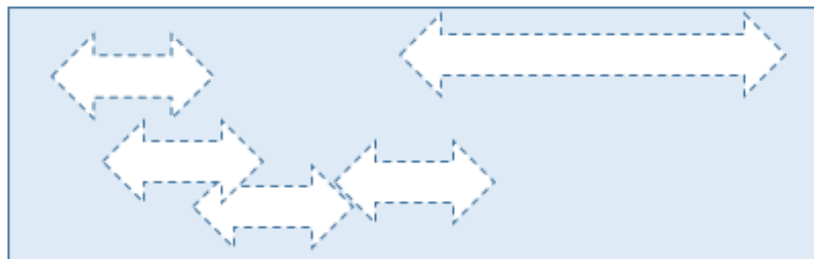
4、憲法をめぐる社会学概念

- ・媒体「法」とは「ある人に何かをさせる力」を客観化（＝時間の架橋）した力
- ・図式で表すと



5、法システム

- ・法はまた別の法によって支えられるという重層構造を持つ。
- ・その最終担保が憲法（もしくは日本国の軍事力〈暴力〉）
- ・図式で表すと



6、憲法の帰属点は何処か

- ・西洋のように神では、日本の文化上ありえない。
- ・大日本帝国憲法のように天皇でもない(人間宣言)。
- ・「国民主権」とされているが、国民も媒体「人」についてのある個別的現象でしかない。
- ・結局、「人」が「憲法は最高法規で従わなければならない」と信じていることのみが最終的な担保になり得るのではないのだろうか。

《質疑応答》

1、発表に対する質問

(1)憲法改正により「人」が信じるという担保は本当に揺らぐのか

高井：社会学的解釈の中において、憲法改正により「人」が信じるという担保は本当に揺らぐのか？

櫻：日本においては、GHQ の制定以来憲法が改正されていないという点から見て、揺らぐと判断しても過言ではないのではないか。

高井：憲法が改正して社会が揺らぐのは分かりますが、人自体が憲法に従わないという現象は起こり得ないのではないか。

鈴木：みんなが従いたくないと思った時点で法律として機能しないのではないか。

高井：憲法が変わったからといって全員が突然ぱったりと憲法に従わなくなるのかという点は疑問が残る。

鈴木：自分たちもここの部分は悩んでいて、何が憲法を支えているかを考えた時、結局人が信じているという点以外に思いつかなかった。他に意見があったら伺いたい。

森先生：自由法学の典型的な形でいうと、イギリス。マグナカルタ以来の法律が国家の基本軸。これに対し日本はこのような体制を取り入れることはできなかった。これを取り入れるならば大宝律令から始めなければいけないからだ。近代国家の形成を考えると明治以来からになるが、明治憲法も輸入して突然作った憲法である。日本国憲法も然りだ、徹底的に概念である。

社会や国民の生活に根付いているかといったら疑問が残る。概念として「輸入された概念」があり、それが最高法規であるからだ。これはとても面白い構造であると思う。

(2)「人」が信じる担保の根底にはアメリカがあるのではないか

河野：そもそも、支えている根底にアメリカがあるのではないか。最終的に安定剤としてアメリカの権力に支えられている節があるのではないか。

憲法が政治としても国としても力を持っているということは、アメリカの力によるものではないかと考える。

森先生：自民党は結党して以来、基本的に「自主憲法成立」を理念に掲げている。しかし実際、今度の安倍政権においてその実現は難しいだろう。この状況(理念を実現させないよう)に働いている力は概念法学ではなく社会学概念であろう。

一番初めの安倍政権は「憲法改正」を掲げて出てきたが、周囲の批判によって一時撤退した。二回目には国民を元気付けるために最初景気をつけ、その後小出しで憲法の問題を提示してきたが、それももう難しい状況である。自民党自体も、次は誰を首相にするかしか考えておらず、憲法の問題は一向に上がってこない。これにはどういう力が働い

ているかを考えるべき。

もう一方で、今の憲法学者は「今の憲法を変えさせない」という立場をとっているが、彼らは必ず反米の立場をとる。面白いのは、自民党は自主憲法制定にこだわっているくせにトランプと友好的な関係を築こうとしている。ここにねじれのある関係がある。

護憲派の人達は、戦後の立て直しとして憲法があるから前文は絶対に変えさせないという姿勢をとっている。しかし自民党や石原からすると、あれこそ最初に変えなければいけないという姿勢をとっている。それは社会学的な力であり、我々は社会学的な分析で考えていかなければならない。これは護憲派の憲法学者に聞いても無意味である。憲法学者は、憲法を絶対のものであると捉え、社会の事象は憲法に合わせて適応していくべきであると主張している。しかし憲法自体が何に支えられているか問われた時、アメリカでは絶対ないと断言し、彼らは自分たちの力で支えていると思っている。その力の部分は何が働いているかを考えることは社会学的な問題である。

(3)憲法は変更すべきか？

森先生：皆さんは憲法を変えたほうが良いと思うか？私は他の本でも書いたが、日本国民は「勤労の義務」をやめるべきだと考える。

鈴木：変えてもいいが、変える時の人は選んだほうが良いと思う。

森先生：憲法9条のところだけ論点になるが、私は勤労の部分に注目すべきだと思う。65歳以上が4000万人になると1/3は働かなくなる。これは憲法違反ではないか。どう考えるか。勤労の義務があると書いてあるが、それはおかしい。

河野：生きるために思えば自然と経済活動もするだろう。

森先生：いちいちそういうのを作らなくていい。勤労の義務があるのであればカジノを作る心理は一体如何程なのか。

憲法は色々変えるべきことがたくさんあって、日本国民の統合の象徴ということもやめたほうが良いと思う。

2、議題「日本国憲法は改正されたほうが良いのだろうか」

森先生：質疑応答の延長にあるが、憲法改正には社会的力が働いている。

なぜこうなるか、安倍政権の中にはある種「本当に変えるかもしれない」という危機感

を持った人もいるだろう。しかし今ではもうやむやになっている。

(1)「憲法」と「Constitution」

戸巻：憲法という単語を考えると、日本語でいう「憲法」と英語でいう

「Constitution」では、どちらかというとも Constitutionの方が社会学的であり、憲法は法学的である。

Constitutionは体制や構成、構造など、社会的なもの。先ほど質疑応答の話題でもあったアメリカに支えられているというのはある種の構造的なものであり、安倍政権が頑張っても落ちていくというのはこれもある種の国の構造になっているのではないかという意味で、Constitution。法学の方の憲法だと、概念法学的なピラミッドを意識することになるため、そこを意識して議論できたら良いと考える。

森先生：概念法学だから宙に浮いているというようにも思える。日本国憲法をいじることによって日本人の生活が変わっていくかというのと一概にそうとは言えない。戦前の明治憲法を例にすると、ある支配層は憲法に従っているが大部分の人々には関係のないことであった。日本国憲法の場合も同様で、条文が変わったからといって大部分の人の日常生活にとっては所詮関係ない話である。

フランス革命の場合、今までの王政とは全く違う形になる際の約束事のために Constitutionがあった。日本は江戸幕府が終わって次の時代の新しい体制を作るための Constitutionがあったというよりは、外国の真似事・引用をする動きがあった。そもそも作られ方が違う。日本国憲法の場合に面白いのは、江戸幕府は明治維新になって行ったことは王政復古である。近代社会ができていく構造として、旧秩序に対して新しい秩序を形成していくはずであるのに、日本の場合は大化の改新に戻っている。果たしてそれは Constitutionなのかは疑問点。安倍を見てアルゴリズムを感じるのは、そういうのは昔からの日本であると本気で信じている点。そこも疑問点。

日本国憲法は近代的な国家を作ると言いながら、結局それは大化の改新に戻っている。近代的な市民社会ができるために大事なものは王政復古ではなく、王政廃止であるはずだ。モデルにしたプロイセンなども、こちらは王様がいますが王政の権力を制限するためにプロイセンの憲法は作られている。しかし日本の場合は本当に概念法学で、「ヨーロッパの先進国はこういうものがあつたからこういうものを作るべきである」という姿勢。他にない特殊な構造である。

河野：それは民族性かなと思う。日本は新しいものを持ってきて自分なりにアレンジし

ていく。それは外部からの侵略がない島国ということもあるし、外部では外的要因があるから効率が良いものに変える動きがあるが日本はそういうのがないから、自分たちで良くしようというよりは「だんだんそういう風になってきたからそうする」という姿勢が強い。

憲法が変わるとしたら、9条の場合米軍が撤退すると9条が変わると思う。それはそうせざるおえないからであり、そういう意味ではConstitution。日本は、憲法が変わって社会が変わるのではなく、社会が変わって憲法が変わるという構造であると思う。

森先生：9条の場合、アメリカは入れざるおえなかった。日本に二度と同じ行動をさせないために軍国主義をやめさせるという意図からであり、そういう意味ではConstitutionである。日本人の多くも何百万人もの死を後にもうこりごりだと思っただろう。韓国の場合は、日本と比べて憲法はストレートにできている。なぜなら共和制の構造になっているから。西ヨーロッパや北米などの成果をそのまま持ってきている。日本の場合は元に戻しているという点が特殊な構造である。

憲法学者は天皇の部分などは絶対に触れてこない。日本共産党も言わない(昔は言っていたけど)。

戸巻：憲法を変える話について、安保法案をとって果たして変わるものなのかと思う点もあるし、逆に先週やった中選挙区から小選挙区に変わったことの方がむしろConstitutionとしては大きいと考える。社会学的概念の方がしっくりくる。

森先生：9条を変えたいのは、安倍は自分の手柄にしたいという思うがあるからだろう。

(2)「文化・伝統」としての憲法

亀井：法律は物質的な確信があり、技術が発展していく中で文化は保守的であまり動かないという点における齟齬を埋めるために法律は変わっていくと思うが、法学的解釈でいうならば憲法が法律の方になるのであれば憲法も本来変わっていくべきものである。しかし変わっていないということは、憲法そのものが日本の文化(保守)と化しているから変えるのを恐れる。社会学的概念の方が現代の日本を分析しやすいと考える。

結局日本国憲法は人が作ったものであり、それなのに改正ができないのは文化として日本に土壌を作っている感覚ができていないからではないか。

森先生：変わるのが怖い文化があるのかもしれない。

鈴木：元々憲法は、「元からあったもの」という節がある気がする。だから変えたがらないのではないか。

森先生：市町村によって教科書は違うが、大抵はそのように学校で教えられているからだろう。

西山：そもそも憲法改正に緊急性があるのか？

森先生：安倍にはある、首相のうちにやり遂げたいのだろう。

西山：日本国民としては、必要性に応じて変えたいという動きが出てくると思う。

伊藤：これまでの話を聞いていく中で、伝統の話を思い出した。例えば相撲協会の話題…女の人を土俵へあげるかあげないの問題。あげない理由は伝統があるからだと言え、が、伝統をよく見てみると浅くて、1930年頃には女相撲というものがあつた。しかし今はあくまでそれが認識されていない。

それと同じで、憲法もこれまでは70年以上守ってきたし先代の人が守ってきた伝統だから守らなければいけない、という節があるのではないかと思う。

西山：憲法に変える必要性を感じない。変えたいと思うことが日常的にあるのか？

亀井：法学的に考えると変えるべきなのだろうが、変える必要性は確かに感じない。

西山：伝統だから守らなければという意識もなければ、変えたいと思つたこともない。

戸巻：単純に変えられないのは、他の国と比べて政治的資源が足りないからであると思う。

森先生：それはある、変えさせないように作っている。それが効いているから変えない方がいいという心理はある。国民投票した時に投票率の問題がずっと問題視されている。安倍は賛成派の守りだったが小泉は無理と言ひだし根回しし出して、自民党内でも分裂。安倍がいなくなつても同じ、なかなか難しいところだ。

(3)結論

河野：今までの議論より議題に関しては、日本国憲法は改正された方が悪い以前の
問題であるかもしれない。改正云々についてはどうか。

森先生：改正だったら良いと思う、改悪であるという人も沢山いるから。

しかし改正はできないだろう。私が生きている間でも多分ないだろう。難しい。

河野：憲法改正よりも国会にいる人々が変わらないといけないだろう。もしくはいなく
ならない限り何も進まないだろう。

森先生：本当にふざけた話である。現国会は予算の話は一切せずセクハラだの週刊誌の
話だけしていれば給料がもらえる状況である。

The image displays a series of six presentation slides arranged in a 3x2 grid, all featuring a light green background with a subtle pattern of thin, dark lines. Each slide has a red arrow pointing right at the top left.

- Slide 1 (Top Left):** Title: 憲法をめぐる法学概念と社会学概念 (Legal and Social Concepts Surrounding the Constitution). Subtitle: 河野 哲 (Kenji Kenjo), 森本 太郎 (Morimoto Taro).
- Slide 2 (Top Right):** Title: 憲法をめぐる法学概念について (About Legal Concepts Surrounding the Constitution). It contains two bullet points and a pyramid diagram. The pyramid has four levels: 憲法 (Constitution) at the top, followed by 法律 (Law), 行政・裁判 (Administration/Judiciary), and 裁判・法律 (Judiciary/Law) at the base. The text below the pyramid reads: 法の下の平等 (Equality under the law).
- Slide 3 (Middle Left):** Title: 概念法学の方法 (Methods of Conceptual Law). It contains two bullet points: 1. 憲法は国法であり、これを担保としてその他法律（民法・刑法）などが成立している。 (The Constitution is national law, and it guarantees the establishment of other laws like Civil and Criminal Law.) 2. そこを出発点として様々な判例や解釈を用いて法律を示す。 (Starting from there, various precedents and interpretations are used to show the law.)
- Slide 4 (Middle Right):** Title: 憲法前文における解釈の一例 (An Example of Interpretation in the Preamble of the Constitution). It contains a list of bullet points, some of which are red, discussing the interpretation of the preamble.
- Slide 5 (Bottom Left):** Title: 憲法をめぐる社会学概念 (Social Concepts Surrounding the Constitution). It contains a bullet point: 1. 憲法（国法）とは「ある人に何かをさせたり」を義務化（＝時間的強制）したものである。 (The Constitution (National Law) is something that obligates (＝temporal coercion) someone to do something.) Below this is a diagram showing two red arrows labeled '行為' (Action) at times t_n and t_{n+m} , connected by a dashed arrow.
- Slide 6 (Bottom Right):** Title: 法システム (Legal System). It contains two bullet points: 1. 憲法は天啓の法によって変えられないという憲法観を導く。 (The Constitution leads to a view of the Constitution as a divine law that cannot be changed.) 2. その基 野合が憲法（むしろは社 法の憲法）の憲法。 (The basis of the Constitution (rather than the Constitution of the Society) is the Constitution.) Below this is a diagram showing a red box containing several white arrows pointing in different directions, representing a system.

憲法の問題点は何処か

- 西洋のように神ではありえない。
- 大日本帝国憲法のように天皇でもありえない。
- 国民主権とされているが、国民も保体「人」についてのある省制的現象ではない。
- 結局、「人」が憲法は最高法規で従わなければならないと弱まっているということのみが最終的な保証になり得るのではないだろうか。

議題

- 日本国憲法は改正されたほうが良いのだろうか。法学的解釈、社会学的解釈それぞれの点から考えていきたい。

2018 年 4 月 27 日	媒体「愛」の構造、 『太陽の季節』は恋愛小説か？	発表者 松島 行谷 村田
-----------------	-----------------------------	-----------------------

≪ 報告 ≫

1. 媒体「愛」の構造

互いの想いが相互に伝達する条件については一方の愛の体験を相手に、愛として行為表現し、それを受けて相手が行為表現を出来事として体験、そして相手がする体験を自分が確認するという構造である。また、愛における二つの特徴について、「愛する」という方向性が、媒体「言語」を媒介する関係を類比させ、体験と行為の非相称の連鎖の関係になっている。

愛は壊れやすく不安定なものであるが、これは体験を行為で代替することに起因する。この不安定な愛には婚姻や血族からなる親族関係による「家族」という文化を法により補強する制度が存在する。ただし、文化的制度的関係の設定は時とともに変化し続ける。

2. 『太陽の季節』について

ボクシング部に所属している高校生、竜也のナンパに英子は軽々しく応じ、すぐに二人は肉体関係を持つ。竜也はこれまでにない英子のペースに飲まれ翻弄されたが、一方で英子は婚約者を事故で亡くしてから自分が愛した男はみな不幸になると考えていた。

何度か二人は関係を持ったが、竜也は英子のペースに飲まれるばかりだった。竜也は彼女が他の男といるのを見て、生まれて初めて嫉妬の感情を抱き、その男を殴ることで大きな満足感を得た。その後、二人はヨットで海へでてまた関係を持つ。竜也は初めて「女」を知り、英子は竜也からの嫉妬心を嬉しく思い、婚約者の死後初めて男を愛することができる。

物語の終盤で英子は竜也との子を身ごもる。4 か月経ったところで胎児を始末するよう竜也に言われ、腹膜炎を併発してあっさり死んでしまう。竜也は「玩具」として気に入っていた英子を永遠に奪われ、英子からの命がけの復讐を感じ、初めて泣いた。

3. 考察

竜也と英子の間にはすれ違いこそあったものの、「愛」のやり取りがあったと言える。英子が愛を体験し、それを行為にした時に竜也が自らに潜む愛に気づけなかったために英子に対して愛のない行為を繰り返した。

≪ 質疑応答 ≫

議題「『太陽の季節』が恋愛小説ではないとすればそれはなぜか」

河野：何が恋愛小説の概念だとみんなが捉えているかが大事ではないか。形、メッセー

ジ性など。

先生：恋愛の構造が見えるかだと思う。福永武雄の『草の花』や堀辰雄の『菜穂子』を知っているか。彼らの生きた戦中戦前の恋愛は手も繋がず、心の中で思っていることをただ感じ合う。この本はドロドロの肉体関係で、当時の読み手からすればひどい話と感ずることもある。重要なのはみなさんがどのような恋愛をイメージしているか。

高橋：愛する愛されるの関係はあったが、恋愛がもつれ、表現方法がわからなくなってしまっただけ。恋愛小説と言えるのではないか。

先生：石原慎太郎が23、24歳位で芥川賞を獲っていることはすご位。芥川賞の審査員からは賛否両論あったが、その理由としての一つはそれまでの恋愛が純愛以外ありえないもので、純愛は体験と行為の関係にあったからだ。手紙を出して手紙を読んで愛を感じるという非相称の関係だ。愛していることの相互確認行為だらけは気持ち悪い。太陽の季節は純愛ではなく汚らしいと感じられるが石原は意図してそのように書いている。

鈴木：私はあまり恋愛小説だとは思わない。バトルみたいな印象を受けた。竜哉が殴って英子が殴って竜哉が殴って英子が勝ち逃げ、みたいな印象。恋愛を道具として使っている風を感じられた。ボクシングのラウンド制のよう。

先生：ボクシングに掛けている部分は確かにあると思う、そこもすごく面白い。さらにそれに掛けて恋愛は遊戯だとも書いてある。果たして恋愛はゲームなのか。不謹慎かもしれない。だが恋愛とボクシングを掛けているのは面白い。今もその延長上にあるか。

森：駆け引きをする女の人（うっふん女）を主題にしたフランス文学が存在する。

西山：フランス文学になぞらえていうのであれば、恋愛を出世の道具として貴族の女を捕まえていたのでそういう意味で言うとゲームかもしれない。

先生：ただ、日本語の愛と英語の love とでは、体験と行為の非相称の関係と、日本語の愛に肉体関係は含まれているか。恋愛は北村透谷の作った明治時代の訳語。例えば社会という言葉も明治に入って西周が作った。それまではソサエチーとかラブと記されてあった。恋愛という認識に言葉がついたのは近代に入ってからだ。

鈴木：性欲は愛に含むのか。

先生：それは財務次官が喜びそうだな。

林：愛に肉体関係が含まれるのであればあると思う。

先生：現在の愛という言葉には含まれるかもしれないが元々の love という単語を捉えた時に、体験と行為があることと肉体関係があることは別の問題。肉体関係も確かに体験と行為の非相称性と愛の関係を継承しているがレベルが変わっている。体験と行為の安定性のなさは肉体関係では安定しない。婚姻関係で安定させようとしたとして保たれるか。年若い愛の関係だったら気持ち悪い。

河野：福田事務次官は愛の最中ではないか。

先生：ある部分の神経がない。犯罪じゃなく病気だと位置付けている。恋愛をわかっていないと思うし、恋愛小説を読んでも理解できない。勉強はできたかもしれないが。

鈴木：事務次官が太陽の季節を読んで理解できれば『太陽の季節』は恋愛小説と言えるのではないか。

先生：竜哉は最後に英子の眼差しを見て何かを感じた、事務次官は何も感じないだろう。性欲が愛だとしたら動物にも愛が存在するのか。動物は駆け引きしないだろう。

媒体「愛」の構造

森せき4組 村田・行香・松島



互いの想いが相互に伝導するとしたら

一方の愛の体験を相手に、愛として行為表現
↓
相手はこの行為表現を出来事として体験
↓
この相手がする体験を自分が確認

特徴

①「愛する」という方向性が、媒体「言語」を媒介する関係を類比させる
②体験と行為の非相称の連鎖の関係になっている

「愛」は壊れやすく、不安定である

- ・この不安定さを変えるものはただちに愛だということではない
- ・体験を行為で代替することは再び不安定さを招く原因ともなる
→「家族」とこれを法により補強する制度が存在する
→時と共に変化し続ける
- ・体験と行為との非相称的關係...世界を知覚する仕方の変更
- ・直接世界的關係から同時世界的關係へ...親密度の希薄化

- ・行為は、出来事の帰属点を人に求めた
- ・行為が世界そのものを変更することは難しい
- ・世界と、行為の帰属点との関係
- ・「右の頬を打つなら、左の頬をも向けなさい」
→行為が体験を引き起こすという関係
＝非相称的關係



・非相称な構造をした「愛」...支持や代替が可能ではある

→「愛」のままで存立せねばならないのが難しい。「愛」は壊れやすい。

『太陽の季節』

- ・作者：石原慎太郎
- ・1955年、文芸雑誌『文学界』7月号に掲載
- ・第1回（1955年度）文学界新人賞を受賞
- ・1956年1月23日には、第34回芥川賞を受賞

『太陽の季節』あらすじ



竜也

ボクシング部に所属している高校生。不良。街でナンパした英子に興味を持つ



英子

特定の誰かを愛することはなく、これまでも様々な男と関係を結んできた

『太陽の季節』あらすじ



竜也

英子のペースに飲まれ、翻弄された。彼女が他の男といるのを見て、生まれて初めて嫉妬した



英子

昔、婚約者を事故で亡くしてから自分が愛した男はみな不幸になると思っている。体の関係を持つだけで、特に誰かに深入りはない。

『太陽の季節』あらすじ



竜也

英子と一緒にいた男を殴り、満足をする。初めて「女」を知った



英子

竜也からの嫉妬を嬉しく思い、初めて愛することができた。「人間は(中略)肉体でしか結ばれないのだ。」

『太陽の季節』あらすじ



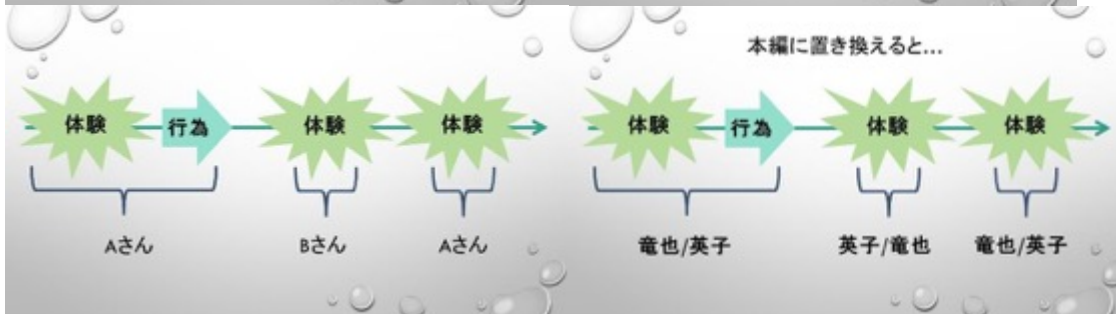
竜也

英子に他の女との行為を聞かせたり、兄に5千円で英子を買ったりした



英子

肉体の関係以外の時にも彼を手元に捉えようとした英子には竜也に対する何の抵抗の術もなかった



肉体関係の繋がりでしか愛を知ることのできなかった男女

↓

肉体関係での繋がりにより、それ以上の繋がりを求めてしまった

↓

壊れやすく不安定な「愛」は支えを失い、脆くなってしまった

『太陽の季節』あらすじ



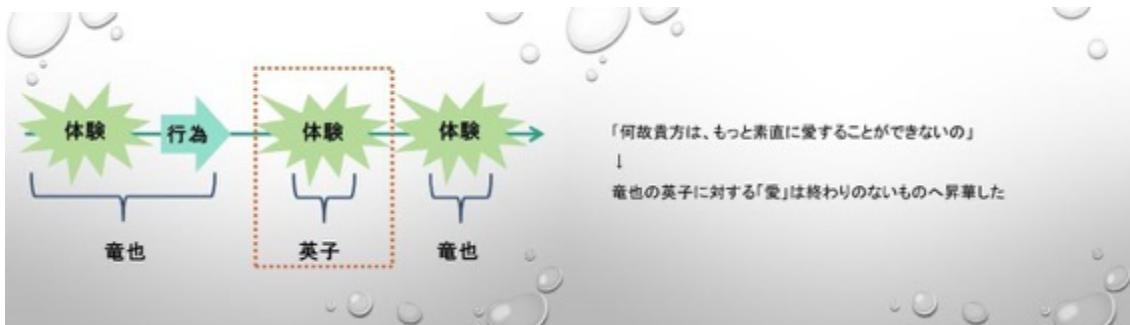
竜也

「玩具」として気に入っていた英子を永遠に奪われ、英子からの命がけの復讐を感じた。



英子

竜也との子どもを身ごもり、生むつもりであったが4か月を過ぎた頃に竜也に始末するよう言われ腹膜炎を併発して死んだ



考察

- 竜也と英子の間にはすれ違いこそあったものの、「愛」のやり取りがあったと言える
- 英子が愛を体験し、それを行為にした時に竜也が自らに潜む愛に気づけなかったために英子に対して愛のない行為を繰り返した

議題

『太陽の季節』が恋愛小説ではないとすれば
それはなぜか

2018年4月27日	仮想通貨と取引所をめぐる問題	発表者 安東 朝原 伊藤 豊泉
------------	----------------	-----------------------------

《報告》

1、仮想通貨とは

- ・ インターネットを用いて、電子データとして取引される通貨
- ・ 代表的なものはビットコイン
- ・ 政府のような、管理する主体が存在しない

2、取引所の役割

- ・ 仮想通貨の売買を行う場所である
- ・ 仮想通貨と法定通貨を交換できる
- ・ 仮想通貨は個人間でも直接取引できるが、取引相手を見つけやすい取引所で、手数料を払ってまで取引をする人が多い

3、コインチェックのネム流出事件

- ・ 不正アクセスにより、仮想通貨の一つであるネムが何者かによって引き出された
- ・ 被害者は約 26 万人、被害額はおよそ 580 億円相当に及ぶ
- ・ 不正アクセスによる引き出し後、10 以上の口座に分散されていたことが確認された
- ・ 犯人は未だ捕まっていない
- ・ 事件発覚後、ネム財団による流出資金の自動追跡プログラムの開発が発表された

この事件を通して、以下のような問題点が浮き彫りになってきた。

問題点① 制度的な問題

- ・ 仮想通貨は 2017 年 4 月に施行された改正資金決済法により、貨幣ではなく、財産的価値を有するもの、つまりモノであるとされた
- ・ 金融商品でないため、金融商品取扱法による利用者保護も無い
- ・ 仮想通貨取引所は登録制となり、コインチェックは申請中の状態だった（この状態の業者を「みなし業者」という）
- ・ コインチェックはみなし業者のまま営業を続けていた。

問題点② 取引所のセキュリティ管理

- ・ 通常は送金に必要な暗号をインターネットから切り離して管理するか、分割管理することによってセキュリティ対策をする
- ・ コインチェックは、技術面や人手不足を理由として顧客よりも利益を優先して、対策を行っていないかった

問題点③ 仮想通貨そのものの欠点

- ・ ブロックチェーンは書き換え不可なため、動きを見ることはできても、回収はできない
- ・ 中央管理の主体がないため、解決が困難になる
- ・ アカウントが確認できても犯人が特定できない

- ➡銀行などの金融機関は口座を作成するには必ず本人確認をするので、このようなことは起きない
- ・ 仮想通貨の口座を開設する際に、日本国内であれば法律で本人確認を義務付けるなどの対策が打てるが、海外ではそれができないため、海外から攻撃されると対処できない

こうした問題点を調べるに当たって、ネム財団の存在が一つポイントになりそうである。

ネム財団の登場

- ・ ネム財団とは、ネム技術をビジネス、学術、政府部門に至るまでに普及、拡大させるために設立された
- ・ コインチェック事件では、早くから支援を表明

4、疑問点

仮想通貨の特徴は中央の組織を持たないことであるが、ネム財団の設立は中央集権化のような動きであり、仮想通貨の原理に反するのでは？

以上の仮想通貨をめぐる問題点及び疑問点を踏まえて、以下の議題で議論に移る。

《質疑応答》

議題「①今後仮想通貨の取引において同様の事件が発生しないためには、何が必要だろうか？」、「②仮想通貨の取引において中央集権的な組織（ネム財団など）は今後どのように展開し、どのような役割を担うことになるだろうか？また、衰退していくだろうか？」

森先生：こうなってしまった原因は明確で、資金決済法で仮想通貨はモノだということにしたことである。仮想通貨に政府が介入することによって仮想通貨じゃないようにしてしまった。結果は目に見えているし、私は失敗だったと思う。

鈴木：中央集権化することって何が問題なのだろうか。

伊藤：それ自体が問題というより、仮想通貨のそもそもの在り方として非中央集権的なものであり、それゆえ技術があればだれでも取引を見ることができ、その結果安全性が担保されるなど、他にも手数料が実質ゼロになるなど、中央組織が無いことで得られるメリットがあった。今回はそれが裏目に出てしまったのが今回の事件なのではと思う。

鈴木：もし中央集権化して管理体制を整え、保障まで完備したらこうした事件が生じても対応できたのではないか。

伊藤：中央集権化してしまったら、恐らくその中央組織が利益を作る仕組みを作りだし、他からお金を吸い上げるようになることが危惧されるのでは。

森先生：構造として中央集権化するかどうかというのは判断が難しいが、例えば自分のコンピュータでマイニングをしようと考えた場合、高性能のコンピュータを買うために何百万円かを投資しなければならない。そういうのは競争なので、いずれまたもっと高性能なものを買わなければいけなくなる。どうしてそのような事態が起きるのかというと、コンピュータの計算力や速度の問題があるから。そうするとどこに集権化していくかというと、より高性能のコンピュータを持ったところであり、そういうところが力を持つという関係になっている。政府や銀行や大きな企業のような、高性能なコンピュータが持っているところが相対的に絶対強いから、金を掘り出すようにして、自分らでど

んどんマイニングすることで、やっていけるということはあると思う。

しかし、高性能なコンピュータを持つことでその機関が中央集権的な地位になっても、コンピュータの性能は一か所ですっと独占できるかという疑問である。もちろん、例えばアメリカや中国がある部分で相対的に強くなるということは起こるだろうが、それでずっと中央集権的な一極集中の形をずっと維持できるかという、それは中々厳しいだろう。その意味では、完全な peer-to-peer の分散型の構造にはなっていないが、かといって完全に中央集権化できるかというそれはかなり難しいし、法制度でいくら抑えようとしてもその実現は難しいだろう。ネットを完全に使えなくするといったことはどうやったって絶対に不可能である。中国政府はかなり厳しくネットを統制しているがそれでもネットが消えることは無い。

そういったことを踏まえても、中央集権化はかなり難しいだろうと思う。仮想通貨の場合も、日本政府の資金決済取引法で、あれは証券と同じ、モノだ、と定義することはできるが、そう思わないで仮想通貨を動かしている人が大勢いることを考えたら、取引所のようなものが商売できたのは、たまたまそういう法律が成立したことの産物なのでは。「あれは証券と同じです」と、じゃあ証券と同じなら売買しようと、儲けようという人たちが出てくる。彼らは技術を持っているが、自分らでマイニングするよりは法定通貨との交換の手数料を取ることで儲かるし、自分のところで預かっている仮想通貨の値段が上がっていくわけだから、瞬間的には設けることが出来るけど、通貨取引所の運命としてはずっとそれが維持できるとは考え難い。どこかで引き際を見出さないと。

鈴木：何で政府はモノという扱いにしたのだろう。

森先生：それは法定通貨が既に存在しているから。政府は何とか仮想通貨をコントロールしたいが、そうして仮想通貨を証券と同じにした結果、それなら投機しようという話になった。

亀井：今後同様の事件が発生しないためにはどうしたらよいかという議題については、答えるのは正直難しい。それが分からないからああいう事件が発生するわけだし。

森先生：当然、同様の事件は今後も起こるだろう。基本的には自分でマイニングしている人が一番儲かる。取引所は仮想通貨を動かす技術を持っているというだけで、自分でマイニングをしようと思ったら相当高性能のコンピュータが必要になってくるし、そうなってくると個人では無理。例えば大金持ちとかならマイニングチームを雇うなどして可能だろう。大金持ちはどんどん大金持ちになっていく。ともかく、同様の事件は今後も発生するだろう。発生を防ぐというのは技術的な問題でどう防御するかというだけの問題だから。だが、証券と同じで投機の対象となっているのなら、通貨としての使命は終わってしまうような気もするが、最終的にそうなるかどうかを判断するのは難しい。

日本円が今のままでいられるかという問題がある。20 年後に今と同様に使えるかどうか。日本円の信用が失墜し他国では両替してもらえないという事態に陥ったら、日本人の多くも日本円より仮想通貨を持ったほうが便利だということになり得るだろう。だから、日本や北米や西欧以外の国では、例えば中国なんかは自国の通貨を自由に海外に持ち出すことが出来ないよう制約されている。

亀井：仮想通貨を最初に発明した人の心理っていうのは、今のようなマネーゲーム

ありきの仮想通貨じゃなくて、例えば世界中で同じ通貨が使えるような世界を目指していたのだろうか。

森先生：仮想通貨を発明したサトシナカモトという人物は本当にいるのだろうか。日本人の名前にすれば信用が得られると思ったのだろう。恐らくアメリカ人だろうが個人かチームかはわからない。だけどそこでのアイデアは決して投資の対象とは書いていない。貨幣というのは別に国家というものが無くてもいいという本質を分かっているからそんなことを書いたのだろうと思う。

投機のような構造となったのは資金決済法がきっかけで、これは有価証券と同じだと位置付けたことで、証券のような取引が可能になったということ。それは手数料で稼いでいるわけで、額が大きくなっていけばなっていくほど手数料も大きくなっていくから、それでお金を得ている。理想的な取引の在り方は、価値の保存の機能ではなく交換の機能に着目して実際に交換に使われればいい。貨幣には価値の保存と交換と計算の機能があるわけだが、投機というのは価値の保存という一つの法則にしか着目していない。だが、その中では交換の機能が一番重要である。あらゆるものと交換することが出来るということだから。だから仮想通貨の市場が形成されるということが重要で、そのためには多くの商売をしている人たちが仮想通貨の交換をすればいい。

森：人類の歴史を辿ると、物々交換から金本位制に移行したように、例えば A、B、C、D といった商品に対して、その全ての交換価値を持つような X が時代を追うごとに変わってきたという歴史があり、今はその X の位置に仮想通貨が来ようとしていて、今はまだ投機メインで動いているが、いつかはそうした取引が仮想通貨で行われる時代が来るのではと思う。

森先生：金本位制における金というものの自体には価値があるのか。

森：金には希少性があるから、それで価値を有するのでは。

森先生：希少性というものは何の関係もない。金本位制では金自体に価値があると多くの人は言うが、金本位制は本当に金に価値があるのか。あるとしたらどんな価値があるのか。

河野：きれいだから。

森先生：それしか無いだろう。金に価値があるとみんなが思ったから、それが金＝貨幣に繋がっている。だから金というのは別になくてもいいということになる。金本位制が稼働するのは 19 世紀のイングランド銀行においてである。それはイギリスが金をたくさん持っていたからであり、みんな金が資本だと信じて、金があらゆるものと交換できると思ったからだ。その上で兌換紙幣を発行した。だけどその金本位制自体は第一次世界大戦の頃に破綻する。その後は一番金を持っている中心国はアメリカとなる。イギリスはそれまで蓄えた金や南アフリカでとれる金を、イギリス国内にどんどん持っていくことによって、価値を持っていると多くの人は信じた。だが戦争によって戦費が無くなると同時に、アメリカはゴールドラッシュ中であり相対的にアメリカの金保有量の方が多くなってくると、金を信用しているとアメリカの方が経済の中心になってくる。第一次世界大戦が終わった時点で基本的には金本位制は終わっている。

金本位制にするための絶対的な一つの条件は、金が自由に売買できるということである。第一次世界大戦でイギリスの金がアメリカに流れていったのは、アメリカの工業製品がどんどんヨーロッパに輸出されているからであり、そうするとイギリスのポンドが

アメリカに流入してくる。そうするとアメリカ人はポンドをイングランド銀行に持って行って純金を引き取ることとなる。兌換紙幣が価値を持っているのは金と取り換えられるからで、兌換紙幣を持った人は金とすぐに交換可能でなくてはならない。

日本でも昭和2年に金解禁を行い、金本位制へ移行しようとして兌換紙幣を発行したが、そのためには金が無くてはならない。日本は当初銀本位制であったが銀本位制と金本位制を併用することはできない。なぜなら金の交換比率と銀の交換比率とを絡めると、銀が安いところからどんどん持ってこられて、金がどんどん抜き取られるということになるからだ。金本位制は唯一金のみを用いることでしか実現しない。だから世界全体が金で取引を行っているなら、日本も金を採用しなければならない。

日本が金本位制をとるために、最初に金がたくさん入ったのは、日清戦争だ。清国から純金を賠償金として受け取った。日露戦争ではロシアは一切そういうことをしなかった。アヘン戦争の時に清国の金は大量にイギリスに持ってかかれているし、あるいは、清国はイギリスに大量に金を預けている。日清戦争の時の金は、清国から金を直接持ってきたのではなく、イングランド銀行内にある清国の口座から日本の口座へと移される形で実現した。金自体はイギリスにあるまんま。そしてそれを前提として日本は金本位制に移ろうとした。しかし、それでもまだ足りなかったのもっと戦争をしなければならなかった。昭和2年に金解禁を行おうとした際は昭和恐慌でできなかった。金本位制を達成できないまま太平洋戦争終結を迎えてしまい、金の中心地はアメリカとなった。ブレトンウッズ体制は1ドル=20オンスという関係でアメリカドルの価値を決めて、ドルと他の通貨との固定相場によって世界の通貨を維持しようとした。それはまだ金本位制の延長上にある。しかし1970年代のニクソンショックは金とドルの関係を切るといったものだった。アメリカは大量の金を有しているが、日本などの国が経済成長して豊かになると、日本の製品がどんどんアメリカに輸出されドルがどんどん日本に流入することとなった。

ドイツやフランスなどもそうで、第一次世界大戦のときとは逆の現象が起こった。要するに、アメリカが日本や西欧から商品を買ひ、ドルが日本や西欧にどんどん流出する事態となった。ドルの紙幣は兌換紙幣だとブレトンウッズ協定で決まっているから、ドルがどんどん金と交換されることとなる。日本はアメリカとの対立を懸念して金との交換を行わなかったが、フランスなどは貿易で黒字になった分を次々金に変換していった。するとアメリカから西欧にどんどん金が流れて行ってしまうこととなる。事態を重く見たニクソンはそこに至ってドルの固定相場制をやめると言い出した。すると1971年から今に至るまで金とドルとの関係が切れているということになる。最終的には可幣の根拠は金では無くなったということだ。現在の貨幣の根拠は何かというと、それは貨幣を貨幣だと信じる信仰以外に無いということになる。ビットコインを貨幣と思うのだから別に問題ないと思う。貨幣は信仰の問題である。

鈴木：今の日本の通貨はコンスティテューションという感じがするが、ビットコインは概念だから受け入れ難いのではと思う。

森先生：なるほど。日本円とかは法定貨幣であり、国が作りあげたものである。それはまだ国に信仰があるからである。ある種、日本のような安定した国の人々はいいかもしれないが、自国の通貨を通貨として認めてもらえないような国あるいは地域に生活している人の方が実際は圧倒的に多いわけで、そういう地域ではビットコインの方が価値を持つことになる。日本も将来、そういう不幸な事態に陥るということは十分にあり得る。そのときも私は日本人だから日本円がいいと主張できるかというと、それは難しいだろう。トランプのような人がアメリカを何としても防衛しようとするれば、そういった

危機はあり得ると思う。だからある部分では彼は支持される。経済が大きくなって中国がGPAでアメリカを近い将来抜くと言われている。そうすると経済力でも中国の方が強くなったらアメリカのドルの相対的な地位は落ちる。中国はまだ管理通貨である。そういう関係になっている。

亀井：鈴木君が述べていたことと同様のことを考えていて、さきほどの仮想通貨を法律でモノとして指定したと聞いて、仮想通貨は誕生した当初は得体のしれないものだったかもしれないが、そうした指定があったためにマネーゲーム化して物々交換としての価値が喪失したのではと思う。

森先生：そういうことである。貴金属も証券も同様であるが、例えばあずき相場などがある東京商品取引所では、あずきの値段の値段が天候による収穫の変動に応じて変わる。だからそういう穀物は先物取引を行っている。翌年の収穫量の値段が先に決まっている。そうしないと農家は収穫のたびに大変なことになる。凶作だったら全くお金が入らないかもしれない。先物取引しているからある程度安定して収入が発生するわけだが、例えば商品が少なかったりするとかなり得をすることになる。逆にもっとたくさん商品があるのにそれ以上売れないということになったら損をするということになる。先物市場はそういう形で存在している。先物取引は値の上下が激しいから、そういう意味では証券と同じである。それは決して小豆の価値で買っているわけではないから。小豆市場にて取引資格取得料が高額であるが、それは投資信託と一緒に、間にコインチェックのような会社が仲介しており、一人では加入できなくても千人なら一人当たり一万円で加入して二千元ほどの手数料をとるといったことは多く行われているだろう。そういう話に乗せられてしまうと、取引所が大儲けすることになる。取引所とはそういうところである。

森：共通項が存在する人々に対してアプローチをかけて、自分たちが中央集権的に取引所を作るので、そこに集まればメリットがあるよと種をまくかのようだ。

森先生：それでビットコインの値が変動して顧客が損をしたとしても、取引所はそれはあなたの自己責任だと言い張ればいい。証券会社と同様である。証券会社に行ってもどの証券が高くなるかと尋ねても、証券会社は規則でそれを教えることが出来ない。だが、ちょっと店の外に出たときに実は〇〇の証券が高くなるという情報を流したりする。それを皆に行う。そうすると皆がその証券を買うようになり、そうするとその会社の株も上がる。そうすれば、証券会社の言っていたことは正しかったとなる。一方で株が落ちたりしてもそれは顧客の自己責任と言えればいい。しかし証券会社は証券の売買が行われるたびに手数料を取る。買う側は買っても損をし、売っても損をすることになる。だから野村証券なんかは一番手数料が高い。

お金というのは最終的には根拠があるかといったら、根拠は無いので、国がコントロールしようとしてもそれは難しい。日本の場合はたまたま高度経済成長などがあって人口が増え経済が豊かになり日本円が強いという時代が到来し、それを今も享受できている。しかしこれがどこまで維持できるかというのが問題である。中国は日本をよく見ているので、自国の経済がどこまで維持できるかということについて色々考えている。日本の認知症患者の数は420万人いると言われている。しかし、中国は既にそれを上回っている。高齢化の進行の日本の事態を見れば、中国政府も日本の数十倍の規模でそれが訪れるのだから日本以上の対策を考えざるを得ない。アメリカ政府は相対的に力が弱まってきているからトランプのような大統領が出てくる。最終的にはやはり力だ、最終的には軍事力だということになる。じゃあ日本も核兵器を持ったほうがよいか。安倍晋三

などは岸信介以来の、強国であるためには、法定通貨を維持するためには、最終的には武力次第であるから、核武装すべきだという考え方も出るだろう。じゃあ武力があれば絶対強いかというと、ロシアのルーブルを見るとそうとも言い切れない。だからそこは難しい。

河野：逆にスイスのようなポジションだったら？

森先生：非常に安全だというのは重要な価値である。スイスを侵略することはできない。日本もそういう道は戦後採れたかもしれない。今更ではあるが。スイスはあらゆる国が保証しようと、スイス自身は未加盟だが国連もそこに置こうということになっている。そういう価値を持っている。その価値を持っているからスイスフランの価値が強いということの一つ言えるだろう。

仮想通貨と取引所を
めぐる問題点

1田 伊藤 朝暉 安東 望希

仮想通貨と取引所

仮想通貨とは

- ・ インターネットを媒介し、電子データとして取引される通貨
- ・ 代表的なものはビットコイン
- ・ 政府のように、管理する主体が存在しない

取引所の役割

- ・ 仮想通貨の売買が行われている（売買の仲介を行う場）
- ・ 仮想通貨と法定通貨を交換できる
- ・ 仮想通貨は個人間でも売買取引できるが、取引相手を見つけないことが多いため、中継点をもって取引して取引相手を見つけない

問題点① 制度的な問題

- ・ 仮想通貨は2017年4月に施行された改正資金決済法により、貨幣ではなく、財産的価値を有するもの、つまりモノであるとされた
- ・ 金融商品でないため、金融商品取引法による利用者保護も無い
- ・ 仮想通貨取引所は登録制となり、コインチェックは申請中の状態だったことが公表の事実を、みずほ銀行から知った
- ・ コインチェックはみずほ銀行の口座開設を拒否することができた。

問題点③ 仮想通貨そのものの欠点

- ・ ブロックチェーンは普及が進んでいないため、流動性を見ることはできない。流動性がない
- ・ 中央管理の主体がないため、解決が困難になる
- ・ アカウシが暗号でも個人が暗号でない（銀行などの金融機関は口座開設を拒否する）ため本人確認をするので、このようなことは出来ない
- ・ 日本の口座を開設する際は本人確認をしてからの口座開設ができるが、海外ではそれができないので、海外から開設されると対応できない

目次

1. 仮想通貨と取引所
2. コインチェックのネム流失事件
3. 問題点1 制度的な問題
4. 問題点2 取引所のセキュリティ管理
5. 問題点3 仮想通貨そのものの欠点
6. ネム財団の登場
7. 結論

コインチェックのネム流失事件

- ・ 2018年11月下旬、不正アクセスにより、仮想通貨の一つであるネムが何者かによって窃取された。
- ・ 被害者は約15万人
- ・ 被害額はおよそ580億円程度
- ・ 不正アクセスによる被害は、10以上の口座に分散されていたことが確認されている
- ・ 犯人は捕まっていない
- ・ 事件発覚後、ネム財団による流出資金の自動凍結プログラムの開発が発表された

問題点② 取引所のセキュリティ管理

- ・ 通貨は現金に必要とされるセキュリティから取り繕って管理したり、分散して管理することでセキュリティ対策をする
- ・ コインチェックは、被害額や人手不足を理由としてこれらの対策をしていなかった（被害よりリスクを優先した）

ネム財団の登場

- ・ ネム財団とは、コインチェック事件では、早くから支援を表明
- ・ ネム財団の目的は技術を開発し、ビジネス、学術、そして政府部門にまでその採用を拡大すること（金銭的支援あり）

結論

仮想通貨の利便性は中々の高水準にある一方で、ネム財団の設立は中央銀行化のような動きであり、仮想通貨の価値に反する

議題

今後仮想通貨の取引において同様の事件が発生しないためには、何が必要だろうか？

また、仮想通貨の理想的な取引のあり方とはどのようなものだろうか？

2018 年 5 月 11 日	真理諸説詳論	発表者 乾 織田 小沼
--------------------	--------	----------------------

《報告》

1. 媒体「真理」と科学

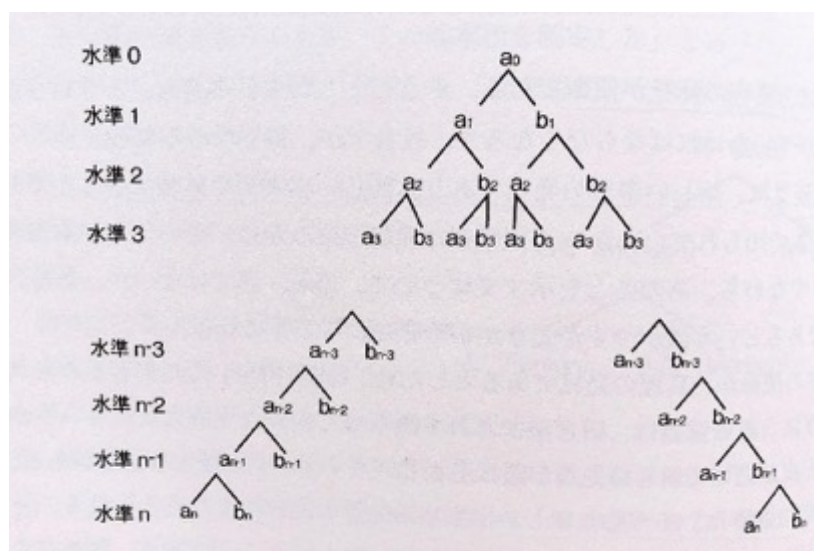
- ・科学は真理の発見が使命。
- ・真理の発見…新しい事実の発見・新しい出来度を体験すること。
- ・今まで知られていなかった出来事の発見なので、そのことが本当か、嘘か、真か偽かについて吟味する必要がある

2. 科学の進歩

- ・新しい出来事の発見の連続に支えられる。
- 媒体「真理」により媒介されている。
- ・発見の帰属先が更新される。
 - ・集団・組織によってなされている。
 - ・科学の発見へのプロセス・連続は、真理に対して非真理が算出しているとも考えられる。

3. 真理と非真理(1)

仮に真を a , 偽を b とする。区別からさらに区別が進むため、 n 次水準にわたって展開が広がっていくことが考えられ、以下の表となる。



出典：森元孝(2014)『理論社会学』 東信堂

- ・三角形の左の斜辺が、真理の媒体である。
- ・真偽の軸を維持するために夥しい数のそれ以外の値の算出を伴う。

・難点…発見という体験そのものが、発見するための手続きという行為に依存せねばならない。

→行為は、その帰属点にその都度、人を現出させるから。

4. 真理諸説

◆ 真理の対応説

・命題と図像はそれぞれ、それぞれに対応する事態(出来事)が存在しているはずで、その対応関係に真理性を問うこと。

→科学の体系(学問の体系)は、知の体系と成り、それは命題と図像とから成る。

＝科学の体系と理論は、諸々の命題と図像の整合的な関係から成る。

発見の形式「私は…ということを発見した」

→「…」という命題内容の真偽が吟味されることになる。

◆ 真理の模写説

・神の御心、天の声についての真偽も、発見(発明)に含まれる。オリジナルのまま写し取り、聞き伝えていることが論拠。

→事象と仮説命題とにある関係から仮説を検証する方法として、近代科学に受け継がれた。

・難点…出来事である事象を、文である命題で表現するところ。

◆ 真理の整合説

・観測される事象に、複数の命題がするとともに、かつそれらが矛盾ない関係になることが求められること。

→科学、そして学問が、そうした諸命題の体系性により成り立っている

→そこから、学問を修めるということが、しばしばそうした整合化される知を覚え込むことと同義だとも考えられる。

◆ 真理の合意説

・真理は、対応関係と整合関係について矛盾なく論証出来るように十分に討議がなされた合意に到達することを求めること。

→体系がいかに矛盾なくそうになっているかを論証するには、事象に命題が対応していることを論証することになるが、これは新たに命題を生み出す。

◆ 反証可能性と理想的発話状況

・事象と命題との関係性を疑う反証を掲げて、その反証に命題がどれだけ耐えられるかに、事象と命題の事実性、真理性が担保されているとする考え方。

→反証可能性は、「区別が真である」という前提の根拠づけを仮想として捨象する

→区別の前提を問うことは、さらにその真を問うことになり、無限遡及する。

・討議と合意により根拠づける場合も、それを可能にするには、如何なる歪み、拘束、強制のない討議(＝理想的発話状況)が必要。

5. 真理と非真理(2)

真という値が、既知の区別された真を、未知の「区別されるであろう真」へとつながっていくことで、科学は体系化されていく。

=反証可能性が保証され、その為に掲げられる非真理が産出し続けることで存続していく。

→真理は、非真理の産出とともに、その接続可能性が維持される。

6. 真理と科学者

科学者や学者は、結果的に真理の追求者として現出する。

→常に反証と反駁に耐えることが出来ることが、科学者や学者に必須の性質である。

7. 考察



- ・真であるという区別そのものが「真であるか偽であるか」

→多くの非真理の産出

- ・命題と事象の対応関係の「真偽」(=真理の対応説)

- ・事象と複数の命題が矛盾のない関係であること(=真理の整合性)

- ・矛盾なく対応、整合関係について論証するための合意(=真理の合意性)

⇔反証可能性

- ・真理の発見には、集団や組織の人が必ず現出する。

→現在、科学と真理の関係に、教育、経済、政治、法、名誉や名声、などの外的要因の影響が大きくなっているのでは。

《質疑応答》

議題「現在の科学者は真理の追求者と言えるのだろうか？」「今後、科学者はどのようなべきか？」

1. 「現在の科学者は真理の追求者と言えるのだろうか」について

森先生：不正研究について、あれは画像をいじっている。画像の場合は真理模写説か。対応説か。

小沼：模写説である。

森先生：論文にすると、当然命題化して文章にしていくわけだ。それは対応説である。

書いてあること通りに実験をして、起こったとなると、真理があることを確認できる。模写説で写真が実際に起こったことと同じ写真になればいいわけである。東大の先生は画像を改ざんしている。しかし、何とも言えない事例もある。映像を改ざんしたのかきれいにしただけなのかは、最終的にはわからないが、懲戒解雇に加え、年金も支払われないという重い罪になっている。小保方さんの事例はどうか。あの人は科学の追求者なのか。彼女を擁護する人はかなり存在する。彼女を信じるか。

乾：私は信じたい。

森先生：STAP 細胞がないという証明はない。それは反証可能性の問題。多くの人たちがやってみたが、同じものが出てこない。反証に対して、小保方さんは方法を提示していない。彼女自身が証明できないため、反証に耐えられない状態である。だからと言って STAP 細胞がないという証明にはならない。反証に耐えている状態が極めて重要。ほとんどの学問において、検証することは非常に難しい。

伊藤：歴史学者が真理の追求者に入ると思うか。歴史は反証が絶対にできない。南京大虐殺があったかどうかなど、絶対に反証ができないことを調べる人たちは真理の探究者といえるのか。

森先生：歴史事象や社会事象は再現できない。バブル崩壊の再現など、経済事象も基本的にはできない。歴史事象の真理と社会科学、自然科学の真理は同じものか違うものか。対応説で、歴史学者の提示する命題と対応する事象との関係は、自然科学と比べて難しい。

伊藤：『史学概論』という本では、歴史学は事実を探る場であり、事実と真実は異なるとしている。

森先生：事実は fact だ。これが fact だというのは true という状態である。要するに、fact の値として true が出てくる。それが真理である。STAP 細胞が発見されたという事実は fact であり、実際に STAP 細胞があるということが true となる。しかし、歴史事象では難しい。石原慎太郎は否定するだろう。反証でも検証でもない、印象でしかない。歴史的に事実を確認するにはどうすればよいか。

伊藤：証言は、確実に true を出すことは難しいのではないか。

乾：証言はその人の主観が混じり、証言自体の真か偽か判断することは不可能に近い。

伊藤：歴史学者は事実の探究者であり、真理の追求者ではない。

森先生：各分野における難しさは、事象を指し示す用語が日常語にはないということだ。STAP 細胞という言葉は日常にはなく、科学者が人工的に定義したものである。例えば南京大虐殺となると、虐殺の定義は何かという議論が生じるため、ここに日常語のむずかしさがある。社会科学や歴史学は日常語を反省的に使用する。金や銀に関しても科学的に定義することができるが、国や地域における金や銀のイメージは異なる。社会科学や歴史学は日常語を反省的に使用しながら、用語とせざるを得ない。そうしないと何を説明しているのかよくわからなくなる。

安東：歴史学に関してもタイムマシンが完成したとして、実際に文献と照らし合わせる事が可能となるなら、ある種の真理に到達するのではないだろうか。

乾・織田：それは真理だ。

森先生：考古学者について、シュリーマンのトロイの遺跡の例がある。早稲田大学考古学の近藤先生はエジプトで王朝を証明するための王冠を発掘した。しかしだれかが意図的に埋めた可能性もある。実際に日本考古学で事件が起きた。タイムマシンが完成し確認ができればそれは対応説といえるか。

河野：事実が証明したものと真理はまた違うものだ。真理は方法にそうならだれもが再現できることだ。事実自体は様々な要素が偶然的に起こったことなので、違うと思う。

森先生：考古学も真理を追究している。トロイの遺跡や卑弥呼の墓を断定しているものが何か、私にはわからない。

亀井：たとえば長篠の戦が銃を使ってなかったという現代の常識を覆す新事実を、タイムマシンを通して発見したとしても、人々は信じるだろうか。それは事実だが、戻った世界がパラレルワールドかもしれない。

森先生：タイムマシンで本当にそこに行ったのかどうかもわからない。

亀井：めちゃくちゃになる。パラレルワールドということにしたほうが楽。

森先生：織田信長が長篠の戦で銃を使っていたという話が、今の私たちにとってはリアル。覆す事実が発見されると、大河ドラマなど、テレビ番組が困ってしまう。考古学は真理ではないのか。

河野：真実ではないか。

森先生：早稲田大学のエジプト発掘の際、希望とは違う箇所を掘るようエジプト政府から要求された。結果たまたま王冠が発見された。いいかげんなことだと思わないか。

石：それが人というものではないか。自然科学は最終的に判断するのは人である。ものは論理立てて説明することができるが、人は本質が分からないので、真理への言及が難しい。

森先生：人が行ったことは人に帰属するから。

伊藤：真実も真理も truth なのか。

森先生：真理も truth だ。日本語の真実という言葉は難しい。事実と真理が合わさって作られている。truth は真理で、fact は事実で訳す。真実を英語に戻すとき、truth にすればいいのか fact にすればいいのかとても難しい。

石：真実は主観的なもので、事実は客観的なものでは。

森先生：真実を言う時は、心の中の真実を言う。対応説と整合説と模写説を知っておく必要がある。truth で支えられているかどうかは難しい。科学者が truth を追求しているかどうかは難しい。山中先生がしていることは、毎日お金を集めることだ。ノーベル賞をとって大きな施設ができると一段と金がかかる。そこらから寄付を募る必要がある。乞食のような仕事になっていて、科学者なのかどうかわからない。助教の人にとってのある種の不幸は、三、四年の任期付きだということ。その期間で成果をあげて、つぎの職に就こうとする。京都大学に残るか無名の大学に行くかはぜんぜんちがうから、無理をする気持ちはわからなくもない。小野方さんの場合もそうだ。

石：小保方さんは助教か。

森先生：小保方さんは理研の研究員。彼女は任期付きではなく定職だが、無理をしている。そうすると、科学は真理の追求なのか生活の追求なのか、わからないところがある。

2. 「今後、科学者はどのようなべきか」について

森先生：近藤先生は大変偉い先生だとは思いますが、給料の大部分はエジプトへ行く費用に消えている。お金の規模も私とは全然違う。様々なところから寄付があり、自然科学のよう。それは追求者ではないか。

乾：難しい問題だ。

森先生：現在の科学は政府の枠組みに組み込まれている。しかしそもそも科学者は別にノーベル賞が欲しくて続けているわけではないはず。

小沼：金持ちのひとが余興程度に科学を続けるなら、外的な要素が少しでも排除されるのではないのか。

森先生：筑波大学でノーベル化学賞をとった白川氏は、自分たちの思うものとは全く違う結果が出て、それが結果につながった。それはある種の偶然だ。ある意味追求をしていた。真理は追究だ。アメリカへ行き LED を開発した中村氏は真理の追究をした。彼は日亜鋼業と特許の問題でアメリカ国籍になった。もう一人の下村氏はアメリカで毎日奥さんとクラゲを何百匹も捕獲し、クラゲの青い色素をとって研究していた。それは発光するのでマーカーに工業開発され、ノーベル医学賞をとった。最終的に彼は色素がマーカーになることを考えてはおらず、青い色素がどういう科学成分を含んでいるのかを研究し、突き止めた。途方もない研究だ。彼は金もうけのためではなく、追求者だろう。

戸巻：科学は高度になり、社会との連携が必要になっていくために、社会の利益とかかわらざるおえない状況となり、真実がゆがめられている。結局それは必要なことだから続いていくのだろう、昔は金持ちなど余裕のある人々が学問をするため、小沼君が言った通り、真理の探求が純化されていたのだろう。近年は莫大な資産が必要な

で、目的が純粋なものから離れてく傾向があるのだと感じた。

森先生：ノーベルはダイナマイトを発明したが、純粋なのか。鉱山で使うとするなら純粋かもしれない。ノーベルが莫大な資産を得てノーベル賞を作り上げた最大の理由は、ダイナマイトの特許を取りクリミア戦争などで莫大な資産を生み出したこと。それは汚い金ではないのか。純粋とは難しい。

真理諸説詳論

2班 範・織田・小沼

媒体「真理」と科学

- 科学は、真理の発見が使命。
真理の発見...新しい事実の発見・新しい出来事を体験すること。
- 真が偽が吟味される。

科学の進歩

- 新しい出来事の見解の連続に支えられる。
→媒体「真理」により紹介されている。
- 発見の帰属先が更新される。
- 集団・組織によって科学はなされている。
- 科学の発見へのプロセス・連続は、真理に対して非真理が算出しているとも考えられる。

真理と非真理

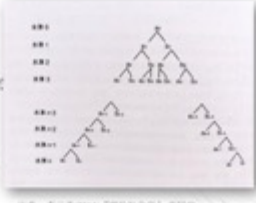
- 仮に真をa、偽をbとする
- 三角形の左の斜辺が、真理の媒体である。
- 真偽の軸を維持するために暫しい数のそれ以外の値の算出を伴う。



出典：森元孝(2014)『理論社会学』第1版

真理と非真理 2

- 難点
発見という体験が、発見するための手続きという行為に依存せざるを得ない。
→行為は、その帰属点にその都度、人を見出す。



出典：森元孝(2014)『理論社会学』第1版

真理の対応説①

- 命題と図像はそれぞれ、それぞれに対応する事実(出来事)が存在しているはずで、その対応関係に真理性を問うこと。
→科学の体系(学問の体系)は、知の体系と成り、それは命題と図像とから成る。
→科学の体系と理論は、諸々の命題と図像の整合的な関係から成る。
- 発見の形式「私は...ということを見出した」
→「...」という命題内容の真偽が吟味されることになる。

真理の対応説②

- 神の御心、天の声についての真偽も、発見(発明)に含まれる。
模写説...オリジナルのまま写し取り、聞き伝えていることが論拠。
→事象と仮説命題とにある関係から仮説を検証する方法として近代科学に受け継がれた。
- 難点
出来事である事象を、文である命題で表現するところ。

真理の整合説

- 観測される事象に、複数の命題がするとともに、かつそれらが矛盾ない関係になることが求められること。
→科学、そして学問が、そうした諸命題の体系性により成り立っている
→そこから、学問を修めるということが、しばしばそうした整合化される知を覚え込むことと同義だとも考えられる。

真理の合意説

- ・真理は、対応関係と整合関係について矛盾なく論証出来るように十分に討議がなされた合意に到達することを求めること。

→体系がいかに矛盾なくそうになっているかを論証するには、事象に命題が対応していることを論証することになるが、これは新たに命題を生み出す。

反証可能性と理想的発話状況

- ・事象と命題との関係性を疑う反証を擧げて、その反証に命題がどれだけ耐えられるかに、事象と命題の事実性、真理性が担保されているとする考え方。

→反証可能性は、「区別が真である」という前提の根拠づけを仮想として捨象する

→区別の前提を問うことは、さらにその真を問うことになり、無限遡及する。

- ・討議と合意により根拠づける場合も、それを可能にするには、如何なる否め、拘束、無制のない討論(→理想的発話状況)が必要

真理と非真理3

- ・真という値が、既知の区別された真を、未知の「区別されるであろう真」へとつながっていくことで、科学は体系化されていく。

→反証可能性が保証され、その為に掲げられる非真理が産出し続けることで存続していく。

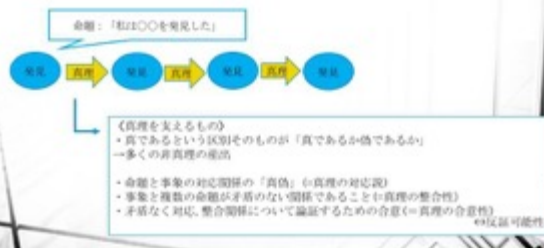
→真理は、非真理の産出とともに、その接続可能性が維持される。

真理と科学者

- ・科学者や学者は、結果的に真理の追求者として現出する。

→常に反証と反駁に耐えることが出来ることが、科学者や学者に必要な性質である。

考察1



考察2

- ・真理の発見には、集団や組織の人が必ず現出する。

→現在、科学と真理の關係に、教育、経済、政治、法、名譽や名声、などの外的要因の影響が大きくなっているのでは？

近年の科学者は真理の追求者であるだろうか？

- ・IPS細胞研究所・助教の不正研究や東大教授の不正研究などが近年取り沙汰されている。

・現在の科学者は真理の追求者と言えるのだろうか？

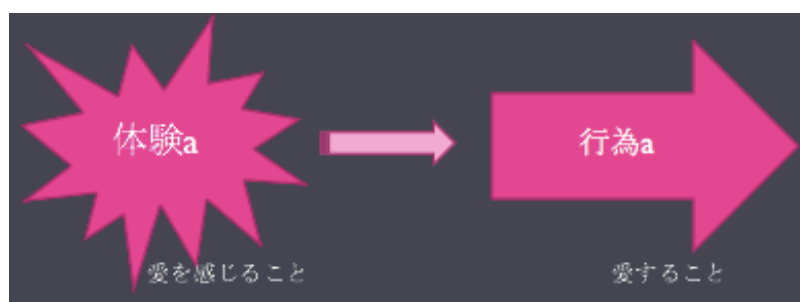
・今後、科学者はどのようにあるべきか？

2018年5月11日	恋愛と不倫の相違-事例から	発表者 鈴木 櫻
------------	---------------	----------------

《報告》

1、恋愛の定義

- ・意味…二人が互いに相手を恋い慕うこと。
- ・体験と行為の非相性の連鎖の関係



2、不倫の定義

- ・意味…特に男女の関係について、人倫に外れること。人道に背くこと。
- ・婚姻関係を結んでいることが前提
- ・恋愛同様の構造から成る

3、事例：ベッキー&ゲス川谷 不倫騒動

- ・タレント ベッキーとバンド「ゲスの極み乙女。」ボーカル 川谷絵音の不倫騒動
- ・「ゲス不倫」の詳細
 - *川谷が既婚者であることを知った後も交際を続けた
 - *不倫騒動が勃発、ベッキー謝罪会見を開く 両者共に認めず
 - *文春「ゲス不倫の証拠」を次々に公開、謝罪会見の嘘が明らかとなる
 - *ベッキー、休業。川谷、妻と離婚。2人の関係も破局となる。
- ・川谷と川谷妻との関係は、川谷が一方向的に離婚を要求する行動を取っただけであり、完全に婚姻関係が破綻している訳ではなかった。
- ・3人の関係を図式すると以下の通り。



・活動復帰後に初出演した番組「中居正広の金曜日のスマイルたちへ」においてベッキーは、

＊以前「正式なおつきあいは離婚してからだね」と交わしていたことを告白。

→当人たちはあくまで不倫ではなく恋愛として認識していた

＊最終的に「気持ちが通った時点で不倫だと思います。」と述べ、過去の行動が不倫行為であったことを認めた。

・本事例の要点をまとめると、

＊自分達の関係を「恋愛」とであると認識していた

＊実際婚姻関係は破綻しておらず世間的に見ると「不倫」であり、後にそれを認めた

＊同じ状況にあっても、「恋愛」か「不倫」か、は紙一重の判断に過ぎない

4、恋愛と不倫の相違

- ・構造としては同じ
- ・法で契約しているか否かの違い
- ・最終的な判断基準は司法にある

《質疑応答》

1、発表に対する質問

(1)学生間の恋愛について

亀井：法で契約されているかどうかだけ？学生がしているような一般的な恋愛は含む？

鈴木：浮気というのでは？

高井：違う、あくまで普通の婚姻関係のない恋愛のことを（亀井氏は）言っているので

はないか。

鈴木：法で契約していなくても恋愛は恋愛。不倫の場合のみ法での契約が前提となっている。

(2)事実婚について

高橋：それに付随して、事実婚の場合はどう考えるのか。

鈴木：事実婚では、今回の前提では、司法がどう判断するかで定義したいと思っている。

(3)世間的な反応

高井：不倫は世の中の反応が大きいのではないか

世の中的には不倫かどうかは、法律を通す以前の問題

鈴木：結局水掛け論に陥ってしまうから結局最終的には司法が判断するのではないか。

2、議題「不倫に対する刑事罰は可能か、もし可能ならば賛成か反対か」

村田：そもそも、不倫で裁判になることはある。その時の慰謝料の罰は何の罰？

鈴木：民事訴訟。個人的な意見としては刑事罰にして良い、もし可能であれば賛成。

朝原：コリアモリーを知っているか？複数人のことを好きになってしまうという性質。合意があった場合はどうするのだろう？

鈴木：全員と合意があれば訴訟にならない。

朝原：性質的に LGBT とか、自由に言える時代になってきた。それをこういう刑事罰にしたら、結婚した後にそれに気づいた場合もあるから、刑事罰にしなければいけないのか。自由にしたらいいのではないか。全員な合意でも罪になってしまうのではないか。

鈴木：医者から診断書があったら罪にならないとか、対応をすることが可能。

朝原：奥さんも女性も両方ので承があつて、診断があればいいってこと？

鈴木：性質だから仕方がない、というのは、この議題とは違う気がする。

朝原：マイノリティーだから？

鈴木：共通を決めて例外を後で考えるというのが一般的な流れなのではないか。

豊泉：当事者が許せないと思ったら刑事罰だけど、許した場合は刑事罰が下るのではないか。認めても刑事罰になる？

鈴木：違う。訴えて初めて罪になるものもある。未成年と淫行など、訴えて初めて捜査が始まる形式のものも多くある。

高井：不倫に対する刑事罰は可能であるかもしれないが、そもそも刑事罰にするメリットは何？

鈴木：今回の事例の場合、奥さんは子供がいる、被害者感情を汲んで刑事罰にしたい。

高井：それは民事では足りないのか。

鈴木：結局お金でしかない。傷害にしてもいいのではないか。その根拠として、不倫の構造と暴力の構造と同じことがあげられる。

豊泉：刑事罰だったらお金入るか。

鈴木：両方できる。

亀井：刑事罰だと科料も入る。

鈴木：前科もつく。

亀井：被害者の立場に立って考えるとして、例えば松居一代の件、不倫の部分で松居一代は怒っていた。

鈴木：結局そこも司法の判断ってことになる。

森先生：刑事罰はどっちに課す？例えば山本衆議院議員。奥さんと子供がいる、その時に、刑事罰はどっちに課す？

鈴木：結婚している方。

相手の人は知らない可能性もあるが、結婚している方は確信。

亀井：ベッキーと川谷だったら？

鈴木：川谷だけ刑事罰にしたい。

ベッキーには民事で十分。

森先生：訴える人は川谷の場合だったら川谷の奥さん。それは精神的苦痛を味わっているのだから可能なのではないか。

鈴木：傷害罪でいいのではないか。

森先生：ストーカーもそう。ストレスで胃が痛くなったら医者に行って診断書があれば傷害罪で訴えることが可能。不倫罪は不自然かなと思う。私の発想は、憲法改正に関して「婚姻は両者の同意に基づく」まずそこを廃止するべきだと思う

same sex marries は日本では許されないけど、ダイバーシティ的に考えると婚姻の問題はなくなって不倫はわからなくなる。

どうしてこれだけ騒ぐ必要があるのか、たまたま運が悪いということもある

子供の責任はあるけど、不倫以外にも育児放棄等ある。

そうなると不倫を刑事罰にする必要性ない。不倫を不倫だと騒ぐことに疑問を呈したい。

鈴木：不倫された側としたら傷害罪なのだから、それで刑事罰という感じはどうでしょう。

森先生：そもそもなんでそんなバカと付き合っていたのか、そこを問わないか。それは自分のバカを噛みしめたほうがいい。

亀井：鈴木君は民事のお金だけは不十分だと思うのか。

鈴木：あれはせいぜい 200 万ぐらい。これは不十分ではないか。

森先生：そもそも法によって初めて結婚が維持される結婚はやめるべき。前近代的な発想でしかないからやめたほうがいいのではないか。

鈴木：実際問題 DV 等の場合は、殴るような旦那と結婚しても実際わからないし、殴られたら傷害罪が適用される。それと同じではないか

森先生：それは傷害罪。不倫によって傷ついた場合も傷害罪ではないか。

そもそもは法によって婚姻関係を維持させようとするのが引っかかる。

恋愛関係はいずれ消えてしまうもの、それでも事実婚でやっていくという関係はあり得る。私はたまたま婚姻関係結んだが、あってもなくてもいいのではないか。

伊藤：質問なのだが、メリットは被害者の汲むこと。奥さんはそれで納得するのか。

鈴木：納得しなくても刑事罰をしないより良い。

森先生：むしろ刑務所に入れたら働けないからお金を送れなくなるのではないか。

鈴木：そのバランスは考えていかねばならない。

森先生：山本衆議院議員と弁護士の関係も議員だけが責められる問題なのか。責めるのであればあればどっちにも責任は追及すべき。

鈴木：そうしたいのは山々だが、既婚者ということを隠して付き合っていた場合はどうなるのか。

森先生：そんなことは実際お互い知っているはずだ。

鈴木：でもベッキーも最初は知らなかった。

森先生：あれはバカ。

鈴木：本当にもし隠していた時に、普通に恋愛していたとして、そこに刑事罰を適用するのは重過ぎる。よって結婚している側の方が悪い。

森先生：宮崎の国会議員の件、あれは刑事罰にしてもいいけど、あまりにも水準が低すぎる世界である。宮崎の結婚は法的な結婚が必要だった。なぜなら自民党の大物と結婚することが重要だったからだ。その場合そもそも元々が恋愛はないのではないか。

安倍晋三と安倍昭恵の関係も、恋愛はあったのだろうか、どうでもいいことだけど、それはお金の関係がある、きっと。

安倍晋三としては大金持ちと婚姻関係を結ぶのはとっても重要なことで、なぜなら政治やるためには森永財閥のようなお金が必要。安倍昭恵夫人にとっても家柄の良い安倍と結婚することは必要であった。

でも根本的に考えると結婚と恋愛はもともと別のもの。そういう家の人は法的に婚姻関係を結ぶということは重要。

婚姻を制度化するのは明治で重要だった。それが今も残っている。私の意見としては、今の日本人の意識からしたらなくてもいいのでは。

不倫するのは悪いけど不倫されたバカも噛みしめるべき。

鈴木：子供がかわいそう。

森先生：子供がかわいそうなのはいっぱいある。だけど不倫が終わった後は可哀そうというのはなくなるか。

鈴木：川谷の奥さんはバカとは思う。しかし子供はただかわいそう。だから川谷に刑事罰をしたい。

森先生：死刑にするのは可哀そう。

鈴木：江戸はあった。

森先生：それは姦通罪

森先生：子供がどう思うかわからないけど、不倫で死刑になっていたらそれはそれで惨め、かわいそう。

森：もし子供の両親が不倫で死刑になったらもっと可哀そう。

森先生：それは追い討ちになってしまう。

鈴木：完全に籍が外れるから問題ないのでは。法的には親子でもなんでもない。

森先生：家族じゃなくても成人するまでは扶養義務ある、それは逃れられない。
民事で弁護士が入って、お金を支払わなければならない。

鈴木：子供側からしたら父親を憎む。

森先生：お金で解決するしかない。

鈴木：だから刑事罰にしたい。

伊藤：子供からしたら本当に憎むかどうか。

楽しい思い出があったとしたらどうなのか。刑事罰だけじゃなくてもなんかほかに方法があるのでは。

鈴木：どんなものあると思いますか。

伊藤：現実はお金。扶養義務があっても払わないならばそれは刑事罰でよいのではないか。

森先生：払わなかったら刑事罰がある。

伊藤：差し押さえレベルで払わせたい。

森先生：扶養義務があると、離婚すると子供がいたらどっちかが引き取る。引き取った

側だけが育てるということは絶対はない。通常の離婚でも子供が未成年だったら、青年までの扶養義務が出てくる。間に弁護士が入り毎月払っているかを確認する。払ってなかったら弁護士は預金を差し押さえられる。

鈴木：それは民事で決まった場合のみ、書面だとそこまでの拘束力はない。

森先生：刑事でやると前科がつくから働けなくなる。例えば水俣病の裁判でチッソという会社をあえてつぶさなかった。被害者に対する賠償を払えなくなるため。被害者の救済のために、利益を被害者のために還元する。そのために残している。

会長の賠償は終わったという発言は大問題になった。まだ苦しんでいる人がいるから。刑事で耳を剃るとか古典的なものであればいいが、基本的な生活はお金。

鈴木：ないところから叩いてもダメ。低所得者層から叩いても金が出てこない。だから刑務所に入れるべきなのでは。

森先生：基本的に刑法は復讐法、これでモノを解決しようとする。恨みの連鎖が始まってしまう。民事法で解決するというのはもっと高等的な話。人間の理性に訴えて解決しようとする議論。そこは難しい。最終的な解決はお金でしかありえない。刑事で牢屋に入れるとお金を捻出できない。被害者は請求する。そしたら自分で賠償するか家族が賠償するか。不倫の場合もそう。当事者で解決できない場合、親まで出てくる。それで解決できるのかは疑問。離婚はいけないことと言うのはそもそも正しい構造か。二人だけだと不倫は重大な問題。

鈴木：お金を無い人をいくら叩いてもお金はでない。

だから刑事罰を施行したい。

森先生：基本的に刑法は復讐法 低い水準の話。

伊藤：二人でいるのがあるべき姿だと思う。

森先生：二人だけでいるのが？

伊藤：さっきのコリアンダーというのはどうなのか。

森先生：二人だけという不倫は悪い。私の場合も連れ合いと別れることもあるかもしれない。

河野：現に子育て終わったら別れるところもある。

森先生：私の場合、（結婚の）決めてはお互い干渉しないから。

二人でいるのがずっと理想か、というのも疑問。憲法改正は九条からではなくそこから変えるべき。

そもそも憲法改正について、家族が社会の基盤というのは明治国家のイメージ、これは使い捨てでやめるべきではないか。それが実は健全ではないか。家族が社会の根底をなすというのは明治時代の考え方。あまりに家族に絞られると離婚自体が問題になっている。

戸巻：一夫一妻制がこれは前提になっていると思うが、それ自体価値観の問題。

それに対して国が刑事罰を入れることに抵抗。なぜなら一夫一妻制は限定でしかない。不倫を刑事罰化すると一夫一妻制を推し進めるという国の強いメッセージになり得る。

鈴木：元々の議題の案は一夫多妻制がどうかという議論だった。

森先生：群婚という制度もある。不特定多数の男女の間で婚姻関係を結ぶ制度もある。

河野：子孫を残すという目的ではよい考え方ではないか。

森先生：子孫を残すためにはよい考え方だが、でも男女関係は子孫を残すためにない。家族というのは子孫を残すためにあるのか。自民党は3人以上産めと主張した。

河野：それこそ家紋とか家とか重んじるならそれは必要。

森先生：そういう家はそうすればいい。

河野：今すべてに当てはめようという議論もある。

森先生：明治時代の発想は天皇家に当てはめている。天皇家は理想か。あれは理想として作られていてそれを演じている。演じ続けることで存続するということを確信していると私は思う。天皇家が離婚したらすごい問題になるだろう。

鈴木：不倫をされたら嫌という感情がある。そういう感情は一夫一妻に基づいて inform された感情なのか。

森先生：そう思う。日本は敏感だけど、フランスなどはおおらか、恋愛は外から人がいべきではないという価値観がある。日本やアメリカはセンシティブな問題として扱う。

伊藤：例にあった二人だと、不倫された奥さんは子供がいて、その子供は困る。この問題全体にジェンダーの問題が関わってくるのではないか。今話しているのはほとんど男が不倫するという議論ではないか。

鈴木：例が男っていうだけ。逆の立場で考えることはとても重要なことである。

伊藤：女の人が稼いでいて、経済力があって子供と共に生きていける場合、例えば安倍総理と昭恵夫人のように政略結婚の場合でも刑事罰にすべきだろうか。

鈴木：それは訴えなければいいのでは。そもそも今までの議論から、自分としても刑事罰じゃなくていいかなと思ってきた。刑事罰は復讐法、もうちょっと高度な発展的であってもいいのではないかと思い始めてきた。

森先生：ベッキーはかわいそう。それは日干しにしたメディアに問題がある。

高橋：企業も CM を降板させている。

森先生：その損害賠償は億のお金になる。
週刊文春こそ罰を与えたい。ゴシップをあげて民衆をあおる、そういう仕事をやりたいか。

まとめ

- 不倫に対する刑事罰は可能か
もし可能ならば賛成か反対か

議題

- [illegible]

2018年5月18日	言語と世界	発表者 安東 朝原 伊藤 豊泉
------------	-------	-----------------------------

《報告》

1、言語とは

- ・ 音表の連鎖であり、語と文とからなる
- ・ 言語は「音」と「光」に関係して、ある個体が感覚器体験した出来事を別の個体の感覚器体験へと伝達する媒体
- ・ 言語により、個体間の感覚器体験の伝達が、空間的にも時間的にも可能となる身体の道具的延長の一種と考えられる

2、発話・発語

- ・ 直接世界と、非直接世界であるが同時性が可能という世界で受容される
- ・ 文字は、音響、映像という発生とともに直ちに消失する出来事を印により記録する道具であり、同一事象を象形により抽象一般化し記録する単位である
- ・ 発語、発話は記号、文字、図像により送達可能な時空にいる個体の視覚で受容される

3、言語の機能

- ・ 記号、文字、図像を通じて同時に現在していない発信者の音声シンボルの意味を想像して発信者の意思を捉える可能性をひらくこと
擬似同時性下にあるコミュニケーションが成り立つ
- ・ 「言うことは行うこと」
ただ言葉が発せられているだけでなく、それとともにある行いがなされている
 - ・ 発語媒介効果 例) 怒声はそれ自体で、ある状況を構成する
 - ・ 発語内行為 例) 「お昼もう食べた？」における
事実確認＋「誘う」という行為

4、広義における言語の可能性について

- 広義の解釈において、言語と化しているもの
 これまで：直接世界での発話、図像、文字…
 現在：電話、メール、SNS…
- 技術の発展によって生み出されたツールにより、伝達が格段に早くなるなどの側面がある一方で、誤解や誤謬の増加や、情報が錯綜するなどの負の側面も抱えている
- 言語とともにあるもの
 (具体例) 小学校で、教師が児童に授業中の私語を注意した
 - 教師の意図「授業中に私語をしてはいけない」
 - 児童の受け取り「授業中に話すと先生に怒られる。
 よって、話してはいけない。
 または、見つからないようにしなければいけない。」
 →発信者の意図通りに言語が伝わるとは限らない

《質疑応答》

1、発表に対する質問

鈴木：スライドに行為だけではないとあるが、行為と体験の水準での行為を指すときに、行為以外のものがあるということだろうか？

伊藤：行為だけではないと言うことで述べたかったのは、発信者の意図通りに伝わるとは限らないということである。発信者の発信した情報に対する解釈が複数に分かれたときに、発信者の意図する言語と、それとは違う解釈をした別の言語が生じるということが述べたかった。

森先生：locutionary act と illocutionary act と perlocutionary act というものがある。locutionary act は声帯を振動させるとか、今ではキーボード操作等である。illocutionary act は言語に行為が内包されている。perlocutionary act は言語行為によって受容者に心理的影響を与えるもの。この三つが軸となる。

鈴木：自分は、スライドにある「言語とともにあるのは、行為だけではないのでは」という部分とその後の先生が児童を叱るという具体例との関連がよくわからない。

伊藤：これはメタメッセージを念頭に置いて作っているので、意図するところは若干分

かりづらくなっているかもしれない。

森先生：先生が怒っているという情報しか伝わらないということだろう。先生の怒り方が強烈すぎると、児童は何で怒られているのかがだんだんわからなくなってくる。それは perlocutionary effect である。

鈴木：じゃあ見つからないようにしようというのは、そこから一步先に進んだ話？

森先生：perlocutionary effect が効いているから、隠れてしようということだね。要するに先生は児童を叱りたかったのか、ただ従わせたかったのかがはっきりしないことになる。

2、議題「これからの情報化社会において、人々の言語行為は今後どう変化していくだろうか？」

森先生：最近は口で喋るのではなくて、キーボードやタッチパネルでしゃべるようになってきている。face-to-face で喋るのとパネルで喋るのとでは全く違う状況が生じてくる。顔が見えないということで、より暴力的になってくるだろう。日本と違ってヨーロッパではまだまだ普通の電話による通話が主流になっていて、電車だろうがどこだろうが遠慮なく通話が行われている。逆に日本では最近の若者などは電話による会話をあまりしないだろう。電話で来たクレームに対しメールで返事をするとなっても、それは次元が違うもの同士のやりとりだから解決は難しくなってくる。ところが、最近の若者は電話をするのを嫌がる傾向がある。

河野：最近クレーム対応もコールセンターなどで一括管理がされていることが多い。しかし、間にそうした何も知らない第三者が介入することで逆にややこしくなっている部分はあるのでは。

森先生：企業によってはクレームに電話対応をするときに録音を撮っていることもある。そうでもない、時に脅迫まがいの電話が来ることがあるからだ。役所などではメールなどにも防衛措置を施しているところもある。電話だと顔も見えないし、どこからかけてきているのかもわからない分クレーマーは言いたいことが言えてしまう。会社からかける場合は名乗りを行うが、それは誠意を示すことによって、電話上で疑似的な face-to-face の関係を作り出すことで、もめている問題

を鎮静化しようということである。

河野：これからはテレビ通話が主流となる時代がくるのでは？

森先生：それは中々難しいだろう。自分が常に映像を流せる状態とは限らない。

森：それなら全てホログラムで表示されるようになればいいのでは。

河野：感心したのは、海外に支社があるような会社だと、常設モニターで常に海外とプログラミングなどによって常にやりとりし続けていた。

森先生：それは会社だから可能なのであって、家とかにモニターが常設されていたら嫌だろう。いずれにせよ、それらは locutionary act が進化しているということだ。言葉の伝達の部分が声帯と唇という関係では無くて、機械に代わってきている。それはこれからも進化し続けていくだろうから、将来的には皆さんもかなり限られた状況でしか喋らなくなるだろう。

森：最近の多くの企業ではコールセンターを全てチャットボット化しようという動きがある。つまりプログラミングによってやりとりを自動化しようとしている。

鈴木：もし自分が正当なクレームをつけたときにボットのようなものに無機質に対応されて、かつそれに対応するまでに時間がかかったりしたら余計に腹が立つと思う。しかもボットの精度にも疑問がある。今の段階でボットを導入するのはどうなのかなと思う。

高井：クレームを入れる側もボット化したらいいのでは。

鈴木：それよりかは、正直人間同士で直接対応しあったほうが、やり取りも素早いし楽なのではと思う。

高井：両方ボットで自動化していた方が、時間的制約が無くなるから便利では。

鈴木：ちゃんと自分の要望が正確に伝わる水準まで AI が達していればいいが、そうでないうちは余計な不満を募らせるだけだと思う。

森先生：相手がいないと争えない。

鈴木：その通りで、こちらはかなり腹を立てているのに、相手が機械だと伝わらない。最初に一通り情報をボットに入力した次の段階で人が対応してくるというのはやりづらい。

森：今は分断されているその流れも、もっと簡潔に直接的に凝縮された関係で接続できる仕組みが数年のうちに普及していくと思う。

鈴木：それが先に普及してから、ボット化の導入を進めてほしい。

森先生：相手がたは、クレーマーがどの程度腹を立てているのかを計算している。それに応じて対応を変えているということはあると思う。NHK の受信料を巡る対応は最たる例で、かなり相手側の出方に応じて様々に対応を変えてくるから、かなりイライラさせられることがある。契約したら年間 2 万円支払うことになるのだから。

鈴木：NHK の受信料って契約する義務はあるが、年間いくら払えばいいかは交渉の余地があると聞く。

森先生：例えばラジオのみの場合とかで、基本的にはテレビやそれに類する受信機があったらアウト。

鈴木：年間 100 円で契約したら、それは相互の了承に基づくので有効では。

森先生：それは向こうが認めてくれたいいだろう。そんなことが可能なら私だって契約する。

鈴木：当然もめるので、その状態を維持していれば結果的に受信料を支払う契約をしなくて済むと法学部の友人から聞いた。

森先生：それならそれで頑張ってみなさい。だが、最高裁で判決が出てしまったので、厳しいだろう。NHK 側はお金をとってもいいのだから。仮に契約及び支払い義務が生じ

たときには、それまでの未支払い分をさかのぼって請求してくるから、かなりしんどいことになる。もしそれに応じなければどうなるか。国民年金などは支払わなければ預金
が差し押さえられる。NHK にまだそうした措置をとる権限はないが、今後そう
なっていく可能性は十分にあるだろう。

森先生：電話のような疑似的な Face-to-face の関係が日本人はあんまり好きじゃない
のだろうと私は思う。皆さんも電話が苦手ですか？

森：私はメールなどの文面でのやりとりより、直接話せたほうが効率よく素早く意図が
伝えられることもあると思うので、そう合理的に判断した場合には積極的に電話を利用
している。

鈴木：自分も電話派である。仲の良い人など、気楽に話せる相手であればボタンを操作
して文章を考える方が、直接話すより面倒くさい。

森先生：今みたいにメールなどが普及する前は電話による連絡網が存在していたため、
電話が頻繁になっていた時代がある。その時代を生きてきた今の 40 代以上の人らは電
話にそれほど抵抗感を抱いていない。

鈴木：電話の方が確実では。

高井：でも電話だと確認作業や、調べている時間をもったいない。それならネットを利用
して自分で簡単に調べがつくことの方が多い気がする。

河野：場所や時間の制約が無くなることでコミュニケーションが早くなるのか、それと
も結局話すより手で文字を打つほうが遅いからコミュニケーションが遅くなるのか、そ
の線引きが難しいと感じた。

森先生：電話は強制的に同時性にはめられることとなる。こちらがそれを望んでいなく
とも。時にそれは迷惑になるだろうし、そうするとまた後でかけなおせと伝達は遅くな
る。メールの方が都合のいいときに見ることが出来るということはあるだろう。Face-
to-face を嫌う日本人にはそちらのほうがいいということもあるかもしれない。逆に
line などは東南アジアの国などでは一般的でないところもある。

林：文字を使うメリットとしては、事前に自分の伝えたいことを入念に組み立てられるということが挙げられると思う。会話だと即時的に対応していかなければならないが、文字になれてしまうと、それが少し怖くなってくる。

森先生：それはあるだろうね。こちらの意図していない方向へ引きずられるかもしれない。

鈴木：illocutionary act だけになってしまうと、例えば表情などそういう情報が抜け落ちてしまうので、中々意図が伝わりづらいのでは。

林：それはあると思うが、細かい論理構造などは事前に考えて文字にしたほうが伝わりやすくなると思う。

高橋：表情ということ言えば、文字の場合でも絵文字とかを使えば解決するのでは。

森先生：絵文字を使うというのは意味があるだろうね。文字で書くという行為がまた一つ違う水準になる。絵文字って英語でもドイツ語でも「emoji」である。

森：しかし、絵文字の難しいところは、実際に思っなくても笑った絵文字を使うことは可能で、そうやって体裁を整えることもできるし、そういう意味では楽なやり取りができる。

森先生：そう、絵文字は perlocutionary act と考えられるし、その辺を考えるのは大変面白い。

言語と世界

1期 安部 伊藤 豊永

発語・発話

- ・直接世界と、非直接世界であるが同時性が可能という世界で受容される
- ・文字は、音響、映像という発生とともに直ちに消失する出来事を印により記録する道具であり、同一事象を象形により抽象一般化し記録する単位である
- ・発語、発話は記号、文字、図像により迅速可能な時空にいる個体の視覚で受容される

広義における言語の可能性について

言語の可能性

〔具体例〕小学校で、教師が児童に授業中の私語を注意した

教師の意図「授業中に私語をしてはいけない」
児童の受け取り「授業中に話すと先生に怒られる。よって、話してはいけない。または、見つからないようにしなければいけない。」

⇒ 発信者の意図通りに言語が伝わるとは限らない

言語とは

- ・音素の連綴であり、語と文とからなる
- ・言語は「音」と「光」に媒介して、ある個体が感覚器体験した出来事を別の個体の感覚器体験へと伝達する媒体
- ・言語により、個体間の感覚器体験の伝達が、空間的にも時間的にも可能となる
- 身体の道具的延長の一種と考えられる

言語の機能

- ・記号、文字、図像を通じて同時に存在していない発信者の音声シンボルの意味を想像して受信者の意思を捉える可能性をひらくこと
- 擬似同時性下にあるコミュニケーションが成り立つ
- ・「言うことは行うこと」
- ・発語媒介効果 例) 怒声はそれ自体で、ある状況を構成する
- ・発語内行為 例) 「お昼もう食べた？」における
事実確認+「言う」という行為

言語の可能性

- ・広義の解釈において、言語と化しているもの
これまで：直接世界での発話、図像、文字…
現在：電話、メール、SNS…
- ・技術の発展によって生み出されたツールにより、伝達が精度に早くなるなどの側面がある一方で、誤解や増えたり、情報が増えるなどの負の側面もある

⇒ 言語とともにあるのは、行為だけではないのでは？

課題

- ・これからの情報化社会において、人々の言語行為は今後どう変化していくだろうか？

2018 年 5 月 18 日	科学における真理と報道の客観性 —True と Real の区別とその意味	発表者 行谷 松島 村田
--------------------	--	-----------------------

《報告》

1. 真理の発見

科学は真理の発見(新しい事実の発見・新しい出来事を体験すること)が使命であり、真理の発見には、集団や組織の人が必ず現出する。反駁に耐えることが科学には必須である。

アメリカの社会学者マートンはリトルサイエンス時代の科学者を分析して以下の5つの要素があるとした。

- ①公有主義：発見は公開され、共有知識となる
- ②普遍主義：業績は地位などに関係なく評価される
- ③無私性：個人的な信条に絡ませたりしない
- ④独創性：何か新しいものを付け加えなければならない
- ⑤懐疑主義：批判を経て初めて受け入れられる

対して、理論物理学者のザイマンはサッチャー改革以降のアカデミック科学の特徴を以下の5つの要素から説明した。

- ①私有：得られた知識は所属する組織の財産となる
- ②局所的：得た知識はプロジェクト内でのみ意味を持つ
- ③権威主義：テーマは管理者によって決定される
- ④請負：管理者によって割り当てられた研究をする
- ⑤専門的な仕事：特定の、専門的な仕事を行う

2. STAP 事件

「万能細胞」である STAP 細胞を発見したと発表した小保方晴子氏は理系女子の星として、割烹着で研究をする珍しさも相まって連日報道される。次第に友人関係や私生活を暴くような報道が増えた。そんな中、STAP 細胞の論文に不正が発覚し再現実験を試みるも成功に失敗するとマスコミによる報道は更に過熱し、愛人疑惑報道によって自殺者が出る騒ぎにまで発展した。

3. 科学と社会

科学報道は科学に関する重要な情報を市民に伝達し、市民の科学リテラシーを豊かにする働きを持っていて市民が関わる科学の問題に対する理解力、判断力、問題解決力の向上に寄与する。これは市民社会と科学技術の健全な発展に対する貢献に繋がっている。

現在の科学と社会の関係は上下関係にあると考えた。科学を支える資金は多くを税金(=社会)に支えられていて、科学サイドは社会から認められるような研究をしようとしている。一方、社会サイドはそこまで科学に関心がある訳ではなく、「面白いもの」を好む傾向にある。

本来なら科学と社会は対等な関係にあり、お互いの領域には深入りすべきではないだろう。科学と社会の橋渡しとして報道機関が科学の世界であった「事実」を社会に伝えるのが望ましい。

Real とは「事実。実際に起こった事柄。また実際に存在する事柄。」を指し、True は「真実。偽りのないものと認識された事柄。特に物事の奥深くに潜む本質的な事柄。」を指す。報道機関が報じることができるのは事実 (Real)、科学が探求できるのは真実 (True) なのではないだろうか

4. 考察

STAP 事件で足りなかったのは研究者同士の相互批判である。機会を設けて問題の解明を急ぐべきであっただろう。科学は反駁に耐えることが必要で、税金によって化学を支えている社会にはパトロンとして科学を批判する責任がある。しかし、科学が社会に媚びるべきではない。科学が社会より下の立場にある現状を変えなければこのような不正が消えることはないだろう。報道機関が事実をきちんと伝えれば正しい批判の目が増えて科学がより事実に近づくのではないだろうか。

《質疑応答》

1、発表に対する質問

浦野：科学が社会の下にいるというのは具体的にはどのようなことを指しているのか。

行谷：研究資金が社会からおりてくるものであるから社会に貢献しようとか、社会に注目を浴びていかないとそもそも自分たちの研究ができないから媚びるという状況が下にあるという位置なのかと捉えた。

浦野：お金を与えてもらっているから養われているということか。

行谷：そうだ。

戸巻：科学と社会の理想的な関係で基本的に不干渉と述べていたが、これは自然科学を想定しているからか。しかし社会科学の場合、対象が社会であるから不可能だと思うがどう考えるのか。

行谷：STAP細胞で念頭にあったのが自然科学であった。社会科学といわれると、干渉しなくてはいけないこともあると思うが、そこに上下関係があるのは違うと思う。

森先生：マックス＝ウェーバーの『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』という有名な論文がある。社会政策は政治であるから直接何かが関わる。社会学者は政治家ではないから社会政策に対して、それは事実として価値中立的に見ないとおかしい。

アベノミクスを分析するというのは、自民党側についてそのような分析をすることとなる。これは価値判断をしている。しかし、社会科学的に分析するとなるとアベノミクスという「事実」について分析する必要がある。それは言及のスタイルとして価値中立的でなければならない。その時に社会は上にあるということやサッチャー主義のように政府が上にあるとなり、それに合ったプロジェクトしか成り立たないという構造になるとすると、価値中立的から逸脱する可能性がある。

2. 議題「科学報道に視聴率は必要か」

鈴木：視聴率ということはテレビに限定するということか。

行谷：注目を集めるという意味だ。

鈴木：報道の現状についてだが、実際の新聞報道は市場原理の結果であるという説がある。読んでいる本ではアメリカを例に挙げている。アメリカの新聞報道は若干左寄りになっているらしい。新聞を読む層がそもそも左寄りであるからそこに合わせているという考察を本では述べている。だから小保方さんのゴシップ記事を作るのは大衆はそれを求めているから単純に人々が求める視点の記事で新聞社はそれを埋めているのでは。報道が民営であるうちは結局販売率や視聴率を求めないとやっていけない。

行谷：アメリカの科学報道だと個人の性別や宗教の信仰、生き立ちなどにはあまり触れずに科学についてだけ報じましょうとなっている。

鈴木：アメリカ人かそのように求めているからか。

行谷：そうだと思う。例えばこれから先、科学の報道にそのようなことを言うのは邪魔であるという人が出てきたら科学の報道は成り立つのかなど色々考えた。興味をどのように向けたら良いのかという時にゴシップに頼らなくてはいけないのか、それともわかりやすい報道を目指していくのが良いのか、日本はこれからもゴシップを求め続ける社会なのかなどを考え、この議題にした。

鈴木：規制するとしたら自主規制あるいは統制なのか、その水準の問題が重大であると思う。どのようなレベルでやるべきだと考えるか。

行谷：やるとしたら統制に近い自主規制が良いのでは。

森先生：科学報道に科学者の特性は必要かということ。科学報道は科学の事実だけを伝えればよい。科学者がどのような人であれ関係ない。そこは報道のモラルの問題だ。何を伝えたいのかというのは科学のことを伝えたいのではなく、もっと違う意図がある。

伊藤：先程の私の発表に絡ませてみると、なぜ「リケジョ」や「女」というのが報道で出るのかというと、女性が少ないことや若い人で大きな発見をしたというのはすごいこ

とであるという言外のメッセージを含んでいるのでは。

森先生：理化学研究所自身が当初の結果の発表をテレビを使って非常に大げさにした。それはプロジェクト研究である。こういうプロジェクトをして、こういうお金を取るためにこういう発表の仕方をするというものだがこれは墓穴を掘っている。これは必要のないことだ。学会で専門家たちだけのところでやっていれば良いことをわざわざ記者発表したりするところに、そもそも情報に変な風に流れていくということで自らしたことだ。学会だけの世界ですればよかったと思う。

高橋：やはりそれは社会に注目してもらって、こういう研究が進んでいるなら応援してあげようとか興味を持ってそのような研究者を目指してみようという人を集めたいという意図があったのでは。理研にもこのような思いがあって小保方氏に割烹着を着せたり記者発表をさせたのでは。それはモラルの問題もあると思うが科学者側もこういう動きを求めていることがあるのではないか。

森先生：プロジェクト研究だからあるプロジェクトにのらないとそのお金が下りないという構図になっている。お金をたくさんとってくる問題と科学的な真理の重さというのは別の問題。

鈴木：科学報道にその個人のことは必要ない。その需要が少ないから現実的にできないのでは。小難しいことが書いてあるのを読みたがる人は少ないのが問題の本質的な部分。

森先生：わざわざあの報道発表をしなくても STAP 細胞自体は反証に耐えられない。同じ再試験ができないということは時間の問題で分かった。

問いを変えたほうが良い。「科学報道には科学者の属性が必要かどうか」などが良いのでは。報道は基本的に報道のジャーナリズムであるから商業主義だからお金との関係でなっている。だから基本的にお金にならないものは記事にはならないという発想。そこはすごく報道の難しいところ。知る権利があって知るものは何があるのかという問題がある。それは自分たちの商売のためとすると怪しい問題がたくさんある。

そもそも STAP 細胞の発表に週刊文春なんかは来る必要がない。場合によっては朝日新聞や毎日新聞も別に関係はない。科学雑誌の世界のレベルの問題でまとまっていれば、剽窃があるなどの問題で済んだはずだ。本人もそういう意味では被害が少なかったかもしれない。理研自体がお金の体質になってしまっている。発表であったようにサッチャ

一主義からそのようになっている。

鈴木：科学報道とは別の話になるが、今本当に起こっている出来事を知りたいと思って本屋に行ってもそれだけを扱っているメディアがあまりない。海外だと『Newsweek』などニュースに特化していて無駄な部分がない。日本ではこのような雑誌がない。これも需要の問題か。

森先生：今の時代、ソーシャルネットワーキングになっているから雑誌や新聞が無くても良いという社会になっている。専門雑誌は専門雑誌として残るだろう。日本の商業ジャーナリズムの多くの部分は将来的には非常に難しい。もっと便利になるとスマホを見るとすべてが分かる。その時に情報をどう取捨選択するのかはこちら側の問題。

西山：科学報道に科学者の特性はいらない。大衆向けの報道を前提に話をしているからそういった議論が出てくるのでは。基本的に属性云々というのは真理と全く関係ないからいらない。しかし、これからはテレビや雑誌はいらなくなる時代。大衆向けではなくて対象をある種狭めたサービスが今もあるしこれからも出てくると思う。

森先生：我々はフィルタリングをしながら生きているから 20 世紀のマスメディアはあらゆる人に無理やりでも情報が伝わるような構造になっている。今、情報を選択できるという意味では 20 世紀的な意味でのマスメディアは消えていく。消えていった結果がいいのかどうかは何とも言えない。

戸巻：科学報道で属性が必要かどうかで別れてしまう原因として、属性だったらお金は真実の直接的な理由にはならないという前提がある。しかし真実を導き出すためにお金が必要。属性とお金は真実とは直接的な理由にはならないけれども属性がお金になったりするし、お金が真実を導くような機械や実験をするために必要。これら 2 つの次元で混乱が起きているのでは。

森先生：研究によってはお金がかかるものがある。

鈴木：必要とされるものにばかりお金が払われる傾向がある。何のためにその研究をしているのかという批判が最近報道で出てくるがナンセンスだ。課金費が人気や実用性で

決められるのは良くない。

河野：特許が無ければ良いのに。

鈴木：研究は自分の役に立った時によくやったとなる。無駄金を使うなという批判がされているがそれは違うのでは。

高井：世の中の役に立つものであったら世の中に科学が貢献していることになり、社会はお金を払わなくてははいけないというようになっているが、実学など役に立たないならお金を払わなくてもよいとなったらそれはどちらかというと、役に立つからというよりも真理を追究したいからということになる。お金が必要なものには人気を集めなくてはいけいから属性をつけて報道する必要がある。真理の追究が世の中の役に立つか実学的なものかに関係ないとなったら、それは研究者の雑誌の中で話し合われていけばよいことであるから属性のようなものは全く関係ない、真理の追究だけをしていけばよい。その2つに分けられるのでは。

鈴木：実用的なものはその属性も必要ということか。

高井：そうだ。結局はお金が必要で社会に貢献して社会は対価的な感じでお金を払った方がその社会も見返りを得られると考えると、属性を付けて報道する必要がある。

鈴木：実用性があると判断するのは大衆か。

高井：必要があるかどうかというのはマスメディアなど大衆的なものが判断する。

鈴木：それは堂々巡りだ。

高井：実用性があるというのと真理を追究するという2つの側面が科学にはある。お金＝人気につながると思うがそこがどうなのかという問題。

鈴木：それを無視した方が発展するのでは。

高井：今の民衆や大衆は本当に真実を追究したいのかが疑問。フェイクニュースなど自

分の信じたいものだけを信じるという傾向がある。情報を取捨選択して自分の好きなものだけを取ることができるから真実でなくとも自分の信じたいものだけを信じることができる。これは社会全体としては良くないことだと思う。良いか悪いかは別としてそのような傾向がある。

鈴木：目先の景気に目が行っていて長期的なものに目が行っていないという話に通じる。だから長期的に見ていこうというのが大事なのでは。

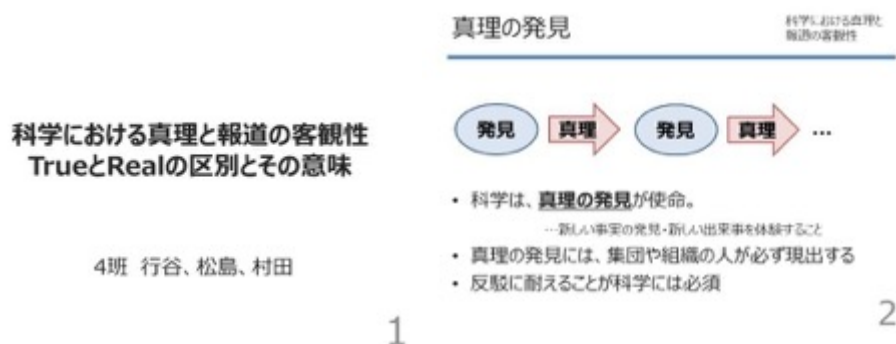
高井：今、科学の在り方も報道の在り方も変わってきているから必要かどうかとも変わってくるのでは。

戸巻：真理の追究という価値をある程度やはり大衆や民衆にも向けて科学者は説いていくべき。大衆も真理の追究に価値を置くようになればこの報道自体も変わっていく。需要が変われば報道も変わる。ある程度科学者にそういう責任がある。

森先生：私もそう思う。それは理研の失敗である。小保方さんも科学者であるから科学者の享受もあるはずだ。それを破るからあのような目にあってしまう。ある意味では浅はかだ。

鈴木：科学者は真理の探究者であってほしい。

森先生：それしかない。それ以上のことをしたら違う世界になってしまう。



研究者のエートス

科学における真理と報道の客観性

社会学者のマーティンはリトルサイエンス時代の科学者を分析して5つの要素があるとした

- ①**公有主義**：発見は公開され共有知識となる
- ②**普遍主義**：業績は地位などに関係なく評価される
- ③**無私性**：個人的な信条に絡ませたりしない
- ④**独創性**：何か新しいものを付け加えなければならない
- ⑤**懐疑主義**：批判を経て初めて受け入れられる

3

アカデミック科学の特徴

科学における真理と報道の客観性

理論物理学者であるザイマンはサッチャー改革以降のアカデミック科学の特徴を5つの要素から説明した

- ①**私有**：得られた知識は所属する組織の財産となる
- ②**局所的**：得た知識はプロジェクト内でのみ意味を持つ
- ③**権威主義**：テーマは管理者によって決定される
- ④**請負**：管理者によって割り当てられた研究をする
- ⑤**専門的な仕事**：特定の、専門的な仕事を行う

4

STAP事件概略

科学における真理と報道の客観性

「万能細胞」であるSTAP細胞を発見したと発表
小保方氏は理系女子の星として連日報道される
STAP細胞の論文に不正が発覚
再現実験を試みるも誰も成功できず
マスコミによって小保方氏は非難の嵐を受ける

5

報道のされ方

科学における真理と報道の客観性

- ・ 割烹着の「若い」「リキジ」として脚光を浴びる
- ・ 次第に友人関係や私生活を暴くような報道が増える

不正疑惑
発覚

- ・ 愛人疑惑報道など、プライベートに関する報道が過熱

6

科学を報道する

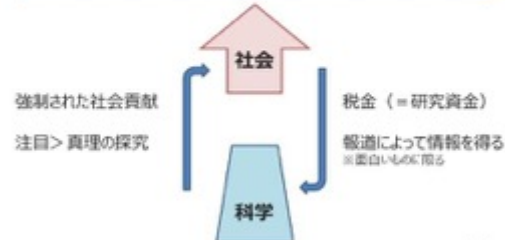
科学における真理と報道の客観性

- ・ 科学に関する重要な情報を市民に伝達し
 - ・ 市民の科学リテラシーを豊かにする
 - ・ 市民がかかわる科学の問題に対する、理解力、判断力、問題解決力の向上に寄与する
- 市民社会と科学技術の健全な発展に貢献

7

現在の科学と社会の関係

科学における真理と報道の客観性



8

TrueとRealの区別

科学における真理と報道の客観性

真実 偽りのないものと認識された事柄。特に、物事の奥深くにひそむ本質的な事柄。

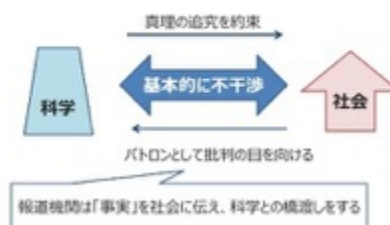
事実 実際に起こった事柄。また、実際に存在する事柄。

→報道機関が報じることができるのは事実、科学が探求できるのは真実なのではないだろうか

10

あるべきだと考えた姿

科学における真理と報道の客観性



9

- STAP事件で足りなかったのは研究者同士の相互批判
- 科学は反駁に耐えることが必要
- 社会にも科学を批判する責任がある
- 科学を支えているのは社会の税金
- だからと言って科学が社会に媚びるべきではない
- 科学が社会より下の立場にある現状
- 報道機関が事実をきちんと伝えれば正しい批判の目が
増えて科学がより真実に近づくのではないか

科学報道に視聴率は必要か

2018 年 5 月 25 日	社会的世界論詳論	発表者 乾 織田 小沼
--------------------	----------	----------------------

《報告》

1. 本当の社会

1-1. 社会の形式

・個人は社会の産物である。人間の生存能力が、身体性と言語性の延長上に、他の人間との関係で生み出した区別。
→「私」を誇張し圧縮する。

・「社会」を誇張し圧縮するもの。

1-2. 「本当の社会」とは何か

・「社会」の本質についてその普遍性を主張することは難しい。

・「本当の社会」に対する疑問。

→社会はひとつか、いくつもあるのか。 / 「本当ではない社会」も社会であるのか。 / 「社会」に真と偽があるのか。

・「わかった社会が、社会であるが、わかった社会は、社会ではない」という形式で「社会」は捉えられる。

→「A=A」…同語反復（トートロジー）

「A≠A」…逆説（パラドクス） が対になって一つの単位になっている。

→「社会」は指示している何かと、それ以外の全てを含む。

・社会の認識の仕組み

「社会」を見とめる ➡ 見とめた「社会」の内部や外部に、別の何かを見とめる（＝「本当の社会」） ➡ 最初に見とめた「社会」の取り消し（＝「本当ではない社会」）

→「本当の社会」も「本当ではない社会」も、同じ社会。

→同語反復と逆説が1つの単位という形式がこの論理を支えている。

1-3. 「社会」の表記(指し示しの算法)

・鉤印…内側と外側がある。「社会」全体を表している。

社会

・鉤印を超えての横断＝区別の取り消し。区別をもう一度区別すると、最初の区別の

取り消しになる。

$\overline{\text{社会}} \mid \text{社会} = \text{社会}$

◆圧縮と誇張の法則

- ・区別された「社会」が、その区別の取り消しと新たな区別を繰り返す(圧縮)

$\overline{\text{社会}} \mid \overline{\text{社会}} = \text{社会}$

⇨逆の展開も考えられる(誇張)

$\text{社会} = \overline{\text{社会}} \mid \text{社会}$

→「社会」という概念は、圧縮され、かつ誇張される。

◆区別の真偽

- ・鉤印は区別のみを表している。

→区別そのものが、本当であるかどうか。

- ・鉤印の区別を観察者自身に適応することは前提としていない。

→「どうして、観察者(=私)が本当だと言えるのか。」という疑問が発生する。

→これを支えるのは、「観察者(=私)が社会学者で大学教授であるから。」等の理由。

→「社会」を区別の対象とする際には、観察者自身も対象に含まれる可能性がある。

2. 私の社会

2-1. 「凡人」と「専門家」

- ・「私(=観察者)」は「凡人」と「専門家」の2種類に分けられる

- ・「凡人」と「専門家」の違い

専門家：特定の領域に特化し、自ら掲げる命題を維持することが可能

凡人：特定の領域に限定特化することは不可能

→区別する観察者としての視点をどこまで維持できるか、に違いがある。

専門家：社会の部分体型の個別的な何かについて、観察し記述し命題化

凡人：日々生活している自らの観察図式そのものについて、観察し解釈し命題化

2-2. 「凡人」の安定化

- ・「凡人」は不安定である

…「凡人」は、自らの立つここを、自らの立つ今ここで観察しようとする。

⇨「専門家」は排他的領域にこもり(=超越論的現象学的エポケー)、権威や学歴によって外在的な位置を強く確保する。

→「凡人のままでいること」(=自然的態度のエポケー)が安定化につながる。
→ただし、この場合にも不安定を吸収させることが必要。

・不安定の吸収

①自らにだけ遡及可能な時間感覚と、外的に把握可能、到達可能な身体運動空間の感覚に拠って構成された世界。＝人間生活の根底
→しかし、自らだけに遡及可能な時間感覚と、年月日時分秒では計ることが可能な客観化された時間に由来する時計・カレンダーとの妥協によって、日々の生活状況が生み出されている。

②他者と自己の関係を疑似同時的に捉え、これからもずっと続いていくであろうと自明視した超越的な世界。

…自己と他者の関係は、直接的なものだけではなく、匿名性の高い関係もある。

例)物故者, 祖先, 子孫 etc.

→直接対面している関係と類比して、自己と他者の関係を疑似同時的に捉える。

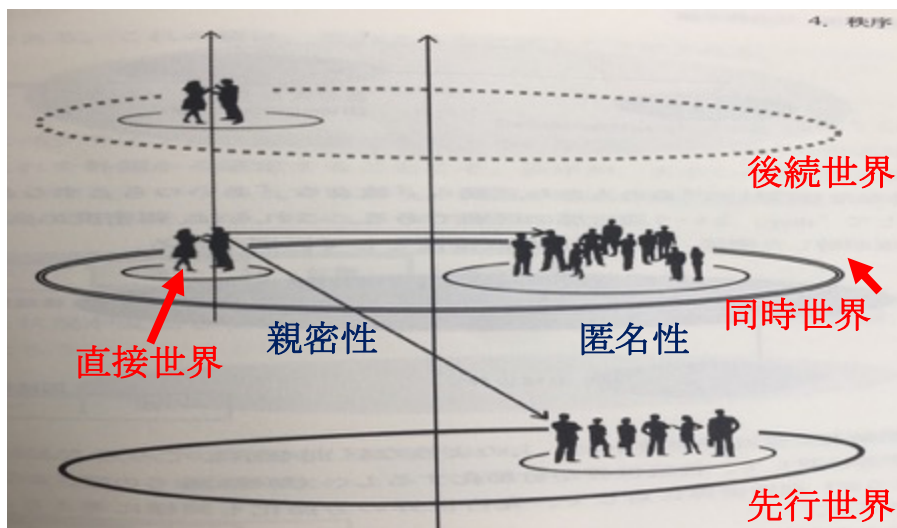
→超越性の基軸は、その中心で観察し観察される「私」。

→これらの超越性に依拠した「私」という自己主張と自己保存が可能。

→この自己確証の形式も、圧縮と誇張。

3. 社会の社会

3-1. 社会的世界の分節化した時空



出典：森元孝(2014)『理論社会学』 東信堂

・社会的世界の分節化した時空＝現代社会の原型

・自己と他者の相互作用を親密性と匿名性を軸に、直接世界と同時世界に分ける。

先行世界と後続世界を類型化し、人を配置した社会をイメージ。

→ここでイメージされる社会は、「社会の中の社会」である。

→「社会」を議論するには、親密性と匿名性, 先行性と後続性に生きる人の関係が前提

であり、「私」は他の私と言語を介して、「社会」を区別するため。

→しかし、超越性、自明性の代表の1つにすぎない。

3-2. 夢や想像の世界

- ・夢や想像の中であっても、行為や体験をする。

→その自明性は超越的。

- ・想像、幻想の時空は限定された意味領域であった。

→技術進化により、ヴァーチャル・リアリティの世界として現出する。

→物質的形態が消え、サイバー空間上に機能が存在するようになる可能性。

→そのような世界で「私」は生身の他者を必要とするか。

社会の中の社会をリアルにイメージすることは可能か。

「社会」を区別する「私(=観察者)」の視点が不明(全てが人間なのかどうか)。

7. 考察

- ・「本当の社会」とは、「社会」への注意の圧縮と誇張。さらに、注意の帰属先の区別、帰属先の区別への注意の圧縮と誇張。

→圧縮と誇張が、外から勝手に決められる可能性がある。

- ・「凡人」である「私」は、自己主張と自己保存によって超越性に依拠し、不安定を解消する。

- ・社会的世界の分化した時空(=現代社会の原型)が構想する「社会」は、「社会の中の社会」といえる。

- ・技術進化により、幻想や夢がヴァーチャル・リアリティの世界として現出。

→生身の人間との関係が希薄になるのではないか。

社会のイメージがしづらくなるのではないか。

《質疑応答》

議題 AI が生身の人間に台頭した社会を前提にして、「社会や価値観はどう区別されるのか?」、「何ものかに勝手に決められてしまうことはあるか?」について

亀井:この題に対して、2班からは何かあるか?

乾:人工知能 Twitter に、言葉を教えて進化させる研究があったが、暴走してカウントが止められる結果になっていた。暴走の延長上に何かが発生しそう。

森先生:AI が Twitter をやっていることがあり得る。

乾:差別発言を自主的にしていた。

森先生:コンピューターが色々な情報を集めて、状況に合わせた発言をするようにすれ

ば、フォロワーができてくる。そのようなプログラミングはあり得る。フォローしていたアカウントが、実は AI だったという可能性もある。

亀井：AI が生身の人間に台頭するということは、今の Twitter の例であれば、人間と同じように、日大に対する批判をツイートするということか。AI が人間と同じように生活をするということか。

森先生：Twitter をしているのならば、AI の存在は人間のようなものである。来週、講演する武類が教えてくれたのは、新聞の証券部門等の記事は、過去のデータに遡って、昔はその専門家が書いていたが、今はほとんど AI が 5 秒ほどで書いている。生身で取材に行かなくてはいけない部分は仕方がない。しかし例えば、アメリカが北朝鮮に会わないと発言したことにより、昨日の夜から朝にかけて証券の価格が急激に下降し、再び上昇している。そういう時の状況は過去に似たようなものが多く、データとしてコンピューターの中にある。それに基づき、詳しい人が予測して記事にしていたが、今は AI により 5 秒でできてしまう。そのような部門が要らなくなる。専門家の書いた記事を見て、そういう風に専門家が見ている、と思うのと、AI が書いた記事を見て、AI はそういう風に見ているのかと思うことは同じか？だいぶ違うか？そのうち、皆 AI によるものになる可能性がある。

乾：今、日経は AI を使っていると聞いた。

森先生：株の売買自体、人が買っている部分もあるけれど、コンピューターが買っている部分も沢山ある。値段がこういう風に上がったら、こういう風に買い支えなければいけないなどが全部プログラミングされている。そう考えると、コンピューターで売買したものをさらに AI が文章にした記事を我々は見ている。今は、生身の人とインタラクションしているのかどうか分からない世界。これはさらにもっと進行していく可能性がある。Amazon で購入すると、買った人に対しておすすめが出てくる。それは、Amazon の売り子がやっているのではなく、AI がやっている。AI とのインタラクションの中に私たちは生活していることになる。いい悪いでなく社会がそのようになり、私たちは、そういう中になんか入り込んでいる。そう考えると、社会が人で構成されているというのは、かなり怪しい話。

森先生：選挙も、AI が先に予測ができてしまう。新聞を読んで、私たちは投票行動を決めるように、それに従って、私たちが投票行動をする可能性がある。

コミュニケーションの 2 段の流れ (two-step flow of communication) というのがある。ラザースフェルトとカッツという人が 1940 年代に提唱したマスコミ理論の一番基本的な発想である。それ以前、マスコミ理論は注射器理論と呼ばれた。マスメディア (当時はラジオ) がある情報を報道すると、視聴者が注射器で情報を伝えられたようにその情報に従って行動する、というのが注射器理論。しかし、それを否定したのが、ラザースフェルトとカッツの理論。確かにマスメディアは情報を流すが、その情報自体はピニオン・リーダーを介して人々が行動するというもの。これは、選挙分析であり、1940 年代のルーズベルト大統領の分析だった。当時 20 世紀のオピニオンリーダーは生身の人間だったが、今のオピニオンリーダーは生身の人間でなく AI や、コンピューターの情報の可能性がある。

鈴木：今、AI と人間を区別しているのは、もしかしたら AI かもしれない。Twitter 上

でスパムか人間かを区別するのは、AI。人間が区別することもあると思うが、それと同じぐらいネット上では、AI が AI と人間の区別をつけているのでは。

森先生：そう考えると、社会学の昔の 20 世紀の教科書なんて読めない。当時は、AI なんて知らない。

亀井：ラザースフェルトとカッツのコミュニケーションの 2 段階の流れの所謂オピニオンリーダーは身近なうんちく博士で、博士から言葉を聞き、自分もそう思うというイメージがあった。

森先生：そういうこと。

亀井：だから AI も人にとって身近になることが、最初にあるのでは。進めば、かなり身近なものになると思う。

森先生：しかし、もうかなり進んでいる。

河野：私たちが、分からない単語を Google で検索するのと同じだと思う。そう考えると、あまり抵抗はない。

森先生：あれは、AI とコミュニケーションをしているのか。

河野：というわけではない。しかし、結局ネット上に上がっている情報であり、選ぶための検索を、AI が的確に早くやってくれる。結局、検索機能も全部 AI が入っているので同じなのでは。

鈴木：社会や価値観はどう区別されるのかとは、どういう意味か？誰が区別するのかという問いか？

乾：社会を区別する時に厄介な場合がある。社会の区別は、本来自分がするもの。それを外部から固定しようとする場合が厄介である。一つは、そのように決められることはあるのかと考えたため。もう一つは、今の時代はヴァーチャル・リアリティが入ってきて、社会が複雑に区別されるのではと思い、このような議題にした。

鈴木：自由な圧縮と誇張の関係を外から固定する場合とは、具体的にどんな場合か？

乾：戦時中の日本とか。

高橋：何らかの権力とかが働く状況ってこと？

乾：そうです

森先生：圧縮と誇張は終わりのない話。それを外側から抑えようとすることは、しばしばある。自分の意見以外は絶対に許さないような先生がいっぱいいる。

河野：勉強や学校教育はそうだなと思う。

森先生：学校教育はそう。

河野：塾で教えているのですが、テストでこう答えれば点が取れる、これ以上は考えるなというのがある。ここはなんでこうなってこうなるのですか？という疑問があったとしても、点にはならないから、この範囲の中で考えをまとめるように教えている。

森先生：想像力がなくなっていく。

河野：自分で考えなくなってしまう。

森先生：罪深い話。

高橋：AI 以前の話で、人間の中でも厄介な場合が挙げられているように、あり方を固定しようとすることがあると考えている。AI が入ってくると厄介になると私が考えるのは、子供の遊びや生き方。子供の遊びは、本来どういう遊びをしても許されるような状況を作ることが必要。しかし、遊具の乗り方が危ないからやめなさいとお母さんが言ってしまい、決まりきった遊び方しかないことがある。遊び方を押さえつけることで、影響が出てきている。AI が入ってくると、遊び方が固定され、想像力がない人間が育つのではと懸念している先生がいる。私個人としては、AI が身近な存在になると、そのような問題もより深刻になるのではないかと思う。

河野：ならしたらならした方向に知識が発達していく。Twitter など右翼を拡散するために bot を作って、AI が右翼によっているだけ。逆に、どう AI をならすかで、触れて来た情報が少なく偏っている人間より、AI の方が価値基準の多くの選択肢を示すことも可能なのでは。

金子：人間が固定化するの、第二次 AI ブームの話。今、熱くなっているのはディープラーニング。AI 自体がどういった値が適切かというのを想像的に打ち出すこと。AI が価値観を決めるのが今の話で、人間が固定化する価値観を押し付けるというのは、今までの AI の話。変わってきている。

安東：それに関して言うと、AI が抱えている問題の一つにシンボルグラウンディング問題がある。実世界での人間の情報処理と AI の情報処理にはギャップがある。そのギャップはまだ全然埋まっていない。そういった部分が今後覆されていくのであれば、チューリングテストのように、これは AI か人かという問いを立てて、実際は AI だけど、100 人が皆人だと回答したら、それは人だとして良いのではないかというほどの水準の AI が出来上がったとしたら、議題の部分の AI 側が何か定義付けてくる部分も変わってくるかもしれない。

金子：シンボルグラウンディングの 1 つのブレイクスルーが、今のディープラーニング。AI 自体がどういった突破口を開けばいいか決めてしまう。

戸巻：AI は意外と論理性がないのが問題。例えば囲碁の AlphaGo など。AlphaGo も碁を打つ時に、なぜこの一手がいいのか説明することができない。とにかくビクデー

タを集めて、そこから何となく、条件付けながら、いいもの選んでいる。そこに論理性はあまりなくて、直感的。だからこそ、AI が何かの選択肢を人間に与えた際に、なぜこれを選んだのかよくわからないという状況に、人間がどれだけ耐えうるのかに疑問がある。

鈴木：AI の直感も、細かく見れば小さい論理の集合である。それを AI が処理しきれしていないから、直感になるのでは。羽生さんが打つ一手、藤井聡太が打つ一手も、実は無数の小さい論理がまとまって直感になる。そこをあえて言語化できるようにすれば、人間も AI も耐えられるのではないか

戸巻：言語化が難しい。

河野：藤井聡太が強いのは、AlphaGo の打ち方に近いからという話がある。理論よりも、そうくるの？みたいのがある。AI の突発的なひらめきとか、答えの提示に堪えられる、耐えられないは、おそらく人間でも起こりうることはないか。天才的すぎて、耐えられないということはよくある。それと似ているのではないか。

森先生：言葉にはなっているけれど、天才すぎて何を言っているかわからない。天才の言葉では、普通の人間にはわからない。

鈴木：自分は、指し示しの算法もぎりぎり耐えられない。

森先生：指し示しの算法も、天才がやっている。スペンサー＝ブラウンはチェスの名人。大学の先生でも何でもなく、数学者でチェスが異常に強い。2, 3 冊しか本を出しておらず、何をしているかよく分からない人。

社会的世界論詳説	社会の形式
2 版 鮎・藤田・小宮	・個人は社会の産物である。 ・「私」を誇張し圧縮するもの。 ・「社会」を誇張し圧縮するもの。
「本当の社会」とは何か(1)	「本当の社会」とは何か(2)
・「社会」の本質についてその普遍性を主張することは難しい。 例) (本当の) (社会) の難しさ ・「本当の社会」とは。 - 社会はひとつか、いくつもあるのか。 「本当ではない社会」も社会であるのか。 「社会」に真と偽があるのか。	・「わかった社会が、社会であるが、わかった社会は、社会ではない」 ・「A=A」...同語反復 (トートロジー) ・「A≠A」...逆説 (パラドクス) - が対になって一つの単位になっている。 ・指示と非指示の全体を示す表徴としての「社会」。

「本当の社会」とは何か(3)

- ・社会を見止める/注意を向ける。
→「本当の社会の厳しさを知らないから...」
→いったん「見止めた」社会を取り消したことになる。



「社会」の表記

- ・鉤印...内側と外側がある。「社会」全体を表している。
社会
・区別の取り消し
社会 = 社会

圧縮と誇張の法則

- ・「社会」についての諸体験は、原体験の区別とその取り消し、そして同じことの繰り返しの確認と、その圧縮により成り立つ。
→逆の展開も考えられる(誇張)
・「社会」という概念は、圧縮され、かつ誇張される。
・鉤印は区別のみ

圧縮と誇張の法則

- ・社会 社会 = 社会 (圧縮)
・社会 = 社会 社会 (誇張)

区別の真偽

- ・鉤印は区別のみ
●「本書には本当のことが書かれている。」
著者
本当の社会 それ以外
・「社会」を対象とする場合、対象そのものの中に、これを観察し区別する観察者自身も含まれる。

「本当の社会」まとめ

- ・それへの注意の圧縮と誇張。
・それへの注意の帰属先の区別、帰属先の区別への注意の圧縮と誇張。
・厄介な場合...自由な圧縮と誇張の関係を、外(人・その派生体、国の意思)から固定しようとする場合。

「私の社会」

- ・「本当の社会」と「そうでない社会」の区別を行った「私」(観察者)は、その両方を捉えている。
→「私」自身が「本当」か「そうでないか」については留保されている。
・「私」は主に「専門家」と「凡人」の2種類に分けられる。

「専門家」と「凡人」の違い

- ・自己了解の仕方が異なる。
→区別をする観察者の視点をどこまで維持できるか。
専門家...社会の部分体系的な個別な何かについて観察し、記述し命題化する。
凡人...日々生活している自らの観察図式や解釈図式そのものについて観察し解釈し命題化する。

「凡人」の安定化

- ・専門家のように、権威や学歴によって強く外在的な位置を強く確保出来ない。
→自らの立つことを、自らの立つ今ここで観察しようとする。
⇒不安定である。
→安定化させるためには、専門家になる他に「凡人のままでいること」(自然的態度のエポケー)がある。
→この場合も先で示した不安定を吸収させる必要がある。

エポケー

- ・専門家...超越論的現象学的エポケー
→専門家は自分の専門分野という排他的な領域にこもり、超越論的現象学的エポケーを行うことで、自然的態度から根本世界へと遡ることが出来る。
・凡人...自然的態度のエポケー
→「凡人のままでいること」ができる。

「凡人」の安定化

- ・自らにだけ適及可能な時間感覚と、外的に把握可能、到達可能な身体運動空間の感覚に拠って構成された世界。→人間生活の根底。
 - ・こうした時間と、年月日時分秒では計ることが可能な客観化された時間に由来する時計・カレンダーとの妥協。→日々の生活状況。
 - ・他者と自己の関係がある。→直接対面する関係だけではない。
- eX) 匿名性の高い関係、先輩後輩の関係、祖先、子孫
→これらを疑似同時に捉えることが可能。

「凡人」の安定化

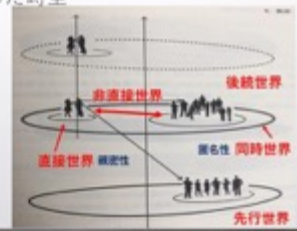
- ・これからもずっと続いていくと自明視していく世界。
- 空間そのものの無限性と没時間制を示している。
- 超越性を帯びた世界。
- ・超越性の基軸は、その中心で観察し観察される「私」。
- これらの超越性に依拠した「私」という自己主張と自己保存が可能。
- この自己確認の形式も、圧縮と誇張。

「私の社会」まとめ

- ・「私」(観察者)は「専門家」と「凡人」に分かれる。
- 「凡人」は不安定。
- ・安定させるために超越性に依拠した、「私」という自己主張と自己保存が必要。
- この自己確認の形式も、圧縮と誇張である。

社会的世界の分節化した時空

- ・社会的世界の分節化した時空
- 現代社会の原型
- ・自己と他者の相互作用を親密性と匿名性を軸に、直接世界と同時世界に分ける。先行世界と後続世界を類型化し、人を配置した社会をイメージ。



社会の社会

- ・社会の中の社会
- ・親密性と匿名性、先行性と後続性に生きる人の関係が前提。
- ・他の私と言語を介して「社会」を区別。
- ・超越性、自明性の一つ

想像や夢の世界

- ・行為や体験をする
- 自明性は超越的
- ・想像、幻想の時空は限定された意味領域であった
- 技術進化により、ヴァーチャル・リアリティの世界として現出
- 物質的形態が消え、サイバー空間上に機能が存在するようになる可能性
- ・そのような世界で「私」は自身の他者を必要とするか
- ・社会の中の社会をリアルにイメージすることは可能か
- ・社会を区別する視点が不明(全てが人間なのかどうか)

社会の社会 まとめ

- ・社会的世界の分節化した時空は、現代社会の原型を示している。
- 社会の中の社会。
- ・今後、技術の進歩により自身の他者を必要としない可能性がある。
- 社会を区別する視点が不明。

考察

- ・「本質的社会」とは、「社会」への注意の圧縮と誇張。
- さらに、注意の領域先のはかり、領域先のはかりへの注意の圧縮と誇張。
- 圧縮と誇張がなにもかによって勝手に決められる可能性
- ・「凡人」である「私」は、自己主張と自己保存によって超越性に依拠し、不安定を解消する。
- ・社会的世界の分節化した時空(現代社会の原型)が構築する社会は、社会の中に社会といえる。
- ・技術進化により、想像や夢がヴァーチャル・リアリティの世界として現出。
- 自身の人間との関係が希薄になるのでは？社会のイメージはしづくなるのではないのか？

議題

前提：AIが生身の人間に台頭した社会

「社会」や価値観はどう区別されるのか？
何ものに勝手に決められてしまうことはあるか？

2018年5月25日	大統領トランプの言語行為分析	発表者 鈴木 櫻
------------	----------------	----------------

《報告》

1、「言語」の定義

- ・音表の連鎖であり、語と文から成るもの
- ・音響の媒体「音」と映像の媒体「光」に直接関係している
- ・ある個体が感覚器体験した出来事を別の個体の感覚器体験へと伝達をする媒体
- ・身体の道具的延長の一種
 - 個体間の感覚器体験の伝達が空間的にも時間的にも可能

2、言語の種類

- ・発語行為 (locutionary act)
 - コミュニケーションを行うために遂行される行為で、一定の音声や文法上の語句、一定の意味を持つ文を発する
- ・発語媒体行為 (perlocutionary act)
 - 発語及び発話が人間に及ぼす心理的な効果が空間を構成するもの
 - ex) 「ふざけるな！」→怒りの心理
- ・発語内行為 (illocutionary act)
 - 発語及び発話において結びついている意味にとどまらない水準の行為
 - ex) 「お昼、もう食べた？」→事実確認&勧誘

3、ドナルド・ジョン・トランプ (Donald John Trump) 大統領について

- ・アメリカ合衆国の事業家、政治家
- ・第45代アメリカ合衆国大統領
- ・不動産会社トランプ・オーガナイゼーションの会長兼社長
- ・カジノ・ホテル運営会社トランプ・エンターテイメント・リゾートの設立者

4、トランプ大統領の「発語行為 (locutionary act)」

[事例]

“Make America Great Again”、 “Keep America Great”

- ・シンプルで理解しやすく、英語を母国語としない人でも理解しやすい
- ・演説のようなコミュニケーションを取るときは、理解してもらうことが重要
 - ・繰り返し同じ言葉を使うことで何重にも発語行為を活用している

5、トランプ大統領の「発語媒体行為 (perlocutionary act)」

[事例]

“Quiet! Quiet! Quiet!” 「黙れ黙れ黙れ」、
“Go ahead!” 「次に進もう」、
“You are fake news! Go ahead!” 「お前は虚構新聞だ 次に行こう」

※動画を用いて説明

- ・怒りが及ぼす心理的効果が空間を構成している
- ・日本で言えば、2016 年都知事選での石原の様に似ている

6、トランプ大統領の「発語内行為 (illocutionary act)」

[事例①]

“Look at that face! Would anyone vote for that?” (共和党の指名争いで争ったカーリー・フィオーナ氏に対して)「あの顔を見ろ！誰があれに投票するのだろうか？」
→誰がフィオーナ氏に投票するのか？という単純な問いかけではなく、あの顔という罵倒に加えて、「あんな顔に投票しないよな？俺に投票するだろ？」という確認と勧誘の意味を含む

[事例②]

“…we are transferring power from Washington, D.C. and giving it back to you, the people.” 「これまでワシントン D.C. にあった権力を国民へと移行する」ことを
“you” という呼びかけ語を用いて表明
→「あなた方の不満を理解しています」という共感を “you” という親しげな二人称を通して表している

7、まとめ

- ・トランプ大統領は（知ってか知らずか）Speech Act Theory を有効活用している
- ・簡単な言葉を使い、自分の発言を浸透させようとしている。
- ・メディアやマイノリティーそして諸外国に対して怒りを見せることで発語媒体行為を活用している。そして同時に、国内に対しては発語内行為を起こしている。
- ・これらを使って大衆を煽り、支持率を獲得している。

《質疑応答》

1、発表に対する質問

都知事選の例について言及

森先生：石原の事例は反対だろう？石原の場合、結果的に女性票はみんな小池に流れた。あれは増田を応援したのではなく小池の応援をしていたようにも見える。結果的にそうなったのだから。

鈴木：結果論はそうだったが、石原の意図は分からない。

森先生：トランプの場合は票がどういう風に動いているか…。

2、議題「言語行為分析を踏まえて、トランプ大統領を支持するか？」

(1)トランプ大統領の支持率について

亀井：実際アメリカでのトランプの支持率は何の程度か？

鈴木：支持率は高い方だ。メディアはインタビューで「(トランプの横暴な発言を受けて)支持していない、したくない」と答える人ばかりを報道するが、実際に蓋を開けて見ると支持している人の割合が多い現状である。

森先生：中間選挙の結果がどうなるか。自動車産業は経営者も労働組合も絶対にトランプに入れる、絶対に。だからああいうこと(強気な発言等)を言っている。しかしそれは言語行為の問題ではない…。

メディアに対して相対化していることは評価できる。アメリカのワシントン・ポストやCNNは、ある意味で政治家に対して権威的なポジションにあり、それに政治家たちは従ってきた。しかし彼の場合はTwitter発信等の活用によってそれをひっくり返している。それを考えると、これまである権力を持っていたアメリカのメディアは今までと違う状況に遭遇させられている。その相対化は必ずしも悪いことではないと思う。

(2)日本の観点とアメリカの観点

鈴木：日本人の視点からとアメリカ人の視点からと両方あると思うが、一旦アメリカ人の視点から考えた上でどう思うかを議論していきたい。

森先生：私の知っているアメリカ人はみんな支持していない。

鈴木：調べた結果、公では「支持しない」と言っている人も、実は票をトランプに入れているケースが多かった。

森先生：それは日本人も同様だ。安倍晋三を支持していたのは大多数ではなかった。しかしいざ選挙を行うと、安倍政権が崩れると(株価の下落が起こり)困る経済界等は間違いなく安倍に入れる、絶対に。そういう関係になっている。

鈴木：日本の場合は「安倍が途中で辞めると株価が崩れる」ということが支持する理由になるが、アメリカの場合は大統領の任期が決まっている分、当初積極的にトランプを支持した理由にはならないのではないか。

(3)言語行為から考えられるトランプ大統領の特性

西山：言語行為と支持率の相関関係はあまりないのではないか。結局の所やはり利害関係で支持することが多いと考える。恐らくアメリカであれば、西海岸は間違いなく民主党に入れる人が多い、一方圧倒的に共和党の強い地盤がある所は共和党に入れる人が多い、という構図ができる。それ以外の、特に何でもなし立場の人々が言語行為に多少は影響される可能性はあるかもしれないが。

鈴木：「言語行為分析を踏まえて」という議題は、今回の発表を聞いて皆さんがどう思うかという話であって、言語行為分析によって揺れる等という話の意図ではない。

森先生：そもそも、オースチンの本での言語の順番は locutionary act、illocutionary act、perlocutionary act で、オースチンが最も強調したかったのは illocutionary force である。それ以前の言語哲学は基本的に「言葉はあるものを模写しており、命題と事象が対応関係にある。」ということで成り立っていた。オースチンの非常に重要な貢献は、言葉を発する(locutionary act)ということは同時にある行為状況を作っていることに他ならないという思想の展開である。その illocutionary act・illocutionary force にどのようなものがあるかというのを分類していくのが、オースチンの『How to Do Things with Words』という有名な書籍だ。しかしそれ以外に perlocutionary effect という言語に心理的な効果が現れる例も存在している。

そう考えた時、例えばオバマやクリントン、ケネディの演説は案外 illocutionary force

だ。ある行為空間を作ってアメリカはこうなっていくという情景を描く演説を展開し、そういう意味で雄弁術があった。しかしトランプの場合は多分 perlocutionary act しかない。恫喝家、それがトランプの場合の一つの特徴である。ある行為状況を作っているという関係がない。自分達のキャビネットの中のチームもどんどんできる。今回の金正恩の件も、「一緒にやろう」と言いながらバッサリ切っている。言語行為で見ると、illocutionary act や illocutionary force を欠いた人である。彼は日常生活でもそうなのかもしれない。

鈴木：実際、illocutionary act は事例を探すことが難しかった。

森先生：行為空間がきつとないのだ。キャビネットの中で話を展開し、「お前は良い」と褒めながら急に「お前は嫌いだ」というような、そういう関係だ。

鈴木：Twitter も遡ったが、選挙の発言も恫喝といえば恫喝だった。

森先生：さっきの(報告「トランプ大統領の「発語媒体行為 (perlocutionary act)」」の[事例]で流した動画)も恫喝だ。

(4) トランプ大統領が注目された理由

浦野：彼を見ていて面白いのは、過去ヒラリーやオバマの時には無かった、大衆による「Oh my god!」といった過剰反応が起こったこと。その理由として、オバマは元々黒人故に過去の人と違う印象からアメリカを変えていくイメージ、ヒラリーは政治歴が長いために言っていることがめっちゃくちゃだろうが経歴を見て判断しようという反応があった。それに対してトランプの場合は見た目的特徴も無ければ政治歴も無かった分、この人が大統領になったら今後どうなるかを判断するのが彼の発言しかなかった。だからこそ、彼の発言が与えるインパクトは他の政治家に比べて大きかったのではないかな。また、実際トランプの(過激な)発言は話題になったが、実際にそれ(無理難題な行為)をやっているかと言われるとあまりやっていないことが多く、意外と柔軟に対応している様子。そんな最近のトランプの様子を見たアメリカ国民が見直し、支持し始めたのではないかな。

トランプが持つバックグラウンドがより彼の発言にインパクトを増したのではないかと考える。

(5)生活に密着したトランプ大統領の発言

戸巻：トランプの優れている点は、模写説のような学者的な立場で話すのではなく、自分たちの日常生活の中での言葉に変える能力が高かった。例えば(事実か分からないが)「アメリカ人は他の国に搾取されているからアメリカファーストになろう」という白人のモヤモヤしていた部分、彼らにとって真実の部分を生活に密着した言葉で話したことに効果があったのではないかと思った。

高橋：生活に密着した言葉という所に関して、自分自身はトランプが選挙に出てから今までの間で、トランプはアメリカを再び偉大にしていると言っているがその発言はどれだけの人に受け入れられているか分からないと思っていた。しかし、最近高校で銃の乱射があっても銃規制が進まなかったり批判を押しつけてエルサレムに大使館を移したりという事象が起こったが、その裏では銃の協会やユダヤ教等がトランプの支持に回っていてその人達の考えを考慮した結果ということだった。そういった人たちにとっては「アメリカを偉大に」というのは身近に感じられるのかなと思った。

鈴木：トランプは実際にマイノリティーや諸外国に攻撃的な言葉を発していたが、それは白人至上主義等の人々にとって「普段言えないが思っていること」をトランプが代弁してくれていた訳で、その表象として票を入れていたのではないか。絶対に普段は言えないけど実は思っていることは必ずある。それをトランプは声を大にして言う。良い所でもあり悪い所でもある部分だ。

(6)トランプ大統領と先代の大統領を比較する

浦野：彼を支持するか否かの話で、自分の印象としてトランプは人気の人たちの中で一番人気というイメージである。同じ時期のオバマさんの時の支持率と今のトランプさんの支持率を比べるとトランプの方が良い。白人にとってはそれなりに利益となる政策ができている証拠なのだと思う。

それ以外に関してはそもそも進展や衰退の話ではない。自分のアメリカ人の友達に聞いた時、3人中2人くらいは支持していなかった。彼らは田舎に住んでおり、トランプに変わったが暮らしの貧しさは変わらないという意見。しかしそれはオバマの時も変わらなかった状況であり、貧しい所はずっと貧しい。結局、そもそもアメリカの州体制自体が貧しい人を豊かにするには難しい構造になっていると思う。

そのため、以前のオバマさんと比べるとよくやっている方ではあるのかなと思う。

鈴木：もし、支持するかでなく評価するとしたら？

浦野：評価だと、(大学の五段階評価で言うと)B。(自分としては)結構良い感じ。他の人は…オバマは優しすぎてそこに隙があった。ブッシュは激しすぎた。トランプの場合は、ブッシュの牽制部分を言語行為によって行いつつも、オバマさんのような柔軟さもある印象である。

森先生：オバマは、そもそも何を残したかという部分が難しい。そこは多くのアメリカ人が感じた部分であろう。最初の期待と8年間で残したものと見てみると、あまり無い。

高井：トランプ大統領が支持されている理由は、自分も先生がおっしゃった「オバマが何を残したのか」に関わってくると思う。オバマは良いこと言っているなと言う印象を受けても、実際は成果が形に残っていない。逆にトランプは言ったことを実行している、「壁を築くなんて本当にやれるのか？」ということを実行しようとしている有言実行力が支持率の高い理由の一つなのかなと思う。

森先生：オバマの功績は、その前の戦争ばかりだった8年間のブッシュ時代とは対照に、戦争を辞めたということ。それは大きな変化だった。ブッシュも別に戦争をしたいとは思っていなかったろうが、結果ブッシュの発言は戦争だらけだった。それに比べたらオバマは違うことをしたと言われるが、そもそも平和というのはあまり分からない。ノーベル平和賞もらったがそれもよく分からない、ブッシュの時と比べると平和だったろうが、本当に平和にしたと言えるかは微妙な所である。それに比べて、確かにトランプは言うてやることは早い、自動車関税 25%にする等。裕福な経済界の人々は評価する点である。その票は間違いなく動く。

日本でも、自民党政権があるというのは経済界にとってはプラスのこと。民主党政権の時は緊縮財政で、それとはずいぶん違うことだ。ただしそれは長い世界を見た時に緊縮財政の方が正しいと言えるだろう。現状を見ると、日本の場合銀行がダメになっているのはAIよりも預金金利が0になって人が誰も利用せず銀行に立ち入らない状況であり、そういう政策を安倍政権になってからしている。言わばじゃぶじゃぶの状態、これ以上じゃぶじゃぶにできない状況まで来ている。つまり、表面的に景気は良くなっているが次景気が悪くなったらその対応策は何もない。それでも、いつかはそうなると思いながらも、安倍政権が続いてほしいと経済界は考えている。

トランプについてもそうである。多くの人達はマイナスに見ているが、実質的には豊か

になっている。

(7)トランプ大統領総括

浦野：彼の言語行為の使い方として、おそらく彼が想定している一番 MAX の壁は「圧倒的排除」。その一番 MAX な状態で発言する、当然民衆はざわつく、そのざわついた民衆の反応を見てそのレベルを落としていき…というやり方なのかなと考える。そのレベルが落ちているのを見て「あれ？柔軟になった？」という見方になっていると想定する。そのような発語行為を使っている印象である。

森先生：北朝鮮との会談中止の件も、会ってしまふと結果が必要になるため会わずに延ばした方が良いという見解もある。

浦野：自分も延ばして正解だったと思う。

森先生：何か結果が出なくて上手くいかず「何であんな奴と会った」という事態になることを避けるためにここで一旦ひっくり返して、もう少し延ばしたらもう少し使えるかもしれない…と考えている風に私は見える。

鈴木：北朝鮮はいつも同じことしか言わない。トランプさんはそれにブチ切れて「もう会わない」という展開になるかもしれない。

森先生：しかしまた会うかもしれないのも事実だ。

オバマやクリントンは絶対会わないだろう、色々な歴史や問題があるため普通は会わない。(金正恩が)お兄さんを殺している話は全く出てこないし、おかしい。普通はそう思うはずだ。なぜそれが許されるのか…。



コミュニケーションを行うために進行される行為
一定の音声や文法上の語句、一定の意味を持つ文を発する

●「ふざけるな！」→怒りの心理

●「お昼、もう食べた？」→事実確認＆勧誘

アメリカ合衆国の事業家、政治家。第45代アメリカ合衆国大統領。
不動産会社トランプ・オーガナイゼーションの会長兼社長。
カジノ・ホテル運営会社トランプ・エンターテイメント・リゾートの設立者。



"Make America Great Again"
"Keep America Great"



レインブルで理解しやすい、英語を得意語としない人でも理解しやすい、漢語およびなつかしいローネーレに、をねらふのは、理解してもらうことが重要視される。特に言葉を使うことと何事とも、local history あり 活用している。

表 1 的數據顯示, 1991 年開始, 臺灣



右の對面のように思ひが及ばず心理的發展が空間を構成している。

「Look at this list of World's greatest artists! (大相
寛の自画像を描いたカーター・ブローナ氏に対し
て)
『君の顔を見る！君が死ねば投資するのだからか？』

誰がフィオーナ氏に投票するのか？という単純な問いかけではなく、別の語という寓例に加えて、果てな語に投票しないよな？他に投票するだろ？という推測と勧誘の意味を含む

[illegible]

これまでワシントンDCにあった権力各国民へと移行すること、を
 “you” という呼びかけ語を用いて表現している。
 「あなたの方から手を離れては、世界」という言葉を “you” という呼びかけ語二人称形
 通して表している。

・トランプ大統領は「30歳以下で300億以上の資産を築いた人」を大統領選している。

・簡単に富を築き、自分の富を誇示できる人としている。

・メキシコやタイランドで観光地として観光地にして観光客を呼ぶことで観光地を行政で管理している。そして同時に、観光客と共にその観光地を破壊している。

・これを拒絶して大衆を煽り、支持率を稼いでいる。

言語行為分析を踏まえて、
トランプ大統領を支持する
か？

2018年6月1日	帰属論詳説	発表者 安東 伊藤 豊泉
-----------	-------	-----------------------

《報告》

1、Robert King Merton の言葉

「二国間の戦争が、＜不可避である＞と信じられている場合がある。この確信にそそのかされて、二国の代表者たちの感情はますます疎隔し、お互いに相手の攻撃的動きに不安を抱き、自分も防衛的動きをして、それに応ずることになる。武器、資源、兵器が次第に大量に貯えられ、あげくには戦争という予想通りの結果をもたらすのである。」

2、境界の区別

「ボルツァーノ」という地域の帰属の変遷

WW1 前：オーストリアのボーツェン



WW1 後：イタリア領



1943 年イタリア降伏により、ドイツ第三帝国領



1945 年ドイツ降伏直前にオーストラリア領に一時回復



1946 年以降イタリアの自治領

3、国境線とは？

- ・ 19~20 世紀に至るナショナリズムと戦争という問題は、国境線画定に起因する。
- ・ 国境は言語、生活習慣、文化、宗教などに影響を受ける。

4、日本の国境

- ・ ヨーロッパ：地続きで国境を接しあっている。
- ・ 日本：海に囲まれている。特記事項は以下の通り。

1. 竹島や尖閣諸島で生活する日本人はいない
2. 島であるから地続きではない

5、21 世紀の国境

国境線を巡り、戦争がよりリアルになったのが、21 世紀。

6、国境を引く力

- 国境は、国家意志により、戦争も想定しその領域確保を貫徹する力により引かれる。
 - 19 世紀以来、法<力
 例：大日本帝国＝力
 ポツダム宣言＝法的
- 境界を画定することの、内と外の区別は、どういうことなのだろうか。

7、日本を指し示す

日本とは…

日本

例：日本政府が固有の領土を主張している状態
 直感的、日常的に他と区別している状態

8、区別の取り消し

- 日本とは何かと改めて問い直す場合

日本 = 日本

- 同じだが同じではない知の状態となっているはず。
- ✧ 暗黙知 (knowledge in hand) ではなく利用可能な知 (knowledge at hand)

9、区別の圧縮

日本 日本 = 日本
 日本 日本 日本 = 日本 日本

- 圧縮の形式：初めて日本に来た人も、「日本とは…」と、様々な思いの形式を圧

縮して言うことができる。

- 下の式 「すなわち日本とは、日本だということである。」
- 日本についての諸体験は、原体験の区別とその取り消し、そして同じことの繰り返しの確認とその圧縮によってなる。

10、誇張



日本というものを誇張して考えてみると、括弧を無限に増やすことが出来る。

11、ここまでのまとめ

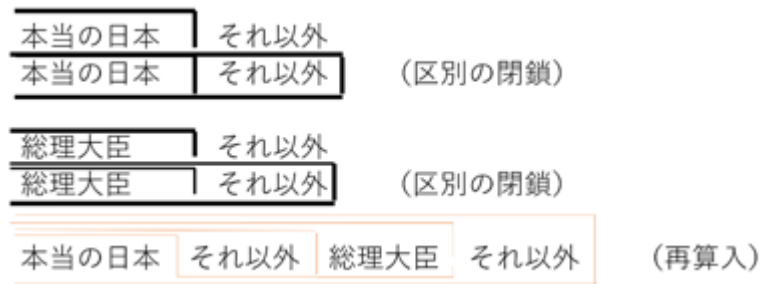
- 「日本」ということの区別は、圧縮され、かつ誇張されるということ。
＝「一般に言及の短縮が認識の拡張を伴い、言及の拡張は認識の収縮を伴う」
 - マーтонаの予言が成就しないためには、この関係を意識して原型に戻り続ける必要がある。

12、区別の区別

- 横断の繰り返しを中断して、境界のはっきりしない様態をさらに区別することに問題が生じる
- 区別した「日本」が「本当の日本」だとさらに区別することができる。
 - 圧縮と誇張の繰り返しのままにならないために「本当の」区別が本当である必要がある。
- 正真正銘の「固有の領土」
 - 「本当の日本」→『『本当の』は本当か』→「下関条約より前に編入していたから」→「沖縄返還に際しても前提となっていたから」→…

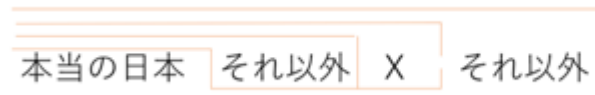
13、区別の閉鎖

「尖閣諸島は日本の領土である」と考えたとき



区別はより特定の範囲に絞られ、それが別の区別の下に算入された状態である。

14、ここまでのまとめ



- Xはいろいろ代入して考えることができる。
例；国会、国民、自由民主党、民進党、米国政府
- 本当の日本とはそれへの注意の圧縮と誇張のいずれでありかつその注意の帰属先の区別、それへの注意の圧縮と誇張ということ。

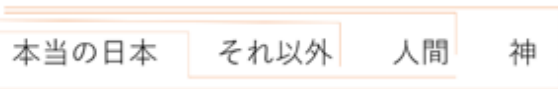
15、人と帰属

- 言葉遊戯が厄介なのは区別が誇張され圧縮されるにとどまらず、区別を外側から確定すると、その帰属先が具象化する可能性があることである
 - 作用の帰属点には人およびその派生体が析出する
- 無神論者：区別は人が行っている
- 有神論者：人間と神の区別は、神が行う

16、神と帰属

- 各国の憲法の前文
 - ドイツ「神と人間に対する自らの弁明責任を自覚し、統合されたヨーロッパの中で平等の権利を有する一員として、世界平和に貢献しようとする決意に満ちて、ドイツ国民は、その憲法制定能力により、この基本法を制定した」
 - アメリカ “So help me God.”

- 日本「第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」



- ドイツ基本法の前文、あるいはアメリカ大統領の就任式における宣誓における神の仮定と 125 年ほど前に急造された国家神道における神の概念捏造との間にある区別をどう捉えるかは厄介である。

17、日本における神

- 圧縮と誇張、区別という行為の帰属点に人およびその派生体をさらに区別際の基盤を人、派生体に結びつける



- 神の国ではなく日本人の国としても、日本が多くの制度を輸入し模倣してきたことにより、その輸入元、模倣元のそれらに対しても、大変特異な位置に立ってしまっている。

例：公民権の拡大とそれに伴うネーションの再画定という問題

- アメリカでは、ラテン系カトリック教徒のインクルージョンが重要な問題であり続けた。
- しかし、アメリカにはロシア正教徒、ギリシア正教徒、ユダヤ教徒も少なからず存在。
- ネーションを社会的共同体として、社会の統合機能を問うことが社会学の主題となった。

18、国歌が社会を統合するという、日本の国家（依存）主義の習性

- 社会的共同体としてのネーションという主題は、言語共同体としてのネーションとも関わる。
- 日本語がそのための媒体として機能することになるが日本語の特殊性もリスクを含んでいる
- ✧ その言語を軸にして通商や外交の技術論であれば可能だが、生活形式に密接に関連した諸論点をディスカルスすることが難しいとしたら、係争の地（ここという尖閣諸島など）に地域共同体の議論の場を築くことは

できない。

19、人と帰属のまとめ

- ・ 誇張と圧縮、そして区別という行いの帰属点に現れる人（国民）について、その多様性を許容する視点を欠き、かつ前述の一般化され抽象化された神概念との関連も欠いている。
 - 「本当の日本」という発問への応答に際して、その帰属点に現れ出る「人」には不安があり続ける。

《質疑応答》

1、発表に対する質問

鈴木：神と人間を区別するところのスライドで、その直前までヨーロッパの話をしていたのでこのスライドは逆ではないか。

森先生：ここでは逆だろうね。日本人にとってはこのスライドの通りでよいだろうが、キリスト教徒なら神と人とが逆だと指摘するだろう。イスラムでも同様である。日本では政治の中心の神を据えると問題が生じる。日本における神の位置は非常に難しい。

2、議題「①竹島、尖閣諸島などの領土は、解決できるだろうか。」「②解決できるとしたら、どのような方法があるだろうか？」「③解決できないとしたら、どのような結果が待っているだろうか？」

議論に当たっての参考資料、外務省の立場（見解）

- ・ 竹島について
 - 「竹島は日本固有の領土であり、これは歴史的にも国際法上も明らかです。
しかしながら、韓国は、一方的に竹島を取り込み、不法占拠しています。」
- ・ 尖閣諸島について
 - 「尖閣諸島をめぐって解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しません。」
- ・ 北方領土について
 - 「日本政府は、北方四島（択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島）の帰属に関する問題を解決してロシアとの平和条約を早期に締結するという一貫した方針を堅持しています。」

森先生：解決できるだろうかと議題にあるが、それは戦争をしようということ？

伊藤：戦争は回避した方がよいと思う。

森先生：しかし、台湾も含めて4カ国と国境紛争を抱えているような国は日本だけである。こうした状況は、日本が今後ロシアや中国と友好的な関係を築くことを難しくするためにアメリカやイギリスによって意図的に作られたものと私は見る。アメリカは沖縄を占領していたが、当初アメリカは沖縄を返すつもりは無かっただろう。沖縄を返還するにあたっての最大の条件は、核兵器は除外するがそれ以外の条件は全てそのままにするというものだった。当時アメリカが琉球政府というものを設置していたが、その運営にあたってアメリカがお金を出していた。その運営を日本に任せたが、核兵器以外の米軍基地の施設はそのままそこに留まり続けるという、こんなにアメリカに都合の良い状況は無いだろう。だから返還ができた。その際に尖閣諸島の問題が浮き彫りになった。

竹島はどのようにして問題となったかと言えば、サンフランシスコ講和条約の際に韓国が参加できなかったことに端を発する。韓国は一時期、日本に占領され日本の一部となっていたから、戦勝国として講和条約に参加するのはおかしいとアメリカが判断したために韓国は参加できなかった。そのことに腹を立てた李承晩政権が、日本が軍事力を失っているときだから竹島を占拠した。ただし、竹島には日本人は住んでいないし、韓国だって軍の施設以外は何もない。朴正熙の時代には竹島はいつそ爆破してしまったら解決するのではないかという案も出たことがある。そうした状況を踏まえて何か腹案があるのか？

伊藤：妙案があるわけではないが、仮に帰ってこないとしてどういう結果に行きつくのかが気になる。

森先生：南チロル当地域はオーストリアとイタリアの係争地であったが、EU が登場して戦争ができなくなってしまったため、問題は難しくなってしまった。そこは元々ドイツ系の民族が住んでいたが、現在もイタリアが支配を続け、ドイツ語の教育は一切行われていない。同じような状況になっている地域は他にもたくさんある。ヨーロッパでは、帰属の問題を決着させるのは戦争の勝敗である。日本は、戦争はしないが固有の領土だと主張している。

鈴木：島国的だなと思う。

森先生：ポツダム宣言はそれ以前のカイロ宣言に従うと書いてある。カイロ宣言では、日本の領土はアメリカとイギリスと当時の中華民国が決定すると書いてあるし、結果的に日本はそれを受諾している。それゆえ尖閣諸島に関しては、裁判にかけても負けるから、日本は国際司法裁判所に提訴していない。だから外務省は、領土問題はそもそも存在しないという見解を立てている。竹島に関しては裁判に韓国が乗らない。北方領土に関しては戦争によって決まっている上に、現実問題としてロシア人が完全に住み着いてしまっているから、話は難しい。

伊藤：元島民の人がお墓参りに北方領土を訪れることがある。そういう状況もふまえ、日本初の他国との共有領土にできないだろうか。

森先生：共有できるかと言われると、ロシアが果たしてそれを受け入れるかわからないので難しいだろう。先の南チロルでは、ビザなしで自由に出入りが可能だから、北方領土もそうしたらいいと思う。ビザなしで日本人がどんどん北方領土に流入していったらいい。私の案では、択捉島にカジノを作ればいいと思う。横浜とか東京でのカジノ設置はリスクが大きいけど、択捉島に設置したら一気に栄えるかもしれない。

鈴木：北方領土内でロシア人によって日本人が殺害される事件などが起きたときに面倒くさいことになりそう。

森先生：それについては、EU内では警察は国境を越えて自由に動けるので、それと同じ仕組みがアジアでも実現すればいいと思うが難しいだろうね。北方領土に関しては、日本とロシアとの間でだけの関係だから、ひょっとしたら上手くいく部分もあるかもしれないが。

鈴木：仮に解決を迎えたとして、それが本当に解決したと判断するのは誰なのだろうか。結局本当の本当に解決するというのは難しいのではないか。

伊藤：本当の本当に解決するならそれこそ爆破したらいいのでは。

森先生：択捉島は大きすぎて爆破は不可能だろう。解決したという状況の帰属点を考え

たときに何に帰属するかというのは非常に難しい。

高橋：その島に入ってきて実際に住んでいる人が解決したと決めるのか、それとも国家がそれを決めるのか、どちらが本当に意味での解決なのかと考えると難しい。

森先生：ソ連の時代には東ドイツに 37 万人のソ連軍がいた。ゴルバチョフの時代にそれが全撤退しドイツが統一された。他にもポーランドやハンガリーがソ連圏から離脱した。かつて NATO は西ドイツが最前線だったが、今ではポーランドにもリトアニアにもハンガリーにも NATO 軍がいる。これはロシアからしたら失敗である。

ロシアの西側の国境線は、最盛期より何百キロ、何千キロにわたって東に縮小してしまったから、これ以上はもう譲れないだろう。そう考えたら、北方領土をもし返還してしまったら、日米安保条約に従ってそこにアメリカ軍が駐留してくることになる以上、絶対ロシア政府はそれを認めるわけにはいかない。では択捉島にアメリカ軍が入らないようにすればいいと考えたら、日米安保破棄が解決策か？

伊藤：そうすると別の問題が生じてくると思う。

森先生：もともと鳩山一郎が日ソ共同宣言をして、北方領土について研究をしていて、そのときの解決のための条件の一つに米軍が日本から撤退するというものがあった。それは日本にとって脅威か？私はいなくてもいいと思う。かえって問題が大きくなるばかりであるから。

河野：いなくてもいいとは思いますが、そうすると既に日本に居ついてしまっている米軍人たちの生活とか雇用とかが問題となりそう。

森先生：それはあるだろうね。事実、私の住んでいるところでは 550 世帯ほどがあるが、そのうち 50 世帯は米軍人である。住んでいること自体に全く問題は無いが、米軍が撤退となると彼らはどうなるのだろうか。

伊藤：確かに米軍が撤退することでそうした雇用問題などのデメリットは生じるだろうが、それでも長期的な目線で見たときのメリットの方がそれを上回るのではと考える。

森先生：米軍がいなくなったときの一番の懸念は、日本の軍事力が強大化する恐れがあ

るということだ。それで戦前のようにになると、そういう心配をする人は多くいるだろう。現在は米軍がいることである意味自衛隊が抑えられている。それが無くなり国防のためにと自衛隊がどんどん強大化していけば、現在抱えている国境紛争の緊張は高まり、それこそマートンの言うように予言の自己成就としての戦争が待っているかもしれない。そう考えると、米軍がいることによって中国や韓国なども一定のポジションを保ち続けられているのだという考え方もできるだろう。

伊藤：例えばドイツは大戦期での出来事を深く反省をしているという態度を、周辺諸国に強く浸透させることができたが、それができなかった日本が国防のために軍事力を増強させたとして、それが戦争に繋がる可能性はあるだろうか。

森先生：日本とドイツの最大の違いは NATO 軍があるという点だ。ドイツ軍にせよ他の国の軍隊にせよ、NATO 軍の中の一つという位置づけで存在している。だからドイツ自体が大戦期のような軍事強国になっていくというのは考えにくい。しかし日本の場合では、中国や韓国との関係が非常に微妙である。アジアが EU のような統合体のようなものが本当に実現するのであれば、問題は解決するかもしれないが、中国は自国こそ世界の覇者でありアメリカをも凌ごうという意思をはっきりさせていて、そういった話には興味が無い。日本も日本で中国よりは上だったという意識を持っているし、その点では非常に難しいだろう。そうすると、やはり米軍はいたほうがいい？

伊藤：それはまた別の問題なのではと思う。米軍はいないほうがいいと個人的には考える。

森先生：それなら、できる限り政治や自衛隊をコントロールできるように国民の側に力が無いといけない。イラクへの自衛隊派遣などの際の自衛隊の日報なんかを政府は隠しているような現状は看過するわけにはいかないだろう。アメリカは絶対止めるだろうが、日本は核武装すべきだという発想の政治家は、今の右寄りの政権下では少なからずいるだろう。20 年前ではそんなことは絶対ありえなかった。非常にまるで戦前のようなイメージが私なんかには想起される。帰属点は国民だが、本当の国民というのが何か分からない。欧米の場合は最終的に神に帰属することになっている。それは最終的にはキリスト教的世界観によって支えられているということだ。日本の場合は本当の帰属点としての共通項のようなものを持ち合わせていないから、非常に難しい。それゆえ常に意識して考える必要がある。

森先生：北海道や千島や樺太は、日本でもロシアでもなく、アイヌに返すという、そういう提案だってありえるわけだよね、固有の領土なんて主張するなら。明治に入ってから日本は北海道を開拓し始め、国境線をはっきりしたのは千島樺太交換条約においてだが、それはそこに元々住んでいたアイヌの人々のことなど一切度外視して話を進めてしまっている。それが固有だっていうのは絶対におかしな話である。

1. 總 價 額 1000 萬 日 元



・19-20世紀に至るナショナリズムと戦争という問題は、国境線固定に起因する。



- ・ヨーロッパ:地続きで国境を接しあっている
- ・日本:海に囲まれている
 - 1. 竹島や尖閣諸島で生活する日本人はいない
 - 2. 島であるから地続きではない

戦争がよりリアルになったのが、21世紀

二国間の戦争が、不可避である」と信じられていた場合がある。この疑念にそのかきまて、二国の代表者たちの感情がますます鋭くなり、お互いに相手の攻撃的動きに不安を抱き、自分も防衛的動きをして、それに応ずることになる。武器、資源、利益が次第に大量に野にさらされ、あぶくには戦争という平常通りの結果をもたらすのである。

国境を引く力

- ・国境は、国家意志により、戦争も想定しその領域確保を貫徹する力により引かれる

19世紀以来、法<力

例：大日本帝国＝力
ポツダム宣言＝法的

境界を画定することの、内と外の区別は、ということなのだろうか

区別の「取り消し」

- ・日本とは何かと改めて問直す場合

日本 = 日本

同じだが同じではない知の状態となっているはず。
→ 経験知(knowledge in hand)ではなく、利用可能な知(knowledge at hand)

誇張



三章 区別の区別

・区別の繰り返しにも矛盾して、境界のはっきりしない様子をさらに区別することに問題が生じる

- ・区別した「日本」が「本物の日本」だとさらに区別することができる。
→ 区別と区別の繰り返しによって「本物の」区別が必要になる

真正区別の「固有の領土」

「本物の日本」→「『本物の』は本物か」→「『本物の』より前に輸入していたから」→「沖縄返還に際しても前例となっていたから」→...

三章 まとめ

本物の日本 それ以外 X それ以外

- ・Xはいくつ代入して考えることができる。
例) 国会、国民、自由民主党、民主党、水国政府

本物の日本とはそれへの注意の区別と誇張のいずれでありかつその注意の誇張の区別、それへの注意の区別と誇張ということ

日本とは

日本とは... 日本

例えば...

日本政府が固有の領土を主張している状態
直感的、日常的に他と区別している状態

区別の「圧縮」

日本 日本 = 日本
日本 日本 日本 = 日本 日本

区別の区別：初めて日本に来た人も、「日本とは...」と、様々な思いの形でも区別して言うことができる。

下の式 「すなわち日本とは、日本だということである。」

日本についての区別は、区別の区別とその区別、そして同じことの繰り返しと区別の区別によって成る。

ここまでのまとめ

「日本」ということの区別は、区別され、かつ誇張されるとのこと。

= 「一般に区別の区別が区別の区別を伴い、区別の区別は区別の区別を伴う」

マルトンの予言が成就しないためには、この関係を意識して原型に戻り続ける必要がある

区別の閉鎖

「実質領土は日本の領土である」



四章 人と神

・言葉遊びが厄介なのは区別が誇張され区別されるとどまらず、区別を外側から確定すると、その区別が区別化される可能性があることである

→ 作用の区別点には人およびその身体が析出する

・無神論者...区別は人が行っている

・有神論者...人間と神の区別は、神が行う



・神の国ではなく日本人の国としても、日本が多くの制度を導入し模倣してきたことにより、その輸入元、模倣元のそれらに対しても、大変特異な位置に立ってしまっている。

例) 公権力の拡大とそれに伴うネーションの再定義という問題

四章 まとめ

神聖と圧縮、そして区別という行いの帰属点に現れる人（国民）について、その多様性を許容する視点を欠き、かつ前述の一般化され基盤化された神概念との関連も欠いている



「本邦の日本」という角割への応答に照して、その帰属点に現れ出る「人」には不安があり続ける。

議題

1. 竹島、尖閣諸島などの領土問題は、解決できるだろうか。
2. 解決できるとしたら、どのような方法があるだろうか？
3. または、解決できないとしたら、どのような結果が待っているだろうか？



・ドイツ基本法の前文、あるいはアメリカ大統領の就任式における宣誓における神の概念と125年ほど前に発布された国家神道における神の概念構造との間にある区別をどう捉えるかは厄介である。

日本における神

→ 圧縮と区別、区別という行為の帰属点に人およびその消滅体をさらに区別する基盤を人、消滅体に結びつける

神聖が社会を結合するということ 日本神聖（神聖）主義の再考

・社会的共同性としてのネーションという主題は、言語共同性としてのネーションとも異なる。

→ 日本語がそのための媒体として機能することになるが日本語の特殊性もリスクを含んでいる



その言語を軸にして表現や外交の戦略であれば可能だが、先述のように「神聖」という概念をディスカス（正統の公衆説）する「こと」に照して、世界中の「こと」でいう実態諸島などに地域共同性の議論の場を築くことはできない。

四章 まとめ

神聖と圧縮、そして区別という行いの帰属点に現れる人（国民）について、その多様性を許容する視点を欠き、かつ前述の一般化され基盤化された神概念との関連も欠いている



「本邦の日本」という角割への応答に照して、その帰属点に現れ出る「人」には不安があり続ける。

外務省の立場

- ・竹島について
竹島は日本固有の領土であり、これは歴史的にも国際法とも明らかです。しかしながら、韓国は、一方的に竹島を取り込み、不法占拠しています。
- ・尖閣諸島について
尖閣諸島をめぐって解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しません。
- ・北方領土について
日本政府は、北方四島（択捉島、国後島、歯舞島、色丹島）の帰属に関する問題を解決してロシアとの平和条約を早急に締結するという一貫した方針を堅持しています。

（外務省より）

2018 年 6 月 8 日	霊的世界論詳説	発表者 松島 村田 行谷
-------------------	---------	-----------------------

《報告》

1. 死とは

死の兆候であり、心臓停止、呼吸停止、瞳孔拡大を伴う。心臓鼓動、脈拍、呼吸…継続といった生命維持活動が永遠であることはない。「死」は確実だがいつ起こるかは不確実である。

2. 宗教別にみる死生観

2- i キリスト教

「死」は人間の原罪に対する「刑罰」であり、新約聖書には「来世」に関する具体的な表現はない。最後の審判がくると死者は復活する。審判の結果によって、再び天国と地獄に振り分けられる。

2- ii イスラム教

現世の姿は「仮の姿」であり、死は来世への門を意味する。最後の審判の時にアッラーによって楽園行きか地獄行きか決まる。ジハードで戦って殉死すれば最後の審判を待たず即楽園に行ける。

2- iii 仏教

死後の世界は存在しない。生きることは苦しみであり、現世で悟りを開いて仏陀になれば極楽浄土に行ける。「輪廻転生」という、すべての生き物は生と死を繰り返すという考えを持っている。

2- iv 神道

生命は神(自然)から生まれて神(自然)に帰る。死後は先祖神の仲間入りをする(人から神への連続性)。「血」と「心」は永遠に受け継がれるものである。

2. 霊的世界の分節

霊的世界は社会的世界が「直接世界、同時世界、先行世界、後続世界」へと分節可能なのと同じように空間的、時間的に分節可能なはずである。霊的世界の分節は以下の4パターンが考えられる。

直接世界…死者が夢枕に立つ

同時世界…葬儀や慰霊への参列、墓参り

先行世界…未来の安心への祈念

後続世界…死んでから現在まで

生と死の関係について、生から見た死は霊的世界が生の上にやってくるため、生の存在によって死が成り立っていると言える。対して死から見た生は死に直面した時、死からよみがえるという可能性を考えることができるという考えに支えられている。

《質疑応答》

1. 発表に対する質問

鈴木：仏教で死後の世界は存在しないのか？極楽浄土や輪廻は死後の世界ではないか？

村田：自分の解釈だと輪廻転生は生きて死ぬことを繰り返すこと。死は生へのリセットの時間。極楽浄土は生の中のひとつの世界。

鈴木：先行世界とは過去のことでは？

村田：解釈のミスだった。

先生：先行世界が過去、後続が未来。前世に責任があるという考え方。先行世界で悪いことをしたら後続世界で地獄に堕ちる。

櫻：イスラム教やキリスト教は何を神としている？

河野：キリスト教とイスラム教は表し方が違うだけで同じ神を信仰している。預言者が違うだけ。キリスト教はキリストを救世主としている。

櫻：仏教は？

河野：仏教に神はいない

先生：キリスト教ではキリストと神と精霊が一致しているという三位一体説をとっている。以前には3つを分けるなど揉めたが一つにまとめることにした。イスラムはキリストの存在も認めている。イスラムとキリストの関係は難しい。仏教は重なるものがないので説明が簡単。ユダヤ教もキリスト教と神が重なるから難しい。

安東：自殺は尊厳死的意味での自殺とあったが、苦しみから逃れるための自殺ではないということか？

村田：延命治療を中止するといった意味での尊厳死。

乾：安楽死も？

村田：これ以上未来が見えないから首を吊る、という自殺は今回省く。安楽死や尊厳死を許容するにはということとしたい。

宮地：海外では認められているけど、日本では認められていないものをどう認めるかということ？

村田：そういうこと。また、神道や仏教などの考え方を含めてそれが正しいことなのか考えたい。

議題「尊厳死や自殺を許容するにはどのような考え方が必要だろうか」

伊藤：尊厳死や自殺を許容するのを前提とする理由は？

村田：尊厳死を進んで行うべきだと考えている。経済面や家族への負担を考えても行うべきなのではないだろうか。宗教的なことを考えると日本は無宗教で他の宗教と比べるとさっぱりしている。そのせいで自殺率も高いのかもしれない。そういう考えがない国ははずなのになぜハードルが高いのか疑問。

先生：尊厳死は議題から外していた。収集がつかなくなると考えた。

鈴木：アメリカ、プロチョイスとプロライフという立場がある。プロチョイスは尊厳死や中絶もひとつの選択として尊重する。一方プロライフは生命自体に価値を置いていて中絶や安楽死は良くないとしている。根底にはプロチョイスはプロテスタント、プロライフはカトリック的な考えがある。日本は神道の考えだと命を共通の価値としているから、命を絶対の価値としているのでそこを変えない限り許容できない。

先生：スイスやオランダは完璧なプロテスタント。認知症になったら選択ができないので尊厳死が無理。

鈴木：アメリカの政治家は自分の立場を明確にする。自分の支持基盤に合わせる。日本はそういうことを考えるレベルに達していない。無宗教ではなく鈍感といえる。もう少し考えが進めば尊厳死を許容するという考えもできるかもしれない。

先生：議論ができないから尊厳死の話が進まない。脳死の時も各界から反論があった。時代は変わっているが…

乾：臓器移植はカードに明記できる。脳死もそのように意志表明ができるようにすればいいと考えた。

伊藤：日本は死を忌み嫌っている。小さい頃から死について考えることがない。小学校の頃から死について考えればいいのでは。

先生：小学校は生きることを教える場なのでは。

伊藤：死を考えるのは生を考えることだと思う。

鈴木：安楽死と尊厳死には違いがある。安楽死は他者の介入によって死を早めること。尊厳死は生命維持治療を中止して人間としての尊厳を持って死を迎えること。安楽死にも種類がある。自発的安楽死、非自発的安楽死、反自発的安楽死、積極的安楽死、消極的安楽死など。それをどこまで許容するのも問題。積極的に殺すのか、生命維持装置を外すだけなのかは違う話。中間があってもいい。

先生：本人の意思の有無も関わってくる。何も意思表示がされていないと家族も困る。臓器の提供に抵抗がない人もいるがそうでない人もいる。

鈴木：モルヒネは法の穴をくぐったある意味での安楽死。黙認とも言えるのでは。

先生：日本で安楽死の議論が難しいのは、医者がリスクを抱えるという点。殺人罪に問われることがある。死と生に約束がない。

河野：本人に末期であることを伝えていないこともある。本人が知らないことには尊厳死の選択もできない。知らせることも含め、考える必要がある。知らないうちに死ぬのがいいのか、タイムリミットを知って死ぬのか。

先生：循環器系の病によって一発で死ねればいいが、死ねなかった時は自分を含め周りも大変。認知症も同じ。末期ガンなら先が見えるからまだいい。循環器系は5年、認知症なら10年も周りが苦勞するかもしれない。

鈴木：末期ガンなどで大きな苦痛があるとき、医者が寝かせてあげるという表現を使う。仮死状態、セレーションを作るということだ。治る見込みはないのに体は弱っていく。これは間接的な安楽死なのでは？安楽死の範囲を広げると日本でもすでに行われている。

先生：ガンは死ぬとわかっているからまだいいものだ。

	死とは • 死の兆候…心臓停止、呼吸停止、瞳孔拡大 • 心臓鼓動、脈拍、呼吸…継続が永遠であることはない • 「死」は確実だがいつ起こるかは不確実
	キリスト教 • 「死」は人間の原罪に対する「刑罰」 • 新約聖書には「来世」に関する具体的な表現はない。 • 最後の審判がくると死者は復活。審判の結果によって、再び天国と地獄に振り分けられる。
イスラム教 • 現世の姿は「仮の姿」。死＝来世への門。 • 最後の審判の時にアッラーによって楽園行きか地獄行きか決まる。 • ジハードで戦って殉死すれば最後の審判を待たず即楽園に行ける。	仏教 • 死後の世界は存在しない • 生きること＝苦しみ。現世で悟りを開いて仏陀になれば極楽浄土に行ける。 • 「輪廻転生」すべての生き物は生と死を繰り返す。

神道

- 神(自然)から生まれて神(自然)に戻る。
- 死後は先祖神の仲間入りをする。(人→神の連続性)
- 「血」と「心」を永遠に受け継ぐ

霊的世界の分節

- 霊的世界は空間的、時間的に分節可能なはず
 - ← 社会的世界が「直接世界、同時世界、先行世界、後続世界」へと分節可能

社会的世界における分節された世界 1

- 直接世界…face-to-faceの性質に基づいた親密性の高い空間
- 同時世界…直接性はないが、同時性の一致が体験される空間
- 擬似的同時世界…同時に一致しない場合でもその状況を想像することでその場にいるように理解すること

社会的世界における分節された世界 2

- 後続世界…同時世界という水準からみて時間軸の後方に位置する空間
- 先行世界…先行世界…同時世界という水準からみて時間軸の前方に位置する空間

分節された霊的世界

- 直接世界…死者が夢枕に立つ
- 同時世界…葬儀や慰霊への参列、墓参り
- 先行世界…未来の安心への祈念
- 後続世界…死んでから現在まで

生と死の関係

- 生から見た死
 - 霊的世界は生の後にやってくるため、生が存在していることで成り立っている
- 死から見た生
 - 死に直面した時、死からよみがえるという可能性を考えることができる

議題

「尊厳死や自殺を許容するにはどのような考え方が必要だろうか」

2018 年 6 月 15 日	音楽論	発表者 乾 織田 小沼
--------------------	-----	----------------------

《報告》

1. 言語性と音楽

1-1. 言語性と音楽の関係

- ・音楽は言語性と身体性の二つの契機を備えている。
→どのように人と関わるのか、人をむすぶのか。
- ・媒体「言語」が、発語内的力を軸にして人をつなぐ媒体である。

1-2. アルバックス「音楽は言語である」

- ・集合的記憶論…日常生活における集合的・社会的な行為や刺激を介在した記憶。
→音についての記憶が、空間性、そして人の置かれた状況を思い起こさせる。



- ・「音楽の集合的記憶」ではなく「音楽家たちの集合的記憶」…音楽家は(素人とは異なり)、音楽の主題・背景に注意を向けられる。
- ・記憶は時間についての集合事象であり、時間の社会的分化も前提にする。

1-3. 「音楽家たちの集合的記憶」

- ・アルバックスの集合的記憶論…記憶が時間についての集合表象、時間の社会的分化を前提とする。→過去を再構成し、集団ごとの共通の記憶になる。
↓
- ・ベルクソンの主観的時間論…「過去」それ自体として保存する。
- ・シュッツ…ベルクソンの持続という概念から身体論を展開し、客観的な時間との関係で得られる生活する人の時間性を導き出す。
- ・標題音楽における標題性、主題化の問題

2. 内的時間性の描写と音楽の類似

- ・「内的時間性の描写」と「音楽の表記法」は類似している。
〔類似点〕
リズム：等間隔の体験
音の高低, 音符の長短：数直線(それ以上の表現力を持つ)
メロディ：時間進行
ハーモニー：時点での垂直線

3. 身体性と音楽

3-1 音楽の役割とメロディ

- ・芸術としての音楽は、体験伝授の役割を持つ。
- 音楽は、内的世界の体験を描写するもの。＝主観的

- ・楽譜を知らなくても、メロディを口ずさむことができる。
- メロディと歌詞が一体化しているため。
- しかし、音楽の基本は詩として書かれた歌詞を超えたもの。(下記のシュッツの言葉を参照)

シュッツ：「ベートヴェンの第九交響曲の最終章を聴くとき、われわれは決してシラーの詩に耳を傾けているのではない。歌われるシラーの詩は、もはや語られ読まれる詩と一緒にではない。」

3-2. リズムと身体性

- ・リズムは等間隔的体験に加えて、発語内的力を備えている。
- Ex.) 「野バラ」 “Sah **ein**”, ” Knab **ein**”, ” Rös**lein** “
- 「ein(アイン)」の押韻は、詩のリズムを表しある情景を思い出させる。=発語内的力
- 体験空間の世界。
- ・リズムは、歩く足取りや歩くペースのように、身体的。

⇨時間的次元に発し、空間的次元に展開する。

3-3. リズムの二面性と作曲

- ・リズムの二面性
 - 1 等間隔的体験→時間的
 - 2 発語内的力→身体的, 空間的
- ・性質に基づいた作曲方法
 - 1 言葉から、メロディやハーモニーを設計する。
 - 2 諸体験を音楽が結びつけ、ひとつにまとまって体験される空間を拓く。
- ・言葉が持つメタファーも作詞や作曲の手がかりになる。

4. オペラから見る音楽の存在意義

4-1. シュッツによるオペラ研究

- ・オペラは、演劇と音楽を単に合わせただけでなく、もっと複雑。
- そうした複雑性の中に生み出されていく音楽の特異な媒介性から、シュッツは音楽の特質を切り出す。
- ・セリフや演技は、詩歌や舞踊の身体運動へと展開。
- 詩歌、舞踊（身体運動）は、既にそこに音楽性を考えなければならない。
- ・身体運動の連続が音楽性を帯びた表現。
- その連続性を可能にしているのが、音楽性である。
- 連続性という全体性を捉えるのは、音色が媒介性を発揮。

→そこで媒介されるのは、言語と身体。
→それら自体の媒介性もそのまま残っているはず。

4-2. モーツァルトのオペラの性質

・まさに今ここにある現実を整理しようとしたもの。

・我々の直接世界、つまり原初的な社会関係を体験させるように作られている。
→これは同時性体験＝私があなたと、まさに今ここにいるという体験。
→モーツァルトは、他者との関係について感動し、普通には人間にはめったにない明確さを意識化する世界を表現しようとした。

♡キャラクター（人）に感情移入を通じて私たちが成り代わることが出来るように、オペラにおいてそれが提供される。

4-3. ワグナーのオペラの性質

・悲劇としての神話、本当の神話を理想とした。
・彼の業績の意味は、世界の苦悩からの固有の救済であり、生への意思の拒否であり、実在からの離反、奇蹟への信仰であった。
→この世の外に我々を置き、戦いと運命、そして奇蹟と救済の世界に我々をもたらす。
→信仰、奇蹟、救済状況の体験。

♡キャラクター（神・英雄）を崇めながら恍惚感を堪能する。

5. 音楽の媒介性

・音楽が持つ媒介性が、知覚体験と身体体験との時間的連関とそれによる空間開示を可能にする。＝状況を体験する。

モーツァルト…他者との同時体験という状況の体験。
ワグナー…信仰、奇蹟、救済状況の体験。

・音楽を媒体として考えた時、その多様な内容を満たす形式の差異をもたらすのは、知覚体験と身体体験の時間的連関。さらにそれが生み出す状況空間。
→こうした断続と接続が、音楽にある媒介性を可能にしている。

6. 音楽の形式

・音声という空気振動（物体振動）と、身体運動とはリズムの二面性を介して連関する。
→これにより生まれる等間隔的体験という時間性は、これとは別の水準にある時間性を備えたメロディと水平的に関係し、かつ、時点時点における音色の組み合わせであるハーモニーとして垂直的に関係している。

♡こうした三要素の関係にあるヴァリエーションが、音楽の形式。

7. 「私」の位置

・音楽の媒介性が、まさに「私」という居場所を指示してくれる。

→シュッツが主題化した半世紀後、一方で劇場公演はライブとして、他方で家庭のステレオ、テレビ、ビデオプレイヤーにより、その後ウォークマンを経て、ipodへと、よりリアルな場のデバイス化としても、「私」の位置は、徹底的に点的な存在となっていく。

《質疑応答》

議題「これからの時代の中で、人間は音楽とどのように関わっていくようになるか」について

鈴木：「よりリアル」はリアルに勝てない。どれだけ「よりリアル」に近づいても、実際にライブに行くのとは違いが出ると思う。結局、融合することなく、今までの形と変わらずに共存して生きていくのではないか。

行谷：映画が人気な理由の一つに、意図的に2時間、外の世界から遮断されるのが良いということを聞いた。皆は点という存在で違うものを見ているけれど、スマホを触らない、映画を見るための空間という部屋が出来たりするかもしれない。

森先生：去年の初音ミクの話は？プレイヤー自身が機械になっていくということは、どのように考えたらいいか？

乾：あれは、生身の作詞作曲家が作ったものを、初音ミクという媒体を通してということか？

森先生：生身の人との関係はどのように見たらいいのか。

乾：間接的。

森先生：プログラミングすること自体は、元は人のすることであり、その人の音楽。しかし、プログラミングをプログラミングするコンピュータはあり得る。最終的には、人が介在しないAIの世界だけで、人が好きになるような音楽が作られた時には、それゆえにパブリックビューイングは必要になるのではないか。ある種、生身の人間の元に回歸する必要があるために。

戸巻：初音ミクもライブをやっていなかったか？それも面白いなと思った。

森先生：あれはライブなのか？人と接しているのか？

乾：でもあれは、ホログラム。

森先生：それはパブリックビューイングとはまた違う。

乾：あらかじめ計算された動作で人を沸かせる、ということが凄い。

森先生：十分そういう風になる可能性がある。マクロデータから、どういう風にしたら

人々が興奮するか設計することはできる。しかし、果たしてそれは芸術なのか？そういう中で生きて行くことになるかもしれない。

鈴木：初音ミクのライブと呼ばれるものが、本当にライブなのかどうか怪しい。「ライブ化」したものであって、まだライブとは言えないのではないか。ただ再生して、そこに人が集まっているだけでは。

森先生：最近、生身の人間の歌手なのに、機械のように歌うことがある。人と機械の区別が分からなくなってくる。人間と音楽がどう関わっていくかという時に、人間は人間じゃないように、機械は機械じゃないようになってきている。

乾：初音ミクのライブは、本当にライブなのかという疑問に関して。初音ミクのライブの本番は、裏に生のバンド等が用意されていて、声だけが再生される仕組みになっている。例えば、夏フェスなどで EDM が流行っているが、あれも DJ が DJ セットを使って音を流しているだけ。

鈴木：そういうのを全部、ライブという形式を楽しんでいる何かだと思っている。ライブという形式であって、演奏会から派生していったライブとは少し違うと思う。劇場公演がライブで、他方で家庭のステレオテレビ、ビデオプレイヤーが進化していったものがライブ化した何かなのでは。劇場公演から来たライブとは、ライブの形式を使っただけであって、成り立ちが違うのではないか。

安東：ポータブル機器を通して普段聞いている曲を、実際に本人が生で歌っているのを聞きに行くというのと、初音ミクのライブに行くのとは、本物のリアルという意味では、なぜそこに人が集まるのかというのが本質的に違う。

村田：初音ミクのライブに行く人というのは、曲を聴きたいというよりも、自分たちの目の前で初音ミクが動く技術を見に行きたいという思いがあると思う。単純に音楽を楽しみたいのではなくて、今まで画面の中でしかいなかった初音ミクがホログラム技術によって、3D で動く姿を見に行っている人が多いと思う。単純に音楽との媒介や関わりではないと思う。

金子：ライブがロパクの場合はどうなるのか？動きだけ見るという点で言えば、それはライブと言えるのか。

鈴木：それが再生だとしたら、家庭のステレオテレビやビデオプレイヤーがどんどん進化したもの。それに、ダンス=身体運動の延長戦上のものを載せたのであり、ライブとは少し違うのではないか。

森先生：家にも1台あればいい。

村田：中で初音ミクが踊っている小さいサイズのものならある。

森先生：ブレードランナーのようだ。

村田：実物をどこかで見た記憶がある。向こう側は透けて見えていて、本当は何もない

のに、そこにいるというのが新しい。

清水：ホログラムが許されるのは、初音ミクだからでは？リアルに存在する人のライブとホログラムで存在する芸能人のライブは絶対に違う。

森先生：ホログラムにしてほしい芸能人もいるかもしれない。

村田：それは、直接会える機会を無くすようなタイプではないか。機械を介せば会えるというお得な感情を生み出す。3D がその人に近づく最上の方法になる。リアルに会えてしまう人の 3D はあまり需要がなさそう。

鈴木：結局、「よりリアル」はリアルには勝てない。

森先生：オペラもみんなホログラムにしてしまったらどうか。それは面白いかもしれない。そのうちそういう風になる。

鈴木：発表した立場からいうと、どういう風に関わっていくと思うか？

乾：実物と会わなくてもいい人はそうなるし、どれだけリアルに近づけるかを追い求める人はそちらに行く、という多様性の違いではないか。

鈴木：現時点、CD で満足する人もいるし、ライブに行く人もいる。技術が進歩しても、今までと変わらない？

乾：でも、技術が進歩して選択肢が増えたのではないかと思う。

鈴木：今でもライブ DVD を見て満足する人はいる。選択肢は広がるかもしれないけれど、根本的な構造は変わらないということ？

乾：そんなに変わらないのではないかと思う。

森先生：古典的な音楽とライブは全く違う。

石：英語で考えると随分面白いと思う。今、ライブと呼んでいるけれど、英語でライブと言っても通じない。意味が2つある。コンサートとリサイタル。リサイタルは暗唱や独唱、コンサートは演奏の意味合いが強い。ライブは、コンサートに入るのではないか。ジャニーズとかだと、ジャニーズコンサートと呼んでいる。演奏するというニュアンスが強いのではないか。ipod でコンサートを聞くと言うのは違和感がある。

森先生：私はコンサートに行くと、指揮者を見る。そして指揮者の身体性は重要なこと。ipod やレコード、DVD では身体性の部分はわからない。

鈴木：指揮者が指揮をしている様子は、演奏しているみたい。

森先生：自分の身体の延長線上に楽器がある。

鈴木：そしたらリサイクルとあまり変わらないのではないかと思います。

森：音楽と人との関係がどうなるかというのは、音楽の変わり方によって、人の音楽に対する変わり方も変化する。ゆえに、まず音楽がどう変わっていくかを見る必要があるのではないか。音楽は耳で聞く要素が強かったと思う。でも今は、目でも見るということが、人と音楽の関係性において出てきているのではないか。古典的な要素から発展する形で、音楽と人との関わり方は違った価値を生み出して、多様になっていくのでは。

森先生：野ばらは「童は見たり」で、ある情景が浮かぶ。絵で情景を描くのと同じように、詩で情景が描かれている。ある身体性がある。しかし、早稲田の校歌の歌詞自体の身体性はわからない。だが校歌というと、踊っているという身体性がある。その身体性が染み付いている。歌詞で描かれる情景とは、全然違う。プレイヤーの身体性なのか、音楽が表現する身体性なのかは異なる。

高橋：コンサートを見に行く人は、プレイヤーの身体性を重視した人が多いのではない。アイドルのコンサートは、歌詞の中身よりも、衣装や振る舞いを重視している。

森先生：先ほど、コンサートで指揮者を見るという話をした。例えば、ベートヴェンの6番田園を聞きに行ったとする。田園はある情景を描写しているが、私はその描写をイメージせずに、指揮者の身体性に注目する。しかし、野ばらは歌詞の情景をイメージする。

鈴木：私は音楽を聴いて、歌詞の描写をイメージしない。そう考えると、アルバックスの説も一理あるのではと思う。

森先生：共同体験の同時性ではなく、言語の解釈の話と同じになる。

鈴木：全ての音楽で体験の連関を感じるかというと、そうではない。

森先生：ノイズという音楽のジャンルがある。私は情景も何も描けない。音楽の限界をやることで、音楽性の本質を見ようとやっていることなのかもしれない。出てきた3つの要素を解体している。リズムを切り、等間隔性を失わせる。メロディやハーモニーもなくす。私達の耳にはすごく聞きづらい。そうすると、それが気持ち良いという人もいる。音楽の限界性をノイズと重ね合わせることもできる。そういうのは、卒論のテーマにもできる。今は、文化構想では卒論は文字でなくとも提出可能。

乾：卒論だと、最低何分以上とかは決まっているのか？

森先生：決まっていない。一瞬でも面白ければ良い。

鈴木：アルバックスが音楽は言語であるとしている。A=B が B=A だと考えた時に、言語は音楽であると言えるのか。

森先生：アルバックスは楽譜を前提にしている。シュッツの議論は、楽譜は後からの問題であって、音楽は楽譜があるかどうかはわからない。楽譜になると、言語の延長線上の問題。

鈴木：言語も音楽だ、と思うことは結構ある。文章とかでも、いいリズムのある文章だ
と思うことはある。

森先生：言語が先なのではなくて、リズムが先なのだと思う。身体的なものがあつて、それをわざわざ言葉にしている。詩とは、恐らくそういうこと。わざわざ詩を作
って韻を踏むということは、詩とは韻を踏むものだという知識があるために、逆のこ
とをしている。体の中に雰囲気や韻を踏んでいて、そこに文字が出てくるといふ体
験。それは身体性が強い。それをあえて言葉にすると、詩になる。

音楽論

2冊 梶 小沼 織雄

言語性と音楽について

- 音楽は言語性と身体性の二つの契機を構えている。
→どのように人と関わるのか、人をむすぶのか
- ここでは、媒体「言語」が、発語内的力を軸にして人をつなぐ媒体である。
- アルバックスとシュツツ、二人の社会学者の論点

アルバックス「音楽は言語である」

- 音についての記憶が、空間性、そして人の置かれた状況を思い起こさせる。
- 集合的記憶論...日常生活における集合的・社会的な行為や刺激を介在した記憶。

音/物理的事象の総体
→ 音楽言語に
もとづく言語
形式
→ 雑音を統合
→ 音楽

- 「音楽家たちの集合的記憶」...音楽家は背景に注意が向いている。
- 記憶は時間についての集合事象、時間の社会的分化も前提にする。

「音楽家たちの集合的記憶」

- アルバックスの集合的記憶論...記憶が時間についての集合表象、時間の社会的分化を前提とする。→過去を再構成し、集団ごとの共通の記憶になる。
- ↓
- ベルクソンの主観的時間論...「過去」それ自体として保存する。
- シュツツ...ベルクソンの持続という概念から身体論を展開し、客観的な時間との関係で得られる生活する人の時間性を導き出す。
- 標題音楽における標題性、主題化の問題

内的時間性の描写と音楽の類似

- 「内的時間性の描写」と「音楽の表記法」は類似している。
- リズム、等間隔の体験
音の高低、音符の長短、数直線(それ以上の表現力を持つ)
メロディ: 時間進行
ハーモニー: 時点での垂直線

身体性と音楽について

- 芸術としての音楽は、体験伝達の役割を持つ。
→音楽は、内的世界の体験を描写するもの。
→主観的
- 楽譜を知らなくても、メロディを口ずさむことができる。
→メロディと歌詞が一体化している。
→しかし、音楽の基本は詩として書かれた歌詞を超えたもの。

シュツツ:「ベートヴェンの第九交響曲の最終章を聴くとき、われわれは決してシラーの詩に耳を傾けているのではない。歌われるシラーの詩は、もはや語られ読まれる詩と一緒にではない。」

リズムと身体性

- リズムは等間隔の体験に加えて、発語内的力を構えている。
Ex.)「野バラ」"Sah ein", "Knab ein", "Röslein"
- 「ein(アイン)」の押韻は、詩のリズムを表し、ある情景を思い起こさせる。=発語内的力
→体験空間の世界。
- リズムは、身体的。
→時間的次元に象し、空間的次元に展開する。

リズムの二面性と作曲

- リズムの二面性
①等間隔的体験→時間的
②発語内的力→身体的・空間的
- 性質に基づいた作曲方法
①言葉から、メロディやハーモニーを設計する。
②諸体験を音楽が結びつけ、ひとつにまとまって体験される空間を拓く。
- 言葉を持つメタファーも作詞や作曲の手がかりになる。

オペラから見る音楽の存在意義

・ シュッツによるオペラ研究

オペラとは、演劇とは異なり音楽を伴う。

演劇と音楽を単に合わせただけでなく、もつと複雑。

→そうした複雑性の中に生み出されていく音楽の特異な媒介性から、シュッツは音楽の特質を切り出す。

詩歌、舞踊(身体運動)は、既にそこに音楽性を考えなければならない。

オペラから見る音楽の存在意義

- ・ 身体運動の連続が音楽性を帯びた表現である。
- その連続性を可能にしているのが、音楽性である。

- ・ 連続性という全体性を捉えるのは、音色が媒介性を発揮する。
- そこで媒介されるのは、言語と身体。
- それら事象の媒介性もそのまま残っているはずである。

モーツァルトのオペラの特質

- ・ まさに今ここにある現実を整理しようとしたものとさえ思える。
- ・ 我々の直接世界、つまり原始的な社会関係を体験させるように作られている。
- これは同時性体験ということである。＝私があなたと、まさに今ここにいるという体験。
- モーツァルトは、他者との関係について感動し、普遍には人間にほめられたにない明確さを意識化する世界を表現しようとした。
- 喜び、悲しみなど、感情を共有する場を表現し聴衆がその場にいる状態を提供する。

→キャラクター(人)に感情移入を通じて私たちが成り代わることが出来るように、オペラにおいてそれが提供される。

ワグナーのオペラの特質

- ・ ワグナーは、悲劇としての神話、本当の神話を理想とした。
- ・ 彼の業績の意味は、世界の苦悩からの固有の救済であり、生への意思の拒否であり、実在からの離反、奇蹟への信仰であった。
- この世の外に我々を置き、戦いと運命、そして奇蹟と救済の世界に我々をもたらす。
- 信仰、奇蹟、救済状況の体験。

→キャラクター(神・英雄)を演めながら恍惚感を堪能する。

音楽の媒介性

- ・ 音楽が持つ媒介性が、知覚体験と身体体験との時間的連続とそれによる空間開示を可能にする。＝状況を体験する。
- モーツァルト...他者との同時体験という状況の体験。
- ワグナー...信仰、奇蹟、救済状況の体験。
- ・ 音楽を媒体として考えた時、その多様な内容を満たす形式の差異をもたらすのは、知覚体験と身体体験の時間的連続であり、さらにそれが生み出す状況空間。
- こうした連続と接続が、音楽にある媒介性を可能にしている。

音楽の形式

- ・ 音声という空気振動(物体振動)と、身体運動とはリズムの二面性を介して連続する。
- ・ さらに、これにより生まれる等間隔的体験という時間性は、これとは別の水準にある時間性を備えたメロディと水平的に関係し
- かつ
- ・ 時点時点における音色の組み合わせであるハーモニーとして垂直的に関係している。
- こうした三要素の関係にあるヴァリエーションが、音楽の形式。

「私」の位置

- ・ 音楽の媒介性が、まさに「私」という居場所を指示してくれる。
- シュッツが主観化した半世紀後、一方で劇場公演はライブとして、他方で家庭のステレオ、テレビ、ビデオプレーヤーにより、その後ウォークマンを経て、i podへと、よりリアルな場のデバイス化としても、「私」の位置は、徹底的に点的な存在となっていく。

議題

- ・ これからの時代の中で、人間は音楽とどのように関わっていくようになるか。

2018 年 6 月 15 日	乗用車の高齢運転手による事故と AI 進化 ー自己責任の帰属	発表者 鈴木 櫻
-----------------	-----------------------------------	----------------

《報告》

1、事故の責任について

自己の責任は行為と体験の連関であり、行為は人に帰属し、体験は世界に帰属する。運転手に責任があるのかそれ以外に責任が帰属するのかを判断するのは司法であると考えられる。

2、帰属について

媒体「人」の責任の帰属の問題である。帰属と状況はスペンサー＝ブラウンの指し示しの算法により、以下のように区別できる。



3、高齢運転者の現状 i

警視庁が調査した都内における高齢運転者の交通事故発生状況では、高齢運転者は特殊社を含む原付以上を運転している 65 歳以上の方を指す。

高齢運転者が第 1 当事者となる交通事故発生件数自体は 10 年前に比べて減少しているが、事故全体における高齢運転者による事故の割合は年々増加傾向にある。

4、高齢運転者の現状 ii

違反別に見た高齢運転者の交通事故発生状況では、安全不確認（構成率約 37.2 パーセント）が最も多くなっている。

5、高齢運転者の現状 iii

人的要因別にみた高齢運転者の交通事故発生状況では、脇見や考え事をしていたことなどによる、発見の遅れ（構成率約 83.5%）が最も多くなっている。

これらを踏まえて考えられることとして、高齢運転者は自分で安全運転を心掛けているつもりでも、他人が客観的にみると安全運転とは言えないところがあることが挙げられる。

理由として警視庁は、

- ・注意力や集中力が低下していること
- ・瞬間的な判断力が低下していること
- ・過去の経験にとらわれる傾向にあること

等が考えられると述べている。

また、一般的には加齢に伴う動体視力の衰えや反応時間の遅れなど身体機能の変化により、危険の発見が遅れがちになることがあるため、警視庁では「走り慣れた道路でも基本に立ち返り正しいルールと技能を再確認し、適度な緊張感を持って運転することが大

切である」と呼び掛けている。

6、政府の見解

これらを踏まえて政府では、【高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議】を開催した。その中で安倍総理は3つの指示を出した。

1. 改正道路交通法の円滑な施行、
2. 社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備
3. 更なる対策の必要性の検討 でした。

③の「具体的な対策の必要性」に伴ってその後行われたのが【「安全運転サポート車」の普及啓発に関する関係省庁副大臣等会議】で、先進安全技術は自動運転の要素技術であり、先進安全技術の性能の向上と普及は、将来の自動運転の安全な普及に繋がるものであるということが話し合われた。

7、①について

道路交通法の改正について、「高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備」を制定し、高齢者による交通事故を防止するため、認知症などに対する対策が強化された。内容としては、75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい一定の違反行為・18基準行為をしたときには、臨時の認知機能検査を受けなければならないとし、臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、「臨時高齢者講習」（実車指導と個別指導）を受けなければならないとする ①臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設、更新時の認知機能検査または臨時認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定された人は、医師の診断のもと「臨時適性検査」を受け、または、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければならない。もし医師の診断の結果、認知症と判断された場合は、運転免許の取消または停止となる ②臨時適性検査制度の見直し、75歳未満の高齢者講習は2時間に短縮、かつ75歳以上については、認知機能検査の結果に基づいて、より高度化または合理化が図られた高齢者講習を実施する。

8、③に関して国土交通省の見解

「安全運転サポート車」のについての政府の見解は以下の通りである。国土交通省は、相次ぐ高齢運転者による交通事故を受けて、国内乗用車メーカー8社に対し「高齢運転者事故防止対策プログラム」の策定を要請した。これにより、各社は・自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の設定車種の拡大
・自動ブレーキの性能向上
に取り組むことが定められ、2020年までに
・ほぼ全ての車種(新車乗用車)に標準装備又はオプション設定
・搭載される自動ブレーキのほとんどが歩行者を検知可能
を実現するという目標を定められた。

9、「セーフティ・サポートカー」について

近年誕生したのが、AI進化による自動車である。全自動ブレーキとペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した「セーフティ・サポートカー」（通称「サポカー」）と、それに加え事故実態や利用目的に応じて設定された3段階のコンセプトを搭載した「セーフティ・サポートカーS」（通称「サポカーS」）であっ

た。

国内乗用車メーカーにおける自動ブレーキの新車搭載率は2015年時点で45.5%と5割に達していないが、「サポカー」の普及啓発を促すことで2020年までに新車の9割以上への自動ブレーキ搭載を目指している。

自動ブレーキの効果について、例としてスバルでは同社の運転支援システム・アイサイト搭載車において追突事故が84%、歩行者事故も49%発生率が減ったと発表されている。自動ブレーキを備えていれば、少なくとも、アクセル・ブレーキの誤操作による事故の防止・軽減につながり、自動ブレーキ搭載車に対する認識が高まることで誤操作する可能性の高い高齢者が非搭載車に乗らなくなることが見込まれる。

しかしその一方で、運転支援機能の安全性を過信しないことが注意点として挙げられる。これらはいくまで運転を支援する機能であり、条件によっては作動しない場合があることや、対車両の自動ブレーキでは歩行者の飛び出しなどには対処できない場合も考えられる。

例として、平成28年2月18日に東京都港区白金の都道で自動運転車による事故が発生している。事故を受けネット上では「自動ブレーキは作動しなかったのか」といった書き込みが相次いだ。

事故が起きた原因として、今の先進安全技術の“限界”が挙げられます。自動車評論家は「仮にペダル操作のミスでアクセルを踏み込んだとしても、障害物のない普通の道路を走っていたら、車のシステムは運転者が意識してアクセルを踏んでいると判定し、『運転者の意思』を尊重して自動ブレーキは作動しない」と指摘。さらに、「障害物を検知したとしても、自動ブレーキが利くための上限速度を超えて突っ込んでいけば止まることはできない」としている。

今後技術革新が進むにしても、2020年までに9割以上の搭載を目指し、かつそれまでにどれだけの技術が進んでいるのかという点については疑問が残る。

10、自動運転にかかわる制度整備大綱

これに関連して、今年3月に行われた【自動運転にかかわる制度整備大綱】では、車のシステムに明確な欠陥がある場合や外部から車のシステムに侵入するハッキングで事故が発生した場合を除き、自動運転中の事故の賠償責任は自賠責では原則所有者にあると明記された。

11、まとめ

- ・高齢運転手による事故は多発している。
- ・政府は高齢運転手の事故防止策を制定かつ各自動車会社に事故防止のためのプログラムの策定を促した。
- ・それに伴い、2020年までに自動ブレーキの搭載を目指す方向でまった。その中でAI技術を駆使した「サポカー」及び「サポカーS」を開発し広く普及している
- ・しかし、あくまで運転補助のためのものであり、事故の責任は所有者本人にある。

《質疑応答》

1、発表に対する質問

伊藤：完全自動化というのは、乗るだけで目的地まで連れて行ってくれるということか。

鈴木：今回の議題はそうに設定したい。

2、議題「AI による運転の完全自動化で、高齢運転者の事故問題の解決は可能か、またその場合、行為の帰属点はどこにあるか」

伊藤：AI による完全自動化になったら高齢なのかというのは関係ないのではないかな。

鈴木：今問題になっているのは高齢者の事故問題。そもそも事故問題が解決するのであれば、それはそれでよい。

伊藤：事故問題の解決は広い。どういった事故問題を指しているのか。

鈴木：高齢もしくは全体の事故が減ったら解決。高齢者意外と同水準になったら解決

伊藤：高齢運転者のところは関係なさそう。

鈴木：そうした場合、もし事故が起きたら帰属点はどこになると思いますか。技術的には可能だとして、社会的にはどうなのか。逆にその問題を解決できれば、AI の完全自動化を導入できて、事故自体が減るのではないかという論点。

伊藤：これは答えになっていないが、例えば本当に技術が進んだら、絶対そのほうが便利だからみんなが使う。そこで初めて全体の共通認識、こういうルールで行こうというものが出てきて、何年かしてみんなが納得して、そこが行為の帰属点になるのではないかな。

安藤：完全自動化が完成して、たまに事故が起きた場合、運転者は何もしていないから AI に行為は帰属すると思う。そうなってくると AI は果たして人かどうかという問題になってくる。そうすると現状、行為の帰属点は所有者になるのではないかな。新しいタイプの事故が起きてくると思うので、それに伴った新しい保険制度の導入がされ、そこで補填していくしかないのでは

鈴木：完全自動化はもうできるかもしれないし、数年後にはできるかもしれないけど、このような問題が残っているから、そしたら売りには出さない。メーカーが損をしてしまうから。そこを解決しないと伸びる技術も伸びない。出てきてから考えても遅い。

森先生：所有者に帰属するというのは最終的に保険会社が払うことになる。車に乗る際には自賠責保険はどうしたって必要。それ以外にも普通の人（保険に）入る。そういう構造になっているから、所有者に帰属するというのは最終的には保険会社が払うことになるということ。例えばレンタカーで自動運転の車を借りて事故が起こった場合、運転者の責任というのも一つはあると思う。それはそれでレンタカーとして保険に入っている。人身事故が起こった場合そこから保険が降りる。最終的には、保険に入っていなかったら刑事責任を問われるかもしれない。保険に入っている人も人を殺してしまったら刑事責任を問われることもある。レンタカーもそうだけど、カーシェアリングが進んできたときに、だれが所有者かわからなくなる。みんなが所有者ってことだってあり得る。最終的には保険にどう入っているかということになるのではないかな。

金子：今一番進んでいる IT の自動車保険というのでエレマックス保険というのがあって、車の中にセンサーを置いて、なぜ事故が起きたのだとか、ドライバーの習慣とかを全部データ化して、最終的に保険の賠償を策定するというものがあって、事故が起きた

からメーカーの責任というよりは、センサーで全部データで取れているから、そのうえで総合的に決まっていくのかと考える。

森先生：それは事故が起こる前提。保険があるというのは、当然事故があり得るという前提。それで残念ながら人が死ぬということがありうるということ。

金子：カーシェアリングの場合は、企業保険としてメーカーにアプローチして、全体を損害保険でカバーする仕組みになる。

鈴木：完全に自動化をするのであれば、メーカーが保険に入るから運転手がどうと考える必要がないということか。

金子：所有がないならそうなるしかない。

森先生：レンタカーは自動で保険に入っている。そういう関係になるとそれは所有者ではない。

戸巻：そもそも完全自動化したところで高齢者は皆使うのかという疑問がある。行為の帰属点が不明という点で、AI が勝手に事故を起こしたなら所有者としては理不尽と感じる。ならば自分で運転して自分で事故起こしたら納得できる。実際にアメリカの銃社会であれば、銃規制したほうが事故少ないのに銃を持つのは自分の体は自分で守りたいからっていう意識がある。高齢者ほど運転技術に対して自信があるというデータがある。過信するのも。

森先生：長い期間事故起こしていないから過信するのはある意味では当然。身体能力が落ちているのは気づけない。

戸巻：AI に任せるより俺のほうがうまいという風になる。帰属点が曖昧だからこそ起きる現象もあるのではないか。

森先生：みんな本当に乗るのか、買い換えるのか、というのはすごく重要な問題。地デジは強制的であった。自動車はそうにはいかない。みんな車買い替えろというのはなかなか難しい。

鈴木：過渡期においてはAI による運転と人が運転する車は混在する。

森先生：今でも税金は車によって違う。どういう車かによって変わってくる。最近の車は安くなっている。税金や保険のかけ方を変えれば早く手放すというのもあり得る。

鈴木：AI のほうが事故を起こさないのであれば保険は安くなるのではないか。

森先生：それは安くなる。

森：自分で事故を起こすほうが納得に付け足すが、高齢者は自分で事故を起こしたほう

が納得できる。高齢者にとって AI は予測不能。それは怖いと感じると思う。自分のミスによる事故は防げても、逆に自分の意図しない AI の動きによってパニックになるのではないか。

森先生：プリウスが出した時、ハイブリッドカーだから、エンジンやアクセルの音の感じが違う。それによる事故が多発した。それは身体で感覚で運転しているから今のよう普及したら別だが、車が AI 化してくると、昔の身体感覚で運転する人には厳しい。特に高齢者なんかは。私は免許を返すから関係ない話だが。

鈴木：今でも年を重ねていくにつれてだんだん検査や規制が厳しくなっていく、それに落ちたけど AI のなら乗ってもいいよというような、良い意味でみんなが乗れるようになるのでは。自動車を運転する年代を下げるも可能ではないか。

森先生：今も 18 から乗れる。

鈴木：AI なら 15 で乗れるとかも可能ではないか。そしたらもっと便利になるのではないか。

森先生：最終的には保険制度、保険会社の問題に帰属する。20 代は自動車保険高い 30 台になると下がる。60 超えるとまた上がる。それは事故の発生率が高くなっている証拠。

鈴木：（スライドの）「？」に入るのが保険会社になるのか。

森先生：国でなく。交通事故の場合、民事と刑事がある。人が怪我した場合民事だけでは終わらない。もし死んだ場合は、過失運転致死罪など、罰金だけでは済まない。この間の 90 歳の婆さん、茅ヶ崎で事故起こした人。1 人死んでいるが、彼女の場合は家に戻ってしまった。もう証拠隠滅などがないだろうからだろう。90 歳というのはびっくりした。よく周りが（運転を）許したな。

高橋：あの人の場合は意図的に突っ込んでいる。AI が完全自動化という時に、もし運転者の意図を反映した上で操作だけ自動ならそういう事故はまた起こる。

森先生：加速しているからね。あの事件は。そこは深刻な問題。

森先生：この帰属点で話が変わるけど、聞きたいのが、新幹線で人を殺した事件。犯人の映像を見て、「こいつ薬飲まされている」というのが第一印象。発達障害とか、子供の時から多分薬飲まされていると私は感じた。コミュニケーション障害や学習障害、発達障害は施設に入ったら薬を飲まされる。一番わかりやすいのは、うつ病は抗うつ剤飲まされる、そうすると薬でハイにさせられている、これは本当に自分の意識じゃない。お酒と同じような状態。そうやってハイにさせられていると性格が変わってくる。医者によってはすぐ薬処方する人がいて、それはものすごい危険。瞬間的に良くなったように感じても実は全然治っていない。ずっと薬を飲むと、薬の虜になってしまう。私は何か知っているわけではないし、本当のところは分からないが、その施設がどういう風になっていたかわからない、保健所も何も言わない。どういう処置をしていたかは個人

情報だから言わない。殺された人もかわいそうだが、犯人の犯行の帰属点は、多くの人は世の中の人には「ひどいやつ」と思うが、仮に薬によって大きく性格が長い期間変えさせられていたと考えると帰属点は変わってくると私は思う。

高橋：両親の育て方にも言及されている。親の責任も問われる。障害があったから育て方にも特徴があった。犯人だけに帰属点は絞られないのかなと私は思う。

鈴木：鬱を治すために薬を入れて、そうして現出した人は、その人間に帰属するのか。

森先生：それは難しい。ある種作られている。

鈴木：やっぱり帰属するのではないか。

森先生：帰属するだろう。裁判では弁護士はそれを出してくるだろう。

鈴木：例えば、例えばお酒を飲んでなにかしたとしても、

森先生：お酒は自分の意思だからだめ。覚せい剤とかも自分の意志でやっている。それは治療ではない。治療の場合医者が介在して自分の意思ではない。そうすると帰属点が変わってくる、

村田：そういう時は本人の許可を得るのではないか

森先生：親だろうね、今回の場合は未成年だったから。親になるか医者になるかは難しい。医者としては違法のことではないから難しい。保険の話に戻るが、サラリーマンの鬱になった時の保険がある。鬱病保険。鬱病になると基本的に治療は薬がまず主流。私の知る限りだと鬱はもっと悪くなる、むしろ薬を完全に切って全然違うことしたほうがいい。抗うつ剤にもものすごく種類がある。見た目が元気になるから家族も喜ぶ。だけどそれは自然の状態じゃないから怖い。アル中と一緒に、でもこれは自分の意思。薬のとりこになって医者に処方となると難しい。（犯人の）あの子の顔見て薬だと思った。

鈴木：やっぱり鬱の薬飲むと人は変わる？

森先生：変わる。鬱は周期がある。鬱状態のときに自殺が多いから、周期がなくなるように薬を打つ。やはり変なことにもなる。それは病気のせいでそうになっているのか薬のせいでそうになっているのか最終的に私には分からない。若者以外にも躁鬱はいる。お酒で暴れまわっている場合はわかるが、うつ病と薬はわからない。

伊藤：鬱が鬱を引き起こしているのでは。SSRI という薬が鬱病を啓発し始める。その薬が出来て抗うつ薬市場が右肩上がりになる。簡単に薬を出すと患者が増える。薬を増やすことで患者が増えてしまう。そこで循環ができる。薬を作ることによってその病気が広がっていく。今先生が言っていたのは、ちょっと前までは鬱病だったが今は発達障害の市場が来ている。

森先生：発達障害は小さい時にも言われる。今は親が敏感になって医者に連れていく。よく薬を出す医者だったら、薬を出されて治療することになる。それはやめたほうがいい。本当は行政が指導するべきで、もっと政治家は敏感になるべき。おっしゃる通り、病気が有名になればたくさん病人を作る。製薬会社は儲かる。だから製薬会社は就職良し。（需要が）減ることはない。

高橋：（その話を聞くと）倫理的に嫌だ。

森：そこで働いて鬱になりそう。

森先生：今度来るヤトウの同期も製薬会社。彼女も良い子。あそこは検査薬を作っている。検査薬で発達障害が発見される。

森：開発の意図は商売しかないのですか。発達障害だと自分を言っている友達はすぐ病院に行く。簡単に薬を飲むから怖い。

森先生：薬に依存すると自分なのか自分じゃないのか分からなくなる。

森：呼吸法で治せばよいのに。

森先生：あれも色々ある。指圧とかマッサージとかも薬ではないけどあれも虜になる。常にマッサージに行かないと不安になる。それは怖い。

伊藤：それはお金がある人は別に良いのでは。

森先生：薬よりはいいかもしれない。

戸巻：障害に関して言うと、障害の基準が社会的なものの気がする。薬は必要な時必要かもしれないが、社会が容認できる範囲を広げるべきだと思っていて、極端なことを言ったら宇宙人からしたら人類皆発達障害。そう考えると、許容の範囲を広げる方を重点的にすべき。

高橋：性同一性障害が LGBT として受け入れられていると考えると、そういう可能性もこれから高まっていくのではないかと。

森先生：名称をつけた時から面倒くさいことになる。知人で発達障害の子がいるが、別に普通。親が深刻になる。

森：そういうのはブームになる。

森先生：薬は絶対ダメだと言った。
今そういうことが多く起こっている。どう考えていくべきか。
彼は死刑にはならないだろう。でたらまたやると言っているが。

高橋：亡くなったのが一人だから（死刑にならないのか）？

森先生：病気とか子供の時の育ち方とか、情状酌量の余地はあるだろう。ずっと病院に入れておくのだろうね、医療刑務所とか。でもいつかは出さざるを得ない。

乗用車の高齢運転手による事故とAI進化―自己責任の帰属

飯本大輔、櫻慈理

「帰属」について

- 行為と帰属の帰属
- 行為一人
- 帰属―世界

高齢運転者の現状①

「帰属」について

帰属「人」の責任の帰属

高齢運転者の現状②

運転者	会社	その他	その他
40%	20%	20%	20%

高齢運転者の現状③

運転者	会社	その他	その他
40%	20%	20%	20%

政府の見解

高齢運転者による交通事故の減少と高齢者の生活の質の向上

本邦政府から求められていることについて提示

- ① 改正道路交通法の円滑な施行
- ② 社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備
- ③ 異なる法域の連携の強化

⇒ 「高齢運転者サポート車」の整備促進に努める

高齢運転者による交通事故の減少と高齢者の生活の質の向上

高齢運転者による交通事故の減少と高齢者の生活の質の向上

- ① 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設
- ② 臨時認知機能検査
- ③ 臨時高齢者講習
- ④ 臨時認知検査制度の促進
- ⑤ 高齢者講習の合理化・高度化

高齢運転者による交通事故の減少と高齢者の生活の質の向上

種々の高齢運転者による交通事故を受けて、国内乗用車メーカー4社に対し「高齢運転者事故防止対策プログラム」の策定を要請

(日産、トヨタ、ホンダ、マツダ)

各社は以下に賛同することを確認

- ・自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の設定車種の拡大
- ・自動ブレーキの性能向上

→ 10年までに

- ・ほぼ全ての車種(新車専用車)に標準装備又はオプション設定
- ・搭載される自動ブレーキのほとんどが歩行者を検知可能

「セーフティ・サポートカー」(通称「サポカー」)

「セーフティ・サポートカーS」(通称「サポカーS」)

2020年までに新車の1割以上への自動ブレーキ搭載を目指す

【必スバル
同社の運転支援システム、アイサイト搭載車において通
常事故が4割、歩行者事故も4割の発生率が減ったと発表

※遠くまで運転時の安全性を過信しないこと

- ・あくまで運転を支援する機能
- ・条件によっては作動しない場合がある
- ・対車両の自動ブレーキでは歩行者の飛び出しなどには対応できない

【必
平成28年7月10日 東京都港区会場の都道で事故

自動ブレーキにかかわる事故は急増大増へ2019年12月19日

自動ブレーキの誤作動防止以下「自賠法」という。3)において、
自動運転システム利用中の事故により生じた損害についても、
従来の自賠法(旧旧法)の適用を維持する。⇒ **所有者に責任がある**

- ・メーカーの責任は車のシステムに明らかな欠陥がある場合のみ
- ・外部から車のシステムに侵入するハッキングで事故が発生した場合
賠償は道県が補償

「事故の経緯」

自動ブレーキ	それ以外	歩行者	それ以外
--------	------	-----	------

まとめ

- ・高齢運転手による事故は多発している
- ・政府は高齢運転手の事故防止策を制定かつ各自動車会社に
事故防止のためのプログラムの策定を促す
- ・2020年までに自動ブレーキの搭載を目指す
- ・AI技術を活用した「サポカー」及び「サポカーS」を開発し
広く普及
- ・しかし、あくまで運転補助のためのものであり、事故の責任
は所有者本人にある

議題

AIによる運転の完全自動化で
高齢運転者の事故問題の解決は可能か
またその場合、
行為の帰属点はどこにあるか

「はたして何まで自動化？」

自動運転のレベル	0	1	2	3	4	5
自動運転のレベル	自動運転のレベル	自動運転のレベル	自動運転のレベル	自動運転のレベル	自動運転のレベル	自動運転のレベル

2018 年 4 月 20 日	絵画論の試み	発表者 行谷 村田 松島
--------------------	--------	-----------------------

《報告》

1. 芸術性

芸術性は唯一性を求めるものであり、効用性・実用性を求めるのは技術である。芸術が効用性や実用性とイコールになることはないが、唯一性を求めるために効用性や実用性を補うことはある。その逆も同じである。

芸術性の形式は下の図のようになる可能性があり、媒体「人」に芸術は帰属する。人が人に連なることにより、人が人を代表する可能性も常にあり、人によって作品の孤高性を消却し、批評と解説によって孤高性が救出され、あるいは作り出されさえする。作品の接続可能性が何によりどこに開いているかによって、芸術は常に普及し、通俗化し、俗物が芸術になることもある。

...真の芸術家	嘘の芸術家	真の...	嘘の...
----------	-------	-------	-------

...真の解説者	嘘の解説者	真の...	嘘の...
----------	-------	-------	-------

2. AI と芸術

Microsoft とオランダの金融機関 ING グループ、レンブラント博物館、デルフト工科大学などが1年半かけて、レンブラントの絵画をAIに学ばせるプロジェクトが進められた。346 作品もあるレンブラントの作品を塗り重ねた絵の具の厚さに至るまでスキャンし、ディープラーニングという方法で分析、膨大なデータからレンブラントの特徴をAIが自ら学んだ。

右側を向いた30～40代の白人男性で、襟のある黒い服、帽子といった条件を設定しAIにレンブラント風に描かせた。その作品は忠実にレンブラントを再現した新作のようで、絵画ファンでも本物のレンブラントの作品だと勘違いした人が多数いた。

Google はAIとアートに関する様々な研究を進めている。例えば、人間の脳をシミュレートする技術（＝ニューラルネットワーク）を駆使してコンピュータに写真を参考に絵画を描かせるものがある。写真のパーツを次々と構造の似た別のものに変えてしまうこの技術は人間の想像を超えた作品を生み出す。

また、「Quick, Draw!」というユーザーが描いた絵を当てるアプリはユーザーが20秒以内にお題となる絵を描くもので、AIは蓄積されたデータをもとに判定する。人間がその絵画を好きかどうかで価値を与えるという芸術の当たり前は崩れ始め、データ

の蓄積である AI が作り上げた絵画をデータの蓄積である AI が判断する時代が目の前まで来ている。

3. 考察

AI は画家の特徴をデータの蓄積と分析により完全に捉えることができ、また再現することができる。また、機械的に描かれる絵画は人間の想像を上回るものになることがある。芸術の帰属点は「人」であり、人によって芸術の価値は見出されるというものであったが、AI が絵画の評価をする日も来るかもしれない。しかし、AI が行うことができるのはあくまで過去のデータの蓄積に対する分析

《質疑応答》

1、発表に対する質問

西山：芸術作品と技術作品の違いは。絵を描くとは作家の技術の一つの側面だが芸術はどう違うのか。

行谷：芸術には唯一性がある。技術は効用性、実用性。AI が描いているのはあくまでデータの蓄積と分析に基づいたもので、唯一性があるか疑いがある。だとすればたくさんの技術が詰まった賜物と捉えることに落ち着くのでは。

2. 議題「AI が描いた絵画は芸術作品と呼べるのだろうか。もしくは単なる芸術作品なのだろうか」

鈴木：AI が描いた絵も芸術と呼んで良いと思う。人間もデータの蓄積で絵を描いているから。いろいろな絵画の歴史を見ると流れの中から作品が生まれている。似た系統や流行を意識して書こうということが少なからずあるはずで、それが一定数超えると新たな革新的なものが生まれると思う。AI がどうなるかわからないが、AI に AI の描いた絵を学ばせて AI だけでやっていけばいつか全く別の絵画ができるかもしれないし、見てもわかるものではないので芸術と呼んでもいいのでは。

高井：私は技術作品だと思う。芸術作品は唯一性があるもの。技術作品は積み重ね、実用性と効用性。AI を作者とすると一度作った作品を全く同じ模倣を AI は出来る。人間は全く同じものを描けない。そういう点で AI は技術。

西山：AI は何のために絵を描くのか。

鈴木：実用性があるかどうか。

西山：唯一性を目的として考えてみると、いかに同じであろうと違うところはある。芸術家一人一人が何の観念を絵に表象しようとしたかが芸術。AI にはそのような点で欠けているのではないか。AI は技術を発表する成果

はあるが、何かを表現するようなものではない。

鈴木：例えばレンブラントの絵の模倣では、レンブラントの芸術ではないがAIの芸術だ。レンブラントのコンテキストはないがAIの技術者のコンテキストがある。そういった意味では芸術。芸術＝唯一性のみというわけではないのでは。

西山：レンブラントの模倣の上にあるのは技術の積み重ね、絵にどう言った思いが込められているかは見えない。それはAIの研究者の方々の技術の積み重ねで思惑はない。

鈴木：その思惑も芸術と言えるのでは。例えばレンブラントが好きで仕方がないから、もう一つ新たな作品が見たいという思惑が込められている。

河野：唯一性について、アンディウォーホルが浮かんだ。大量生産を芸術にした人。メッセージが込められているかどうかは大事では。

西山：見せてくれた写真はどういう意味だったか。

行谷：元の絵を判断して似たようなものを違うものに置き換えていって新たなパートを作る。人間が考えてできないことを系統的に新たなものを作る。

鈴木：レンブラントにどうしても書いて欲しい人がAIに描いてもらえば。

河野：絵画は自分が描くものと、描いてもらうものがある。描いてもらうものは技術では。

先生：レンブラントのような絵を描いてと画家が頼まれてそれっぽく描くこととAIが描くことに差があるのか。レンブラント風は贋作ということになる。芸術ではないとなるか。AIにも個性はある。各AIによってバラバラのはずだ。

鈴木：わたし的には画家の思惑はわからない。全部芸術だと思う。思いが乗っているかどうかわかりますか。

西山：思いを乗せているかより見た側がどう受け取るか。「ひまわり」見ても全然わからない。見方によっては批評が生まれてくる。レンブラントっぽいものでもその目的が見えるから芸術では。

鈴木：その帰属点をどこに置くか。自分にはわからない。

西山：多様性だ。

先生：レンブラントはまだいいが、もっと重いテーマの画家がいる。ココシュカやカンディンスキーなど。経歴からくるずっしり重く感じる絵を描くが、AIに同じような絵を描かせるとその感覚を得られるか。どのような

絵でもレンブラントのように当てはまるとは限らない。火曜日アンドレ先生とお話ししたが、AI が小説を書くという。一万字くらい。文芸の論系進級の小説たちに紛れ込ませて評価した先生がバカにされる。そんなことがある。プロまではいかないが大学くらいのレベルは紛れ込ませられる。引っかけたことは選べと言われればAI のものを選ぶこともあるが、涙した作品はあったかと問われればそれはなかったということ。そういう涙するAI 小説はあったことがないらしい。感情の背景がある人間と技術のAI ではどう違うのか。これは音楽でも言えることだ。

鈴木：心が動かされるかどうか芸術か否かを分けるところだとすれば、AI の絵で心を動かされた人からならば芸術では。

西山：統一した芸術はそもそも難しい。人によりけり。

先生：批評家の意見が様々ということがある。

戸巻：今までの話を聞いていて分類すると、見る側の芸術と描く側の芸術があり、描く側としてのAI は技術。見る側の人間は芸術性を見出すことがある。この二つが違う場合がある。

西山：受け取る側が重要。

先生：芸術の構造はそういう風になっている。

西山：自己満足ではなく他人に評価してもらうことも必要では。

先生：他人に評価されず、死後評価されることだってある。

伊藤：芸術の帰属点は人という記述について。実際にさっきのAI の絵を芸術だと感じた人はここに何人いるのか。手を上げてもらってもいいですか。

先生：聞いちゃったらダメだ。誰かに開設させるか。

鈴木：AI が描いたと教えられなければ気づかない。

西山：どういう感性？といった感じ。

先生：AI が描いた絵を美術の先生に持っていけばそれっぽい説明してくれるかもしれない。

西山：この絵自体はないものを切り貼りしただけか。

行谷：ありえないものがありえないところにあるから、見たことがないという心の動かされ方をするのでは。

先生：AI が食べ物を作ることだってあるかも。お酒も。

本田：今までの議論はAI が描いた絵を人間が評価する話だったが、逆にAI が判断する場合、AI がAI の絵を芸術とすれば芸術と認めてもよいのでは。データを蓄積して判断する能力があるということは描く方面でも芸術があるのでは。

鈴木：発表では、AI は技術的なことしか分析できないとされていたから、AI が評価するとなれば技術がどうかという観点になるのでは。

本田：芸術を点数化してみれば技術を芸術と呼ぶのはどうか。

西山：絵画を判断するのはまだ人間では。難しいが。

戸巻：AI が芸術を評価するとして、AI が芸術といっても人間が芸術じゃないといえはそのAI は捨てられる。人間が評価の中心位あるのでは。

先生：新聞の証券欄、スポーツ欄はAI が書いている。データを入れるだけで。そうすると絵に関してもデータを蓄積すればAI が批評をできるようになる。AI 自身に感情があるかわからないが、批評するということは感情があるということになる。言葉の表現なのだから。そうなると区別ができなくなる。今度小説をやってみよう。卒論もそれで出してみて。通ったらAI が卒業できるということ。



芸術性

- 芸術性 ≠ 効用性・実用性
- 日常との疎遠が作品であることの無比性となる
→ある芸術性が日常的な中にあると気づかないままの場合もある
- 芸術家や流派の孤高ということになる

芸術に対する人の連なり

…真の芸術家	嘘の芸術家	真の…	嘘の…
--------	-------	-----	-----

…真の解説者	嘘の解説者	真の…	嘘の…
--------	-------	-----	-----

→人が人に連なることにより、人が人を代表する可能性も常にある

見出される孤高性



作品の接続可能性が何によりどこに開いているか

→芸術はつねに普及する
→さらに通俗化したり、俗物が芸術になったりする

AIが巨匠の新作を作成

- マイクロソフトとオランダの金融機関 ING グループ、レンブラント博物館、デルフト工科大学などが1年半かけて、レンブラントの絵画をAIに学ばせるプロジェクトが進行
- 346作品もあるレンブラントの作品を塗り重ねた絵の具の層に至るまでスキャンし、ディープラーニングという方法で分析
- 膨大なデータからレンブラントの特徴をAIが自ら学んだ
- 向かって右側を向いた30〜40代の白人男性で、襟のある黒い服、帽子といった条件を決定

人工知能が描いたレンブラント風の絵



Googleが研究している絵画

- Googleは人間の脳をシミュレートする技術（=ニューラルネットワーク）の研究に取り組んでいる
- 「Auto Draw」: 下手な絵でも体裁を整えてくれる
- 「Deep Dream」: 画像を解析してエフェクトを加える
似たようなパーツを別のものに交換
- 「Deep Dream」を使ってAIに写真を参考にして絵を描かしたら、理解不能な「芸術作品」が完成

AIオリジナルの絵①



AIオリジナルの絵②



AIオリジナルの絵③



AIが絵画を評価する…?

- 米Googleが発表した「Quick, Draw!」というユーザーが描いた絵を当てるアプリ
- ユーザーは20秒以内にお題となる絵を描く
- AIは蓄積されたデータを元に判定をする



AIと絵画



議題

考察

- 絵画は身体「身体」によって成り立つ
- 絵画はAIの芸術には無い(好)、物(像)の...絵コードで表現が生成されている
- 芸術の表現は「人」であり、人によって芸術の価値は見出される
- AIが何れも興味で無い、絵は表現によく作られたものをAIになり、見分けがつかないレベルに達する
- AIが絵画コンテストの審査をする日も来るかもしれない
- AIが行うことが出来るのはあくまで過去のデータの蓄積に対する分析

AIが描いた絵画は芸術作品と呼べるのだろうか
もしくは、単なる技術作品なのだろうか

2018年6月22日	象徴天皇制における「象徴」とは何か？	発表者 安東 伊藤 豊泉
------------	--------------------	-----------------------

《報告》

1、象徴天皇制とは

- ・ 日本国憲法において、国民主権の原則のもとに採用された統治形態
 - 世襲制かつ、憲法によって権力が規定された君主が対外的代表権を有す元首として君臨する立憲君主制である。
- ・ 憲法第1～8条や、皇室典範によって天皇の立場は以下のように規定されている。
 - 天皇は主権者である国民全体の象徴である。
 - 天皇には国の政治に関しての権限はなく、憲法に定められた国事行為だけを、内閣の助言と承認を受けて行う存在である。

2、大日本帝国憲法における天皇の扱い

- ・ 大日本帝国憲法は天皇主権的な憲法であり、天皇大権と呼ばれる議会の協力なしで発動可能な強力な権限を天皇は有していた。

Ex. 統帥権

- 天皇は軍事の最高責任者であったが、実際に軍の指揮をとって前線に立つことはありえないので、軍部は天皇の考えていることを忖度しながら行動、次第に歯止めが利かなくなり、軍部の暴走の原因に。
- ・ 第3、4条によれば、天皇は「統治権ヲ総攬（そうらん）」する元首であって、神聖不可侵な存在とされた。
 - 当時、天皇の権限を支えていたものは天照大神に繋がる万世一系の神話。
→ 現行憲法では、昭和天皇の人間宣言もあいまって、天皇の地位を支える神話は建前として存在しなくなっている。

3、「象徴」という言葉の由来

- ・ 当時、マッカーサー草案の翻訳に当たっていた白洲次郎のエピソード
 - Symbol とは何だ、という問いに近くにあった辞書を参照して「象徴」とでも訳しておけばいいのではとコメント。後の時代に「象徴」という言葉が物議を醸

していると知って苦笑した。

→重要なのは、Symbol という言葉が用いられたということとそのニュアンス

- ・ 天皇に対しては、戦争の最高責任者としてその非の在り処を追求しようと思えばいくらでも可能だったが、天皇を慕う風潮の強かった当時の日本において、占領政策をスムーズに行うためには天皇制を残して利用した方が得策だと当時の GHQ は判断した。

➤ 敗戦処理が長引くとソ連などの介入によって日本がドイツのように分割統治される危険性もあり、時間的な制約もあり GHQ は速やかに占領政策を進める必要があった。

→結果として、旧憲法では天皇の強権が様々な問題に繋がった反省を活かし、その権限を大きく制限しつつ、日本人のわかりやすい帰属点としての象徴として天皇を祀り上げたのでは。

4、生前退位の問題

2016 年 8 月 退位の思いをにじませたビデオメッセージを公表

2017 年 6 月 皇室典範には生前退位の規定なし

➤ 天皇の退位等に関する皇室典範特例法

➤ (内容：高齢のため続けることが困難)

現在の皇室典範には、天皇が崩御した場合のみの想定

→天皇の意思で法律が変わることは、憲法第 4 条に背く可能性がある

(第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない)

5、天皇の位置付け

- ・ 天皇家の人々は、国民かという問題

➤ 第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く

- ・ 天皇家の人々の人権問題

➤ 第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

6、現在の天皇制の問題

- ・ 天皇には基本的人権がほとんどないといえる
→職業選択の自由、表現の自由、学問の自由、信教の自由…
- ・ ジェンダー
→女性は天皇になれない。結婚したら一般人となる。
- ・ 世襲
→世襲で強制的に天皇

《質疑応答》

議題「現在の象徴天皇制における「象徴」とは、何を象徴しているのだろうか？」

伊藤：現在の象徴天皇制における象徴とは何を象徴しているだろうか？

鈴木：象徴とは意味的に抽象的なものを具体的に表すということで、そう考えると日本の国民を象徴するのが天皇だとすると日本国民という抽象的なものを天皇というある個人に具体化したってということだろうか？

森先生：憲法では国民の象徴ではなく、国民の統合の象徴である。憲法一条とか。二つは意味が違う。

鈴木：国民がまとまった結果があのような形になるというのが天皇。

西山：国民がまとまったら基本的人権はない、ジェンダーも無視している、この二つを象徴していることになる。

森先生：それは統合なのか？

安東：これは矛盾しているのでは？憲法に記載されていることと。

西山：天皇は、差別の象徴である。一部の人間を祭り上げて、日本国民は悠々自適に過ごしているということの象徴ではないか？仲間はずれだろう。

伊藤：国民が悠々自適に過ごしているとは言えるのか？

西山：日本国民には人権があるが、天皇にはないということ。

伊藤：例えば米軍基地の問題に触れると、日本には主権がないという話があったが、権利を持たない日本国民の象徴ではないか？

西山：政治の理念的な問題は切り離れたほうがいい。

森先生：選挙権はないだろう？

西山：職業選択の自由もない

森先生：統合の象徴はしっかり考えたほうがいい。日本国民の統合の象徴と言っているが、日本国民は果たして統合していると言えるのだろうか？今日も国会前でデモが行われている。自民党とその人たちは統合しているとは私は言えないと思う。その関係はずっと続いている。1945 年から今まで、統合と言えるのか？護憲派と保守派の関係を見たら、統合と言えるか？言うか？馴れ合いで統合だと言う方法もあるかもしれないが。

西山：しっかり日本人が統合の象徴が天皇家だとしたら、遑っても天皇家は直線的な血管があるわけで、

森先生：今日本共産党は憲法一条に対して反対はしていない。つまり、憲法を否定していない。天皇制を認めている。統合の象徴の中にも日本共産党は入っているのか？政党の中で、憲法第 1 条を変えると主張する政党はいない。それを掲げたら政党として存立できないから。

鈴木：なぜ存立ができないのか？

森先生：票が入らないだろう。核マルは知らないが、機会があったら聞いてみよう。

安東：天皇制に対して廃止したほうがいいと主張する人は、国家元首である立場の人を無くして、共和制に移行しようと考えている人もいる。論拠の部分は、天皇自体そもそもある必要があるだろうか？全権が委任されてしまうから、ないほうがいいのではないか？個人の意見として、日本の枠組みを囲った時に枠組みに蓋をしてくれる存在が天皇ではないか。明確に顕示するのが難しいため、象徴という曖昧な言葉を使用したのでは

ないか？結果的には全体の体裁を整える形式的な部分で、秩序立たせるために必要な象徴としての機能は今の天皇にも残っている気がする。

森先生：廃止しようとする、面倒臭いことになる。自民党を筆頭に保守派は絶対に抵抗するだろう。右翼に刺される可能性がある。触らないほうがいい。そういう統合の機能があるのではないか。

西山：政治問題化しているということだろうか？

森先生：イタリアでは、第二次世界大戦後に国民投票で王政を廃止した。日本では、アメリカやイギリスがその選択肢を取らなかった。必要だとみなされたのだろう。除去した後の混乱のほうが大きい。その意味では統合という意味ではないか、アメリカ人にしたら。

本田：向こうの社会には根本に宗教的なものがあり、人々が目指すべきものがあつたのが日本社会との差異ではないか？象徴とは、宗教的権威に使われているのではないか。

森：それは今消されているだろう？持ち出してくると面倒臭いことになる。天皇家自身はそれを持ち出してくると自分たちの存立が危うくなると考えている。天皇の国事行為は11で国事行為以外のことが沢山ある。それに対し我々は彼らの家のことだといい、彼らの家の宗教の問題であり我々は触れないことになっている。触れたら、戦前に戻ることになる。アレルギーのある日本人は沢山いるだろう。

鈴木：象徴というか、概念化しているのではないか？存在が当たり前になっている。

森先生：そういう風に彼らは振舞ってきた。

鈴木：そういう意味でとりあえず続けている。

西山：災害が発生して混乱している地域に足を運ぶのは、統合を意味しているのではないか？崩れかけた秩序を戻すような存在として統合というのではないか。

森先生：彼らはそういう風に演じているだろう？自分たちの存立に関してはいろいろ考

えていると思う。国民の意見がやめたほうがいい、王政廃止というような話が多数派になることもありうる。スキャンダルなことを起こせば出てくるだろう。天皇が不倫をしたとか。前のダイアナとチャールズの関係为例に見ても、今の天皇が雅子以外に愛人がいたとしたら、実は子供もいたとか。

櫻：天皇のおっとりした感じの性格や話し方は演じているものなのか？雰囲気は君が代みたいな日本の和という感じが、ずっとああいう感じなのか気になる。

西山：多分、お父さんの昭和天皇がそうしたのではないか？

森：昭和天皇なんて何を言っているのかわからない。玉音放送など、何言っているかわからない。

鈴木：演じるということは、そうなることでないか？

森先生：自分たちの理想形がないから、自分たちで考えてオリジナルである。それか周りの人が作っている。

安東：今の所、天皇を神に等しい存在として崇拝していたような世代の人はまだ大勢いる。その人たちからすると、天皇がいる価値は形には割り切れないものがあるのではないか。その世代がいなくなってきたら天皇のあり方は変わってくる気がする。

森先生：次は難しい。浩宮が天皇に即位したら次の時代になる。彼も親父より先に亡くなる可能性もある。彼の予期せぬ死は自民党にとっても大変なことである。秋篠宮になるか、女もいいことにするのか、難しい。秋篠宮には広人がいるが力関係が難しい。時間があると思っていたら、大変なことになるだろう。浩宮と雅子の養子にするのか。秋篠宮は反対するだろう。

西山：国民大多数にとってはそこまで関心がない。政治家にとっては統合の象徴なのではないか。政治家は道具として扱っている気がする。

森先生：男女関係だから、日本人は男女関係の揉め事を好むから、どのようにして変わっていくのか？日本人の印象が皇室に対して。不倫でもあると面白い。

戸巻：象徴になってから二代しか経っていないということで、まだ破天荒な天皇が出ていないことがうまくいっているからこそ象徴のままでいられるが、これから先変な人が出てきたらどうなるのだろうか？

西山：一部の人間に人権がなく、自由がないのに大多数がそのことを考えもせず、そこに違和感を感じる。

安東：そういう立場を強いられているからこそある種の権威を保有しているのではないか？破天荒な人が現れた時に今ある権威が崩れてしまうのではないか？

西山：知らないうちに消されるのでは？

櫻：権利がないから人間味がなくて、権威があるのでは？

西山：権威が欲しいか？自由はないが権威は欲しいか？

櫻：いらない。責任が重すぎる。

森先生：天皇が手を振るところに今は防弾ガラスがあるが、奥崎謙三はパチンコでたまを何発も撃った。銀座の松屋から今の天皇が昭和皇太子であった時に、顔写真だけ美智子と天皇で下はスッポンポンの写真に合成してそれを大量に銀座にばらまいた。ポロの天皇制事件というが。彼は天皇の生き残りの家だと主張して本来は私の家が天皇を存続するんだと主張し、神戸の鉄鋼業をやって小金を持っていた。何度も逮捕されているが。何人か同じように系図は私の家にあると主張するものがある。相対化ができるのかできないのか明治時代はね、1945年以降は限定されている。天皇家、秋篠宮家と限られていて外に見分けが作れない。明治時代は多く見分けがあった。これから増えていくだろう。」それはこれからどうなるのか？私たちにとっての愛情関係や家族は激変しているから、天皇家に見られる家族像が理想の家族像かどうかというと大いに疑問を持つ。彼らは理想を演じようとしているが、若い世代の家族像とは大変かけ離れている。理想か？

西山：海外に向かい合わせるの恥ではないか？

象徴天皇制における「象徴」とは何か

1期：安部・伊藤・豊原

象徴天皇制とは

- 日本国憲法（現行憲法）において、国民主義の原則のもとに採用された、統治形態。
- 憲法の第一章（第1～8条）や、憲法第2条や第5条に基づいて作られた皇室典範によって、天皇の立場は規定されている。

➤天皇は主権者である国民全体の象徴としている。そして天皇には、国の政治についての権限はなく、憲法に定められた国事行為だけを、内閣の助言と承認を受けておこなう存在である。

大日本帝国憲法における天皇の扱い

- 大日本帝国憲法は天皇主権的な憲法であり、天皇大権と呼ばれる議會の協力なしで天皇が発動することのできる強力な権限があった。
- 第3、4条によれば、天皇は「統治権ヲ総攬（そうらん）」する元勳であって、神聖不可侵な存在とされた。

「象徴」という言葉の由来

- 当時、マッカーサー軍家の翻訳に当たっていた白河次郎の言

天皇 = symbol

- 様々な政治的思惑もあり、日本の統治のためには天皇という存在を廃止するのはリスクが大きいと判断したGHQは、旧憲法での反省を活かしてその権限を大幅に縮小しながら、天皇をsymbolに位置づけつつ存続させた。



生前退位の問題 1

- 2016年8月
退位の思いをにじませたビデオメッセージを公表

- 2017年6月
皇室典範には生前退位の規定なし

➡
天皇の退位等に関する皇室典範特例法
(内容：高齢のため続けることが困難)

生前退位の問題 2

- 現在の皇室典範には、天皇が崩御した場合のみの想定
➡天皇の意思で法律が変わることは、憲法第4条に背く可能性

「第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。」

天皇自身の意思で退位が可能になることは、
政治権力の行使に当たるのではないかな？

天皇の位置付け

- 第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく

➡天皇は、国民なのか？
天皇の位置付けとは？

- 第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

➡天皇憲政の人々に、人権はあるといえるか？

現在の天皇制の問題点

- 天皇には基本的人権がほとんどないといえる
➡選挙権の自由、表現の自由、学問の自由、宗教の自由、

- ジェンダー
➡女性天皇になれない。結婚したら一般人となる。

- 世襲
➡世襲で強制的に天皇

議題

現在の象徴天皇制における「象徴」とは、
何を象徴しているのだろうか？

2018年6月30日	課題4 安倍政権総括(4) 1班夏合宿議事録 「天皇制の将来について」	発表者 安東 伊藤 豊泉
------------	--	-----------------------

<<質疑応答>>

議題「天皇制は存続すべきか否か?」「存続させるとしたら、女性天皇を創設することには賛成か、反対か?」「廃止させるとしたら、その先にどのような社会が待っているだろうか?」

宮地：100年前の女帝論争について、臣民と結婚することは、天皇が男性だとしても万世一系の権威は衰退するのではないか。

伊藤：当時、一般の女性と結婚することは普通ではないのではないか。

森先生：近親結婚ばかりでは血が濃くなりすぎる。昭和天皇はそういうところから考えて今になっている。

宮地：島田さんの意見は、今の時代だと成り立たないのか。

森先生：ヨーロッパでも基本的にそうだ。エリザベス女王、王族とかは低い貴族と接点を持たない。今はだいぶ変わってきたけど。秋篠宮はいまの人以外にもたくさん外の子がいる。今の皇太子の方は、割とまともな人。大正天皇までは、高い位の貴族は、高い位の貴族と一緒にいる。明治維新で成り上がった人はだめだ。

鈴木：知識人に関する議論があったが、知識人とそうでない人の違いは何か。

森先生：吉本隆明は知識人なんだな。なぜ吉本隆明を引っ張ってきたのか。

豊泉：象徴という言葉の違いを追ったら吉本隆明にたどりついた。

森先生：石原慎太郎と立場は違うが、割と一緒に。丸山真男は知識人か。池上彰はある種知識人。西部邁はどうか。折原浩、村上泰亮、三田宗輔はどうか。日本史でいうと、吉

野作蔵、美濃部達吉は知識人か。知識人は東大の人なのか。早稲田はどう？田中愛治は？ケインズは？知識人は知識で世の中を動かす人か？知識の形態が変わっているから、現代人の知識人を探すのは難しい。

鈴木：天皇がローマ法王と同等かそれ以上という風に見なしているのはどこのどいつか。

安東：知識人の意見ではない。

森先生：ローマ法王は直系ではない。選んでいる。しかし、天皇も必ずしも直系かどうか分からない。直系でない子どもも子どもにされている可能性はある。

鈴木：日本に明確な指導者がいないのは、天皇制の影響もあるのか。

安東：形式的な部分で影響しているのではないか。

森先生：社会契約説が日本は割と薄弱だ。国家が機関としてあるわけではない。

亀井：そろそろ議題にうつる。天皇制は存続すべきか否かについて。

高井：班の中ではどのような意見が出たか。

安東：存続すべき。無くしたときのデメリットの方が大きいから。あって困るものではない。積極的肯定ではない。

高井：存続でいいと思う。普段の生活の中で天皇を意識することがない。

亀井：天皇を廃止したいというビジョンを持っている人はあまりいない。切迫した状況があるとしたらどんな状況か？

戸巻：共和制的な考えを持つようになると思う。自分たちのことは自分たちで決める。

鈴木：共和制はどのような場合に生まれるのか。

戸巻：共和制のアイデンティティを決めることで生まれてくると思う。廃止するとしたら、そういう必要性が出てきたときではないかと思う。

森先生：共和制のドイツ、オーストリア、ロシア、韓国も差がある。フランスやアメリカの共和制は非常に強い。原動力は王様の首を切っていること。ドイツの場合は、第一次世界大戦が終わった時点で殺さず追放し、共和制になっている。この構造が決定的に違う。フランスはルイがいらない。アメリカの場合は、不安定な状態があった。ロシアも共和制だが、プーチンとロシア国民では違う。いつまでも大統領をやっている。大統領になるのに、自分が決めている。韓国も変わっている。韓国は再任できない。

戸巻：韓国でも再任すべきだという論はある。

森先生：そういう発想は絶対ある。5年は短い。ドイツやオーストリアは連邦制で大統領がいるが、お飾り状態。

亀井：廃止させるとしたら、その先にどのような社会が待っているだろうかというビジョンは持っているか。

安東：明確なビジョンはないが、独裁的な指導者が生まれてしまう可能性もあるのではないかな。

亀井：象徴というのは、国外にも日本の伝統という意味でのアイデンティティを消失させてしまうもの。国民はどう感じるのだろうか。困ったときの結束力を高めるために、必要だと思う。安倍さんが来るよりは、天皇が来てくれた方がよい。

河野：政治と切れているからこそ、統合に対して価値を発しているところもある。

戸巻：なくなったら、喪失感はあると思う。

亀井：国民より上の立場だが、政治と切り離されているからこそ役割もある。存続させるとしたら、女性天皇を創設することに賛成か、反対か。

森先生：天皇と道教との関係が女性天皇の話とつながってくる。

亀井：女性を天皇にして困ることはあるのか。

安東：伝統主義の人たちがうるさいのではないか。

森先生：たしかにそうだろう。崩れることに対して抗議する人は絶対いる。

戸巻：何かしら意味が壊れるとデメリットになると思う。天皇の政治介入として捉えられるようになると、問題が生まれるかもしれない。

亀井：後回しにしておくで、また問題になるのではないか。早いうちに賛成か反対かを示した方がいいのではないか。

森先生：難しい部分がある。小泉は愛子さんしかありえないだろうとなつて検討に入つたが、男の子が生まれた。決定を下す人は相当の勇気がいる。1班がネットに天皇制を廃止する策を公表でもしたら、大変なことになるだろう。

2018 年 6 月 30 日	課題1 安倍政権総括(1) 2班夏合宿議事録 「アベノミクスと黒田日銀総裁」	発表者 乾 織田 小沼
-----------------	---	----------------------

《質疑応答》

1. 発表に対する質問

本田：今現在黒田日銀は、オリンピックを前にして、政策金利を下げたり、量的緩和の縮小をしたりする政策の発表はしているか。

乾：任期が重なると考え、仮定した。

櫻：日本国内の人数は変わらないために、活性化はされないということだった。しかし、そこに生活がある国内の人よりも、生活が国外にいる人の方が消費活動は盛んになるのでは？

乾：たしかに活性化は見込まれるが、それほど活性化しないのでは、という意味。

鈴木：不動産価格が上昇すると、そこに住んでいる人に不利益が被るとあったが、むしろ得なのでは。

乾：オリンピック後に一気に価格が下落し、その反動で混乱が生じる可能性がある。

森先生：今、東京 23 区内は不動産価格上昇している。今後 1 年間は固定資産税が上昇していくと考えられる。今住んでいるところは 16 万くらいだが、バブル期は 3 倍だった。それでは生活できない。給料が合わせて上がるわけではない。土地を転がして儲ける人はいるが、生活する人は困る。

鈴木：先行き不透明を払しょくどうするか。

乾：難しい。

森先生：オリンピック時に物価 2 パーセント上昇は上がる見込みあるか？今まで上がったことがないので、失敗なのでは。

毎年物価が 2 パーセント上がるということはきつい。給料が 4 パーセント上がればいいが、そうではない。ベースアップがあるという想定だが、年金生活者にとっては関係な

い。消費を絞ろうとする。100歳まで生きるとすれば持っているお金を絶対に節約しようとする。

そういうのを考えると、物価2パーセント上昇は達成できないのでは？

乾：補足…EUでは年金生活者にとっては厳しい生活へと追い込まれている。

本田：リーマンショック後？

乾：そう。

鈴木：出生率の現状は？

亀井：1.4%。

森先生：国債とETFのは政策としてはよいか？私は深刻だと思う。

今株価は2万2千〜3千、安倍政権スタート時は1万4千、その時点で買った人は8千円儲けている。

直接証券を日銀が買うことはできないが、投資信託を買うことで、株価を押し上げている。

現代は金本位制ではない。これは日本の経済状態に合わせて発券するという発想ではない。日銀が投資信託を買うということは紙を紙で買うということだ。

その紙を中国政府がどんどん買えば、怖いことになる。

ギリシャとの例をみると、そのようなこともありうる。EUにとって中国がギリシャに入ってくるのは脅威。日本にとってもそれは難しい。

鈴木：中国に変われるとどうなるか？

森先生：借用書を中国がたくさん持っている、差し押さえることもできるようになる。

国債は0.1くらいの利息がついているが、誰も買わないから日銀に買わせている。その日銀が持っている紙は次にどうなるのか？誰かが返さないといけない。中国に渡してしまうというのはすごく怖い。

日銀が買っているから株が上がっているだけ。それに気づいている人は買わないが、気づかない人が買っている。経済活動の評価で株価が上がっているわけではない。

90年代株価が3万9千まで上がっていたが、その後7千まで下がった。日本全体としてはそれで貧しくなったか？と聞かれるとそうではない。株価を持っている人だけが儲ける。

日銀が今やっていることは本来やっちゃいけないこと。その結果がどうなるかというのは事例がないから分からない。

清水：アメリカ、EU は金利上昇へ舵を切ったのはなぜか？無駄だと気づいたから？目標を達成したからか？

森先生：日本はないが、アメリカ・EU には成長産業がある。今はとりあえず借金を作ってもいつかは返せるという見通しがある。日本はそうではない。トヨタ自動車が今後もトップでいれるかは分からない。電気自動車で中国に席卷される可能性もある。ヨーロッパや中国での自動車産業の市場の拡大に、日本はついていけるか？

本田：日本の成長産業は水産業。日本が持っている濾過する技術。

森先生：国内でなくとも国外で収益を上げられる事業があればよいが、難しい。

鈴木：自動運転を推し進めていけば経済が活性化するのでは？

森先生：日本にとって大きな市場は中国とアメリカだが、中国は自力でやれるようになってきているから難しい。

河野：介護はどうか？

森先生：パナソニックも介護に力をいれているし、中国も急速に高齢化しているのでは可能性があるかもしれない。

2. 議題「東京オリンピック前後の経済状態はどうなるか。」「同時期の金融政策はどうなるか。」について

2 班の見解：前後の落差が激しいと考えられるので、ゆるやかに動かすべき。

鈴木：オリンピック後に緩和を続けるとすれば日本の資産がなくなる。日本が気づくきっかけになるのでは？

森先生：日本の歴史をみると、オリンピック後に不況になる。40 年不況の山口証券倒産など。今工事している建設業界は、オリンピック後に仕事はあるか？建設業界は難しい。

金子：ゼネコンは海外進出を狙っているが難しい。

森先生：アフリカでダムをたてているのはみんな中国企業。

森先生：経済状態は深刻になるしかないのでは？日本の財界は今安倍政権にやめてほしくない。オリンピックは1週間しかない。それだけで経済に影響はでるか？前のオリンピックはそのためにインフラを整備したが、（新幹線、空港、青山通り）今はそうではない。

ヨットをやるために、鎌倉のシラス漁は定置網を撤去しなければならない。その保障はどこが払うかでもめている。（東京都か神奈川県）

目先の経済効果だけでお金を使っている。

高井：儲かっているのはゼネコンなど一部の人だけなのでは？それがオリンピックの問題。

森先生：ホテル業界などはオリンピック時に儲かるが、その後は大変。

鈴木：経済状態がよい時に引き締めておかないといけないのではないか。

森先生：安倍首相はこの夏の選挙で勝って、3年間任期を伸ばし、戦後最長の任期期間の総理となる。みなさんが就職して3・4年後は厳しい。

オリンピック時に物価が高いときにマンションを勝って、オリンピック後にそれをローンで払うのは大変。

河野：東京のはなしなのに日本全体が巻き込まれるのはいやだ。

森先生：大阪万博でも同じことが起こる。（リニア新幹線など）

森先生：オリンピック後の政権は変わるかもしれないが、責任を取ったところでお金になるわけではない。

イギリスの2000年のオリンピックの前後で比較してみるのも面白いかもしれない。

安東：イギリスのときは緊縮していたが、日本に導入するのは？

森先生：イギリスは労働党だからできるが、日本は難しい。

このあとどのような政策になるのは考える必要がある。

2018年7月1日	課題2 安倍政権総括(2) 3班夏合宿議事録 「失業、ベースアップ、働き方改革」	発表者 鈴木 本田 櫻
-----------	---	----------------------

《質疑応答》

1、発表に対する質問

(1)ベースアップについて

安藤：ベースアップはどういうものか、非正規と正規のどちらにも該当するものか？

森先生：非正規と正規の根本的な違いがある。正規：経営側が嫌がるのは、退職金に影響。退職金＝手取り✕何ヶ月分。ベースアップすると、上昇分×〇か月分が上乘せになるため、退職金がかなり上がる。そこでベースアップではなく、「一時金」というある種のボーナスにしている企業がほとんど。ベースアップをするか、一時金にするか。ベースアップは現在安倍政権下で無理やり行っているもの。

(2)36 協定の話

森先生：日本での労働の法基準は。

鈴木：1日8時間で週40時間

森先生：そう、ドイツと全く同じ条件である。しかし、労働基準36条（36協定）で経営側と労働者が合意すれば、労働時間はいくら伸ばしても良いことになっており、法律自体が矛盾を持っている。これを撤廃しないには、過労防止法は無意味。

鈴木：労働組合があっても、結局偉くなると企業側についてしまう。

森先生：36協定を廃止すればすべて解決する話。そうすれば、企業が40時間働いていたら摘発すれば良い。しかし、36協定のせいで出来ない。

鈴木：ドイツは抜き打ちで検査をし、違反が見つかったら管理職のポケットマネーまたは刑務所入ることもあるらしい。

(3)労働党の話

森先生：（労働において）ドイツと日本の決定的な違い。労働党が長い間政権を持っていた。メルケル：キリスト政党、社会党に近いところがある。日本は社会党が政権を取ったところで何も機能しない。イギリスも、ドイツも、戦後労働党政権があった。この人たちがいたおかげで、根本から労働を変えようと動けた。日本は政党が動かない。社民党も2人しかいない。

(4)正規雇用と非正規雇用について

森先生：もう一つ、整理しないといけない話が「正規雇用と非正規雇用の区別」。終身雇用が正規雇用か？外資は非正規が多く、また大手でも終身雇用がつかないところもある。配偶者手当は日本特有。日本はサラリーマンと主婦という構造があるが、これは1980年代にはもう終わっている形。配偶者控除、扶養控除＝所得の確定の時、配偶者がいることで控除が入り、所得税が軽くなる。大手は配偶者に対し配偶者手当を出していた。旦那がサラリーマンで、奥さんが103万～106万の収入であれば所得税がかからない。150万を超えたら自分自身で保険に入らないといけない。

家族の健康保険は夫が会社で入っているものと同じになる。保険料は同じ。国民健康保険は人数によって（費用が）増えるが、会社の社会保険は人数にかかわらない。（主婦で収入がある場合）収入が135万円で保険に入らないといけなくなると、結局105万より収入が減るため、働かなくなる（105万以内の収入で働こうとする）。配偶者構造は基本的に廃止すべき。個々人にかけないと。旦那が1000万、奥さん100万の世帯1100万円の収入と、一人で100万の収入で生きている人と全く違う。そういう意味で「一人世帯で非正規雇用」の収入（の統計）をもう一度取らないといけない。そうすると全く数値が違う。

2、議題「ドイツのように上からの強い改革を推し進めると、どのような影響が見られるだろうか？また、政府が言う「働く人の視点に立った働き方改革」には何が求められるか？」

(1)「ドイツのように上からの強い改革を推し進めると、どのような影響が見られるだろうか？」について

伊藤：日本でも賃金をあげようという上からの圧力がある。そもそものドイツのように労働時間の規制をかけると、どのようになるか、という議題で良いか。

鈴木：そうです。

班としては、そもそも規制をかけたら良い、という意見で（規制に対して）悪い面が見れない。なぜ介入しないのか。悪い影響はないのか。

森先生：安倍晋三が、後3年のうちに労働基準法36協定を廃止することに命をかけるといったら、支持する。しかし全体では（労働基準法で1日8時間の週40時間が）取り決められているが、（結局36協定によって）働かせている。

(2)「また、政府が言う「働く人の視点に立った働き方改革」には何が求められるか？」について

本田：今の労働環境をどうするか、ではなくて、仕事を続けていけない時に、今の日本がどれだけその人が追いたいキャリアを追えるのか。専門性を必要とされても、それを学べる環境があるのか。視点は、今の環境を変えないと。

鈴木：つまりは働く人の視点に立っていない。何を持って働く人の視点に立てるのか。

森先生：昨日の豊泉さんの発表。共同幻想論、（先生の学生時代は）皆読んでいた。国家は日本人にとって、英国のホッブス、フランスルソーの共同幻想ではなく、契約関係のない共同幻想。

会社もそう。契約があるようで、ない。（電通で自殺した）高橋茉莉さん、仕事をやめればよかった。東大卒、次もあったはず。しかし、会社に入社して自我がなくなってしまった。契約関係ではない。だから36協定のような変なものがあっても、誰も文句を言わない。例えるならば、暴力はダメだが、場合によってはOKみたいな。自分から話せないからそのようになってしまう。

鈴木：自分は（基準時間以上）働かない、とか言えるんですか

森先生：日本は、企業労働組合。会社ごと。しかし、ドイツは業界で労働組合が全て横でつながっている。日本は、そのように労働組合が国の中で没入している。会社に入る契約書に何時間以上働く、とか書かないよ。（企業側は）今は優しいが、内定式が終わったら一気に強くなる。今逃さないように。

契約関係は感情ではない。働く視点に立つ、ということは契約関係であるということ。ドイツのモデルはスウェーデン、オランダ、ベルギー。労働政党は日本がダメダメ、それが決定的だが、それは企業内労働組合だから、横で労働者が繋がれない。

戸巻：悪い影響に何があるか疑問、と言っていたが、改革に実行力があるか、法的な力があるか。36協定、韓国の最低賃金が挙げられつつあるが、実際は多めに見られていて、個人経営が多くその人たちが厳しくなってしまうため、実際はガバガバ状態。政府は実行しました、しかし実状は変わらない。友達がブラック企業に入ってしまったが、なかなか文化的なものに気づかず、改革が進みブラックだった、と気づいてやめた。

森先生：専業主婦は女、という考えは80年代の話。わかっていない。変えていくしかない。

鈴木：自覚すること、認識を持つこと、共同幻想だ、ということを皆が認識することが大事では。

森先生：確実に変わって入る。昔に比べ。充実している企業もある。それはよく見た方が良い。

高井：労働人口が減って、経済が縮小することの何が悪いのか。縮小しても、ある意味あり。人口は減っています、しかし経済は増やしたいは矛盾している。それで今まで働いていなかった人を働かせる？疑問。

鈴木：とはいえ、年金とか税金を何とかしないとイケないから。結局損するのは私たち。

2018 年 7 月 1 日	課題3 安倍政権総括(3) 4班夏合宿議事録 「憲法改正について」	発表者 松島 行谷 村田
----------------	--------------------------------------	-----------------------

《質疑応答》

安倍首相は憲法改正を自らのために推し進めているのか、それとも国民のためであるか。

高井：発表であった 9 条の改正案はいつのものか。

先生：22 年の国防文だ。安倍は首相に 1 度目に就任した時から憲法改正をしたかった。だが投票率が低くても可決されるのかなど問題点は残っている。また憲法改正に日本人は懐疑的でまあり、自民党内でも意見は割れている。1927 年のパリ条約の条文と 9 条はそれほど変わりはない。現在の 9 条を読み込むと「それ以外の目的を達成するためには戦力持って良い。」とも考えられ、憲法改正は必要ないとする芦田解釈も存在する。

鈴木：班としては議題に対してどう思うか。

村田：条項によって違うのではないか。特に緊急事態要綱は安倍自身のための改正と感じるが 9 条改正と教育充実は国民のためだと感じる。

鈴木：変える必要性がない憲法を改正することは自身のためだと思う。

先生：戦前は戒厳令があった。現在、それが無いのはむしろ先進的と言えるかもしれない。

戸巻：フランスでは最近、テロが行われていた時敷いていた。

村田：だがその戒厳令のレベルは低い。

鈴木：そのような物を敷かなくとも対応できる事案が殆どではないだろうか。

村田：東日本大震災時、殆どの自治体が各々対応できた。しかし、高台避難の際に土地の権利などが問題になったこともあった。それを踏まえると政府が一括で緊急時の対応を決めるのは大切かもしれない。

鈴木：いずれにせよすごく限定的な需要だ。

高井：憲法で定める必要があるのか？法律で定めれば良いではないか。

先生：岸信介の意思を引き継いでいる。とりあえず憲法を変えたいとも言える。

鈴木：9条を変え、憲法学者を黙らせたいとあったが必要あるのか。

先生：自衛隊民にとっては9条改憲は大きい。

河野：日本には憲法を変えにくい文化がある。変えるのはそれほど悪いことなのか。

先生：共同幻想の考えがある。これがはびこっている個々人の中で、改憲は個々の人生が変わるような錯覚を覚えているのかもしれない。有名大学の学者も皆そうであり、彼らが同じ思想の学者をまた生み出していつている。ドイツやアメリカでは頻繁に憲法は変えられている。

戸巻：合区解消と教育充実に対してはどう思うか。

先生：教育充実に関しては憲法を変える必要があるかが重要な点だ。憲法を変えても、塾に行けるのは金持ちだけであるように、根本が変わらないと教育格差の是正にはならない。

行谷：この改憲では公正にはたどり着かない。やはり維新の会を迎合しているだけと言えるのではないだろうか。

先生：君達の代は高校3年間の教育は無償であったはずである。

戸巻：塾の問題は確かにそうである。韓国では塾に通えない子達のために東進のサテライト授業のようなものを行った。しかし、教育格差は埋まっていない。名目上でやっているのが実際であり、根本原因が分かりづらくなっている。

先生：韓国は塾を廃止しようとまでしていた。

戸巻：韓国は公正さを過度に求める。受験がマークシートだけっていう時代もあった。

先生：逆にもっと試験を色々な方式にすれば良い。東アジアは特に平等感が異常である。ハーバードなどではお金があれば成績はどうであれ入学できる。その分お金持ちはお金を多く大学に納めることで経済面で大きく貢献できる。このような平等感もある。

高井：日本人は共同幻想論の考えで偏差値を元に大学をアイデンティティにしている。

鈴木：その様な傾向は科挙からではないか。

先生：偏差値で測っているものは役に立つものではないのではないだろうか。教養として学んでいる面が大きい。

戸巻：ペーパー試験で入学した生徒は A0 入学とかでは本当の学力は測れないと述べることが多い。本当の学力はペーパー試験で測れるのか。

安藤：改憲案と現実のギャップがすごくあるように感じられた。安倍内閣はやはり自分のために改憲を進めているように感じる。法で自身達が守られているという感覚ではなく自身達が法を守らないといけないという感覚を持つことが大事だと感じた。

《執筆・編集者》

浅原 泉 安東 寛崇 伊藤 友紀 乾 晴美 織田 桃花
小沼 和己 櫻 茜理 鈴木 大輔 豊泉 風花 行谷
有加 本田 柊 松島 彩砂 村田 陸

(敬称略/五十音順)

2018 年度 春学期 活動記録

発行日 2018 年 7 月 28 日

発行者 早稲田大学 文化構想学部
社会構築論系 現代共生理論